

令和元年度財務省政策評価書

令和 2 年 9 月

財 務 省

目 次

○ 令和元年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み	7
2. 財務省の政策評価のスケジュール	8
3. 「令和元年度実績評価書」の概要	8
参考1 財務省の「政策の目標」の体系図（令和元年度版）	11
参考2 指標等の設定状況及び主な内閣の基本的な方針との関連一覧表	12
参考3 「政策の目標」の評定結果一覧表	14
参考4 東日本大震災対応（概要）－令和元年度における主な取組状況－	15

II 「政策の目標」ごとの実績評価書

（総合目標 6目標）

総合目標1（財政）	19
総合目標2（税制）	25
総合目標3（財務管理）	29
総合目標4（通貨・金融システム）	37
総合目標5（世界経済）	43
総合目標6（財政・経済運営）	55

（政策目標 24目標）

政策目標1（健全な財政の確保）

政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）	58
政策目標1－2（必要な歳入の確保）	69
政策目標1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）	72
政策目標1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）	79
政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）	83
政策目標1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営）	86

政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）

政策目標2－1（経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化に対応及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実）	90
--	----

政策目標3（国の資産・負債の適正な管理）

政策目標3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）	97
政策目標3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実）	114
政策目標3－3（庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実）	130

政策目標 3－4（国庫金の効率的かつ正確な管理）	149
<u>政策目標 4（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）</u>	
政策目標 4－1（通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止）	155
政策目標 4－2（金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理）	165
<u>政策目標 5（貿易の秩序維持と健全な発展）</u>	
政策目標 5－1（内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等）	171
政策目標 5－2（多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進）	176
政策目標 5－3（関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上）	184
<u>政策目標 6（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）</u>	
政策目標 6－1（外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保）	203
政策目標 6－2（開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進）	222
政策目標 6－3（日本企業の海外展開支援の推進）	237
<u>（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）</u>	
政策目標 7－1（政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保）	240
政策目標 8－1（地震再保険事業の健全な運営）	249
政策目標 9－1（安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理）	255
政策目標 10－1（日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保）	260
政策目標 11－1（たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保）	266
Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）	273
○ 規制に係る政策評価	277
○ 租税特別措置等に係る政策評価	307
○ 参考資料	
令和元年度において実施したアンケート調査の概要	315
用語集	317

○ 令和元年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み

(1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

(2) 財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月策定。以下、「基本計画」といいます。）政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等に当たっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

(3) 財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。」と定めています（平成13年1月6日策定、令和元年6月27日財務省の組織理念の明確化・明文化として公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています（「参考1 財務省の「政策の目標」の体系図」（令和元年度版）参照）。

(4) 財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。
- ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。

- ④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

2. 財務省の政策評価のスケジュール

毎年、3月に翌年度に行う政策についての実施計画を策定・公表（事前分析表も含みます。）（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月目途にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、その作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、翌年3月に実施計画の策定等を行うにあたって、適切に反映（Action）しています。

このように、PDCAサイクルの実行を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

3. 「令和元年度実績評価書」の概要

(1) 目標

令和元年度は、「令和元年度政策評価実施計画」（平成31年3月作成、令和元年10月一部改正）において設定した30目標（6の総合目標、24の政策目標）について、実績評価方式による評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考2 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」を、「政策の目標」ごとの評価については「参考3 「政策の目標」の評価結果一覧表」を参照ください）。

（注1）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

（注2）測定指標には「テーマ又は施策の番号（2桁又は3桁）一定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号－上記の範囲内での枝番号」という4桁又は5桁の番号からなる指標番号を付しています。

例 「政1－1－1－A－1」：施策1－1－1（政策目標1－1の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

イ 総合目標（6目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の6つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目標全体の評価を行うことで評価過程の透明化に努めています（テーマが一つのものもあります。）。

□ 政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

令和元年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

（健全な財政の確保） 政策目標 1－1～1－6 の 6 目標

（適正かつ公平な課税の実現） 政策目標 2－1

（注） 政策目標 2－2～2－4 の 3 目標は、中央省庁等改革基本法第16条第 6 項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、令和 2 年10月頃を目途に評価を行う予定です。

（国の資産・負債の適正な管理） 政策目標 3－1～3－4 の 4 目標

（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持） 政策目標 4－1 及び 4－2 の 2 目標

（貿易の秩序維持と健全な発展） 政策目標 5－1～5－3 の 3 目標

（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）

政策目標 6－1～6－3 の 3 目標

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保） 政策目標 7－1～11－1 の 5 目標

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合（令和元年度は全ての総合目標について最終年度となっているものではありません。）における途中年度の進捗が順調である場合には「□」としています。

また、実績（値）が目標（値）を達成していないもののその差が僅かである場合には「△」としています。

□ テーマ（総合目標の場合）又は施策（政策目標の場合）の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況につ

いて、次の5段階で評価を行っています。

- 「s + 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「政策の目標」の評価

テーマ又は施策の評価を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評価が全て「s」であれば「S」、一部が「s」で残りが「a」であれば「A」というように客観的な方法により、次の5段階で評価を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評価の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評価については、「政策の目標」の評価と区別するため、符号を小文字にしています。

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政
(総合目標 1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すと、財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出面において財政健全化に取り組む。

税制
(総合目標 2)

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、異次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧な検討をするなど取組を進める。そうした取組により、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理
(総合目標 3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム
(総合目標 4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組む、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済
(総合目標 5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営 (総合目標 6)

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保
(政策目標 1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方間の財政歳出・国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度的な構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現
(政策目標 2)

- 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に因應するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 国内税の適正かつ公平な賦課及び徴収の促進
- 2-3 酒類業の健全な発達
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理
(政策目標 3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デイスクロージャーの推進及び機関の充実に努める
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持
(政策目標 4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展
(政策目標 5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会要物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進
(政策目標 6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策の基本目標 (総合目標)

各政策分野の目標 (政策目標)

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

「政 策 の 目 標」			テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
				定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
総合目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	1	2	○	○	○	○
	2	財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧を検討するなど取組を進める。そうした取組により、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。	1	0	1	1	○	○	○	○
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。	4	0	4	4	—	○	○	○
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	2	—	—	—	○
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	5	○	—	○	○
	6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	2	○	○	○	○
小 計			11	1	15	16				
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	1	4	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	1	○	○	—	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	4	—	—	—	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	—	—	—	—
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	1	—	—	○	○
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	—	—	—	—
	2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	3	1	4	○	○	○	○

「政 策 の 目 標」			テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
				定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
政策 目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	—	○	—	—
	3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	4	2	5	7	—	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	4	6	10	16	—	—	○	○
	3-4	国庫金の効率のかつ正確な管理	3	3	0	3	—	—	—	—
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	—	—	—	○
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	—	—	—	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	—	—	—	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	2	1	2	3	○	—	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	12	3	15	—	—	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	4	8	5	13	○	—	—	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	6	7	—	—	○	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	—	—	○	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	—	—	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	3	1	2	3	—	—	—	—
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	3	3	○	○	○	—
	10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	—	—	—	—
	11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	3	4	7	—	—	—	—
小 計			66	50	76	126				
合 計			77	51	91	142				

※ 施政方針演説：第201回国会（2年1月20日安倍総理大臣）

財政演説：第201回国会（2年1月20日麻生財務大臣）

骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）「経済財政運営と改革の基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）

その他：骨太方針以外の閣議決定等

注：「内閣の基本的な方針との関連」欄の○印は、当該「政策の目標」が明示的に取り上げられているもの。

【総合目標】

		評定
1	財政	A
2	税制	A
3	財務管理	A
4	通貨・金融システム	A
5	世界経済	A
6	財政・経済運営	A

【政策目標】

		評定
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	A
1-2	必要な歳入の確保	A
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	A
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S
2-1	経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S
3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	A
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S

東日本大震災等への対応（概要）
－令和元年度における主な取組状況－

財務省は、東日本大震災等への対応として、令和元年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政・経済運営

令和2年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生など、復興・創生期間の最終年度において必要な施策を確実に実施するための所要の経費を計上しました。【政策目標1－1】

被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の全面的な簡素化を行いました。【政策目標1－3】

「令和2年度地方財政計画」については、震災復興特別交付税を3,398億円措置するなど、震災対応に万全を期す内容としました。【政策目標1－5】

2. 国有財産

東日本大震災等における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、13件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。

特殊会社等の株式については、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から適切に株主議決権の行使等を行うため、平成28年5月に策定した「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を令和元年9月に公表しました。

また、法律により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めました。【政策目標3－3】

3. 政策金融等

(1) 政策金融

東日本大震災については、日本政策金融公庫において、

① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続

② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施等の措置を講じています。

また、熊本地震については、日本政策金融公庫において、「平成28年熊本地震特別貸付」や被災地域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ及び「セーフティネット保証4号（通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証）及び災害関連保証」に係る特例措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。【政策目標7－1】

(2) 地震再保険

被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、「南海トラフ地震臨時情報」の提供開始といった地震保険制度を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けて、地震保険制度等研究会を開催し、検討を行いました。近年の地震災害により民間危険準備金残高が減少し、民間の負担力が低下している状況に対しては、本研究会での議論のとりまとめを踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る方策について、令和2年度予算としてとりまとめ、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。

【政策目標8－1】

4. その他

(1) 金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、令和2年度予算や借入の認可等に当たり、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁と連携して監督を行いました。なお令和元年度においては、3件の再生支援決定が行われたほか、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など426件のソリューション提供が行われました。【政策目標4－2】

(2) たばこ・塩事業

東日本大震災によって被災された小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、9件の処理をしました。【政策目標11－1】

Ⅱ 「政策の目標」ごとの実績評価書

総合目標 1：我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

上記目標の概要

急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化しています。国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和元年度末には1,063兆円（対GDP比192.5%）に達するなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。

そのため、政府は、日本の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続するとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現することとします。また、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、財政健全化目標を踏まえ、中長期的に持続可能な財政構造を目指すこととし、上記の目標を設定しています。

（上記目標を構成するテーマ）

総 1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

総合目標 1 についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

**評
定
の
理
由**

令和元年度においては、社会保障・税一体改革のうち税制抜本改革の最大の柱である消費税率の引上げを実施しました。

令和2年度予算については、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化を着実に実施するほか、勤務医の働き方改革の推進をはじめ、社会保障の充実を行うとともに、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を着実に実行するため、「臨時・特別の措置」を計上するなど、現下の重要課題に的確に対応すると同時に、財政健全化に向けた取組も着実に進めています。具体的には、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下、「骨太の方針2018」といいます。）における「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続しました。

我が国の財政状況は依然として極めて厳しい状況であることに変わりはなく、更なる財政健全化に努める必要がありますが、以上のとおり、令和元年度においても財政健全化に向けた取組を着実に進めており、テーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策 の 分 析	(必要性・有効性・効率性等)
	財政の長期的な持続可能性を維持していくためには、財政健全化目標の達成に向けて引き続き取り組む必要があると考えています。 この目標を達成するため、令和元年度においても財政健全化に向けた取組を着実に進めたところであり、総合目標の達成に対して有効に機能していると考えています。

テーマ

総 1－1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

[主要]総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組

		達成度
目標値	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す	□
実績値	—	

(目標値の設定の根拠)

「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」において、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す」、「同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する」とあるためです。

(参考)

国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比(実額)		国・地方の公債等残高の対GDP比	
2019（令和元）年度	▲2.6%(▲14.5兆円)	2019（令和元）年度末	192.5%
2018（平成30）年度	▲1.9%(▲10.5兆円)	2018（平成30）年度末	192.2%
2017（平成29）年度	▲2.2%(▲11.9兆円)	2017（平成29）年度末	188.9%
2016（平成28）年度	▲2.9%(▲15.3兆円)	2016（平成28）年度末	188.5%
2015（平成27）年度	▲2.9%(▲15.3兆円)	2015（平成27）年度末	185.6%
2014（平成26）年度	▲3.8%(▲19.6兆円)	2014（平成26）年度末	184.6%
2013（平成25）年度	▲5.3%(▲26.8兆円)	2013（平成25）年度末	182.7%
2012（平成24）年度	▲5.5%(▲27.0兆円)	2012（平成24）年度末	179.3%
2011（平成23）年度	▲6.4%(▲31.7兆円)	2011（平成23）年度末	172.1%

(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和2年7月31日経済財政諮問会議提出）

(目標の達成度の判定理由)

2025年度のプライマリーバランス黒字化目標の達成を実現するために、引き続き歳出・歳入両面からの改革に取り組むことが必要です。

令和元年度においては、社会保障・税一体改革のうち税制抜本改革の最大の柱である消費税率の引上げを実施しました。

測定指標（定量的な指標）

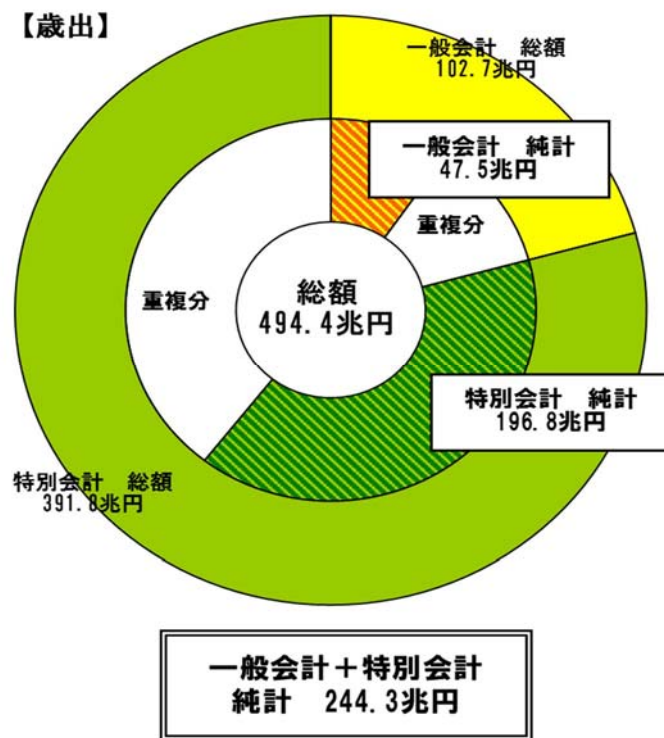
	令和2年度予算については、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化を着実に実施するほか、勤務医の働き方改革の推進をはじめ、社会保障の充実を行うとともに、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を着実に実行するための「臨時・特別の措置」を計上するなど、現下の重要課題に的確に対応すると同時に、財政健全化に向けた取組も着実に進めています。具体的には、「骨太の方針2018」における「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続しました。 このように、財政健全化に向けた取組を進めていることから、達成度は「□」としました。		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施		
	目 標	引き続き、社会保障・税一体改革を継続的に実施します。 （目標の設定の根拠） 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等の内容を確実に実施していくためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化の同時達成を目指すという社会保障・税一体改革の考え方を踏まえ、社会保障の充実・安定化と同時に、重点化・効率化を進めることが必要です。さらに、「新しい経済政策パッケージ」を策定し、全世代型社会保障制度への転換を進めることとしています。令和元年度においては、社会保障・税一体改革のうち税制抜本改革の最大の柱である消費税率の引上げを実施しました。令和2年度予算においては、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し、幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化を着実に実施するほか、勤務医の働き方改革の推進など社会保障の充実を実施しました。 このように、社会保障・税一体改革の着実な実施に努めたことから、達成度は「□」としました。	□
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

総 1－1 に係る参考情報

参考指標 1：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/04.pdf

参考指標 2：一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額（令和 2 年度）



（出所）主計局総務課、法規課調

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

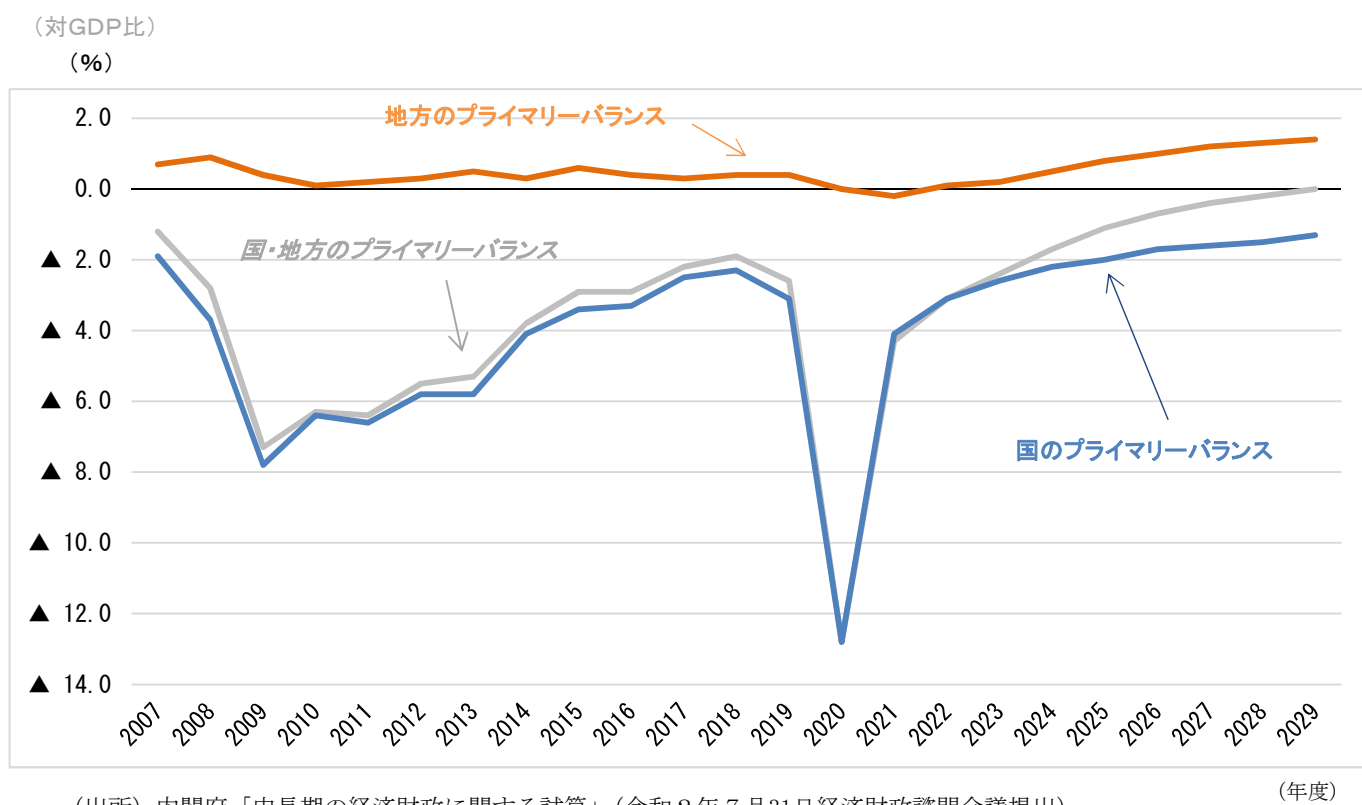
参考指標 3：公債発行額・公債依存度の推移

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/04.pdf

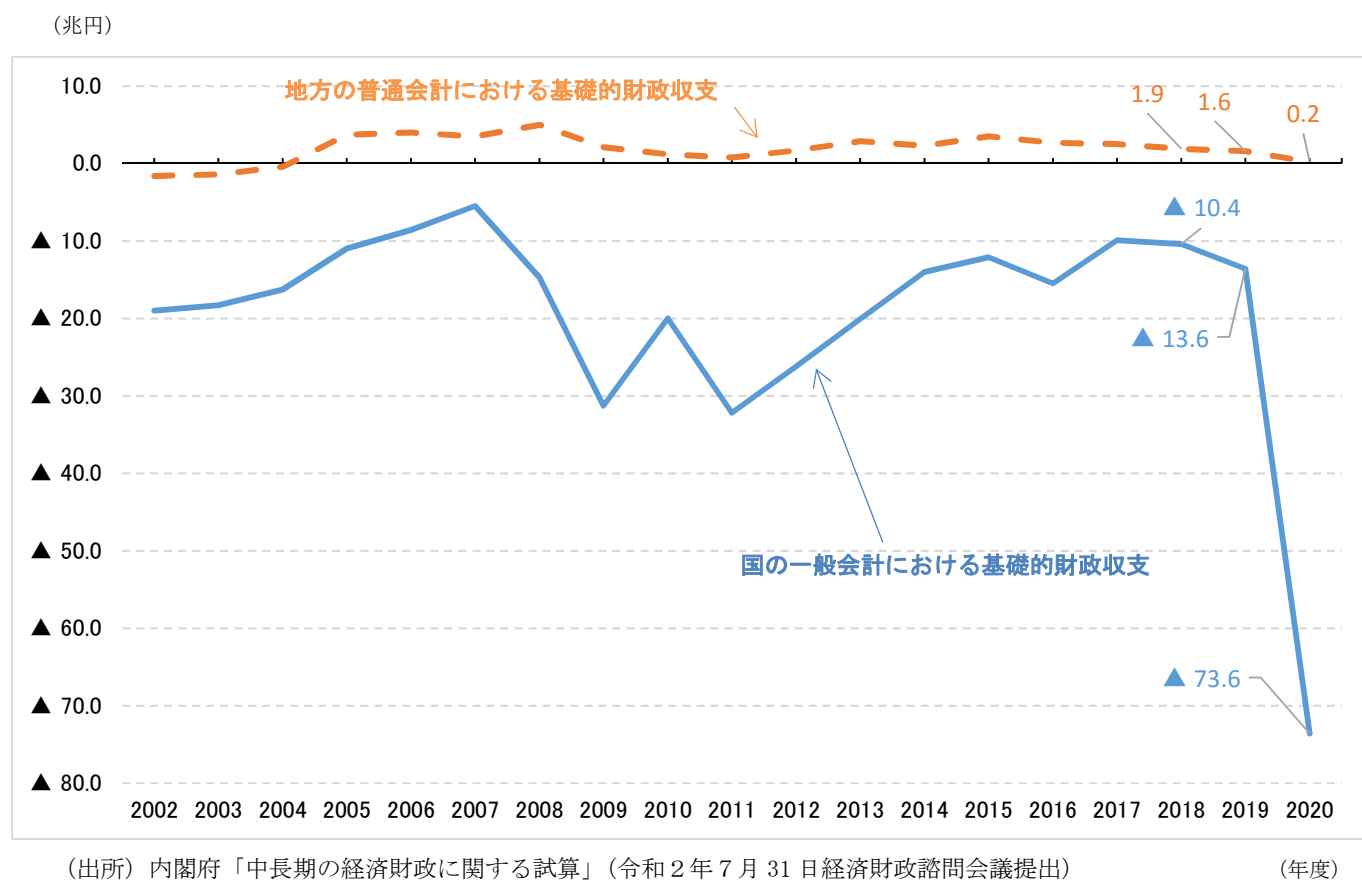
参考指標 4：公債残高の推移

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/04.pdf

参考指標 5：国及び地方のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移



参考指標 6：一般会計のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移



参考指標 7：国及び地方の財政収支の推移

<https://www5.cao.go.jp/keizai3/econome/r2chuuchouki7.pdf>

参考指標 8：国民負担率（対国民所得比）の状況

<https://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/sy202002a.pdf>

評価結果の反映	以下のとおり、上記の評価結果も踏まえて実施します。		
	我が国の財政に対する信託を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。		
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、同年4月20日変更）等を受けて、補正予算による対応などを講じたところであり、これらが財政へ与える影響を注視していくこととしています。			
財務省政策評価懇談会における意見	○ 財政健全化について、検証とリカバリープランを並行してやっていただきたい。 ○ 新型コロナウイルス感染症を契機に、今後、世界的に財政赤字解消についての議論が進む中で、日本は先行して、しっかりとした計画を立てる必要がある。		
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第201回国会 総理大臣施政方針演説（令和2年1月20日） 第201回国会 財務大臣財政演説（令和2年1月20日） 令和2年度予算編成の基本方針（令和元年12月5日閣議決定） 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和2年1月20日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定） 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の財政状況：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/04.pdf 等		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和元年度においては、消費税率を上げるとともに、令和2年度予算においては、歳出改革の取組を継続することなどにより、財政健全化に向けた取組を進めました。		
担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和2年9月

総合目標 2： 財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生 100 年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧検討をするなど取組を進める。そうした取組により、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

上記目標の概要	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」の基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。 このため、税制においては、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧検討をするなど取組を進めます。そうした取組により、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 （上記目標を構成するテーマ） 総 2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
-----------------------	--

総合目標 2 についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由

全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「税制抜本改革法」という。）の規定に基づき、令和元年10月1日に消費税率（国・地方）を8%から10%に引き上げました。

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として、令和元年10月から、軽減税率制度を実施しました。

今回の消費税率引上げに際し、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）等に基づき、消費税率引上げ前後の需要変動を平準化する措置や軽減税率制度の周知徹底を行うなど、様々な取組を行いました。

また、令和2年度税制改正において、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現やNISA（少額投資非課税）制度の見直しなどを行うこととし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和2年3月27日に成立しました。

総合目標について、令和元年度は上述のような対応を行い、テーマ2-1の評価も「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策 の 分 析	(必要性・有効性・効率性等)
	令和2年度税制改正は、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現やNISA（少額投資非課税）制度の見直しを行うなど、現下の経済社会の状況を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。 また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。

テーマ	総２－１：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討		
	目 標	経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。 （目標の設定の根拠） 税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和２年度税制改正において、経済社会の構造変化等に対応するため、下記について対応することとし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和２年３月27日に成立しました。 ① 持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行う。 ② 経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現やNISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。 ③ 国際課税制度の見直しや納税環境の整備等を行う。 また、税制調査会（用語集参照）において、平成25年6月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和元年９月26日に答申（「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」）が取りまとめられました。令和２年１月10日、新たに税制調査会の委員の任命がなされるとともに、内閣総理大臣より税制調査会に対し諮問が行われました。 また、経済のデジタル化を含む国際課税上の課題については、国際的な合意に基づく解決策をとりまとめるべく、OECDを中心とした国際的な議論に積極的に貢献しました。 上記に加え、新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対する緊急に必要な税制上の措置について早	□

		急に検討を進めました。 今後も引き続き、財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。	
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評 定 の 理 由	令和2年度税制改正において、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現やN I S A（少額投資非課税）制度の見直しを行うなど、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。 また、税制調査会において、平成25年6月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和元年9月26日に答申が取りまとめられました。 以上を踏まえ、測定指標が「□」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

総2-1に係る参考情報

参考指標1：税収比率の推移

年度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14
%	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4
年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23
%	52.5	53.7	57.4	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5	42.5
年度	24	25	26	27	28	29	30	令和元 (補)	2(予)
%	45.2	46.9	54.6	57.3	56.9	59.9	61.0	57.5	61.9

(出所) 「我が国の財政事情」(令和元年12月作成)を基に主税局総務課で作成

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/04.pdf)

(注) 平成30年度以前は決算額、令和元年度は補正後予算額、令和2年度は予算額による。

参考指標2：主要税目(国税)の税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02)

参考指標3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲(総1-1：参考指標1)】

評価結果の反映	財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和2年度税制改正の着実な実施、令和3年度の税制改正の内容の検討に取り組めます。 上記に加え、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとし、それらの内容を含む「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が令和2年4月30日に成立し、関連する政省令含め、同日公布及び施行されました。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第201回国会 総理大臣施政方針演説（令和2年1月20日） 第201回国会 財務大臣財政演説（令和2年1月20日） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（平成27年11月13日税制調査会） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（平成28年11月14日税制調査会） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②（平成29年11月20日税制調査会） 経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（令和元年9月26日税制調査会） 諮問（令和2年1月10日税制調査会） 令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）
--------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	税収の推移： 「歳出に占める税収の割合」 「主要税目（国税）の税収の推移」 等
---------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	社会保障と税の一体改革に引き続き取り組みました。また、令和2年3月27日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立しました。
--------------------	--

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-------------------------------------	----------	--------

総合目標3：経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政（財務管理）策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。

上記目標の概要	我が国の財政は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和元年度末には1,063兆円（対GDP比192.5%）に達するなど、主要先進国の中でも最悪の水準となっており、極めて厳しい状況にあります。 このような状況を踏まえ、財務省としては、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、より安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。 また、財政投融资（用語集参照）については、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制を図るという特徴を発揮しつつ、中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たしていきます。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国有財産（用語集参照）の有効活用を推進していきます。 こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。 （上記目標を構成するテーマ） 総3-1：適切な国債管理政策を実施する 総3-2：財政投融资を適切に活用する 総3-3：国有財産の有効活用を推進する 総3-4：国庫金の適正な管理を行う
----------------	--

総合目標3についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評価の理由	テーマ3-1から3-4までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。 すべてのテーマについて評価が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用すること及び国有財産の有効活用を図ることは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。 特に、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定すること、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫（用語集参照）内に生じた余裕資金を最大限有効活用すること、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画（用語集参照）を編成すること、地方公共団体と連携して地域や社会のニーズを踏まえて国有財産を有効活用することは、総合目標3の目標達成に有効であると考えています。

テーマ 総3-1：適切な国債管理政策を実施する			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営		
	目 標	市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ国債管理政策を適切に運営していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、より安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に遂行することにより、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。 国債発行計画は、市場に対し、今後1年間の国債発行予定を明示し、市場の予見可能性、安定性を高める役割を果たしています。 令和元年度においては、各ゾーンでバランスを取って減額することとした令和元年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。 また、補正予算による要調達額の変更に合わせて、国債発行計画を変更しました。 令和元年度国債発行計画については、補正予算における建設国債の対当初比2.2兆円の増額、特例国債の同2.2兆円の増額、復興債の同▲0.02兆円の減額、財投債の同0.6兆円の増額、借換債（用語集参照）の同1.2兆円の増額を反映し、国債発行計画を変更しました。 令和2年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズ・動向等を踏まえた年限構成としました。 引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「□」としました。	□

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

テーマ	総3-2：財政投融资を適切に活用する		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総3-2-B-1：各年度の財政投融资計画の編成		
	目 標	国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画を編成します。 （目標の設定の根拠） 財政投融资計画について、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和2年度財政投融资計画の策定にあたっては、成長力強化のための重点投資として、現下の低金利状況を活かした高速道路の整備及び成田国際空港滑走路の新設・延伸や、日本企業の海外展開支援等に取り組むこととしました。この結果、令和2年度財政投融资計画の規模は、132,195億円（令和元年度計画比0.8%増）となりました。 また、令和元年度計画補正においては、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）を踏まえ、現下の低金利状況を活かしたインフラ整備に対する超長期の資金供給や、日本企業の海外展開支援等を行うため、14,503億円の追加を行いました。 そのほか、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和元年東日本台風（台風第19号）等の災害に係る予備費使用に伴う災害復旧事業等及び令和元年度補正予算（第1号）に伴い地方公共団体が実施する事業に必要な資金を確保するため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金を6,658億円増額手当て（弾力追加）しました。 さらに、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」第一弾（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び第二弾（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に伴って発生した新たな資金需要にも令和元年度財政投融资計画の下で的確に対応しました。 上記実績のとおり、必要な資金需要に的確に対応する令和2年度財政投融资計画の策定及び令和元年度財政投融资計画補正を行いました。また、令和元年度財政融資資金運用計画においても、弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。引き続き、財政投融资を適切に活用していく必要があることから、達成度は「□」と評価しました。	□
テーマについての評価	a 相当程度進展あり		

評定の理由	令和２年度財政投融资計画については、成長力強化のための重点投資として、現下の低金利状況を活かした高速道路の整備及び成田国際空港滑走路の新設・延伸や、日本企業の海外展開支援等、真に必要な資金需要に的確に対応しています。また、令和元年度計画補正においては、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を踏まえ、14,503億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、6,658億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。
	以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

総３－２に係る参考情報

財政投融资計画及び計画残高の推移

(単位：億円)

区 分	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
財政融資					
当初計画	100,876	108,662	108,538	106,911	111,864
改定計画	140,023	116,364	114,996	125,522	
実 績	120,987	102,993	98,286		
年度末残高	1,114,330	1,092,082	1,053,193		
産業投資					
当初計画	2,973	3,792	3,645	3,849	4,510
改定計画	5,667	3,792	3,645	4,199	
実 績	2,846	2,213	2,186		
年度末残高	51,764	54,026	54,971		
政府保証					
当初計画	30,962	38,828	32,448	20,434	15,821
改定計画	33,251	38,828	32,448	22,634	
実 績	29,282	34,301	25,639		
年度末残高	343,130	334,995	316,943		
財政投融资合計					
当初計画	134,811	151,282	144,631	131,194	132,195
改定計画	178,941	158,984	151,089	152,355	
実 績	153,115	139,507	126,111		
年度末残高	1,509,224	1,481,103	1,425,107		

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注１) 平成29年度の実績は資金年度ベースにおける計数整理を行ったものであり、30年度政策評価書の計数と異なっている。

(注２) 平成30年度の実績の計数は、30年度の決算時の見込値である。

(注３) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

(参考) 財政投融资計画残高において、政府保証債は額面金額（政府保証外債は額面金額を外国貨幣換算率によって換算した金額）で計上している。

テーマ 総３－３：国有財産の有効活用を推進する		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 総3-3-B-1：国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況	
	目 標	達成度
	国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、国と地方公共団体の庁舎の合築など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。 (目標の設定の根拠) 国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズを踏まえ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	□
テーマについての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	地方公共団体と連携して国公有財産の最適利用に取り組んでいるほか、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用の推進に取り組んでいます。 また、未利用国有地（用語集参照）の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化を図るとともに公文書管理や電子決裁を徹底するなど、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行いました。 以上のことから、測定指標が「□」であることなどを踏まえ、当該テーマの評価は、上記の通り、「a 相当程度進展あり」としました。 なお、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めました。	

総 3－3に係る参考情報

参考指標 1：社会福祉分野等における国有財産の活用実績

	売却件数	定期借地貸付件数
保育関係	5 件	4 件
高齢者関係	4 件	6 件
障害者関係	2 件	0 件
医療関係	1 件	0 件

(出所) 理財局国有財産業務課調

テーマ	総 3－ 4：国庫金の適正な管理を行う		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総3-4-B-1：国庫金の効率的かつ正確な管理		
	目 標	国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 国庫金の過不足の調整（用語集参照）等国庫金の管理を一層効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも資金全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、国庫金の効率的な管理を行いました。 出納の正確性については、国庫原簿（用語集参照）と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかの検証を行いました。 引き続き、国庫金の効率的かつ正確な管理に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	
テーマについての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	国庫金の過不足の調整等国庫金の管理を効率的に行い、また日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 (国債管理政策) 我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）等を受けた補正予算編成に伴い、国債発行計画の変更を行いました。 (財政投融资) 中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を受けて、財政投融资計画補正を行いました。 (国有財産の有効活用) 国有財産は国民共有の貴重な財産であることから、地域や社会のニーズ及び個々の財産の状況を踏まえて、中長期的な視点から最適な形で国有財産の有効活用を推進していきます。 また、未利用国有地の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化を図るとともに、公文書管理や電子決裁を徹底してきました。今後とも、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行っていきます。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して収入が減少した事業者・個人の貸付料等に係る債権の履行期限を延長する措置を行いました。 (国庫金の管理) 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	-------------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第201回国会 財務大臣財政演説（令和元年1月20日） 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年12月20日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定） 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ） 新経済・財政再生計画 改革工程表2019（令和元年12月19日経済財政諮問会議決定） 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）
---------------------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	平成30年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 （国債管理政策） 我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営しました。 （財政投融资） 中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応しました。 （国有財産の有効活用） 地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国公有財産の最適利用に取り組んだほか、国有財産の有効活用を推進しました。 また、未利用国有地の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化を図るとともに公文書管理や電子決裁を徹底するなど、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行いました。 なお、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めました。 （国庫金の管理） 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保しました。
------------------------	---

担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官室）	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--	----------	--------

総合目標 4：関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融（通貨・金融システム）危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

上記目標の概要	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。 財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようバランスを取ることが重要であると考えます。 人口減少による国内市場の縮小や市場のグローバル化、デジタル化の進展といった環境変化により、金融サービスや金融機関のあり方が大きく変容しつつあり、国内外で金融規制改革や金融技術革新の進展に対応した議論が行われてきているところです。 こうした中、財務省としては、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行います。 また、地域経済の活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。 また、通貨の流通状況等を適切に把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。 （上記目標を構成するテーマ） 総 4-1 金融システムの安定を確保する 総 4-2 通貨に対する信頼を維持する
-----------------------	--

総合目標 4 についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備に向けた取組・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。 また、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めました。引き続き、通貨に対する信頼の維持に向け取り組んでいく必要があります。 以上のとおり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、総合目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
---------------------	---

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理、ひいては金融システムの安定の確保に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。 通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。 令和元年度は、通貨の流通状況等を把握し適切に製造計画を策定し、見直すとともに、通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する取組を行いました。
-------	---

テーマ	総４－１：金融システムの安定を確保する		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組		
	目 標	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に万全を期していきます。 （目標の設定の根拠） 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために必要な水準となっているかについて、その使用状況の検証を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備に向けた取組・運用を行いました。引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	□
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備に向けた取組・運用を行うことにより、金融システムの安定の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

総 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：国内金融機関の自己資本比率

(単位：％)

	平成28年 3 月期	29年 3 月期	30年 3 月期	31年 3 月期	令和 2 年 3 月期
主要行等	(国際統一基準行) 16.17 (国内基準行) 13.30	(国際統一基準行) 16.29 (国内基準行) 11.88	(国際統一基準行) 17.63 (国内基準行) 11.26	(国際統一基準行) 17.83 (国内基準行) 10.52	(国際統一基準行) 17.00 (国内基準行) 11.04
地域銀行	(国際統一基準行) 14.10 (国内基準行) 10.20	(国際統一基準行) 13.94 (国内基準行) 9.86	(国際統一基準行) 14.01 (国内基準行) 9.70	(国際統一基準行) 13.84 (国内基準行) 9.47	(国際統一基準行) 13.28 (国内基準行) 9.52

(出所)「主要行等の令和 2 年 3 月期決算の概要」(令和 2 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200605-1/20200605-1.html>) 等

「地域銀行の令和 2 年 3 月期決算の概要」(令和 2 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200605-2/20200605-2.html>) 等

(注 1) 小数点第 2 位の数は、四捨五入による。

(注 2) 主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

(注 3) 主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、名古屋銀行及び北國銀行を指す。

参考指標 2：国内金融機関の不良債権比率・残高

(単位：兆円、％)

		平成28年 3 月期	29年 3 月期	30年 3 月期	31年 3 月期	令和 2 年 3 月期
主要行等	不良債権残高	3.1	2.9	2.2	2.0	2.1
	不良債権比率	1.0	0.9	0.7	0.6	0.6
地域銀行	不良債権残高	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8
	不良債権比率	2.1	1.9	1.7	1.7	1.7
全国銀行	不良債権残高	8.4	7.7	6.7	6.7	6.8 (注2)
	不良債権比率	1.5	1.3	1.1	1.1	1.1 (注2)

(出所)「主要行等の令和 2 年 3 月期決算の概要」(令和 2 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200605-1/20200605-1.html>) 等

「地域銀行の令和 2 年 3 月期決算の概要」(令和 2 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200605-2/20200605-2.html>) 等

「令和元年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等 (ポイント)」(令和 2 年 2 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/status/npl/20200221.html>)

(注 1) 不良債権残高は金融再生法開示債権(用語集参照)残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。

(注 2) 令和元年 9 月期の数値を記載。

(注 3) 小数点第 1 位の数は、四捨五入による。

(注 4) 主要行等とは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

テーマ	総４－２：通貨に対する信頼を維持する		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組		
	目 標	通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。 （目標の設定の根拠） 日本銀行券及び貨幣を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	通貨の流通状況等については、日本銀行と連携して適切に把握しました。 令和元年度においては、製造する日本銀行券及び貨幣について、流通状況等を勘案のうえ必要枚数を検証し、年度途中に適切に製造計画を見直しました。日本銀行券及び貨幣ともに、計画に基づき独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）や独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に製造させることで通貨を円滑に供給しました。 令和２年度に製造する通貨については、市中における流通状況等を勘案のうえ、所要の通貨を確実に供給できるよう製造計画を策定しました。 また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、日本銀行や警察当局等の国内の関係機関との意見交換の実施等による連携強化を図りました。さらに、国立印刷局及び造幣局に対して偽造防止技術の開発状況等を報告させるとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。 こうした取り組みの成果を反映し、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、新しい日本銀行券（一万円、五千円、千円）を2024年度上期を目処に、新しい五百円貨幣を2021年度上期を目処に発行することとしました。 これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 （注）財務省ウェブサイト 「日本銀行券製造計画について」 https://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/2020ginnkoukennkeikaku.html 「貨幣製造計画について」 ○令和元年度貨幣製造計画（改定） https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2019kaheikeikaku-kaitei-3.html ○令和２年度貨幣製造計画 https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2020kaheikeikaku.html 上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。	□

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	日本銀行と連携して通貨の流通状況等を適切に把握するとともに、日本銀行券及び貨幣の製造計画を見直すこと等により、所要の通貨を確実に供給しました。また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国内の関係機関との意見交換の実施による連携強化等により、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。こうした取組は引き続き行う必要があります。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 (金融システムの安定を確保するための取組) 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めます。 (通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。
財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）（平成30年12月21日閣議決定） 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の金融情勢： 「主要行等の令和2年3月期決算の概要」（金融庁） 「地域銀行の令和2年3月期決算の概要」（金融庁） 「令和元年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」（金融庁） 一般会計予算書
前年度政策評価結果の政策への反映状況	(金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用) 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備に向けた取組・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。 (通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、

	通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期しました。
--	---

担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局国庫課	政策評価実施時期	令和２年９月
--------------	------------------	-----------------	--------

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

上記目標の概要	経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。 (上記目標を構成するテーマ) 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
----------------	--

総合目標5についての評価結果	
総合目標についての評価	
評価の理由	G20議長国としての貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G20(用語集参照)、G7(用語集参照)等の国際的な枠組みへの参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。とりわけ、令和元年度においては、G20議長国(同年11月まで)として、グローバル・インバランスや高齢化といった、世界経済が直面する課題について、G20の議論を主導するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」などの国際的な合意を取りまとめるなど、世界経済の持続的発展に大きく貢献しました。また、地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献しています。 「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。 日本企業の海外展開支援については、「未来投資戦略2018」の重要な取組の1つであり、国際協力機構(JICA)の円借款(用語集参照)や国際協力銀行(JBIC)の投融資といったツールを活用して推進しています。また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。 WTO(世界貿易機関：用語集参照)及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進する

	ことにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。
--	--

テーマ 総５－１：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画		
	目 標	世界経済の持続的発展等を目的として、G20、G7等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	G20では、平成31年4月、令和元年6月、10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議、同年6月に開催されたG20大阪サミットなどの場において、世界経済に関する議論に積極的に参画したほか、我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得ました。 日本議長下のG20財務トラックでは、「世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現のための基盤づくり」の観点から「Ⅰ. 世界経済ーリスクと課題」、「Ⅱ. 成長力強化のための具体的取組」、及び「Ⅲ. 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応」を3つの柱として設定し、二国間および多国間の議論を重ねました。 これらの議論を経て、日本議長下のG20の集大成として、令和元年6月にG20財務大臣・中央銀行総裁会議を福岡で開催し、次の通り成果を取りまとめました。 世界経済については、グローバル・インバランス（グローバルな経常収支の不均衡）の是正のためには、多国間協調に基づき、各国が適切にマクロ経済政策・構造改革を行うことが必要であることを確認しました。更に、高齢化を含む人口動態の変化がもたらす諸課題について、G20で初めて取り上げ、特に金融包摂に関する「G20福岡ポリシー・プライオリティ」を承認しました。 成長力強化のための具体的取組については、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を承認するとともに、「途上国におけるUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）ファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」を文書として取りまとめました。また、債務の透明性の向上・持続可能性の確保を実現するため、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働の重要性を再確認しました。 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応については、「デジタル課税に関する解決策に向けた作業計画」を承認するとともに、技術革新が金融セクターにもたらす機会とリスクなどについて議論しました。 また、これらの日本議長下でのG20財務トラックのプライオリティに沿って進められたG20の運営は、各国から高い評価を得ました。	□

	一方、G 7においても、平成28年に議長国を務めた経験を踏まえ、フランス議長下における令和元年7月のG 7シェンティイ財務大臣・中央銀行総裁会議や、同年8月のG 7ビアリッツ・サミットでの「不平等との戦い」に関する議論に積極的に参画し、世界経済や国際金融システムの安定に向けて大きく貢献しました。 アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組であるA P E C（アジア太平洋経済協力：用語集参照）に関しては、令和元年10月にチリ・サンティアゴにてA P E C財務大臣会合が開催されました。同会合においては、世界経済及び地域経済、災害リスクファイナンス・保険、並びにインフラ開発と資金調達の加速についての議論に積極的に参画しました。 令和元年10月に合意された、9年振りとなるアフリカ開発銀行本体の増資や、同年12月に合意された、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（I D A）及びサブサハラの高所得国を支援するアフリカ開発基金（A f D F）の3年に1度の増資とそれに伴う改革に関し、我が国が議論を主導し、合意形成に大きく貢献しました。増資に応じるための法改正も、令和元年度内に完了しました。 テロや大量破壊兵器の拡散にかかる資金供与等の課題に関しては、国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他テロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました（参考指標3参照）。 特に、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、F A T F（金融活動作業部会：用語集参照）勧告を踏まえ、国連安保理制裁委員会による対象者の指定から外為法に基づく資産凍結等の措置の実施までの日数を短縮することにより、国際基準に基づく速やかな資産凍結を着実に進めました。 また、関係省庁と緊密に連携して、F A T F 勧告の履行に係る有効性を高める取組を推進し、令和元年度から行われている第四次対日相互審査に向けた対応を着実に進めました。更に、国内のF A T F 勧告実施を推進するため、他国の審査に係る会合を含め、F A T F 関連会合にも出席し、他国の事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。加えて、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を行いました。 （注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。 以上のように、令和元年度は上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。
--	---

[主要]総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進		
測定指標 (定性的な指標)	目標	達成度
	ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。 （目標の設定の根拠） 我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、地域金融市場の安定化のために重要なためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由 ASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、地域金融市場の強靱性向上のため、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）の強化を目的として、IMF（国際通貨基金：用語集参照）との連携強化を柱とするCMIM契約書の最初の定期的見直しを完了するなど、機能強化の取組を進めました。また、AMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、サーベイランス能力の強化やCLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）をはじめとする域内国家の能力向上を支援する技術支援を推進しました。更に、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）の推進や、SEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）について、災害保険の開始に向けた取組を主導するなど、地域金融協力の推進に貢献しました。 二国間財務・金融協力に関しては、中国との間では、平成30年5月の日中首脳会談で早期実現することが合意された、邦銀の人民元クリアリングバンクとしての指定や邦銀への債券引受（平幹事）ライセンスの付与が実現しました。インドとの間では、同国における資本市場の育成に向けた知見の共有や官民による金融規制緩和に関する協議のほか、両国のマクロ経済についての意見交換を行いました。更に、ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との関係においては、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、令和元年5月にフィリピン中央銀行との間で日本円＝フィリピン・ペソ直接交換に関する意向表明書に署名し、次いで同年12月には、インドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力覚書を締結するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 令和元年度は上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	□

測定指標 (定性的な指標)	[主要]総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進		
	目 標	ODA等を通じ、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援します。また、「未来投資戦略2018」等を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性を図ります。	達成度
		(目標の設定の根拠) ODA等を通じた支援が、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICAやJBIC等を通じた支援を行っています。 JICAについては、令和元年度において、計4件、約2,193億円（交換公文（E／N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。また、海外投融資の活用に向けた取組として、日ASEAN首脳会議（令和元年11月）に際して、ASEAN地域を中心に、質の高いインフラ、金融アクセス・女性等支援、グリーン投資の分野について、民間を含む更なる資金動員を目指し、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」を立ち上げました。 JBICについては、令和2年1月に、これまでの「質高インフラ環境成長ファシリティ」（JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth:QI－ESG）を強化した「質高インフラ環境成長ウィンドウ（QI－ESG）」、及び日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等を支援する「海外展開支援ウィンドウ」の2つのウィンドウからなる「成長投資ファシリティ」を創設しました。また、技術優位性等を持つ日本企業による海外展開等を支援するため、令和2年1月に株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の一部を改正し、JBICによる支援の対象となる先進国向け事業を追加しました。 令和元年度は上記実績のとおり、ODA等を活用した新興国・開発途上国の支援、及びJICAやJBIC等の機能の改善・強化を活用した日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	□
[主要]総5-1-B-4：「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進			
目 標	平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に関係省庁等と連携しながら着実に実施し、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更なる成長に貢献していきます。	達成度	
	(目標の設定の根拠) 途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。		

実績及び目標の達成度の判定理由	世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融资奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました（参考指標6参照）。また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関（MDBs）と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世銀東京防災ハブや世銀東京開発ラーニングセンター（TDLC）との連携を深めてきました。		□
	こうした取組の一環として、日本議長下のG20において、質の高いインフラ投資を優先課題として掲げ、質の高いインフラ投資の推進に向けた国際的な議論を主導しました。こうした議論に基づき、令和元年6月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20大阪サミットにおいて、「開放性」、「透明性」、「経済性」、「借入国の債務持続可能性」等の要素を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認されました。「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえた個々の施策の着実な実施や、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践をはじめ、質の高いインフラ投資の推進に今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。		
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G20やG7等の国際的な枠組に積極的に参画しました。 アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、ASEAN+3の強靱性向上の取組や、アジア各国との二国間財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。 ODA等を通じた新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展の支援や、日本企業の海外展開支援の推進に向けて、JICAやJBIC等の機能の改善・強化を活用した着実な支援を実施しました。 質の高いインフラ投資の推進に向けて、関係機関との連携を図りつつ、着実な取組を進めました。 以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、「a 相当程度進展あり」としました。		

参考指標１：最近の世界経済の動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率(%)			
	2016	2017	2018	2019	2016	2017	2018	2019	2016	2017	2018	2019
世界	3.4	3.9	3.6	2.9	2.8	3.2	3.6	3.6	—	—	—	—
日本	0.4	1.2	0.5	2.2	2.8	0.8	-0.1	0.5	3.6	3.4	3.1	2.8
米国	2.5	2.9	1.6	2.4	1.6	0.1	1.3	2.1	6.2	5.3	4.9	4.3
ドイツ	2.2	1.7	2.2	2.5	0.8	0.7	0.4	1.7	5.0	4.6	4.2	3.8
フランス	1.0	1.1	1.1	2.3	0.6	0.1	0.3	1.2	10.3	10.4	10.0	9.4
英国	2.6	2.4	1.9	1.9	1.5	0.0	0.7	2.7	6.2	5.4	4.9	4.4
ユーロ圏	1.9	2.5	1.9	1.2	0.2	1.5	1.8	1.2	10.0	9.1	8.2	7.6
中国	7.3	6.9	6.8	6.9	2.0	1.4	2.0	1.6	4.1	4.1	4.0	3.9
新興アジア	6.8	6.7	6.3	5.5	2.8	2.4	2.6	3.2	—	—	—	—
中南米	-0.6	1.3	1.1	0.1	5.6	6.0	6.2	7.1	—	—	—	—
サハラ以南 アフリカ	10.7	10.7	8.3	8.4	10.7	10.7	8.3	8.4	—	—	—	—

IMFによる世界経済見通しの推移（2020年4月）

(対前年比GDP成長率、単位：%)

	2019					2020					2021				
	19.10 時点	20.01 時点	20.04 時点	19.10 との差	20.01 との差	19.10 時点	20.01 時点	20.04 時点	19.10 との差	20.01 との差	19.10 時点	20.01 時点	20.04 時点	19.10 との差	20.01 との差
日本	0.9	1.0	0.7	▲ 0.2	▲ 0.3	0.5	0.7	▲ 5.2	▲ 5.7	▲ 5.9	0.5	0.5	3.0	2.5	2.5
米国	2.4	2.3	2.3	▲ 0.1	0.0	2.1	2.0	▲ 5.9	▲ 8.0	▲ 7.9	1.7	1.7	4.7	3.0	3.0
ユーロ圏	1.2	1.2	1.2	0.0	0.0	1.4	1.3	▲ 7.5	▲ 8.9	▲ 8.8	1.4	1.4	4.7	3.3	3.3
ドイツ	0.5	0.5	0.6	0.1	0.1	1.2	1.1	▲ 7.0	▲ 8.2	▲ 8.1	1.4	1.4	5.2	3.8	3.8
イタリア	0.0	0.2	0.3	0.3	0.1	0.5	0.5	▲ 9.1	▲ 9.6	▲ 9.6	0.8	0.7	4.8	4.0	4.1
英国	1.2	1.3	1.4	0.2	0.1	1.4	1.4	▲ 6.5	▲ 7.9	▲ 7.9	1.5	1.5	4.0	2.5	2.5
先進国計	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0	1.7	1.6	▲ 6.1	▲ 7.8	▲ 7.7	1.6	1.6	4.5	2.9	2.9
アジア	5.9	5.6	5.5	▲ 0.4	▲ 0.1	6.0	5.8	1.0	▲ 5.0	▲ 4.8	6.2	5.9	8.5	2.3	2.6
中国	6.1	6.1	6.1	0.0	0.0	5.8	6.0	1.2	▲ 4.6	▲ 4.8	5.9	5.8	9.2	3.3	3.4
インド	6.1	4.8	4.2	▲ 1.9	▲ 0.6	7.0	5.8	1.9	▲ 5.1	▲ 3.9	7.4	6.5	7.4	0.0	0.9
新興国計	3.9	3.7	3.7	▲ 0.2	0.0	4.6	4.4	▲ 1.0	▲ 5.6	▲ 5.4	4.8	4.6	6.6	1.8	2.0
世界計	3.0	2.9	2.9	▲ 0.1	0.0	3.4	3.3	▲ 3.0	▲ 6.4	▲ 6.3	3.6	3.4	5.8	2.2	2.4

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2020.4)

(<https://www.imf.org/en/Publications/WE0/Issues/2020/04/14/weo-april-2020>)

参考指標 2 : 途上国の貧困削減状況

1日1.9ドル以下で生活している人口（数）

（単位：百万人）

	2005年	2008年	2011年	2015年	2018年
東アジア・太平洋	357	296	168	47	28
南アジア	510	469	332	N. A.	N. A.
欧州・中央アジア	23	13	10	8	6
中東・北アフリカ	9	9	8	14	28
サブサハラ・アフリカ	386	395	403	420	N. A.
中南米	55	40	34	25	28
合 計	1346	1226	961	737	N. A.

（出所）世界銀行 PovcalNet (<http://iresearch.worldbank.org/PovcalNet/povDuplicateWB.aspx>)

（注）2015年の南アジア及び2018年の南アジア、サブサハラ・アフリカのデータは、調査範囲の狭さを理由に公開されていない。

参考指標 3 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13～25年度	668個人・団体	228個人・団体
26年度	46個人・団体	18個人・団体
27年度	46個人・団体	20個人
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人
令和元年度	19個人・団体	7個人・団体
小 計	819個人・団体	297個人・団体
累 計	522個人・団体	

（出所）国際局調査課外国為替室調

参考指標 4 : 円借款実施状況

円借款実績の推移

（単位：億円、件数）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
金 額	20,510	17,535	15,221	10,936	14,416
件 数	66	51	49	34	40

（出所）国際局開発政策課（参事官室）調

（注1）数字は交換公文ベース（円建て）（債務救済を含まない）。

（注2）平成26年度、国際開発協会（IDA）に対する円借款「国際開発協会第17次増資のための借款」1,903億8,645万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆184億円、45件。

平成29年度、国際開発協会（IDA）に対する円借款「国際開発協会第18次増資のための借款」2,923億8,773万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆8145億円、50件。

参考指標５：国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の出融資保証業務実施状況

（承諾ベース、単位：億円）

	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	287	22,763	246	19,299	117	10,673	99	13,225	127	15,932
輸出金融	22	1,410	20	1,750	14	347	13	1,027	18	1,890
輸入金融	1	2,523	－	－	1	2,380	－	－	－	－
投資金融	260	18,581	222	17,210	101	7,644	83	11,780	107	13,821
事業開発等金融等	4	248	4	337	1	300	3	417	2	220
保 証	7	1,066	8	2,935	8	481	13	3,507	9	758
出 資	4	143	3	162	5	777	5	437	3	96
合 計	298	23,974	257	22,397	130	11,932	117	17,171	139	16,787

（出所）国際協力銀行調

（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
アジア	2,751	6,932	1,735	3,220	7,811
（東南アジア）	(1,954)	(6,878)	(1,325)	(2,894)	(3,618)
大洋州	69	111	182	－	25
ヨーロッパ	5,983	5,257	600	6,044	4,031
中 東	4,276	1,342	3,875	1,514	764
アフリカ	149	－	1,384	343	53
北 米	4,553	5,502	1,497	161	1,309
中南米	4,968	62	2,012	2,273	1,870
国際機関等	－	98	－	56	110
その他	155	154	161	50	53
合 計	22,907	19,462	11,451	13,663	16,028

（出所）国際協力銀行調

（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
アジア	577	1,499	8	2,396	117
（東南アジア）	(550)	(1,499)	(8)	(2,396)	(117)
ヨーロッパ	－	－	－	650	120
中 東	－	－	164	－	－
北 米	383	556	308	355	416
中南米	105	828	－	52	－
国際機関等	－	50	－	53	105
合 計	1,066	2,935	481	3,507	758

（出所）国際協力銀行調

（注）切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

参考指標 6：海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績（注）

（単位：兆円）

	平成22年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実績	10	15	19	20	21	23	25

（出所）『経協インフラ戦略会議』資料（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/kaisai.html>）

（注）各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」を含む。

テーマ 総5－2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む			
測定指標 （定性的な指標）	[主要] 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組		
	目 標	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。 （目標の設定の根拠） 世界的な保護主義の懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献し、令和元年6月のG20大阪サミットにおいては、各国首脳間において、WTOの機能を改善するため、必要なWTO改革への支持が再確認されました。 経済連携の推進に関して、平成30年12月には我が国が議論を主導してきた11か国によるTPP（環太平洋パートナーシップ：用語集参照）11協定が発効し、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）が発効しました。これらは、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものです。TPP11協定や日EU・EPAにおいては、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定を盛り込み、加盟国と連携しながら円滑な実施に取り組みました。 令和2年1月には日米貿易協定・デジタル貿易協定が発効したことにより、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することに繋がりました。 加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。	□

	上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	
テーマについての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。	

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 ASEAN+3の枠組や二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行っていきます。 日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款等やJBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進していきます。特に、令和2年4月にはJBIC「成長投資ファシリティ」の下に「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」を設け、同年7月には日本企業が先進国で行う事業に対するJBICの融資等を幅広く可能としたところです。これらを通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた日本企業の海外事業の維持・継続等を支援していきます。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。特に、日本は、MDBsに対し新型コロナウイルスを始めとするパンデミック対策の充実を求めてきたところであり、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大で影響を受けている開発途上国への支援に貢献していきます。 質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践に向けて取り組んでまいります。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日、平成30年6月7日、令和元年6月3日改訂） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定） 第201回国会 総理大臣所信表明演説（令和2年1月20日）
---------------------------------	--

	未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定） 総合的なTPP等関連政策大綱（令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定）
--	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	IMFによる世界経済見通しの推移（令和2年1月）
---	---------------------------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	G7やG20等における取組に積極的に参画しました。特に議長国として臨んだG20においては、グローバル・インバランスや高齢化といった、世界経済が直面する課題に対して、G20の議論を主導するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」などの国際的な合意を取りまとめるなど、世界経済の持続的発展に大きく貢献しました。 ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させました。 平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、開発途上国の経済社会の発展と我が国経済の推進のため、質の高いインフラ投資の推進に向けた取組を着実に実施しました。 日本企業の海外展開支援は、「未来投資戦略2018」等においても重要な取組の一つとされており、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款やJBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進しました。 国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しました。
---------------------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和2年9月
---------------------	--	------------------------	---------------

総合目標 6：総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに（財政・経済運営）に、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

上記目標の概要	関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「成長戦略実行計画」等に沿って適切な財政・経済の運営を行います。 （上記目標を構成するテーマ） 総 6-1：経済政策「アベノミクス」を推進することで、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。
----------------	--

総合目標 6 についての評価結果	
総合目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	財務省として、関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「成長戦略実行計画」等に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。 また、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）を策定し、これを踏まえて、令和元年度補正予算（令和2年1月30日成立）を迅速かつ着実に実施するとともに、令和2年度予算（令和2年3月27日成立）を編成しました。あわせて、総合経済対策を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速にも取り組みました。 他方、我が国の財政状況は依然として極めて厳しい状況であること等も踏まえ、以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評定が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 「経済財政運営と改革の基本方針」や「成長戦略実行計画」等の政府の重要な方針に基づき適切な財政・経済の運営を行うことは、経済成長と財政健全化を両立するためには必要かつ有効な取組です。

テーマ	総6－1：経済政策「アベノミクス」を推進することで、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総6-1-B-1：「経済財政と改革の基本方針2019」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析		
	目 標	「経済財政と改革の基本方針2019」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大することが重要であるからです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	経済成長に関する目標と財政健全化目標を達成するための取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。経済成長に関する目標については、「成長戦略実行計画」に示された施策に取り組んでいます。財政健全化目標については、「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続しました。なお、引き続き、目標達成時期までの間、「経済財政運営と改革の基本方針」に記載されている政策の進捗状況を把握・分析していく必要があることから、達成度を「□」としました。	□
	[主要]総6-1-B-2：大震災等からの復興加速への取組		
	目 標	東日本大震災や熊本地震からの復興の加速に全力で取り組みます。	達成度
（目標の設定の根拠） 引き続き大震災等からの復興の加速に取り組むことが重要であるからです。			
実績及び目標の達成度の判定理由	総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に全力で、かつ適切に取り組みました。なお、引き続き、相次ぐ自然災害からの復興に全力で取り組む必要があるため、達成度を「□」としました。	□	
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	以上のとおり、すべての測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

総 6－1に係る参考情報

参考指標1「主要経済指標（実質成長率等）」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai/mitoshi/2019/r020120mitoshi.pdf>)

(出所) 令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和2年1月20日閣議決定）

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」や「成長戦略実行計画」に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。 また、令和元年度補正予算及び令和２年度予算を迅速かつ着実に実施するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みます。 加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月７日閣議決定、令和２年４月20日変更）等を受けて、補正予算を編成しております。		
財務省政策評価懇談会における意見	該当なし		
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	新しい経済政策パッケージ（平成29年12月８日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年６月21日閣議決定） 成長戦略実行計画（令和元年６月21日閣議決定） 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月５日閣議決定） 令和２年度予算編成の基本方針（令和元年12月５日閣議決定） 令和２年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和２年１月20日閣議決定）第201回国会 総理大臣施政方針演説（令和２年年１月20日） 第201回国会 財務大臣財政演説（令和２年１月20日）		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国内の経済状況：主要経済指標（実質成長率等）（内閣府）		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	経済成長と財政健全化の双方を実現する道筋について、経済財政諮問会議において検討を進め、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を令和元年６月21日に閣議決定しました。また、成長戦略の司令塔である未来投資会議での議論を踏まえ、「成長戦略実行計画」を令和元年６月21日に閣議決定しました。また、関係府省と連携しながら、適切な財政・経済の運営を行いました。		
担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和２年９月

政策目標 1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

上記目標の概要	国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。 経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的に優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。 (上記目標を達成するための施策) 政1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組 政1-1-2 : 財政に関する広報活動
----------------	--

政策目標 1-1 についての評価結果

政策目標についての評価	A 相当程度進展あり
-------------	------------

評価の理由	(重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組) 令和2年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(以下、「骨太の方針2018」といいます。)における「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続する一方で、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化を着実に実施するほか、勤務医の働き方改革の推進をはじめ、社会保障の充実を行うなど、現下の重要課題に的確に対応することとしています。 また、防衛装備品の取得について、原価の精査、仕様の見直し等の装備調達の最適化や、費用対効果の低いプロジェクトの見直し等を徹底することにより、効率化・合理化を実現するなど、予算の質的改善を推進しています。 一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定、同年4月20日変更。以下、「緊急経済対策」といいます。)等を受けて、令和2年度においては補正予算による対応などを講じているところであり、今後も、「緊急経済対策」において、引き続き経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、必要に応じて、時機を逸することなく対応するとされていることに留意が必要です。 これらを踏まえ、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「相当程度進展あり」と考えられます。 (広報活動) 予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。 また、各府省等の概算要求書等及び政策評価調査をそれぞれ令和元年10月9日及び同年10月30日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしました。 以上のとおり、広報活動については、「目標達成」と考えられます。
--------------	--

	以上のとおり、施策１－１－１の評価は「a 相当程度進展あり」、施策１－１－２の評価は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、「令和２年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づくものであり、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指していくうえで、重要な意義のある取組です。 令和２年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的な配分を行い、有効な予算配分に努めたほか、予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用等により、予算の効率化に努めています。 (令和元年度行政事業レビューとの関係) ・ 予算編成支援システム 「外部有識者の所見を踏まえ、今後も、利用者の利便性を図るとともに、国民への情報提供の質の向上という観点からも検討を進め、また、次期システムの刷新開発に当たっては、システムの安定稼働を確保しつつ、システムの陳腐化や複雑化を解消し、運用コスト削減に努め、引き続き、一者応札の改善に向けた取組を行う」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、システム刷新開発を遅滞なく進めるなど、運用コスト削減に向けた取組みを実施したほか、引き続き入札における競争性向上に向けた各種検討及び取組を行いました。(事業番号 0001)

施策	政１－１－１：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施		
	目標	一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられています。この目標達成に向けて、2019年度から2021年度の3年間について、社会保障関係費については、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる、非社会保障関係費については、これまでの歳出改革の取組を継続するといった歳出改革の取組方針が示されており、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めていきます。 (目標の設定の根拠) 予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和２年度予算については、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化を着実に実施するほか、勤務医の働き方改革の推進をはじめ、社会保障の充実を行うなど、現下の重要課題に的確に対応するとともに、「骨太の方針 2018」における「新経済・	○

	財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続しています。 一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「緊急経済対策」等を受けて、補正予算による対応などを講じているところです。 結果として、今後の新型コロナウイルス感染症の財政への影響を注視する必要があるものの、財政健全化に取り組んだため、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/01.pdf)	
政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映		
目 標	予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。 (目標の設定の根拠) 財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥ（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算へのフィードバックするためです。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	令和2年度予算において、予算執行調査の結果を踏まえ、事業等の必要性・有効性・効率性について検証することで、事業の抜本的見直し等を行うとともに、決算結果を踏まえ、多額の不用が生じている事業等については、個々の予算の内容等の厳正な見直しを行い、また、政策評価、行政事業レビュー、決算検査報告や国会での指摘・議決などについても、個々の事業等の必要性・効率性の検証を行うことなどにより、予算編成等へ適切に活用・反映したことから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/4.pdf) (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai38/siryou2.pdf)	○
政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応		
目 標	復興事業については、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。 (目標の設定の根拠) 東日本大震災からの復興を迅速に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	令和2年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生など、復興・創生期間の最終年度において必要な施策を確実に実施するための所要の経費を計上していることから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価	a 相当程度進展あり	

評 定 の 理 由	令和２年度予算においては、高等教育の無償化などの社会保障の充実や「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月５日閣議決定）の着実な実行といった重要課題に重点化しつつ、「新経済・財政再生計画」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるなど、歳出改革の取組を継続することなどにより、財政健全化を実現する予算とすることができました。 一方で、「緊急経済対策」等を受けて補正予算による対応などを講じているところであり、引き続き、今後の新型コロナウイルス感染症対策の動向を踏まえる必要があります。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるものの、新型コロナウイルス感染症の財政への影響を注視する必要があるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

政１－１－１に係る参考情報

参考指標１「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総１－１：参考指標２）】

参考指標２「一般会計歳出の構成」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/01.pdf

参考指標３「一般会計歳出概算所管別内訳」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/03.pdf

参考指標４「なぜ財政は悪化したのか（歳出構造の変化①②）」

https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201910_kanryaku.pdf

参考指標５「各予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/index.html

社会保障関係費の推移及び内訳

（単位：億円、％）

	令和元年度		２年度		増△減	
		うち通常分		うち通常分		うち通常分
年金給付費	120,488	120,488	125,232	125,232	(3.9%) 4,743	(3.9%) 4,743
医療給付費	118,543	118,543	121,546	121,546	(2.5%) 3,003	(2.5%) 3,003
介護給付費	32,101	32,101	33,838	33,838	(5.4%) 1,736	(5.4%) 1,736
少子化対策費	23,581	23,581	30,387	30,387	(28.9%) 6,806	(28.9%) 6,806
生活扶助等社会福祉費	41,805	41,432	42,027	41,776	(0.5%) 222	(0.8%) 343
保健衛生対策費	4,399	4,093	5,184	4,949	(17.8%) 784	(20.9%) 856
雇用労災対策費	388	388	395	395	(1.8%) 7	(1.8%) 7
社会保障関係費 合計	341,306	340,627	358,608	358,121	(5.1%) 17,302	(5.1%) 17,495

（出所）「令和２年度社会保障関係予算のポイント」（令和元年12月 主計局厚生労働係）

（https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/15.pdf）

(注1) 各年度の予算額は当初予算額である。
(注2) 計数はそれぞれ四捨五入している。
(注3) 令和元年度予算額は、令和2年度予算額との比較対照のため組替掲記している。
(注4) 「うち通常分」は臨時・特別の措置を除いた金額を記載している。

文教及び科学振興費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成28年度		29年度		30年度		令和元年度		2 年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
文教及び科学振興費	(53, 580) 53, 580	△0. 0	53, 567	△0. 0	(53, 512) 53, 646	0. 1	(55, 884) 56, 025	4. 7	55, 055	△1. 5
(内訳)										
義務教育費国庫負担金	15, 271	△0. 1	15, 248	△0. 1	15, 228	△0. 1	15, 200	△0. 2	15, 221	0. 1
科学技術振興費	(12, 930) 12, 929	0. 6	13, 045	0. 9	(13, 175) 13, 159	0. 9	13, 597	3. 2	13, 639	0. 3
文教施設費	807	10. 7	788	△2. 3	766	△2. 8	1, 694	121. 2	1, 250	△26. 2
教育振興助成費	23, 442	△1. 0	23, 315	△0. 5	(23, 075) 23, 225	△0. 4	(24, 017) 24, 158	4. 7	23, 768	△1. 0
育英事業費	1, 132	10. 2	1, 171	3. 5	1, 269	8. 4	1, 375	8. 4	1, 176	△14. 5

(出所)「令和2年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和2年1月 財務省主計局、理財局)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/r02y_c.pdf)

(注1) 各年度の予算額は当初予算額である。令和元年度については、臨時・特別の措置 2, 201億円を含み、また、令和2年度については、臨時・特別の措置 1, 143億円を含む。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注3) 上段 () 書きは、組替え後の計数であり、翌年度の伸率は、組替え後の計数との比較である。

公共事業関係費の推移

(単位：億円、%)

	平成28年度		29年度		30年度		令和元年度		2 年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
予 算 額	59, 737	0. 0	59, 763	0. 0	59, 789	0. 0	(69, 099) 60, 596	(15. 6) 1. 3	(68, 571) 60, 669	(△0. 8) 0. 1

(出所)「令和2年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(令和元年12月 主計局国土交通・公共事業総括係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/19.pdf)

(注1) 各年度の予算額は当初予算額である。

(注2) 令和元年度及び2年度予算額の本書は通常分の予算額、上段 () 書は通常分と臨時・特別の措置の合計額である。

防衛関係費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成28年度		29年度		30年度		令和元年度		2 年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
人 件 ・ 糧 食 費	21, 473	1. 7	21, 662	0. 9	21, 850	0. 9	21, 831	△0. 1	21, 426	△1. 9
歳 出 化 経 費	18, 377	0. 6	18, 767	2. 1	18, 898	0. 7	19, 675	4. 1	20, 326	3. 3
一 般 物 件 費	10, 692	2. 6	10, 822	1. 2	11, 163	3. 2	11, 068	△0. 8	11, 382	2. 8
防 衛 関 係 費	50, 541	1. 5	51, 251	1. 4	51, 911	1. 3	52, 574	1. 3	53, 133	1. 1
S A C O 関係経費	28	△39. 5	28	0. 2	51	80. 6	256	404. 2	138	△46. 1
米軍再編関係経費 (地元負担軽減)	1, 766	23. 9	2, 011	13. 9	2, 161	7. 5	1, 679	△22. 3	1, 799	7. 2
政府専用機関係経費	140	30. 1	216	54. 2	312	44. 0	62	△80. 2	0	△99. 5
臨時・特別の措置	-	-	-	-	-	-	508	皆増	508	0. 0
そ の 他	48, 607	0. 8	48, 996	0. 8	49, 388	0. 8	50, 070	1. 4	50, 688	1. 2

(出所)「令和2年度防衛関係予算のポイント」(令和元年12月 主計局防衛係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/21.pdf)

(注1) 各年度の予算額は当初予算額である。

(注2)「人件・糧食費」とは、隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代である。

「歳出化経費」とは、過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払いである。

(注3) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

中小企業対策費の推移

(単位：億円、%)

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
予 算 額	1,825	1,810	1,771	1,790	1,753
伸 率	△1.7	△0.8	△2.2	1.0	△2.1

(出所)「令和2年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」(令和元年12月 主計局経済産業係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/09.pdf)

(注) 各年度の予算額は当初予算額である。令和元年度については、臨時・特別の措置 50億円を含み、また、令和2年度については、臨時・特別の措置 30億円を含む。

農林水産関係予算の推移

(単位：億円、%)

区 分	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	
						増△減
農 林 水 産 関 係 予 算	(0.0)	(△0.1)	(△0.2)	(0.4)		(0.0)
	23,091	23,071	23,021	23,108	23,109	1
(1) 公 共 事 業	(2.6)	(1.1)	(0.4)	(1.5)	<30.2>	(0.3)
	6,761	6,833	6,860	6,966	6,989	23
(2) 非 公 共 事 業	(△1.0)	(△0.6)	(△0.5)	(△0.1)	<69.8>	(△0.1)
	16,330	16,238	16,161	16,142	16,120	△22
農 業 関 係 予 算	17,308	17,325	17,336	17,297	17,285	△12
林 業 関 係 予 算	2,933	2,956	2,997	2,992	3,006	14
水 産 業 関 係 予 算	1,784	1,774	1,772	1,892	1,875	△17
農 山 漁 村 地 域 整 備 交 付 金	1,067	1,017	917	927	943	16

(出所)「令和2年度農林水産関係予算のポイント」(令和元年12月 主計局農林水産係)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/17.pdf)

(注1) 予算額は当初予算額で、上段の() 書きは対前年度増△減率、< > 書きは農林水産関係予算に占める構成比である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 令和元年度及び2年度予算は、上記の他に「臨時・特別の措置」を活用した防災・減災、国土強靱化のための緊急対策1,008億円を措置している。

エネルギー対策費の推移

(単位：億円、%)

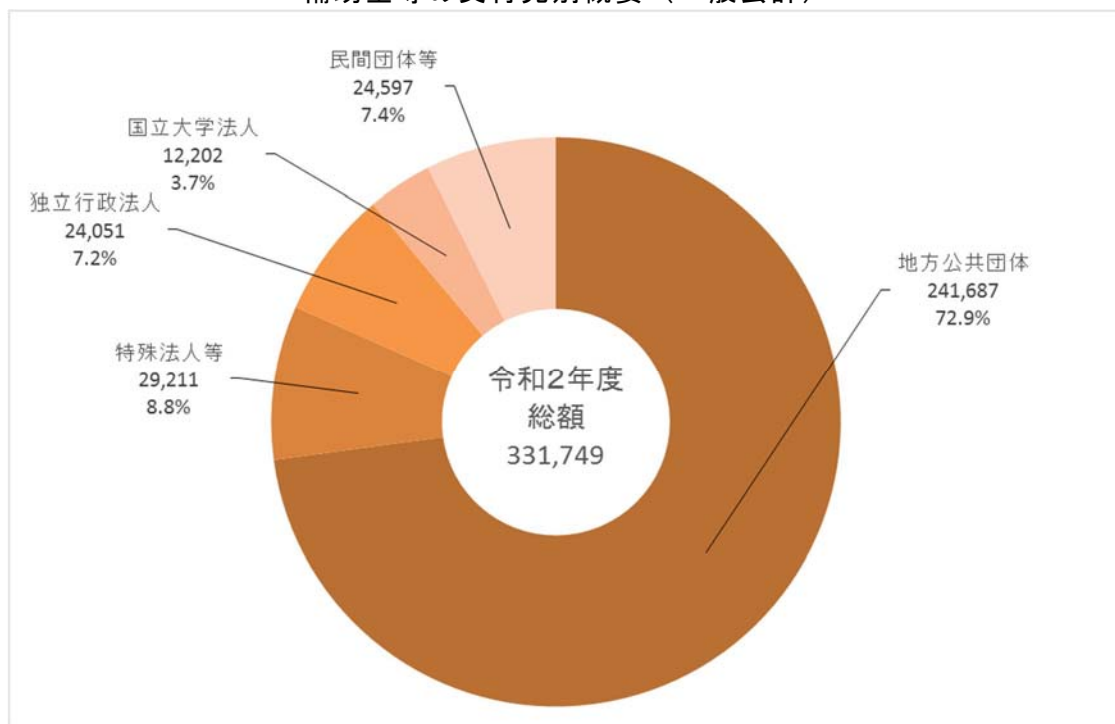
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
予 算 額	9,308	9,635	9,186	9,760	9,495
伸 率	3.6	3.5	△4.7	6.2	△2.7

(出所)「令和2年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和2年1月 財務省主計局、理財局)

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/sy020120.html)

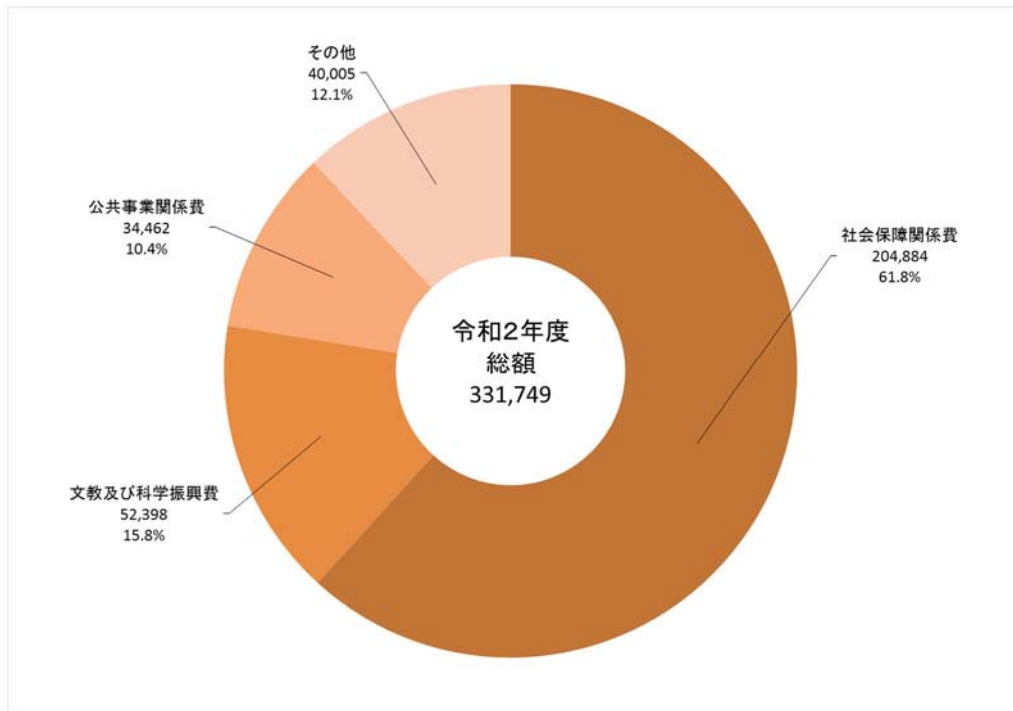
(注) 各年度の予算額は当初予算額である。令和元年度については、臨時・特別の措置 656億円を含み、また、令和2年度については、臨時・特別の措置 487億円を含む。

補助金等の交付先別概要（一般会計）



交付先	平成28年度		29年度		30年度		令和元年度		2 年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
地方公共団体	224,782	1.2	229,628	2.2	224,737	1.4	237,729	5.9	241,687	1.7
特殊法人等	27,877	0.7	26,936	△ 4.0	27,328	1.5	27,520	0.7	29,211	6.1
独立行政法人	20,614	△ 1.0	20,807	0.9	20,976	0.8	21,734	3.6	24,051	10.7
国立大学法人	11,649	△ 1.2	11,617	△ 0.3	11,585	△ 0.3	12,466	7.6	12,202	△ 2.1
民間団体等	18,232	△ 3.7	18,240	1.0	17,115	△ 6.1	22,378	30.7	24,597	9.9
合計	303,154	0.6	307,229	1.3	301,742	0.8	321,827	6.7	331,749	3.1

補助金等の主要経費別内訳（一般会計）



事項	平成28年度		29年度		30年度		令和元年度		2 年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
社会保障関係費	189,416	1.4	194,313	2.6	188,714	1.3	193,878	2.7	204,884	5.4
文教及び科学振興費	51,046	△ 0.3	51,051	0.01	51,014	△ 0.1	53,318	4.8	52,398	△ 1.5
公共事業関係費	30,024	0.0	29,987	△ 0.1	30,212	0.7	34,804	15.2	34,462	△ 1.0
その他	32,668	△ 1.9	31,878	△ 2.4	31,802	△ 0.2	39,827	25.3	40,005	1.9
合計	303,154	0.6	307,229	1.3	301,742	0.8	321,827	6.7	331,749	3.1

（出所）主計局調整係調

（注1）各年度の予算額は当初予算額である。

（注2）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

（注3）各年度の伸率は比較対照のため前年度の予算額を組替えて算出している場合がある。

参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」

（単位：件、億円）

区分 年度	新規		合理化廃止		合理化減額		補助率 引下げ 件数%	統合・メニュー化件数			終 期 定 件 数	定員削減力		その他 件数 キ	合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		統合前	統合後	差引		件数	金額		件数 ア～キ	金額 7+1+8
平成26年度	307	10,861	121	1,361	614	4,201	1	14	5	9	444	6	1	50	1,250	5,563
27年度	221	9,166	125	3,280	719	4,706	4	2	1	1	316	6	1	57	1,229	7,987
(1)		(8)														
28年度	167	3,021	149	2,130	657	5,347	4	7	6	1	306	6	1	30	1,159	7,478
29年度	199	1,657	82	1,679	632	3,249	2	11	10	1	327	6	1	31	1,091	4,929
30年度	221	2,409	100	713	622	3,377	1	22	22	0	357	5	1	42	1,149	4,090
令和元年度	284	44,085	118	35,079	603	3,040	3	21	13	8	338	10	3	34	1,127	38,122
2年度	312	11,804	112	1,104	717	10,067	2	0	0	0	269	6	1	32	1,138	11,173

（出所）主計局調整係調

（注1）各年度の予算額は当初予算額である。

（注2）計数は、一般会計の計数である。

（注3）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

（注4）上段（ ）は、行政改革推進法等に基づき新たに設立された独立行政法人に対する運営費交付金等を指し、外書である。

（注5）件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上しており、合計の件数はそれらの延べ件数である。

施策	政１－１－２：財政に関する広報活動								
測定指標（定量的な指標）	政1-1-2-A-1：各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化								
	年度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 目標値	達成度	
	目標値	概算要求書等	速やかに閲覧できるようにする (平成30年度までは定性的な目標)				10月10日前後	○	
		政策評価調書					10月末日		
	実績値	概算要求書等	速やかに閲覧できるようにした				10月 9 日		
		政策評価調書					10月30日		
	(出所) 主計局総務課及び司計課調 (目標値の設定の根拠) 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績を参考に目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 目標値のとおり、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和元年10月 9 日及び同年10月30日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしたことから、達成度は「○」としました。								
	測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況							
		目 標		積極的にパンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等の広報活動を実施します。					達成度
				(目標の設定の根拠) 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。					
実績及び目標の達成度の判定理由		財政に関するパンフレットの作成・配布や説明会等の広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。					○		
施策についての評価			s 目標達成						
評定の理由	各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和元年10月 9 日及び同年10月30日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにすることで、どのような予算要求がされているか、それがどのような政策評価における政策に対応するのかについての財政に関する情報提供を行いました。 また、財政に関するパンフレットについて、アンケート調査結果を踏まえた見直しを行ったほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施するとともに、多数の大学や地方公共団体等に積極的に出向き、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました。(実施回数：241回)								

以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 1－1－2に係る参考情報

参考指標 1：財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数

(単位：件)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
アクセス件数	284,452	270,223	271,155	267,195	250,534	295,463

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している予算・決算に関するページ (<https://www.mof.go.jp/budget/index>を含むURL) へのアクセス件数。

(注2) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の評価結果も踏まえて実施します。
	重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めます。
	上記に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「緊急経済対策」等を受けて、補正予算による対応などを講じているところです。
	広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行います。
	また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等及び予算編成支援システムの運用に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

該当なし

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	3,199,431	4,099,780	4,112,805	363,260
		補正予算	△ 6,282	—	△ 14	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	3,193,149	4,099,780	N. A.	
	執行額 (千円)		3,082,009	3,982,604	N. A.	

(概要)

財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等に必要な経費等。

(注1) 令和2年度当初予算のうち、「予算編成支援システム」に係る経費については、内閣所管(組織)内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されている。

(注2) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第201回国会 総理大臣施政方針演説（令和２年１月20日） 第201回国会 財務大臣財政演説（令和２年１月20日） 令和２年度予算編成の基本方針（令和元年12月５日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年６月15日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年６月21日閣議決定） 平成28年度以降５年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について（平成27年６月30日閣議決定） 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月８日閣議決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	我が国の財政状況：予算書、「令和２年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料（令和元年10月）」（財務省）等		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	令和２年度予算編成に当たっては、「新経済・財政再生計画」に定める財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。 広報活動については、日本各地の大学及び地方公共団体等で講義や説明を行ったほか、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、多様な媒体により積極的に行いました。		
担当部局名	主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官）	政策評価実施時期	令和２年９月

政策目標 1－2：必要な歳入の確保

上記目標の概要	健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはならず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・財政法第4条第1項）。 このうち、まず税収は、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものです。毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。また、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示してきたところですが、今後ともこれらの方法を通じて説明責任の向上に努めていきます。 次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入（用語集参照）」については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。 最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。 （上記目標を達成するための施策） 政1-2-1：必要な歳入の確保等
-----------------------	---

政策目標 1－2 についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由	令和2年度予算編成において、税収については、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通しなど、予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して適切に見積りを行いました。また、できる限りの税外収入の確保にも努めました。さらに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示し、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。 一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、同年4月20日変更。以下、「緊急経済対策」といいます。）等を受けて、令和2年度においては補正予算による対応などを講じているところであり、今後も、「緊急経済対策」において、引き続き経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、必要に応じて、時機を逸することなく対応するとされていることに留意が必要です。 施策1-2-1の評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
---------------------	--

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 「令和2年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していくうえで、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。 税収について適切な見積りを行うとともに、できる限りの税外収入の確保を図り、公債の発行額を極力抑制することは、健全な財政を確保していくうえで、有効な取組です。 また、適切な税収見積りのため、例えば法人税について、主要な大法人に対する調査、企業収益や景気動向に関する民間調査機関からのヒアリング等を効率的に実施しました。
-------	---

施策	政1-2-1：必要な歳入の確保等		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上		
	目標	税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。 (目標の設定の根拠) 必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関して説明責任の向上に努めるためです。また、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和2年度予算編成において、政府経済見通し等を踏まえ、一般会計税収を63.5兆円と見込むとともに、租税及び印紙収入予算の規模、見積りの大要及び各税の見積り方法等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」として早期にとりまとめ、国会に提出することに加え、財務省ウェブサイトを活用し、その公開に努めたところです。 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008aR2a.pdf) さらに、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保（6.1兆円）に努めました。 他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「緊急経済対策」等を受けて、令和2年度においては補正予算による対応などを講じているところです。これらの対応は、公債の追加発行によって財源を確保しております。 今後の新型コロナウイルス感染症の税収等への影響を注視する必要があるものの、最近の実績等を基礎に適切な見積りに努めたことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		a 相当程度進展あり	

評定の理由	令和２年度予算編成において、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する情報を適時適切に開示することを通じ、国民への説明責任の向上に努めました。「その他収入」についても、適切な見積りのもと、可能な限りその確保に努めました。 一方で、「緊急経済対策」等を受けて補正予算による対応などを講じているところであり、引き続き、今後の新型コロナウイルス感染症対策の動向を踏まえる必要があります。 測定指標が「○」であるものの、新型コロナウイルス感染症の税収等への影響を注視する必要があるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。
---------------------	---

政１－２－１に係る参考情報

参考指標１：一般会計税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)

参考指標２：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総１－１：参考指標１）】

参考指標３：歳入（一般会計）構成の推移

(https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/basic_data/201904/sy3104b.html)

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「緊急経済対策」等を受けて、補正予算による対応などを講じているところですが、今後も、新型コロナウイルス感染症の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めていきます。
-----------------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
--------------------------------	-------------

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第201回国会 総理大臣施政方針演説（令和２年１月20日） 第201回国会 財務大臣財政演説（令和２年１月20日） 令和２年度予算編成の基本方針（令和元年12月５日閣議決定）
---	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	日本の財政状況：「令和２年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」（財務省）
---	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関する説明責任の向上に努めました。
---------------------------------------	--

担当部局名	主計局（総務課）、主税局（総務課）	政策評価実施時期	令和２年９月
---------------------	--------------------------	------------------------	---------------

政策目標 1－3：予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

上記目標の概要	国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算執行が法令の定めにより、かつ経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のある方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があります、そのための取組を進めています。 また、予算の質の向上・効率化を図るためには、予算執行の透明性の向上を図るとともに、PDCAサイクルにおける、C（＝チェック）及びA（＝アクション）の機能を強化する必要があります。このような観点から、上記の目標を設定しています。 （上記目標を達成するための施策） 政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実 政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保 政1-3-3：予算執行調査の実施 政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等
----------------	--

政策目標 1－3 についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由	（予算執行に関する情報開示の充実） 各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、情報開示の状況を定期的に確認することで、予算執行の透明性の確保に努めました。 （円滑かつ効率的な予算執行の確保） 予算の執行に当たっては、法令の定めにより、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の全面的な簡素化等を行いました。 （予算執行調査の実施） 令和元年度予算執行調査においては、調査の質の向上等を図り、着実に調査を実施するとともに、調査結果については調査終了後、その反映状況についても予算の決定後、速やかに公表を行い、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう努めました。 一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により調査の進捗が遅れている令和2年度予算執行調査の進捗状況を注視する必要があります。 （各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等） 各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するため、文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が平成30年度に締結した契約に関する統計を取りまとめて公表を行い、契約の透明性を高めるよう努めました。
--------------	---

	以上のとおり、施策1-3-1、1-3-2及び1-3-4の評価は「s 目標達成」、施策1-3-3の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。 予算執行調査の実施に当たっては、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、必要に応じ実地調査を行うなど、調査の質の向上等を図りつつ、調査結果を令和2年度予算に的確に反映しています。 また、繰越事務手続については、各地方出先機関等と各地方公共団体との間において簡素化の徹底を図るほか、被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続について全面的に簡素化を行うことなどにより、事務手続の効率化を図るとともに、復興事業を含めた予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。 (令和元年度行政事業レビューとの関係) 官庁会計システム(歳入金電子納付システムを含む) 予算執行等の会計情報を処理するシステムである官庁会計システムについて、平成29年1月に特定ベンダーに依存しないシステム環境の構築(OSS化)したことに伴い、令和元年度においても引き続きOSSを活用すること等により運用コストの削減を図りました。(事業番号0003)

施策	政 1－3－1：予算執行に関する情報開示の充実		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認		
	目 標	各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 1－3－1 に係る参考情報

参考指標 1 各府省の予算執行情報ポータルサイト

(<https://www.mof.go.jp/budget/topics/portalsite.htm>)

施策	政 1－3－2：円滑かつ効率的な予算執行の確保		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組		
	目 標	法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。 (目標の設定の根拠) 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	予算の執行に当たっては、財務大臣の承認を要するものが法令で定められており、これらの法令の定めに則り、繰越明許費、国庫債務負担行為及び移流用を活用すること等によって、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めました。 被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の全面的な簡素化を行いました。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納期の延期等を行った事業等に係る繰越手続について、弾力的な対応を行いました。 以上のことから、達成度は「○」としました。	○
	施策についての評価		s 目標達成
評 定 の 理 由	予算の執行に当たっては、法令の定めに則り、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の全面的な簡素化等を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		
施策	政 1－3－3：予算執行調査の実施		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施		
	目 標	予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。 (目標の設定の根拠) 予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和元年度については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、必要に応じ実地調査を実施するほか、行政経費等調査に関して各府省の会計実務担当者による検討の場を積極的に活用するなど、調査の質の向上等を図り、44件の予算執行調査を着実に実施しました（参考指標 1 参照）。また、調査結果については調査終了後、その反映状況についても予算の決定後、速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2019/han	○

		ei/index.html) なお、令和2年3月31日に事案公表を行った令和2年度予算執行調査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しつつ、対応可能なものから順次調査に着手することとしました。	
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、必要に応じ実地調査を行うなど、調査の質の向上等を図り、着実に調査を実施しました。また、調査結果については調査終了後、その反映状況についても予算の決定後、速やかに公表しました。		
	なお、令和2年度予算執行調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、多くの事案で進捗が遅れており、例年の6月下旬頃の調査結果の公表を行うことができませんでした。		
	以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、今後の予算執行調査の進捗状況を注視する必要があるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

政1-3-3に係る参考情報

参考指標1 予算執行調査の実施件数及び反映額

(単位：件、億円)

調査年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
調査件数	56	52	52	45	44
翌年度予算への反映額	278	493	260	277	110
	835	2	—	—	—

(出所) 主計局司計課予算執行企画室調

(注) 翌年度予算への反映額の上段は歳出予算、下段は歳入予算への反映額である。

参考指標2 調査結果（令和元年6月）

(https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2019/sy0106/index.html)

参考指標3 調査結果（令和元年10月）

(https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2019/sy0110/index.html)

施策	政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施		
	目標	文書による要請及び会議・研修を実施します。 また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	補助金等予算の執行に関する手続等について文書により通知するとともに、財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施しました（参考指標2参照）。また、契約の透明性を高めるため、各省各庁が平成30年度に	○

		締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/budget/topics/public_purchase/fy2018_t/index.html)	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が平成30年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 1－3－4に係る参考情報

参考指標 1 会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移

(単位：件)

事 項 別	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
A. 不当事項	450	345	333	292	254
B. 意見表示又は処置要求事項	49	43	28	28	27
C. 会計検査院の指摘に基づき改善処置を講じた事項(処置済事項)	57	49	47	39	44
D. 特に掲記を要すると認めた事項	0	0	1	0	0

(出所) 主計局司計課調

参考指標 2 会計事務職員研修等の実績

(単位：名)

研 修 名 (対象職員)	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
会計事務職員研修 (各府省庁等、都道府県)	89	91	97	95	85
	107	101	107	100	88
政府関係法人会計事務職員研修 (政府関係法人)	118	118	121	113	111
会計事務職員契約管理研修 (各府省庁等、都道府県、政府関係法人)	94	86	77	83	71
予算担当職員初任者研修 (各府省庁等)	139	127	125	128	133
会計監査事務職員研修 (各府省庁等)	—	89	80	93	—

(出所) 会計センター研修部調

(注 1) 会計事務職員研修の上段は春季、下段は秋季の研修である。

(注 2) 令和元年度会計監査事務職員研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。 予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に引き続き努めます。 また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。 上記に加え、令和2年度予算執行調査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、調査の開始時期や回答期限の調整・延期、調査内容や実施方法の見直しなど、調査対象先の事情等を十分勘案しながら弾力的に対応していくこととしています。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	4,862,382	4,947,936	8,793,567	624,526
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	4,862,382	4,947,936	N. A.	
	執行額(千円)		4,464,455	4,675,814	N. A.	

(概要)	
適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための官庁会計システムに係る経費等	
(注1)「(事項) 会計センターに必要な経費」の令和元年度予算額は、次期官庁会計システム等の設計等業務により経費増となっています。また、令和2年度当初予算額のうち「官庁会計システム(歳入金電子納付システムを含む)」及び「会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム」に係る経費については、内閣所管(組織)内閣官房に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。	
(注2) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定。	

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について(平成25年6月28日閣議決定)
---------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ウェブサイトから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、予算が効率的かつ
--------------------	---

	効果的に執行されるよう、必要に応じ実地調査を実施するほか、行政経費等調査に関して各府省の会計実務担当者による検討の場を積極的に活用するなど、より深度のある調査を実施しました。
--	---

担当部局名	主計局（総務課、司計課、法規課）、会計センター	政策評価実施時期	令和２年９月
--------------	-------------------------	-----------------	--------

政策目標 1－4：決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

上記目標の概要	国の決算は予算のような規範性はなく、政府が「財政法」（昭和22年法律第34号）、「会計法」（昭和22年法律第35号）等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。 このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。 （上記目標を達成するための施策） 政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告 政1-4-2：平成30年度歳入歳出決算の国会への早期提出
-----------------------	---

政策目標 1－4 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	（予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告） 予算使用の状況は四半期ごとに、国庫歳入歳出状況は毎月、官報及びウェブサイトに掲載しました。また、平成30年度決算概要は、令和元年7月31日に記者発表を行うとともに、ウェブサイトに掲載しました。 （平成30年度歳入歳出決算の国会への早期提出） 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているところ、平成30年度歳入歳出決算については、令和元年9月3日に会計検査院へ送付し、同年11月19日に国会に提出しました。 全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。 平成30年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の令和2年度予算編成等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。 なお、平成30年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めています。

施策 政１－４－１：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告								
測定指標 （定量的な指標）	[主要]政1-4-1-A-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況							
	年 度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目 標 値	予算使用 の状況	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	○
		国庫歳入 歳出状況	15回	15回	15回	15回	15回	○
		決算概要	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	○
	実績値		○	○	○	○	○	
	(出所) 主計局司計課調							
	(目標値の設定の根拠)							
国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。								
※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。								
(目標の達成度の判定理由)								
予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告したことから、達成度は「○」としました。								
施策についての評定			s 目標達成					
評定の理由	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。							
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。							

政１－４－１に係る参考情報

予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

憲法第91条及び財政法第46条において、内閣には国会及び国民に対する財政状況の報告が義務付けられていますが、近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。具体的な内容及び掲載方法は次のとおりです。

- (1) 「平成31年度財政法第46条に基づく国民への財政報告（うち平成29年度決算に関すること）」：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/budget/report/46_report/fy2019/index.html)
- (2) 「予算使用の状況」（財政法第46条第2項の規定に基づくもので四半期毎）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/budget/report/budget_use/index.htm)
- (3) 「国庫歳入歳出状況」（毎月）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/budget/report/revenue_and_expenditure/index.htm)
- (4) 「平成30年度決算概要（見込み）」：記者発表及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2018/20190702.html)

(5) 「平成30年度決算概要」：記者発表及びウェブサイト掲載

イ 一般会計

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2018/ke010731.html)

ロ 特別会計

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2018/ke010731tokkai.html)

(6) 「平成30年度決算の国会提出」：ウェブサイト掲載

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2018/ke0111.html)

(7) 「平成30年度決算書の情報」：ウェブサイト掲載

(<https://www.bb.mof.go.jp/hdocs/bxss010bh30a.html>)

(8) 「平成30年度決算の説明」：ウェブサイト掲載

(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/account/fy2018/ke_setsumei30.html)

(注) 国の決算は、年度末である3月31日までに収入又は支出の原因が発生しているものは、原則としてその年度の収入又は支出として整理することとなり、翌年度の7月31日まで、現金の出納の完結に必要な整理期間を設けている。

測定指標 (定量的な指標)	施策	政１－４－２：平成30年度歳入歳出決算の国会への早期提出					
	政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日						
	年 度	平成27年度 (26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	達成度
	目 標 値	27.9初旬	28.9初旬	29.9初旬	30.9初旬	元.9初旬	○
	実績値	27.9.1	28.9.2	29.9.1	30.9.4	元.9.3	
	(出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に2ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。						
	(目標の達成度の判定理由) 平成30年度歳入歳出決算については、令和元年9月3日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。						
	[主要]政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日						
	年 度	平成27年度 (26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	達成度
	目 標 値	27.11.20前後	28.11.20前後	29.11.20前後	30.11.20前後	元.11.20前後	○
実績値	28.1.4	28.11.18	29.11.21	30.11.20	元.11.19		
(出所) 主計局司計課調 (注) 平成26年度歳入歳出決算の国会提出が平成28年1月4日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。 (目標値の設定の根拠) 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。							

(目標の達成度の判定理由)			
平成30年度歳入歳出決算については、令和元年11月19日に国会に提出し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。			
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	平成30年度歳入歳出決算については、令和元年11月19日に国会に提出し、国会からの早期提出（会計年度翌年の11月20日前後）の要請に応えました。		
	また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、主要な長期計画の実施状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。		
	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。		
	年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、令和元年度歳入歳出決算については、平成30年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、令和2年11月20日前後には国会提出が可能となるよう努めます。		
財務省政策評価懇談会における意見	該当なし		
政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。		
	平成30年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付するとともに、令和元年11月19日に国会へ提出しました。		
担当部局名	主計局（司計課）	政策評価実施時期	令和2年9月

政策目標 1－5：地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

上記目標の概要	地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。 このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。 また、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革
----------------	--

政策目標 1－5 についての評価結果	
政策目標についての評価	A 相当程度進展あり
評定の理由	「令和2年度地方財政計画」において、総務省との調整の結果、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下、「骨太の方針2018」といいます。）に沿って適切に事務を遂行しています。 一方で、新型コロナウイルス感染症の財政への影響を注視する必要があることに留意が必要です。 施策1－5－1の評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 地方財政に関する事務の適切な遂行は、「骨太の方針2018」をはじめとする政府の方針に沿った「令和2年度地方財政計画」の策定等にあたって、必要な取組です。 国・地方間の諸課題について、総務省との調整・協議を円滑に行い、上記の通り効率的に取り組んでいます。

施策	政 1－5－1：地方の歳入面・歳出面の改革		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革		
	目 標	国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。 （目標の設定の根拠） 「骨太の方針2018」に、「一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する。」「国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む。」と定められているためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	「令和2年度地方財政計画」において、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組み、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保したことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	「令和2年度地方財政計画」において、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組み、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、新型コロナウイルス感染症の財政への影響を注視する必要があるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

政 1－5－1 に係る参考情報

参考指標 1：令和元年度地方財政計画（通常収支分）

(URL：https://www.soumu.go.jp/main_content/000667460.pdf 17P)

参考指標 2：地方向け補助金等の全体像

(URL：https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2020/seifuan2019/3.pdf)

参考指標 3：地方の一般財源総額について

(URL：https://www.soumu.go.jp/main_content/000667460.pdf 2P)

評価結果の反映	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や、地方交付税の制度改革等の諸課題について総務省と調整を行っていきます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年 6 月15日閣議決定） 令和 2 年度予算編成の基本方針（令和元年12月 5 日閣議決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	我が国の地方財政状況：「令和 2 年度地方財政計画」（総務省）、「地方向け補助金等の全 体像」（財務省）		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や地方交付税の制度改革等につい て総務省と調整を行いました。		
担当部局名	主計局（主計官（総務、地方財政、財務係担当）、主計 企画官（調整担当））、主税局（総務課）、理財局（計画 官（厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財 務審査、地方運用係担当））	政策評価実施時期	令和 2 年 9 月

政策目標 1－6：公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

上記目標の概要	現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。 また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。令和元年度においても、国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表に努めます。 (上記目標を達成するための施策) 政1-6-1：国の財務書類の作成・公表等
----------------	--

政策目標 1－6 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から、平成30年度決算分を令和2年1月31日に財務省ウェブサイト等で公表しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成したほか、要点を絞って説明したリーフレットを作成しました。 特別会計財務書類については、平成30年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました(令和2年1月31日)。 さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や政策別コスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において1月に公表されました。 施策1-6-1の評価が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された国の財務書類については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。 発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック(資産・負債)やフロー(業務費用・財源)といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。 財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、国の財務書類(一般会計・特別会計)を令和元年度内に公表しています(令和2年1月)。また、財務書類等の公表についても、ウェブサイトを活用するなど効率化に取り組んでいます。

施策	政１－６－１：国の財務書類の作成・公表等						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政1-6-1-A-1：国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日						
	年 度	平成27年度 （26年度分）	28年度 （27年度分）	29年度 （28年度分）	30年度 （29年度分）	令和元年度 （30年度分）	達成度
	目標値	28 年 1 月 下旬	29 年 1 月 下旬	30 年 1 月 下旬	31 年 1 月 下旬	令和 2 年 1 月 下旬	○
	実績値	28. 1. 29	29. 1. 31	30. 1. 30	31. 1. 29	2. 1. 31	
	（出所）主計局法規課調 （目標値の設定の根拠） 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」（平成18年 6 月14日財政制度等審議会）において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 令和 2 年 1 月 下旬とした目標値のとおり、令和 2 年 1 月31日に公表したことから、達成度は「○」としました。						
	測定指標（定性的な指標）	政1-6-1-B-1：国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表					
目 標		国の財務書類のポイント（パンフレット）やその要旨を記載したリーフレットにおいて、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。					達成度
		（目標の設定の根拠） 「財務書類等の一層の活用に向けて」（平成27年 4 月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会）等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。					
実績及び目標の達成度の判定理由	国の財務書類のポイント（パンフレット）に解説項目を追加したほか、要点を絞って説明したリーフレットを作成するなど、図表等を用いて国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。					○	
施策についての評価		s 目標達成					
評 定 の 理 由	国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から 1 月下旬の公表を目標とし、平成30年度決算分を令和 2 年 1 月31日に財務省ウェブサイト等で公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成したほか、要点を絞って説明したリーフレットを作成しています。						
	特別会計財務書類については、平成29年度決算分に引き続き、平成30年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和 2 年 1 月31日）。						
	さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や政策別コスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において 1 月に公表されたところです。						
	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

政 1 - 6 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況（平成30年度分）

日付	種 類	備 考
令和 2 年 1 月 31 日	国の財務書類（平成30年度分）	説明資料もあわせて作成・公表
	平成30年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第19条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出
	平成30年度省庁別財務書類	各府省において、同日に公表

（出所）主計局法規課公会計室調

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	令和元年度決算分の国の財務書類について、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、令和 3 年 1 月に公表します。更に省庁別財務書類等についても、各府省よりの確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。
	また、令和 3 年度の予算要求については、令和 2 年度決算分の国の財務書類の令和 4 年 1 月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	10, 572	11, 269	12, 057	12, 370
		補正予算	—	—	—	
		繰 越 等	—	—	N. A.	
		合 計	10, 572	11, 269	N. A.	
	執行額（千円）		10, 260	10, 692	N. A.	
(概要)						
国の財務書類の作成・公表等						
(注) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定。						

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
---------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	国の財務書類については、平成29年度決算分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。特別会計財務書類については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに省庁別財務書類に
--------------------	---

	ついても、各府省よりの確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。 また、政策別コスト情報を各府省が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。
--	--

担当部局名	主計局（法規課）	政策評価実施時期	令和２年９月
--------------	----------	-----------------	--------

政策目標 2-1：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

上記目標の概要	経済の好循環を確実なものとするため、令和元年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組めます。 併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。 (上記目標を達成するための施策) 政 2-1-1：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討 政 2-1-2：税制についての広報の充実
-----------------------	---

政策目標 2-1 についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評定の理由	令和元年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、税制に関する広報にも積極的に取り組みました。 令和 2 年度税制改正において、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現や N I S A（少額投資非課税）制度の見直しなどを行うこととし、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 2 年 3 月 27 日に成立しました。 施策 2-1-1、2-1-2 の評価は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 令和２年度税制改正は、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現やNISA（少額投資非課税）制度の見直しを行うなど、現下の経済社会の状況を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。 また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。
	(令和元年度行政事業レビューとの関係) ・ 諸外国の税制に関する調査 「調査結果について更なる有効活用に努めるとともに、一者応札の改善に向けて、引き続き、仕様書の改善等に努める。」との令和元年度の行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、昨今の経済情勢や我が国が抱える中長期的な課題等を踏まえ、関係部局とも密に協議をしたうえで調査分野を選定するように努めました。また、調査対象項目の精査及び調査開始後の委託先事業者とのやりとりの緊密化を通じた調査の質の向上等の取組を徹底しました。加えて、一者応札や入札不調を防ぐべく、委託先となり得る業者の一般的な繁忙期を勘案した調査時期の設定を行い、更なる経費の効率化に努めました。（事業番号0003）

施策	政２－１－１：経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政2-1-1-B-1：令和元年度税制改正の着実な実施と令和２年度税制改正の検討		
	目標	令和元年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和２年度税制改正の内容を検討していきます。 (目標の設定の根拠) 「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和元年度税制改正の内容について、パンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、全国各地における説明会等を通じて各制度の周知徹底を図り、活用を促しました。 令和２年度税制改正において、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、下記について対応することとしました。 ① 持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行う。 ② 経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現やNISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。 ③ 国際課税制度の見直しや納税環境の整備等を行う。	○

	これらを含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和2年3月27日に成立しました。 また、新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対する緊急に必要な税制上の措置について早急に検討を進めました。 以上を踏まえ、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	令和元年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、令和2年度税制改正において、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現やNISA（少額投資非課税）制度の見直しを行うなど、経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に 대응するための税制上の措置等を講じました。 以上を踏まえ、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政2-1-1に係る参考情報

参考指標1：所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a04)

参考指標2：国民負担率の内訳の国際比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j01.htm#a03)

参考指標3：税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/02taikou_09.htm#san01)

参考指標4：個人所得課税の税率の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b02.htm#a02)

参考指標5：個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a05)

参考指標6：法人税率の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a02)

参考指標7：法人所得課税の実効税率の国際比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a04)

参考指標8：国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/101.pdf)

参考指標9：付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a02)

参考指標10：最近における相続税の主な改正

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e02.htm#a02)

参考指標11：主要諸外国の相続税の負担率

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm)

参考指標12：一般会計税收、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1－1：参考指標1）】

参考指標13：税收比率の推移【再掲（総2－1：参考指標1）】

参考指標14：主要税目（国税）の税收の推移【再掲（総2－1：参考指標2）】

施策	政２－１－２：税制についての広報の充実						
測定指標 （定量的な指標）	[主要]政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数						（単位：人）
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加	○
	実績値	28,972	29,771	30,667	31,206	31,671	
	（出所）大臣官房文書課広報室調						
	（目標値の設定の根拠）						
	税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。						
	（目標の達成度の判定理由）						
	実績値のとおり、税制メールマガジン登録者が増加したことから、達成度は「○」としました。						
	政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）						（単位：％）
	年 度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度	
	目標値		70	80	80	○	
	実績値	66.1	79.3	72.1	87.0		
	（出所）主税局総務課調						
	（注）数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の５段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。						
（目標値の設定の根拠）							
国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。平成29年度の実績値が79.3％であり、税制関連ウェブサイトの充実を							

	一層図るため、目標値として「80%」と設定しました。						
	（目標の達成度の判定理由） 平成29年度の実績値を踏まえ、令和元年度においては目標値を「80%」に設定したところ、実績値のとおり税制関連ウェブサイトの充実が図られたことから、達成度は「○」としました。						
測定指標（定量的な指標）	政2-1-2-A-3：社会保障と税の一体改革に関する説明会の開催						
	年 度	平成27年度	28 年度	29 年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	○
	実績値	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	47 都道府県	
	（出所）主税局総務課調 （目標値の設定の根拠） 社会保障と税の一体改革に対する国民の理解が深まるよう、広報の充実を行った結果を説明会の開催状況により測定するために指標を設定しました。幅広い層の方に対して積極的に広報を行っていくため、目標値として「47都道府県で実施」と設定しました。						
	（目標の達成度の判定理由） 実績値のとおり、47都道府県で説明会を実施したことから、達成度は「○」としました。						
施策についての評定		s 目標達成					
評定の理由	税制に関するパンフレットの作成、財務省ウェブサイトへの掲載等を通じた分かりやすい広報や最新の情報のタイムリーな発信等を行いました。 また、税制の現状と課題、社会保障と税の一体改革等について、全国各地における説明会や税制メールマガジンの配信、新聞記事下広告、バナー広告等を行うとともに、関係府省庁と連携して、政府広報を通じた消費税率引上げに関する国民への周知広報を行いました。 以上を踏まえ、全ての指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

政 2 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数

（単位：件）

年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
アクセス件数	12,034,336	11,081,200	16,483,876	14,321,946	11,896,278

（出所）大臣官房文書課広報室調

（注1）上記は、財務省ウェブサイト内に開設している税制に関するページ（https://www.mof.go.jp/tax_policy）へのアクセス件数。

（注2）平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	経済の好循環を確実なものとするための税制を着実に実施するとともに、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討を行います。
	また、税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。
	なお、令和3年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。
	上記に加え、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとし、それらの内容を含む「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が令和2年4月30日に成立し、関連する政省令含め、同日公布及び施行されました。
	また、当該経済対策における税制措置について、必要とする納税者の皆様に迅速に分かりやすく情報を伝える観点から、関係省庁と緊密な連携のもと、4月7日の閣議決定以降、特設ウェブサイトの開設、税制メールマガジンの配信、バナー広告等、様々な媒体を活用し、当該措置の最新の情報について周知広報を実施しました。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	154, 082	153, 471	162, 533	160, 632
		補正予算	—	△675	△614	
		繰 越 等	—	—	N. A.	
		合 計	154, 082	152, 796	N. A.	
	執行額（千円）		88, 634	101, 100	N. A.	
(概要)						
税制の企画立案に必要な経費です。						
(注) 令和元年度「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。						

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第201回国会 総理大臣施政方針演説（令和2年1月20日） 第201回国会 財務大臣財政演説（令和2年1月20日） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（平成27年11月13日税制調査会） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（平成28年11月14日税制調査会） 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②（平成29年11月20日税制調査会） 「B E P Sプロジェクト」の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理（平成28年11月14日税制調査会） 経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（令和元年9月26日税制調査会） 諮問（令和2年1月10日税制調査会） 令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）
--	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	我が国税制の現状に関する資料：「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「国民負担率の内訳の国際比較」等
---	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	（我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築） 社会保険と税の一体改革に引き続き取り組みました。また、令和2年3月27日に「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立しました。 なお、租税特別措置を含めた税制改正を行うにあたっては、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。 （税制についての広報の充実） 税制に関するパンフレットの作成、財務省ウェブサイトへの掲載等を通じた分かりやすい広報や最新の情報のタイムリーな発信等を行いました。 また、税制の現状と課題、社会保険と税の一体改革等について、全国各地における説明会や税制メールマガジンの配信、新聞記事下広告、バナー広告等を行うとともに、関係府省庁と連携して、政府広報を通じた消費税率引上げに関する国民への周知広報を行いました。
---------------------------------------	--

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和2年9月
---------------------	--	------------------------	---------------

政策目標 3-1 : 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

上記目標の概要	我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債管理政策を運営する国債発行当局としては、 ① 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、 ② 中長期的な調達コストを抑制していくことにより、円滑な財政運営の基盤を確保する、 という基本的な考えから、上記の目標を設定しています。 (上記目標を達成するための施策) 政3-1-1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理 政3-1-2 : 国債市場の流動性維持・向上 政3-1-3 : 保有者層の多様化 政3-1-4 : 市場との対話等 政3-1-5 : 国債に係る国民等の理解の向上のための取組
----------------	---

政策目標 3-1 についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	令和元年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた確実かつ円滑な国債発行を行ったほか、中長期的な調達コスト抑制のため、丁寧に市場との対話を行いました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 本政策目標「国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」は、極めて厳しい財政状況下で、必要とされる財政資金を確実に調達し、円滑な財政基盤を確保するために必要かつ有効な取組と考えられます。 また、令和元年度においては、市場のニーズ・動向等を踏まえ国債市場の流動性維持・向上に資する施策を実施したほか、令和2年度国債発行計画の策定にあたり、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いつつ、国債の年限・発行額を設定するなど効率的に施策を実施しました。 (令和元年度行政事業レビューとの関係) 政府借入金入札システム (旧国庫事務電算化システム) 行政事業レビュー推進チームの所見も踏まえ、利用者の利便性向上と事務の効率化を図るとともに、入札における更なる競争性の確保を図るなど運用コストの削減に努めました。(事業番号0013)

施策	政３－１－１：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-1-1-B-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行		
	目 標	令和元年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。 また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を確実に円滑に実施します。 さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえて、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。 （目標の設定の根拠） 大量の国債発行が続く中で、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行を行うことが重要です。 また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実かつ低コストで調達する上で重要です。 さらに、翌年度の国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定を行っていく必要があります。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和元年度においては、各ゾーンでバランスを取って減額することとした令和元年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。 また、令和元年度補正予算における建設国債の対当初比2.2兆円の増額、特例国債の同2.2兆円の増額、復興債の同▲0.02兆円の減額、財投債（用語集参照）の同0.6兆円の増額、借換債（用語集参照）の同1.2兆円の増額等を反映し、令和元年度国債発行計画を変更しました。 さらに、国債、政府短期証券及び借入金の入札について、その実施日・発行額等を事前に周知するとともに、入札結果の発表 https://www.mof.go.jp/jpbs/auction/calendar/index.htm）を、当日所定の時刻に行うなど、一連の入札業務を円滑かつ確実に実施し、入札参加者にとって予見可能性の高い運営に努めました。 令和２年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズ・動向等を踏まえた年限構成としました。 具体的には、 （１）年限別発行額については、低金利環境と市場のニーズを踏まえ、40年債を対前年度比0.6兆円増額しました。 （２）流動性供給入札（用語集参照）については、11.4兆円の規模で実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意	○

測定指標 (定性的な指標)		見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。 令和2年度国債発行計画（当初）（令和元年12月20日公表） https://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2020/index.html 上記実績のとおり、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・計画の策定を行ったことから、達成度は、「○」としました。	
	[主要]政3-1-1-B-2:適切な債務管理		
	目 標	借換債の発行額の将来推計等を活用し、翌年度の国債発行計画の策定を行います。 また、買入消却（用語集参照）の枠の範囲内で、市場参加者の意見や市場の状況等を踏まえ、適切に買入消却を実施します。 （目標の設定の根拠） 国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要なためです。同時に、過去に発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	借換債の発行額の将来推計等の分析を行い、令和2年度国債発行計画を策定する際の参考としました。 買入消却については、国債市場特別参加者会合等における市場参加者の声や市場の変化を踏まえ、物価連動債を対象として総額4,810億円実施しました。 上記実績のとおり、借換債の発行額の将来推計等の定量的な分析や、買入消却の実施を行ったことから、達成度は、「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	令和元年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、買入消却を継続する等、適切な債務管理を行いました。 また、令和2年度国債発行計画の策定に当たり、借換債の発行額の将来推計等も参考とした上で、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行いました。令和2年度の年限別発行額については、市場のニーズ・動向等も踏まえつつ、40年債について増額し、流動性供給入札については、市場の状況を踏まえ、11.4兆円の規模で実施することとしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

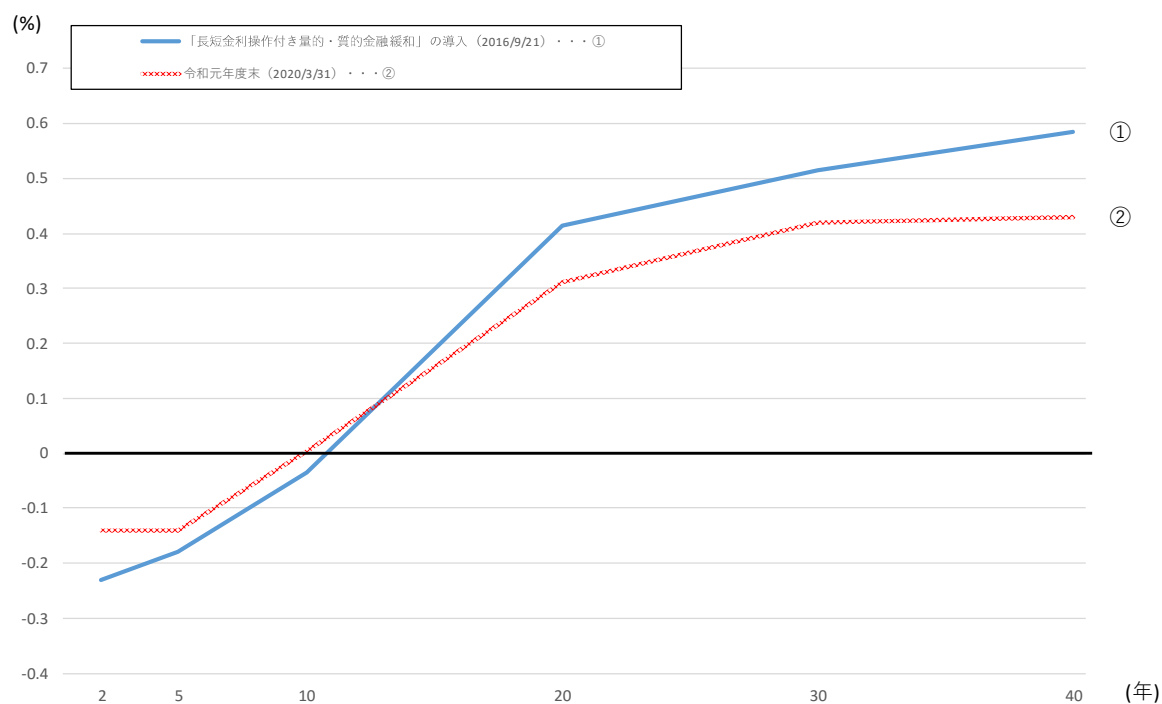
政３－１－１に係る参考情報

参考指標１：10年新発債利回りの推移



（出所）10年新発債利回り（日本相互証券）を基に、理財局国債業務課で作成

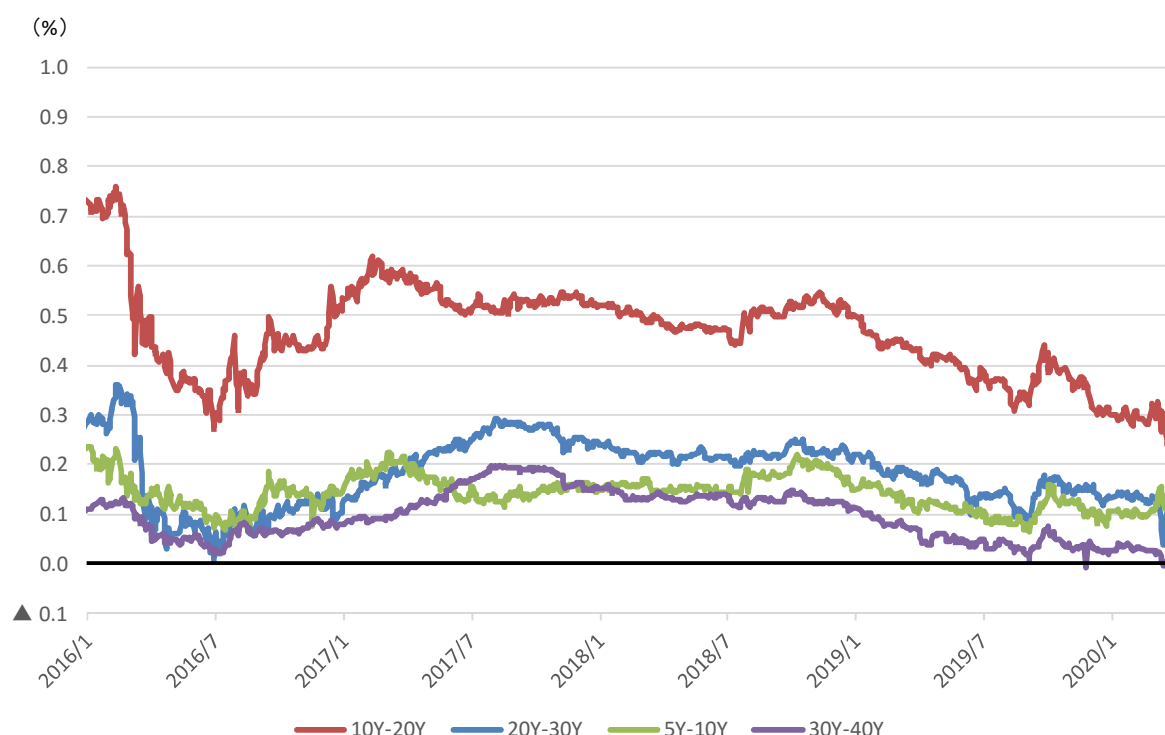
参考指標２：国債のイールドカーブ



出所：日本相互証券（単利）終値ベース

（出所）日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

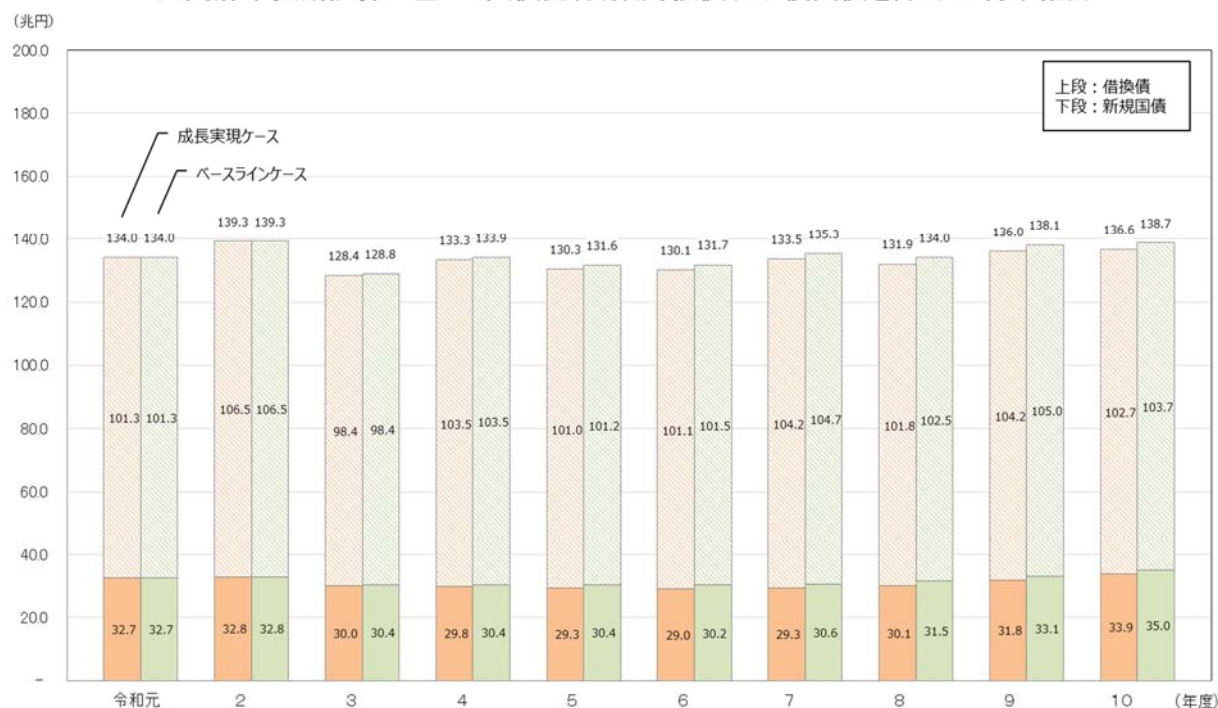
参考指標3：国債の年限間スプレッドの推移



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標4：借換債発行額の将来推計

内閣府中長期試算に基づく国債発行額(財投債及び復興債を除く)の将来推計



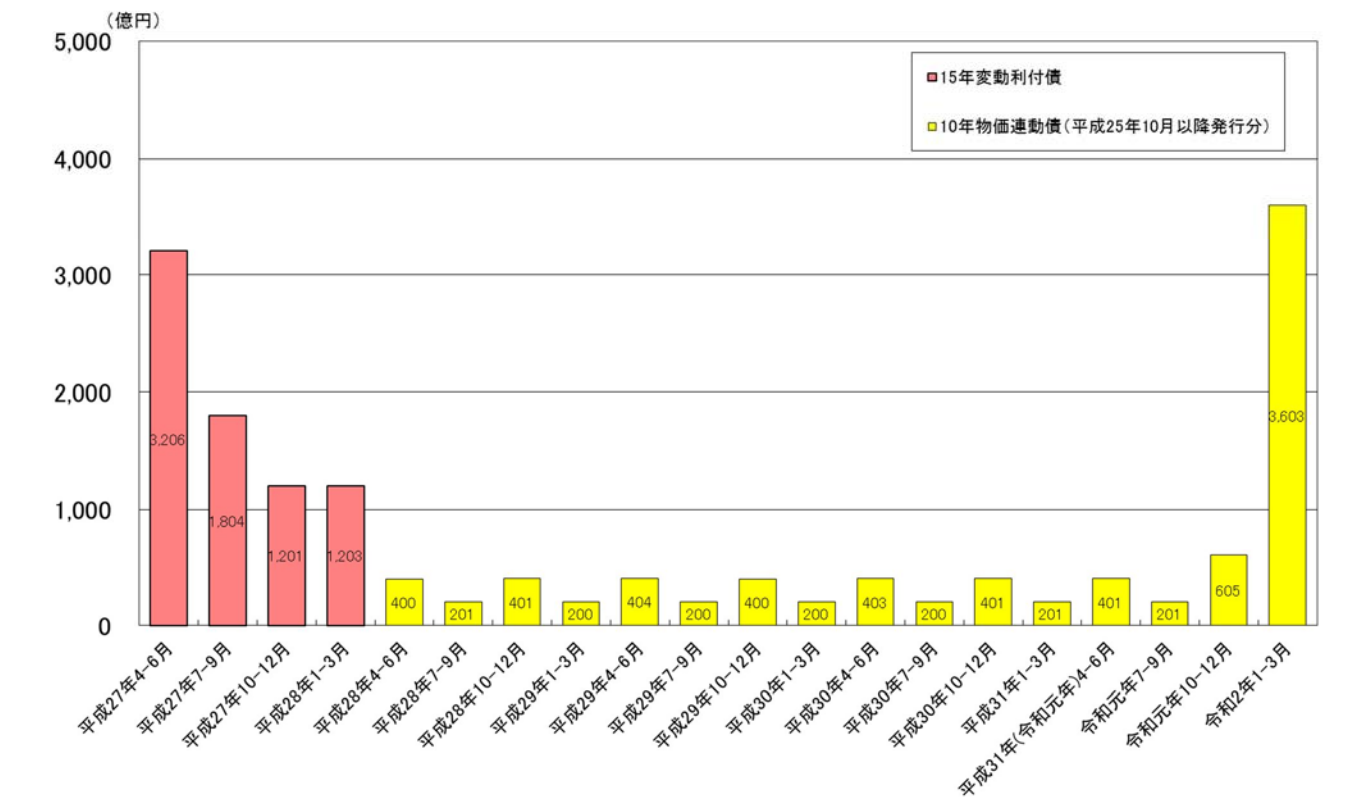
【前提】
・新規国債：内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和元年7月）」の「成長実現ケース」・「ベースラインケース」の計数を使用。
・借換債：令和元年度は国債発行計画（当初変更後）の普通国債（復興債を除く、以下同じ。）の額を使用。令和2年度以降は、平成31年3月末の普通国債の償還予定をベースに令和元年度計画と同一の年限構成割合（注）で発行されるものとし、国債整理基金特別会計の余剰資金の活用を加味して推計。

（注）令和2年度以降の流動性供給入札の実施額及びゾーンごとの配分額は、令和元年度計画と同一額で推移すると仮定しつつ、年限別発行額は過去の実績を基に推計。

(出所) 「国の債務管理の在り方に関する懇談会」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/gov_debt_management/proceedings/material/d20191025-2.pdf)

参考指標 5：買入消却実施実績



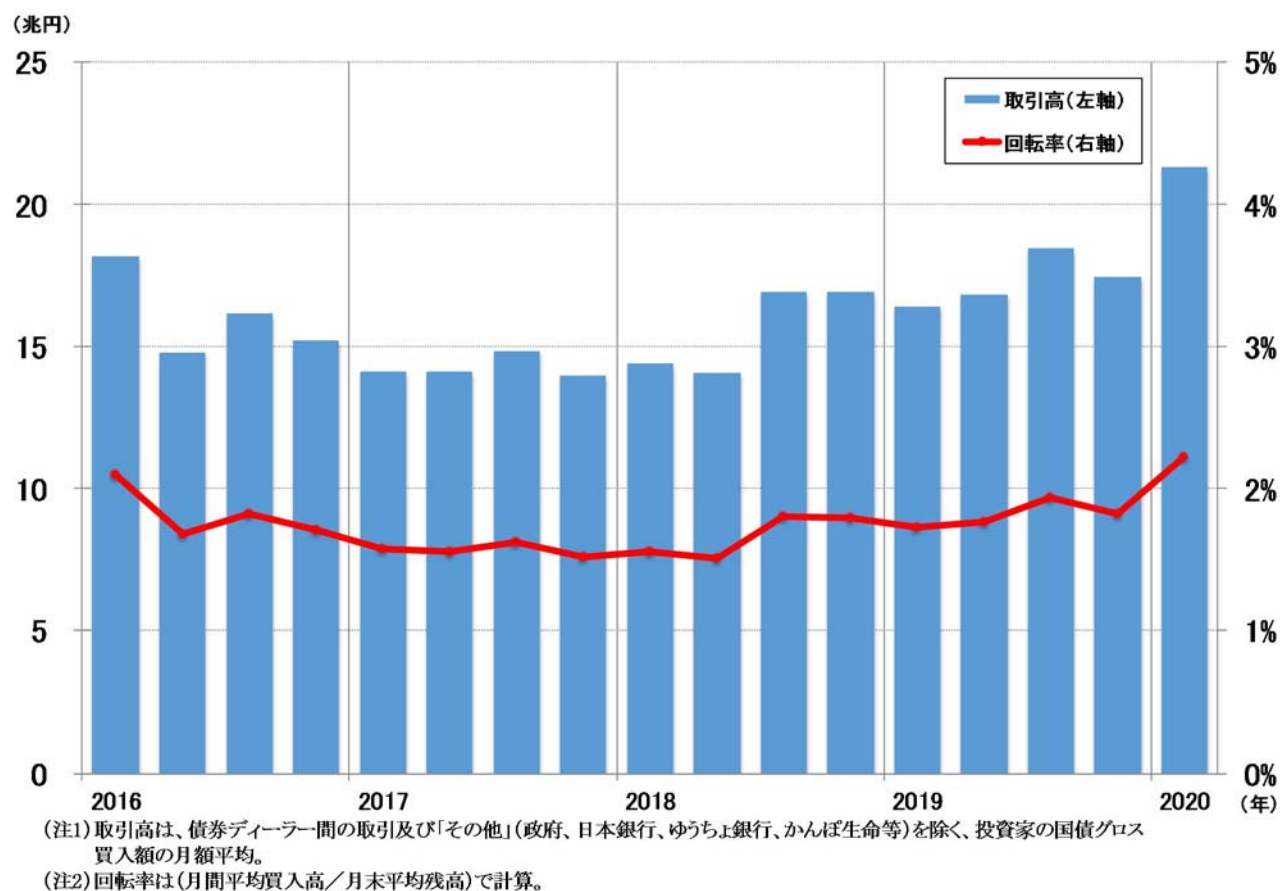
(出所) 理財局国債業務課調
(注) 金額は実績。

施策 政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-1-2-B-1：国債市場の流動性維持・向上		
	目標	令和元年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上を行います。 具体的には、令和元年度国債発行計画では、流動性供給入札について、市場の状況を踏まえ、現状維持としています。その上で、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。	達成度
		(目標の設定の根拠) 流動性供給入札を、市場のニーズ・動向等を踏まえて実施することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和元年度国債発行計画に沿って、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、12.6兆円の規模で流動性供給入札を実施するなど、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。 また、流動性供給入札のゾーン毎の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしており、四半期毎に「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ、市場参加者から市場のニーズ・動向等の意見を聴取しました。令和元年度は、結果としてゾーン毎の発行	○

		額について変更を行いませんでしたが、引き続き市場環境等に応じた運用を行いました。 なお、令和2年度国債発行計画では、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、11.4兆円の規模で流動性供給入札を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。 また、国債の一銘柄当たりの市場流通量を確保するという観点から、令和元年度においても、リオープン（用語集参照）発行を実施し、国債の流動性向上に取り組みました。 令和元年度リオープン方式について (https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/310326-01.htm) 上記実績のとおり、令和元年度国債発行計画に沿って流動性維持・向上に取り組んだこと等から、達成度は、「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	令和元年度国債発行計画に沿って、12.6兆円の規模で流動性供給入札を実施したほか、令和2年度国債発行計画についても市場関係者の意見を聴取しつつ、流動性の維持・向上に関する施策を講ずることとしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 3－1－2に係る参考情報

参考指標 1：投資家の国債取引高と回転率



(出所) 日本証券業協会「国債投資家別売買高」、日本銀行「公社債発行・償還および現存額」を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 2：流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移

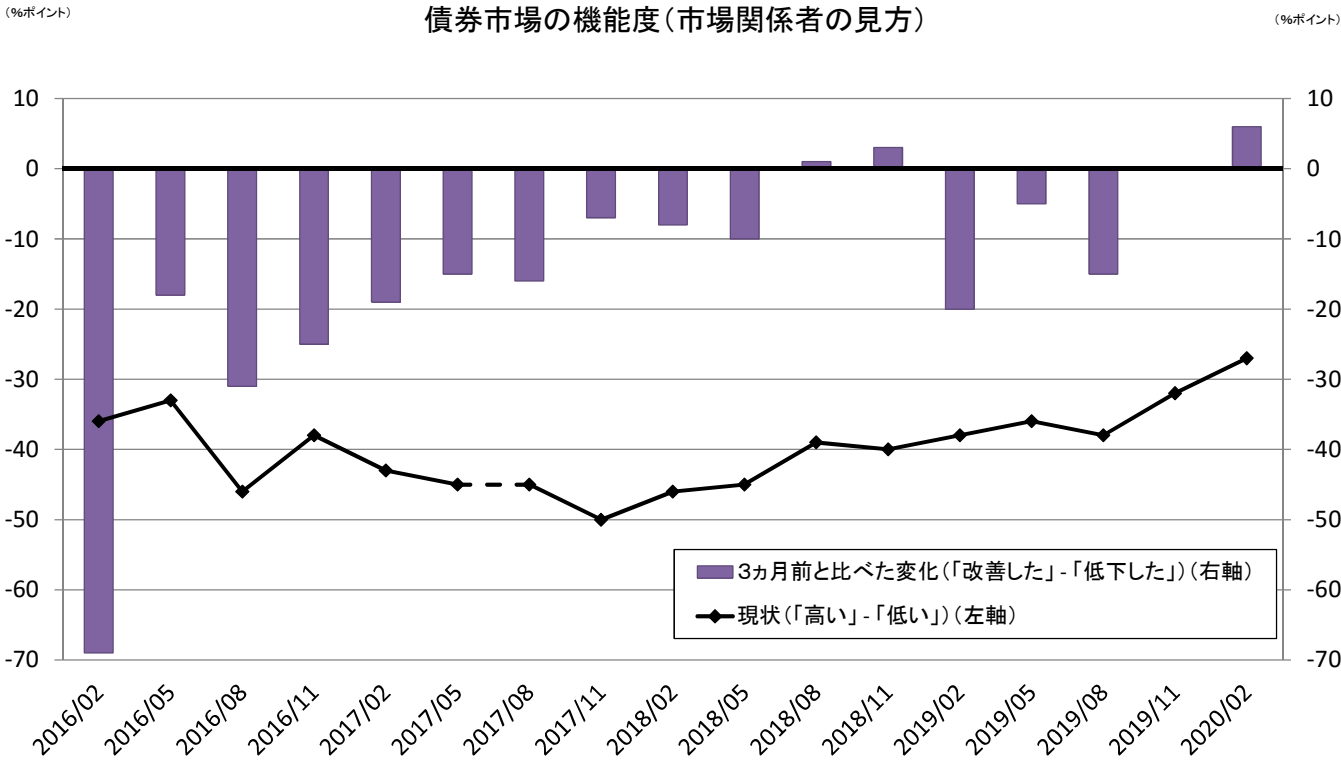
(単位：億円)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
1年超～5年以下	—	11,971	16,971	23,946	23,918
5年超～15.5年以下	59,884	59,862	65,778	71,754	71,816
15.5年超～39年未満	35,914	23,959	25,905	29,971	29,932
合計	95,798	95,792	108,654	125,671	125,666

(出所) 理財局国債業務課調

(注) 平成25年10-12月期からは残存5～15.5年及び残存15.5年～39年を区切りとしている。また、平成26年4-6月期以降は、残存5～15.5年においても30年債が対象に加わっている。平成28年度以降、残存1～5年を対象に追加。

参考指標 3：債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）



(注) 2018年2月調査より、調査対象先に大手機関投資家(生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社等)が追加された。

(出所) 日本銀行「債券市場サーベイ」を基に、理財局国債業務課で作成

施策 政3-1-3：保有者層の多様化			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-1-3-B-1: 保有者層の多様化		
	目標	保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。具体的には、個人投資家向けの広告の充実やウェブサイト上での個人向け国債等の販売額が上位の機関の公表等を通じて個人投資家の国債保有促進に努め、海外IR（用語集参照）や「日本国債ニュースレター」（英語版）の公表等を通じて海外投資家の国債保有促進を図ります。 （目標の設定の根拠） 国債の保有者層の多様化を図るためには、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めることが重要と考えられるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	個人投資家については、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、SNSを活用するなどインターネット広告を重点的に行うとともに、個人向け国債ウェブサイトの利便性向上や動画等のコンテンツを掲載することにより、広告の充実を図りました。また、令和元年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を実施しました。 海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、	
			○

	多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャネルを通じた海外 I R を実施しました。具体的には、海外投資家への個別訪問等を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました。また、継続的な投資や長期安定保有が見込める投資家を重視するなど、より効果的かつ効率的な海外 I R を実施しました。さらに、「日本国債ニュースレター」（英語版）を毎月公表すること等を通じて海外投資家へ定期的な情報提供を行いました。こうした取組を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築し、海外投資家による日本国債の保有促進に努めました。 （参考）令和元年度の国内で面談した海外投資家数：60先 （参考指標 5 参照） 同年度の海外で面談した海外投資家数：60先 （参考指標 6 参照） 日本国債ニュースレター（英語版）の年間公表回数：12回 （参考指標 7 参照） 上記実績のとおり、個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人の国債保有の促進に向けた取組や海外投資家に対する I R を実施しており、達成度は、「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	個人投資家については、広告の充実を図るとともに、令和元年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を行いました。 海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外 I R を実施するとともに、「日本国債ニュースレター」（英語版）を公表すること等を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築することにより、日本国債の保有促進に向けた取組を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 3－1－3 に係る参考情報

参考指標 1：国債の保有者別内訳

（単位：億円）

所 有 者	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年12 月末	割 合
一般政府 (除く公的年金)	42,306	39,647	36,758	33,590	28,290	0.2%
公的年金	530,650	474,972	441,769	430,017	429,773	3.8%
財政融資資金	5	10	10	5	5	0.0%

日本銀行	3,644,155	4,273,429	4,590,281	4,859,898	4,945,728	43.7%
市中金融機関	5,234,759	4,664,121	4,482,326	4,268,799	4,242,714	37.5%
海外	1,103,577	1,161,968	1,197,683	1,429,265	1,446,754	12.8%
家計	123,732	125,273	123,825	132,587	135,253	1.2%
その他	112,292	97,510	100,703	102,358	93,965	0.8%
合 計	10,791,476	10,836,930	10,973,355	11,256,519	11,322,482	100%

(出所) 日本銀行「資金循環統計」を基に、理財局国債企画課で集計

(注) 計数は、日銀による推計値。推計にあたり、評価額は時価ベースに換算されている(国庫短期証券については額面ベース)

参考指標 2 : 個人向け国債の発行額(実績)及び計画額

(単位: 億円)

年度		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
計画額	当初	23,000	20,000	30,000	33,000	47,000
	補正後	21,000	32,000	30,000	47,000	48,000
発行額(実績)		21,367	45,556	34,493	46,927	52,484

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標 3 : 個人向け国債の認知状況

(単位: 件)

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
認知度	95.0	93.1	89.4	92.0	94.4

参考指標 4 : 個人向け国債お知らせメール登録者数

(単位: 件)

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
登録者数	23,144	23,087	23,168	23,023	-

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 平成31年4月をもって配信終了。

参考指標 5 : 国内で面談した海外投資家数

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
84	141	119	74	60

(出所) 理財局国債企画課調

(注) 平成30年度の「海外投資家数」について、精査の結果、計数を訂正しました。

参考指標 6 : 海外で面談した海外投資家数

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
105	98	131	139	60

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 7 : 日本国債ニュースレター(英語版)の年間公表回数

平成27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
12	12	12	12	12

(出所) 理財局国債企画課調

施策 政３－１－４：市場との対話等								
測定指標（定量的な指標）	[主要]政3-1-4-A-1:国債関係の懇談会等の開催状況							
			平成27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	達成度
	国の債務管理の在り方に関する懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	○	○	○	○	○	○
	国債市場特別参加者会合	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	○	○	○	○	○	○
	国債投資家懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	○	○	○	○	○	○
	(出所) 理財局国債企画課調 (注) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。 (目標値の設定の根拠) 市場との対話等（施策3-1-4）は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて開催することを目標としました。 (目標の達成度の判定理由) 国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行ったことから、達成度は、「○」としました。							
	[主要]政3-1-4-A-2:入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合 (単位: %)							
	年 度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	達成度
	目標値 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	実績値	入札回数 (a)	229	229	229	229	229	
		うち入札の結果発表を 所定の時刻に行った 回数 (b)	228	229	229	228	229	
		割合 (%) (b)／(a)	99.6	100.0	100.0	99.6	100.00	○
	(出所) 理財局国債業務課調 (注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。 (注2) 国債（割引短期国債は除く）の入札結果発表は、入札当日の午後0時35分 to 実施。 (注3) 国庫短期証券の入札結果発表は、入札当日の午後0時30分 to 実施。 (注4) 借入金の入札結果発表は、入札当日の午後1時に実施。 (注5) 平成27、30年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった理由は、入札参加者の応札ミス（それぞれ1件ずつ）。 (注6) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。							

(目標値の設定の根拠) 市場との対話等（施策3-1-4）において、入札の結果発表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合が100.0%であるため、達成度は「○」としました。		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-1-4-B-1:市場との対話等	
	目 標	国債市場特別参加者や投資家に対して、国債市場の動向等に関する個別のヒアリング等を実施し、市場との緊密な意見交換を行います。
		(目標の設定の根拠)
		市場のニーズ・動向等を的確に把握するためには、国債関係の懇談会等の開催に加えて、個別のヒアリング等を実施することも重要と考えられるためです。
	実績及び目標の達成度の判定理由	「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の開催に加え、国債市場特別参加者や投資家に対する国債市場の動向等に関するヒアリングを実施する等により、市場との緊密な意見交換を行いました。
		上記実績のとおり、国債市場特別参加者や投資家など市場関係者との緊密な意見交換を行ったことから、達成度は、「○」としました。
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表を行ったほか、市場関係者との緊密な意見交換を実施し、市場との対話の推進に努めたところです。	
	以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 3 - 1 - 4 に係る参考情報

平成29年度に引き続き、公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理レポート」を発行しました。
(https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt_management_report/2018/index.html)

施策	政 3 - 1 - 5 : 国債に係る国民等の理解の向上のための取組						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-1-5-A-1:国債関係の定期的な公表資料の年間公表回数						
	年度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	債務管理レポート (日)	目標値	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	○
	債務管理レポート (英)	目標値	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	○

国債統計年報	目標値	1	1	1	1	1	
	実績値	1	1	1	1	1	○
(出所) 理財局国債企画課調 (注) リポート等を当該年度内に所定の頻度で発行した場合には○、所定の頻度で発行していない場合には×を記載。 (目標値の設定の根拠) 定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上（施策3-1-5）のためには重要であるため、代表的な公表物である「債務管理リポート」と「国債統計年報」の公表回数の達成を目標値としました。 (目標の達成度の判定理由) 各定期的な公表資料をすべて当該年度内に所定の頻度で発行しましたので、達成度は、「○」としました。							
[主要]政3-1-5-A-2:「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合							
年度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	達成度
目標値		100	100	100	100	100	
実績値	前年度 第4四半期分	○	○	○	○	○	○
	第1四半期分	○	○	○	○	○	
	第2四半期分	○	○	○	○	○	
	第3四半期分	○	○	○	○	○	
	割合	100	100	100	100	100	
(注1)「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載 (注2)各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後1ヶ月半以内に公表。 (注3) 補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。 (出所) 理財局国債企画課調 (目標値の設定の根拠) 公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民の理解の向上（施策3-1-5）を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合は100%であるため、達成度は、「○」としました							

測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-1-5-B-1:国債に係る国民等の理解の向上	
	目 標	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	○
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めることにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図りました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 3 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1 : 国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計

(単位: 件)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計	1,087,570	906,069	986,555	959,251	729,959

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の方策を引き続き実施していきます。 国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定します。さらに、令和2年度においても、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施していきます。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス
---------	--

	ルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月７日閣議決定、令和２年４月20日変更）等を受けた補正予算編成に伴い、国債発行計画の変更を行いました。 個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家の国債保有促進や海外投資家に対するＩＲに取り組んでいきます。 また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めます。 なお、令和元年度政策評価結果を踏まえ、令和３年度においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めます。
--	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額等	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	220,251,923,580	214,621,186,920	214,255,801,595	216,407,631,503
		補正予算	△1,395,465,326	△1,774,735,935	△2,507,843,218	
		繰越等	647,506	4,639,304	N. A.	
		合 計	218,857,105,760	212,851,090,289	N. A.	
	執行額（千円）		210,716,214,215	205,678,301,541	N. A.	

（概要） 国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための経費等です。 （注）令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和２年11月頃に確定するため、令和２年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第201回国会 財務大臣財政演説（令和２年１月20日）
--------------------------	-----------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「資金循環統計」（日本銀行） 等
---------------------------	------------------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	平成30年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定しました。さらに、令和元年度においても、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施しました。 個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家の国債保有
--------------------	---

	促進のための取組や海外投資家に対する I R を実施しました。 また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるため、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に引き続き努めました。 なお、平成30年度政策評価結果を踏まえ、令和 2 年度においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めました。		
担当部局名	理財局（国債企画課、国債業務課）	政策評価実施時期	令和 2 年 9 月

政策目標 3-2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

上記目標の概要	財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。 財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。 さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。 その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。 （上記目標を達成するための施策） 政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成 政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進 政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実 政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
-----------------------	--

政策目標 3-2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確に対応するため、令和2年度財政投融资計画編成や令和元年度財政投融资計画補正等を行いました。また、ディスクロージャーの推進のため財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実等に取り組んだほか、チェック機能の充実のため実地監査等に取り組みました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融资のディスクロージャーに努めることは、財政投融资に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するために必要です。 令和2年度財政投融资計画については、成長力強化のための重点投資として、現下の低金利状況を活かした高速道路の整備と成田国際空港滑走路の新設・延伸や、日本企業の海外展開支援等、真に必要な資金需要に的確に対応しています。また、令和元年度計画補正においては、「安心と成長の未来を

	拓く総合経済対策」を踏まえ、14,503億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、6,658億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。さらに、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」第一弾（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び第二弾（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に伴って発生した新たな資金需要にも令和元年度財政投融资計画の下で的確に対応しました。 政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性及び償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。
--	---

施策	政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成		
	目 標	令和2年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。 （目標の設定の根拠） 政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和2年度財政投融资計画の策定に当たっては、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、成長力強化のための重点投資として、現下の低金利状況を活かした高速道路の整備及び成田国際空港滑走路の新設・延伸や、日本企業の海外展開支援等に取り組むこととしました。この結果、令和2年度財政投融资計画の規模は、132,195億円（令和元年度計画比0.8%増）となりました。 また、令和元年度計画補正においては、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）を踏まえ、現下の低金利状況を活かしたインフラ整備に対する超長期の資金供給や、日本企業の海外展開支援等を行うため、14,503億円の追加を行いました。 そのほか、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和元年東日本台風（台風第19号）等の災害に係る予備費使用に伴う災害復旧事業等及び令和元年度補正予算（第1号）に伴い地方公共団体が実施する事業に必要な資金を確保するため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金を6,658億円増額手当て（弾力追加）しました。 さらに、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」第一弾及び第二弾に伴って発生した新たな資金需要にも令和元年度財政投融资計画の下で的確に対応しました。 ・「令和2年度財政投融资計画（令和元年12月20日公表）」 (https://www.mof.go.jp/filp/plan/fy2020/index.htm) ・「令和2年度予算編成等における政策評価の活用状況」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/020309-13shiryou02.pdf)	○

	・「令和2年度財政投融資計画編成における政策評価の活用」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/020309-13shiryou06.pdf) 上記実績のとおり、令和2年度財政投融資計画の策定においては、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要な資金需要に的確に対応することとしたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	
[主要]政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給		
	令和2年度財政投融資計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。 その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認してまいります。 目 標 （目標の設定の根拠） 中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、民間が負担しきれないリスクマネーを政府が呼び水として供給する必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。 投資内容及び投資実行後の状況等についての報告を求め、運営状況の確認を行うことによって、官民ファンドの適切な運営が確保され、ひいては政策目的の実現及び産業投資の毀損の回避が可能となるからです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由 令和元年6月14日開催の財政制度等審議会財政投融資分科会にて今後の産業投資の指針となる報告書「今後の産業投資について」をまとめました。この報告書を踏まえ、令和2年度財政投融資計画における産業投資において、日本企業の成長力強化や海外展開支援等のために必要なリスクマネーを供給することとしました。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行しています。 また、出資先の官民ファンドに対しては、令和元年11月29日に「官民ファンドの運営に係るガイドライン」が改正されたこと等を踏まえ、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、投資内容及び投資実行後の状況等を確認したほか、必要に応じ株主総会等の機会において、各官民ファンドに適切な運営を求めました。 上記実績のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給を行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
施策についての評価	s 目標達成	

令和２年度財政投融资計画については、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、成長力強化のための重点投資として、現下の低金利状況を活かした高速道路の整備と成田国際空港滑走路の新設・延伸や、日本企業の海外展開支援等、真に必要な資金需要に的確に対応しています。また、令和元年度計画補正においては、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を踏まえ、14,503億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、6,658億円の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。さらに、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」第一弾及び第二弾に伴って発生した新たな資金需要にも令和元年度財政投融资計画の下で的確に対応しました。

また、令和元年６月14日開催の財政制度等審議会財政投融资分科会にて今後の産業投資の指針となる報告書「今後の産業投資について」をまとめました。この報告書を踏まえ、産業投資を活用して長期リスクマネーを積極的に供給するとともに、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、投資内容及び投資実行後の状況等を踏まえ、運営上の課題を指摘し、適切な対応を求めました。

以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政３－２－１に係る参考情報

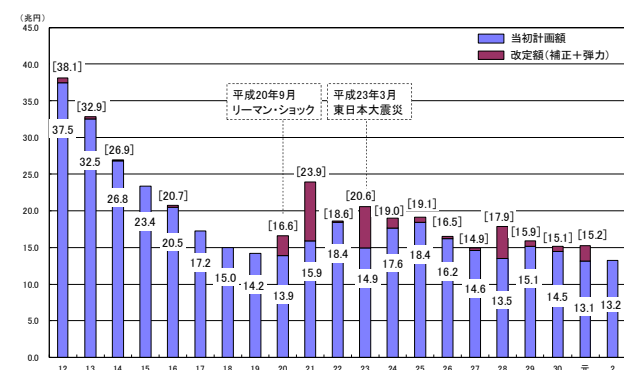
○ 令和２年度財政投融资計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。

- ・ 成長力強化のための重点投資等については、企業の成長力強化に向けて、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社産業革新投資機構において、産業投資を呼び水とした民間リスクマネー供給の促進を行うこととしました。また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、今後発行を予定している政府保証債の一部を予め財政融資資金に置き換えることにより、安全性・信頼性等の向上のための高速道路の暫定2車線の4車線化等を行うこととするほか、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社において、高速道路の更新事業等を行うこととしました。このほか、成田国際空港株式会社において、2030年の訪日外国人旅行者6,000万人目標に向けて、成田国際空港の機能強化（B滑走路の延伸及びC滑走路の新設）をはじめとした空港機能の向上を実現することとしました。
- ・ 日本企業の海外展開支援等については、株式会社国際協力銀行において、日本企業の海外M&A、グローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援や、質の高いインフラ整備等を行うとともに、独立行政法人国際協力機構、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構において、日本企業によるインフラ海外展開への支援等を行うこととしました。
- ・ 教育・福祉・医療については、独立行政法人日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し、貸付規模として所要の額を確保することとしているほか、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化を行うこととしました。
- ・ 地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしました。

- 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和2年度において、財政投融资特別会計国債12兆円の発行を予定しています。なお、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券（用語集参照）1.5兆円の発行を予定しています。

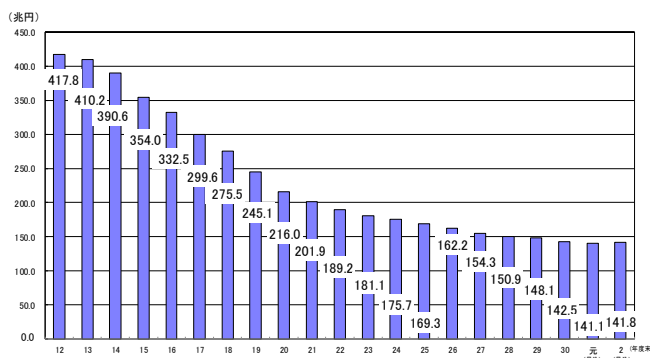
参考指標1：「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」

財政投融资計画の推移（フロー）



- (注) 1. 当初計画ベース。「」は補正・弾力による改定後。
2. 平成12年度は、一般財政投融资ベース。

財政投融资計画の推移（ストック）



- (注) 平成30年度までは実績。令和元年度以降は、令和元年度12月20日時点の見込であり、今後異同を生ずることがある。

参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績（機関別）」

(単位：億円)

区 分	平成30年度		令和元年度	令和2年度
	改定計画	実績	改定計画	当初計画
(特別会計)				
食料安定供給特別会計	20	19	22	12
エネルギー対策特別会計	82	80	130	95
(政府関係機関)				
(株)日本政策金融公庫	38,175	28,605	39,223	36,684
沖縄振興開発金融公庫	1,036	972	1,382	1,266
(株)国際協力銀行	11,724	7,417	13,428	12,435
(独)国際協力機構	6,184	3,866	5,492	5,711
(独立行政法人等)				
日本私立学校振興・共済事業団	291	291	291	291
(独)日本学生支援機構	7,075	6,989	6,744	6,585
(独)福祉医療機構	3,486	2,326	2,931	2,594
(独)国立病院機構	864	864	855	627
(国研)国立がん研究センター	54	50	29	27
(国研)国立循環器病研究センター	172	172	30	—
(国研)国立成育医療研究センター	8	8	12	48
(国研)国立長寿医療研究センター	—	—	18	2
(独)大学改革支援・学位授与機構	499	465	466	456
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	272	272	383	1,602
(独)住宅金融支援機構	681	361	635	501
(独)都市再生機構	3,464	3,214	5,027	4,339
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	27,450	26,275	20,700	9,800
(独)水資源機構	57	57	58	30
地方公共団体金融機構	4,000	2,600	1,000	—
(国研)森林研究・整備機構	58	58	57	56
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	423	139	370	352
(地方公共団体)				
地方公共団体	34,560	32,445	36,185	29,346
(特殊会社等)				
(株)日本政策投資銀行	7,790	7,722	12,800	9,000
(株)産業革新投資機構	—	—	—	1,000
東日本高速道路(株)	—	—	—	1,030
中日本高速道路(株)	—	—	—	1,030
西日本高速道路(株)	—	—	—	540
成田国際空港(株)	—	—	—	4,000
新関西国際空港(株)	201	201	1,500	—
(一財)民間都市開発推進機構	281	20	300	300
中部国際空港(株)	307	265	34	173
(株)民間資金等活用事業推進機構	160	130	500	400
(株)海外需要開拓支援機構	135	—	170	230
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	1,268	156	1,231	1,210
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	312	72	352	423
合 計	151,089	126,111	152,355	132,195

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注1) 平成30年度実績は、平成30年度の決算時の見込値である。

(注2) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

参考指標 3 : 「財政融資資金の融通条件」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa011218/zaito011213_04.pdf)

施策	政３－２－２：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進							
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政3-2-2-A-1：財政投融资関係の定期的な資料の公表及び内容の充実							
	年度	作成頻度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	財政投融资リポート	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	○
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	FILP REPORT	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政投融资リポート（別冊）	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	FILP REPORT（Extension Volume）	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政金融統計月報	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政融資資金現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	産業投資現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	財政融資資金預託金利・貸付金利	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	翌年度財政投融资計画要求	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		年１回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
	財政投融资計画月別実行状況	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
		月１回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	財政投融资リポートの内容の充実に向けた取組（解説を充実させたトピック）		「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」への対応	低金利状況を活かした財政投融资の積極的な活用	平成28年度における財政投融资計画の補正・追加	主な施策について、事業例を記載	昨今の経済・金融情勢を踏まえた今後の産業投資について	
(出所) 理財局財政投融资総括課調 (注1) 実績値／目標値で記載しています。 (注2) 「FILP REPORT」、「財政投融资リポート(別冊)」及び「FILP REPORT(Extension Volume)」については、令和元年度よりこれらの後身として、「Overview of FILP」、「政策コスト分析リポート」及び「Policy Cost Analysis Report」を作成しました。このほか、令和元年度より「財政投融资の概要」を作成しています。 (目標値の設定の根拠) 財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するた								

測定指標（定性的な指標）	め、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要です。		
	（目標の達成度の判定理由） 実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。		
	[主要] 政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実		
	目 標	財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。 （目標の設定の根拠） 財政投融资に対する国民の信頼を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表に当たっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、ポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。 また、従来より作成・公表している「政策コスト分析レポート（旧：財政投融资レポート（別冊）」については、技術的な解説の部分を平易な表現と図表を用いたわかりやすいものに変えたほか、説明の重複・過不足を整理して、ディスクロージャーの充実を図りました。 ・「政策コスト分析レポート2019・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（令和元年度）」 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa010726/010726g.pdf 上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実を図ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
	[主要] 政3-2-2-B-2：財政投融资計画編成に係る情報の公表		
	目 標	令和2年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表します。 （目標の設定の根拠） 財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料については、財政投融资分科会終了後、同日中に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。また、議事要旨についても、速やかに公表しました。 以上のとおり、財政投融资分科会への提出資料等については、速やかに公表していることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
施策についての評定		s	目標達成

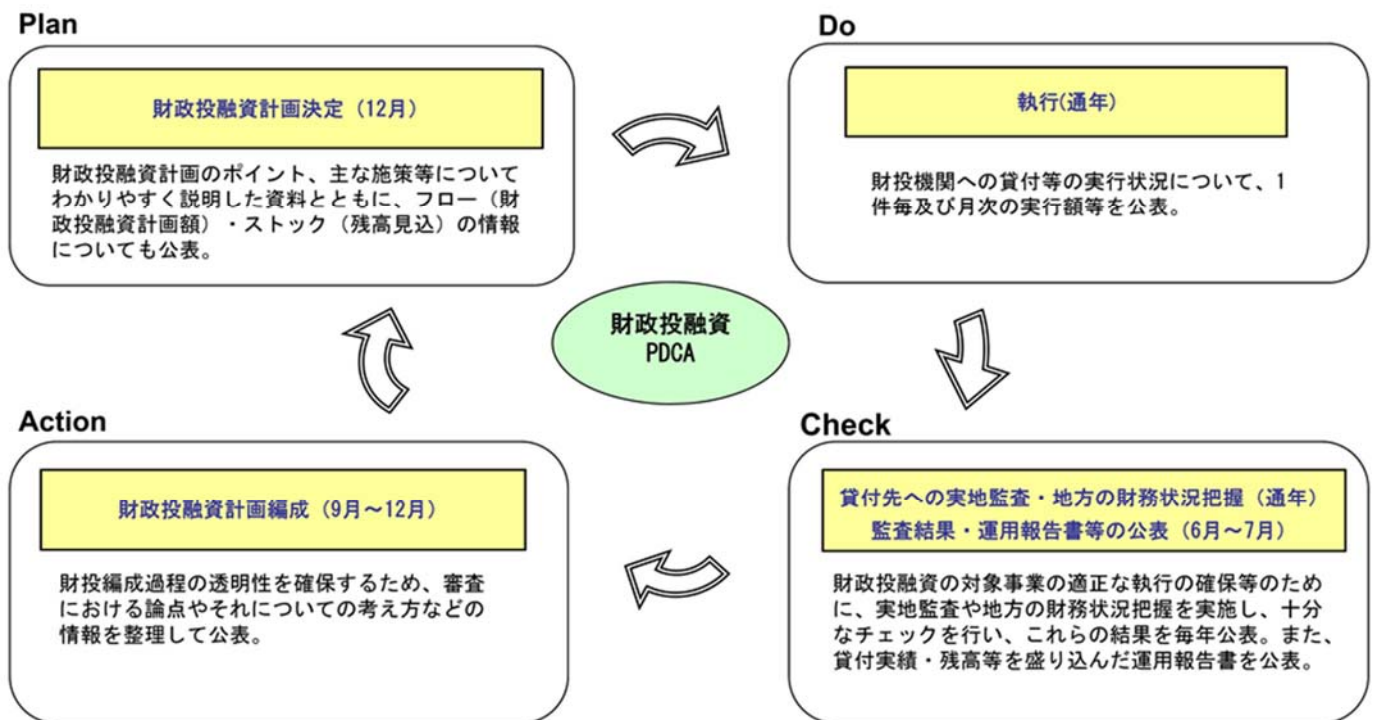
財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。

また、財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表しました。

以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 3 - 2 - 2 に係る参考情報

財政投融资の透明性の確保への取組



(出所) 理財局財政投融资総括課

- 令和元年度においては、①財政投融资計画決定時における、重点分野をわかりやすく説明した「財政投融资計画参考資料」や財投機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」等の公表（P l a n）、②財政投融资の貸付けなどの実行状況の月次別・一件別の公表（D o）、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、地方公営企業の病院事業及び上水道事業について、財務本省の実地監査官が財務局等と連携した監査の実施（C h e c k）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表（A c t i o n）、などに取り組みました。

また、「財政投融资リポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金現在高」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ウェブサイト（<https://www.mof.go.jp/filp/publication/index.html>）に掲載しています。

参考指標 1 : 「各機関における政策コスト」

(単位：億円)

機 関 名		政策コスト (元年度)	① 分析期首までに 投入された出資金等 の機会費用分	② 分析期間中に 新たに見込まれる 政策コスト
融 資 系 機 関	(株) 日本政策金融公庫	4,512	7,300	△ 2,788
	(株) 国際協力銀行	534	2,660	△ 2,127
	(独) 国際協力機構	4,548	31,544	△ 26,996
	(独) 日本学生支援機構	1,129	0	1,129
	(独) 福祉医療機構	△ 352	59	△ 411
	地方公共団体金融機構	△ 4,727	—	△ 4,727
	(株) 日本政策投資銀行	△ 5,394	4,524	△ 9,918
	その他 7 機関	220	580	△ 360
事 業 系 機 関	(独) 国立病院機構	923	516	407
	(国研) 国立循環器病研究センター	142	44	98
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	9,132	—	9,132
	(独) 都市再生機構	△ 37,958	4,278	△ 42,237
	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	10,425	9,963	462
	(独) 水資源機構	785	11	773
	(国研) 森林研究・整備機構	7,354	4,994	2,361
	新関西国際空港 (株)	△ 968	278	△ 1,246
	中部国際空港 (株)	△ 502	32	△ 534
	その他 2 機関	417	185	232
合 計		△ 9,781	66,968	△ 76,749

(出所) 理財局財政投融資総括課

「財政投融資レポート2019別冊・財政投融資対象事業に関する政策コスト分析 (令和元年度)」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa010726/010726g.pdf)

(注) マイナス (△) の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

参考指標 2 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■ 損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	平成29年度	平成30年度	科目	平成29年度	平成30年度
諸支出金	2,190	2,089	資金運用収入	11,604	10,148
事務取扱費	56	55	投資勘定より受入	-	1
公債金利子等	7,050	6,700	雑収入	36	35
雑損	-	0			
本年度利益	2,344	1,339			
合計	11,640	10,183	合計	11,640	10,183

■ 貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	平成29年度末	平成30年度末	科目	平成29年度末	平成30年度末
現金預金	36,474	50,119	預託金	318,481	313,535
有価証券	1,577	-	公債等	949,220	926,246
貸付金	1,237,605	1,198,735	金利変動準備金	8,892	11,236
未収収益等	3,281	3,502	本年度利益	2,344	1,339
合計	1,278,937	1,252,356	合計	1,278,937	1,252,356

(出所) 「財政投融资リポート2019」

(https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2019/index.htm)

参考指標 3 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■ 損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	平成29年度	平成30年度	科目	平成29年度	平成30年度
事務取扱費	1	1	貸付金利息	1	1
地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入	-	1	預託金利子等	1	1
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	4,000	4,000	納付金	4,234	4,359
本年度利益	2,292	3,507	株式配当金	2,057	3,148
合計	6,292	7,508	合計	6,292	7,508

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	平成29年度末	平成30年度末	科目	平成29年度末	平成30年度末
現金預金	5,220	7,147	資本	30,862	30,862
貸付金	1,687	735	利益積立金	28,090	29,747
土地等	0	0	本年度利益	2,292	3,507
出資金	137,753	134,164	固定資産評価差益	83,417	77,931
合計	144,661	142,046	合計	144,661	142,046

(出所)「財政投融资リポート2019」

(https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2019/index.htm)

参考指標4：「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」

(単位：件)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
アクセス件数	111,143	119,709	102,072	88,762	89,186

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注1) 財務省ウェブサイト内に開設している財政投融资関連のページ (/filp/indexを含むページ) へのアクセス件数。

(注2) 平成29年度のシステム変更に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、平成29年度よりアクセス件数の集計方法が変更されていることから、その集計結果には留意する必要がある。

施策	政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-2-3-A-1：実地監査結果						
	独立行政法人等	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
	計画件数	5	3	4	4	3	
	実施件数	5 (1)	3 (0)	4 (1)	4 (0)	3 (0)	
	実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
	地方公共団体等	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	/
	計画件数	280	254	256	239	201	
	実施件数	280	254	256	239	201	
	実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○

公営 企業	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	431	414	408	398	318	
	実施件数	431	414	408	398	318	
	実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
(出所) 理財局管理課調 (注1) 独立行政法人等については、事務年度（7月から翌年6月までの期間）ベースで計上しています。また、()内は政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査（スポット監査）の件数（内書）です。 (注2) 公営企業についての計画及び実施件数は、経営状況把握を実施した公営企業数です。 (目標値の設定の根拠) 財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。 なお、令和元年度の独立行政法人等実地監査について、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえ、当初計画4件のうち1件は事務年度内の監査実施が困難となったことから、計画件数を3件に変更しています。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。							
施策についての評価		s 目標達成					
評 定 の 理 由	独立行政法人等実地監査については、政策的意義、財務の健全性・償還確実性、資金の適正な執行といった観点に加え、内部統制やリスクコントロールに焦点を当てた監査等を実施しました。 地方公共団体実地監査については、資金の使用状況及び事業の成果、公営企業の経営状況等といった観点に加え、将来にわたる償還確実性の向上を図る観点から、監査での対話によって経営上の課題や将来のリスクを把握し、監査先と共有するとともに、連携監査（財務本省の実地監査官が財務局等と連携して監査）で得られた先進事例を紹介するなど、課題解決に向けた取組みに資する情報を監査先に提供するアドバイス機能の充実に努めました。 なお、実地監査の結果及び反映状況等については、財政制度等審議会財政投融资分科会に報告の上、公表しています。 ・「財政融資資金等の実地監査について（令和元年6月14日財政制度等審議会財政投融资分科会資料）」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa010614/zaito010614_02.pdf) この他、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から、平成17年度より地方公共団体の財務状況把握を実施しており、令和元年度においては、モニタリングを行った1,788の地方公共団体のうち、202団体に対してヒアリングを行いました。なお、財務状況把握の結果については、財務省ウェブサイトに公表しています。 ・「地方公共団体の財務状況把握」 (https://www.mof.go.jp/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm) 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

施策	政３－２－４：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保		
	目 標	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金の確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整すること等、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。 （目標の設定の根拠） 財政投融資として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融資計画の編成を通じて確認するとともに、定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。 財政投融資の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融資対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。 このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーション・ギャップ（平均残存期間の差：用語集参照）の調整等に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうことになります。 加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。 これらを踏まえ、財政投融資対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じた資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等により、金利変動リスクを低減し、的確な資産負債管理に取り組みました。 上記実績のとおり、財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、的確な資産負債管理に取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	財政投融資対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財政投融資対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことなどを通じて資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等を実施し、金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。		

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行います。
	なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する万全の対応策を講じるため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）等を受けて、財政投融资計画補正を行いました。
	また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。
	加えて、財政投融资特別会計の財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組むこととします。
	その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理を実施するために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	27,336,172,487	26,443,203,293	26,955,998,600	24,785,981,725
		補正予算	-	-	492,735,159	
		繰越等	202,550,000	△12,000,000	N. A.	
		合 計	27,538,722,487	26,431,203,293	N. A.	
	執行額（千円）		26,906,521,842	24,678,096,852	N. A.	

(概要)	
民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融资対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。	
(注1) 令和元年度の補正予算及び執行額には、一般会計から財政投融资特別会計投資勘定への繰入350億円を含んでいます。	
(注2) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定。	

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第201回国会 財務大臣財政演説（令和2年1月20日） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定） 新経済・財政再生計画 改革工程表2019（令和元年12月19日経済財政諮問会議決定） 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）
-----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	財政政策の状況：令和2年度財政投融资計画、「財政融資資金現在高」、「財政投融资リポート2019」、平成30年度財政融資資金運用報告書 等
-----------------------------------	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	平成30年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行いました。 また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施しました。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めました。 加えて、財政投融资特別会計の財務の健全性確保のため、適切な資産債務管理（A L M）に取り組みました。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、適切なA L Mを実施するために必要な経費の確保に努めました。
---------------------------------------	--

担当部局名	理財局（財政投融资総括課、管理課、計画官室）	政策評価実施時期	令和2年9月
---------------------	-------------------------------	------------------------	---------------

政策目標 3-3 : 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

上記目標の概要	国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、地域・社会のニーズや経済財政状況の変化を踏まえ、国有財産である庁舎及び宿舍の管理・運用の最適化の推進や未利用国有地（用語集参照）等の活用など、個々の財産の特性に応じた適正な管理・処分及び有効活用に取り組めます。 また、地域・社会のニーズを適切に反映させるため、地方公共団体等との連携強化に取り組み、国有財産に関する情報提供の充実を図っていくという考えから、上記の目標を設定しています。 （上記目標を達成するための施策） 政 3-3-1 : 国有財産の有効活用の推進 政 3-3-2 : 行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進 政 3-3-3 : 普通財産の適正な管理処分 政 3-3-4 : 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実
----------------	---

政策目標 3-3 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	国有財産について、有効活用の推進、適正な方法による管理・処分や情報提供の充実に取り組ましました。 未利用国有地の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化を図るとともに公文書管理や電子決裁を徹底するなど、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行いました。 また、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産（用語集参照）として決定しました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。 なお、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 国民共有の貴重な財産である国有財産については、地域・社会のニーズや経済財政状況の変化、個々の財産の状況を踏まえ、適正な方法による管理・処分や有効活用の推進に取り組むことが必要です。具体的には、介護や保育など人々の安心につながる分野等や防災・まちづくりにおける国有財産の有効活用、庁舎の効率的な使用の推進や地方公共団体と連携した庁舎整備、宿舍の適正な管理の実施、普通財産（用語集参照）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理、国有財産の有効活用を促進するための監査に取り組ましました。また、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告や国有財産に関する情報提供の充実に取り組ましました。 これらの取組は政策目標達成のために有効な施策でもあるほか、事務運営の効率化のため、未利用国有地の管理等業務や合同宿舍の設計・監理事務などにおいて、外部委託の活用にも取り組ましました。

(令和元年度行政事業レビューとの関係)

・ 国有財産台帳価格改定時価倍率調査

「外部有識者の所見を踏まえ、時価倍率の調査地点について、統計的な分析なども踏まえ、区分の減少を考慮することを検討する」との行政事業レビュー推進チームの所見が示されました。

時価倍率の算定に当たっては、地域の別や土地の種別等に応じて土地の価格が変動していることを踏まえ、最低限必要な調査区分を設け、また、調査委託先の選定に当たっては統計的な分析などといった方法も含めて、入札者の提示する専門知識、技術及び創意等によって、時価倍率の算出が合理的かつ効率的に行われるよう、一般競争契約（総合評価）における評価基準を見直すなど適切に対応しました。

(事業番号0014)

・ 府省共通国有財産総合情報管理システム

府省共通国有財産総合情報管理システムの調達については、「一者応札の改善に向け具体的な取組を実施するとともに、コストの妥当性、透明性の確保にも努める。また、最新技術の導入等による更なる運用コスト削減について、引き続き取り組む」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、一者応札の改善に向けた取組として、民間事業者へのヒアリング結果を考慮した事業者要件の緩和や閲覧資料の拡充、入札情報の事業者への積極的な情報提供、国庫債務負担行為による複数年度契約の実施など、より多くの事業者が入札に参加できるよう取り組むとともに、システム監視業務の効率化等による運用コスト削減に努めました。(事業番号0015)

・ 公務員宿舍建設等に必要な経費（民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む）

「既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減に努めるとともに、国有財産としての効果的な活用の観点も踏まえ、中長期的なコスト抑制に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、改修費の節減に引き続き取り組み、コスト縮減に努めました。(事業番号0016)

・ 特定国有財産の整備（一般会計及び財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定）

「特定国有財産整備計画（用語集参照）の不断の見直しを行い、事業を進めるとともに、P F I（用語集参照）事業の積極的な活用、一者応札の改善、新たな工法や使用資材等に関する知見を取り入れることなどにより、引き続き、コスト削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、重要性・緊急性の観点から、特定国有財産整備計画の不断の見直しを行うなど、コスト削減に努めました。(事業番号0017及び0020)

・ 普通財産管理処分経費

「普通財産の処分のあり方については、引き続き、透明性を確保しつつ、個々の財産の特性に応じ、売却だけでなく、定期借地などを活用した国有地の有効活用を図るとともに、成果目標の明確化に努める。また、業務委託に当たっては、これまでの市場化テストの導入の効果を踏まえながら、地域の実情も考慮し、競争性を高め、経費削減に努める」との外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き、過去の執行実績を精査し、地域の実情も考慮したうえで、業務発注数の見直し等を行いコスト削減に努め、概算要求へ反映しました。(事業番号0018)

・ 公務員宿舍の維持管理に必要な経費

「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議（平成23年12月8日衆議院決算行政監視委員会）」の趣旨を踏まえ、国家公務員宿舍の維持管理に当たっては民間委託を推進し、日常管理業務等及び修繕に係る費用については、過去の執行実績を踏まえた単価の見直しを行うなど、引き続きコスト削減に努める」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、民間委託を推進し、日常管理業務等及び修繕に係る費用については、過去の執行実績を踏まえた単価の見直しを行い、引き続きコスト削減に努めました。(事業番号0019)

施策	政 3－3－1：国有財産の有効活用の推進		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-3-1-B-1：地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用 [新]		
	目 標	地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野等で国有財産を積極的に活用することを推進します。 介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。 また、災害応急対策への備えとして、国有地を活用した避難場所など防災に関する諸活動への推進に配慮します。 さらに、一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）や二段階一般競争入札（用語集参照）の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。 加えて、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、国有財産の総括機関である財務局等と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図るなど、国公有財産の最適利用を推進します。 （目標の設定の根拠） 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていること、さらには、「子育て安心プラン」（平成29年6月公表）において、「未利用国有地の優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸付けの継続的取組に加え、都市公園敷地として無償貸付中の国有地の活用等を図る」とされていること、加えて「防災基本計画」（平成30年6月29日中央防災会議決定）において「避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」において、「国有地の定期借地件数」及び「国公有財産の最適利用プランを策定した数」について、「目標は設定せず、件数をモニターする」とされています。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。特に、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献しています。	○

		・ 保育関係 : 売却 5 件 ・ 高齢者関係 : 売却 4 件 定期借地貸付け 4 件 定期借地貸付け 6 件 ・ 障害者関係 : 売却 2 件 ・ 医療関係 : 売却 1 件 災害応急対策等への備えとして、避難場所、避難所、備蓄など防災の諸活動の推進に配慮し、今年度は令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等の災害時に地方公共団体へ未利用国有地の情報提供に取り組みました。その結果、5 件の財産について売買契約等を締結しました。 令和元年度においては、上記の効果を実現するために、地方公共団体と連携のうえ、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用を検討しました。 その結果、二段階一般競争入札を実施した財産 1 件について売買契約を締結しました。 加えて、地方公共団体と連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国公有財産の最適利用を推進しました。 また、令和元年 6 月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として決定することとし、国有財産地方審議会において審議の上、47件を決定しました。 上記実績のとおり、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	未利用国有地については、公用・公共用優先の原則に基づき、優先的に地方公共団体等からの利用要望を受け付け、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育などの分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。 また、地方公共団体へ未利用国有地の情報提供や売買契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与しました。さらに、地方公共団体と連携のうえ二段階一般競争入札を実施したほか、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国公有財産の最適利用を推進しました。 加えて、令和元年 6 月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、国有財産地方審議会において審議の上、留保財産として決定しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政３－３－１に係る参考情報

参考指標１：国有地の定期借地件数の推移

(単位：件)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
単年度件数	16	17	32	19	10
累 計	16	33	65	84	94

(出所) 理財局国有財産業務課調

参考指標２：市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数

(単位：件)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
市区町村等との間で設置した協議会の設置件数	21	16	16	13	13
国公有財産の最適利用プランの策定件数	0	1	7	5	2

(出所) 理財局国有財産調整課国有財産有効活用室調

施策 政３－３－２：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-3-2-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況		
	目 標	庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、引き続き、既存庁舎の効率的な使用を推進します。 (目標設定の根拠) 現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出(参考指標2参照)を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等(参考指標1参照)を積極的に実施しました。具体的には、平成31年3月、令和元年6月及び令和2年3月に、財政制度等審議会に諮った上で、気象衛星センター庁舎等全国4市・区に所在する合計7庁舎について、庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な活用を推進しました。 ※庁舎等使用調整計画(平成31年3月28日、令和元年6月14日及び令和2年3月2日諮問) https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/index.html 上記実績のとおり、既存庁舎の効率的な活用の推進に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。	○

[主要] 政3-3-2-B-2：宿舍の改修等工事の実施状況		
目 標	宿舍については、既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舍の状況に基づいて、引き続き、計画的に改修等を行います。	達成度
	(目標設定の根拠) 現下の厳しい財政事情を踏まえ、個々の宿舍の状況に基づき、適正な管理を実施する必要があるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減を図るため、個々の宿舍の状況に基づいて、宿舍ごとに維持整備に係る中長期的な計画を策定しました。 当該計画に基づき、宿舍の長寿命化に資するべく必要な改修等工事を計画的に行いました。以上のことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成
評定の理由	現下の厳しい財政事情を踏まえ、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施するため、財政制度等審議会に諮った上で庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な使用を推進しました。 また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。 宿舍については、真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、今後も現下の厳しい財政事情も踏まえつつ、国家公務員宿舍の適正な管理を実施することとしています。 適正な管理を実施するに当たり、既存ストックの長寿命化等によるトータルコスト軽減を図るため、宿舍の維持整備に係る中長期的な計画を定めた上で、計画的に改修等を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 3－3－2 に係る参考情報

参考指標 1：既存庁舎等の入替調整等実績の推移

(単位：件)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
庁 舎 数	60	72	37	32	41
官 署 数	99	105	53	39	70

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標 2：庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
借受費用縮減	(㎡)	5,254	16,470	390	—	5,110
	(億円)	2.9	15.5	0.1	—	2.7
売却可能財産	(㎡)	7,562	1,820	1,060	—	—

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標 3：宿舎戸数の推移

(単位：万戸)

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
16.6	16.5	16.3	16.3	16.2

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注) 各年9月1日現在の戸数

施策 政3-3-3：普通財産の適正な管理処分			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政3-3-3-B-1：国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施 [新]		
	目 標	売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。 公共随意契約（以下、公共随契といいます。用語集参照）による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。 また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	(目標の設定の根拠) 未利用国有地の売却等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。 売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行いました。 なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底しました。 また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じて注意喚起するとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。 公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定する際に、すべての場合において見積り合せを徹底して行いました。 また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を要件とし、すべて公表しました。 売却を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行いました。 以上のことから、達成度は「○」としました。	○

測定指標（定量的な指標）

政3-3-3-A-1：未利用国有地（財務省所管一般会計所属普通財産）の一般競争入札実施状況						
(単位：％)						
年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
目標値	— (1,358)	90 以上 (1,342)	90 以上 (1,262)	90 以上 (1,102)	100 (857)	○
実績値	97.3 (1,322)	99.9 (1,341)	98.1 (1,238)	96.6 (1,065)	100 (857)	
(注1) () 内は入札件数 (注2) 令和元年度より、処理率の算出方法を変更し、災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除くこととします。 (出所) 理財局国有財産業務課調 (目標値の設定の根拠) 留保財産以外の未利用国有地についてはまず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。						
政3-3-3-A-2：旧里道・旧水路等の売却事務処理状況						
(単位：％)						
年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
目標値	100.0	82.7以上	82.7以上	83.7以上	83.4以上	○
実績値	100.0	83.7	83.0	83.9	83.6	
売却通知 件数	1,983 (1,983)	2,163 (1,811)	1,691 (1,403)	1,544 (1,295)	1,514 (1,265)	
(注1) 目標値及び実績値については、申請書を受受理売却価格通知をしたもののうち、30日（閉庁日を除く）以内に通知した件数の割合。 (注2) () 内は、30日（閉庁日を除く）以内に売却価格を通知した件数。 (注3) 目標値及び実績値は、売却価格を通知した件数から相手方の事情により売却通知を30日（閉庁日除く）以内にできなかったものを件数から除いて算出しています。なお、平成28年度以降は、手続きの一層の迅速化の観点から相手方の事情により通知できなかったもののうち書類補正に時間を要したものを売却通知件数に含めて算出しています。 (出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計 (目標値の設定の根拠) 迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く）以内とし、期限内の処理を図ることとしていますが、財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。なお、業務委託した民間事業者に対して迅速な事務処理を徹底するよう指導することに努めています。						

測定指標（定性的な指標）	政3-3-3-B-2：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施		
	目 標	無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等について、交換制度の活用を検討し、隣接所有者等との交渉を行い、2件の交換を実施しました。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付した結果、111件の売買契約を締結しました。 以上のことから、達成度は「○」としました。	○
	政3-3-3-B-3：暫定活用の推進		
	目 標	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売れ残り財産について、一時貸付けに係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。	達成度
		（目標の設定の根拠） 税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、一般競争入札に付したものの成約に至らなかった売れ残り財産等については、財務局等のウェブサイトで一時的貸付け等に係る要望を募り、暫定活用の推進に努めた結果、243件の財産について一時貸付け等の契約を締結しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
	政3-3-3-B-4：貸付中財産の東日本大震災等にかかる適切な対応の実施		
	目 標	地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、13件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○

政3-3-3-B-5：政府が保有する株式等の管理・処分〔新〕		
目 標	特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。 さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。	達成度
	（目標の設定の根拠） 特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。 また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を令和元年9月に公表しました。 処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。具体的には、日本郵政株式会社株式については、第3次売出しに係る主幹事証券会社を令和元年5月に選定しました。また、日本電信電話株式会社による自己株式の消却に伴い生じた政府保有義務超過分について、令和元年9月に売却を行いました。その結果、売却収入は約2,495億円となりました。 物納のあった上場株式については、株式市場の状況等に応じて処分を行いました。また、非上場株式については、積極的な買受勧奨等を実施し、処分できるものは処分を行いました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
施策についての評価	s 目標達成	

評
定
の
理
由

公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定するに当たり、すべての場合において見積り合せを徹底して行うとともに、当該契約金額についてもすべて公表しました。また、売却を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行い、透明性の確保に努めました。

なお、売却等に当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行うとともに、契約に当たっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底し、ウェブサイト等を通じて、国有地の取得に関する架空取引話への注意喚起をするとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。

また、一定期間内に利用要望がない場合には、財政収入確保の観点から、一般競争入札により処分しました。

旧里道・旧水路（用語集参照）等の財産についての調査依頼等に対し、現地確認調査等を的確に行った結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却を行いました。なお、売却事務処理に当たり申請者に対して丁寧な説明を行い、適正かつ迅速な事務処理をしました。

売却困難事由のある財産や売れ残り財産については、交換制度の活用や瑕疵等明示売却を行うとともに、売却までの間は財政収入の確保や維持管理コスト削減のため、暫定活用を推進しました。

東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産について、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。

国有財産に関する相談、照会に対して、迅速かつ丁寧な対応に努めました。

特殊会社の株式に係る株主議決権の行使等については、個別の議案等に適切に対応し、その結果について、財務省ウェブサイトで公表しました。

処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。

物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、株式処分の環境が整ったものについては、株式市場の状況等に応じつつ、外部委託の活用等により処分を行いました。

また、未利用国有地の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化を図るとともに公文書管理や電子決裁を徹底するなど、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行いました。

以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記の通り、「s 目標達成」としました。

なお、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めました。

政 3－3－3 に係る参考情報

参考指標 1：財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移

（単位：百万㎡、億円）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
面 積	786	785	783	784	N. A
台帳価格	45,959	45,904	45,298	46,670	N. A

（注）令和元年度については、2年11月に確定後、国会に報告される国有財産増減及び現在額総計算書に掲載予定。

（出所）「国有財産増減及び現在額総計算書」（理財局管理課国有財産情報室）

参考指標 2：未利用国有地の推移

(単位：件、百万㎡、億円)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
件 数	3,873	3,463	3,125	2,964	N. A
面 積	10	9	9	8	N. A
台帳価格	4,558	4,234	3,626	3,288	N. A

(注) 令和元年度については、2年11月に確定後、2年度実績評価書に掲載予定。

(出所) 理財局国有財産業務課調

参考指標 3：未利用国有地の状況（平成30年度末）

合計 2,964件 (3,288億円)					
地方公共団体等 が利用する財産		処分対象財産		処分困難事由のある財産	
国利用	地方公共 団体等利用	入札未実施	売残(注1)	直困難 (注2)	当分困難 (注3)
46件 (369億円)	198件 (970億円)	527件 (429億円)	1,032件 (220億円)	446件 (461億円)	715件 (839億円)

(注1)「売残」は、過去の入札において、成約に至らなかった財産である。

(注2)「直困難」は、境界の再確認等のために直ちには入札により処分することができない財産である。

(注3)「当分困難」は、境界係争中など、当分の間処分が困難な財産である。

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標 4：一般競争入札における落札状況

(単位：件、%)

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
合 計	実施件数	1,322	1,341	1,238	1,065	857
	落札件数	517	724	469	282	194
	落札率	39.1	54.0	37.9	26.5	22.6
最低売却価格 公表物件	実施件数	1,319	1,333	1,237	1,065	856
	落札件数	514	716	468	282	193
	落札率	39.0	53.7	37.8	26.5	22.5
最低売却価格 非公表物件	実施件数	3	8	1	0	1
	落札件数	3	8	1	0	1
	落札率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 令和元年度実績は速報値。2年度に確定後、2年度政策評価書に掲載。

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標 5：未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移

(単位：件数、%、億円)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
実施件数	1,322	1,341	1,238	1,065	857
落札件数	517	724	469	282	194
契約件数	633	817	576	323	222
成 約 率	47.9	60.9	46.5	30.3	25.9
契約金額	557	1,311	325	110	126

(注1) 上記表は、一般競争入札の売却結果の推移を示したものである。

(注2) 令和元年度実績は速報値。2年度に確定後、2年度政策評価書に掲載。

(注3) 平成29年度の契約件数及び契約金額については、入札の結果、落札となった財産を、30年4月1日以降に契約したものを含むため、29年度実績評価書の計数と異なっている。

(注4) 契約件数及び契約金額は、各年度に入札を実施し、契約が翌年度になったものも含まれる。
(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標6：一時貸付け及び管理委託の件数と面積

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
一時貸付け	件 数	459	416	334	281	243
	面積 (千㎡)	1,424	1,610	1,385	1,335	1,360
管理委託	件 数	398	454	472	487	N. A.
	面積 (千㎡)	25,381	25,807	25,842	25,851	N. A.

(注1) 一時貸付けの件数及び面積については、該当年度に契約したものを集計している。(土地のみ。面積については単位未満四捨五入)

(注2) 管理委託の件数及び面積については、各年度末時点の件数及び面積を計上している(土地のみ。面積については単位未満四捨五入)。なお、令和元年度については、令和2年度末に確定後、令和2年度実績評価書に掲載予定。

(出所) 一時貸付けについては、財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。
管理委託については、理財局国有財産業務課・管理課国有財産情報室調。

参考指標7：第三者チェックの実施件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
件 数	—	—	—	2	8

(注) 本制度は平成30年9月18日に新設しているため、29年度以前の実績はない。

(出所) 理財局国有財産業務課国有財産審理室で集計。

施策		政3－3－4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実					
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-3-4-A-1：監査実施割合						(単位：％)
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	100.0	100.0 (525)	100.0 (520)	100.0 (516)	100.0 (510)	○
	実績値	100.0 (530)	100.7 (529)	100.1 (521)	100.3 (518)	100.5 (513)	
	(注1) 監査計画に対する実績の割合 目標値の()内は年度当初計画の件数 実績値の()内は実績の件数						
	(注2) 平成27年度の実績値は、最終的な監査計画に対する実施割合としていますが、平成28年度から令和元年度までの実績値は年度当初計画に対する実施割合としています。 (出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調 (目標値の設定の根拠) 国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。 策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。						

政3-3-4-A-2: 国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日

年度	平成27年度 (平成26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	達成度
目標値	—	28. 9月初旬	29. 9月初旬	30. 9月初旬	元. 9月初旬	○
送付日	27. 9. 1	28. 9. 2	29. 9. 1	30. 9. 4	元. 9. 3	

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。

(目標の達成度の判定理由)

平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成しました。また、令和元年9月3日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。

政3-3-4-A-3: 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日

年度	平成27年度 (平成26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)	令和元年度 (30年度決算)	達成度
目標値	—	28. 11. 20前後	29. 11. 20前後	30. 11. 20前後	元. 11. 20前後	○
報告日	28. 1. 8	28. 11. 18	29. 11. 21	30. 11. 20	元. 11. 19	

(注) 平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告が平成28年1月8日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。

(目標の達成度の判定理由)

平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国会からの早期提出(会計年度翌年の11月20日前後)の要請に応え、令和元年11月19日に国会へ報告したことから、達成度は「○」としました。

政3-3-4-A-4: 国有財産物件情報メールマガジンの登録者数 [新]

(単位: 件)

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
目標値	—	—	—	—	増加	○
実績値	4, 394	6, 065	7, 398	8, 444	9, 357	

	(出所) 理財局国有財産業務課 (目標値の設定の根拠) 全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。 さらに国民の皆様は国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 昨年度の実績値と比較すると913人増加しているため、達成度は、「○」としました。				
	政3-3-4-B-1：国有財産に関する情報提供の充実〔新〕				
	<table><tr><td>目 標</td><td> 財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。 (目標の設定の根拠) 国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。 </td><td>達成度</td></tr></table>	目 標	財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。 (目標の設定の根拠) 国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。	達成度	
	目 標	財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。 (目標の設定の根拠) 国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。	達成度		
測定指標（定性的な指標）	<table><tr><td>実績及び目標の達成度の判定理由</td><td> 国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報（国有財産特集）」にまとめ、財務省ウェブサイトに掲載しました（参考指標2）。 また、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、作成・更新を行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました。 ※国有財産情報公開システム https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/ すべての未利用国有地について、「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等に係る所在地、数量、都市計画法上の制限、図面などの財産情報を各財務局等ウェブサイトに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。 一般競争入札に当たっては、新聞広告や折込みチラシにより、未利用国有地の売却情報を発信しました。 また、平成26年6月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を実施し、令和元年度は178回の配信を行いました。 加えて、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク」（㈱LIFULL及びアットホー </td><td>○</td></tr></table>	実績及び目標の達成度の判定理由	国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報（国有財産特集）」にまとめ、財務省ウェブサイトに掲載しました（参考指標2）。 また、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、作成・更新を行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました。 ※国有財産情報公開システム https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/ すべての未利用国有地について、「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等に係る所在地、数量、都市計画法上の制限、図面などの財産情報を各財務局等ウェブサイトに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。 一般競争入札に当たっては、新聞広告や折込みチラシにより、未利用国有地の売却情報を発信しました。 また、平成26年6月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を実施し、令和元年度は178回の配信を行いました。 加えて、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク」（㈱LIFULL及びアットホー	○	
実績及び目標の達成度の判定理由	国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報（国有財産特集）」にまとめ、財務省ウェブサイトに掲載しました（参考指標2）。 また、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、作成・更新を行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました。 ※国有財産情報公開システム https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/ すべての未利用国有地について、「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等に係る所在地、数量、都市計画法上の制限、図面などの財産情報を各財務局等ウェブサイトに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。 一般競争入札に当たっては、新聞広告や折込みチラシにより、未利用国有地の売却情報を発信しました。 また、平成26年6月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を実施し、令和元年度は178回の配信を行いました。 加えて、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえ、全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク」（㈱LIFULL及びアットホー	○			

	ム(株運営)へ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等に加えて、より多くの方々に対して、情報提供を行い、国有財産の情報発信を強化しました。 さらに、情報閲覧者の利便性の向上の観点から各財務局等ホームページをリニューアルし、各財務局等のホームページ画面を統一しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	
政3-3-4-B-2：国有財産の管理処分事務等の外部委託		
目 標	国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。 (目標の設定の根拠) 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	未利用国有地の管理業務、一般競争入札に係る物件調書の作成、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を行いました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。	○
施策についての評価		
評 定 の 理 由	s 目標達成 未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等及び宿舍の公用財産に対する監査」及び「各省各庁が所管する普通財産に対する監査」に事務量を重点的に配分するとの方針に基づき、現地において、国有財産の現況を正しく把握したうえで、財政への貢献や地域のニーズを踏まえた最適利用を求める等の深度ある監査を計画どおり実施し、指標を達成しました。 平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、会計検査院の検査を経た上で、令和元年11月19日に国会に報告しました。 また、国有財産レポートの内容を充実し、国有財産の各種統計とともに財務省ウェブサイトに掲載したほか、「国有財産一件別情報」を国有財産情報公開システムを通じ提供するなど、情報内容の充実等に努めました。 すべての未利用国有地については、引き続き、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開を行うとともに、一般競争入札で売却を予定している財産や、一般競争入札及び公共団体等への売却結果を取りまとめて随時公表し、積極的に情報開示を行いました。 未利用国有地の管理業務等について、外部委託を活用し効率的な事務処理を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 3－3－4 に係る参考情報

参考指標 1：財務省所管普通財産の管理業務の状況

(単位：件、箇所、棟)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
巡 回 箇所	4,262	5,265	4,128	3,627	3,457
草 刈 箇所	4,313	4,848	3,996	4,087	4,159
柵設置 箇所	454	33	3,980	425	460
不法投棄物処理 件	256	236	227	341	331
立木伐採・剪定 箇所	554	609	600	705	744
立看板設置 件	1,568	1,681	1,454	622	586
建物解体 棟	30	55	59	30	50
合 計 件、箇所、棟	11,437	13,024	10,862	9,837	9,787

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標 2：国有財産情報公開システムへのアクセス件数

(単位：件)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
アクセス件数	86,244	106,315	117,205	84,208	54,526

(注 1) 平成 30 年度以降のアクセス件数は、システム稼働状況確認等のアクセス件数を除いています。

これに伴い平成 30 年度のアクセス件数は、当該アクセス件数を除いた数字に修正しています。

(注 2) 平成 31 年 1 月の国有財産総合情報管理システムのサーバ機器更新に伴い、一部の情報を各財務局等の HP で掲載することにしたため、令和元年度のアクセス件数は減少しました。

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

参考指標 3：国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実

	作成頻度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
国有財産増減及び現在額総計算書 (https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm)	年 1 回	○	○	○	○	○
国有財産無償貸付状況総計算書 (https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm)	年 1 回	○	○	○	○	○
国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書 (https://www.mof.go.jp/national_property/reference/houkoku/index.htm)	年 1 回	○	○	○	○	○
国有財産レポート (https://www.mof.go.jp/national_property/publication/report/)	年 1 回	○	○	○	○	○
国有財産統計 (https://www.mof.go.jp/national_property/reference/statistics/index.htm)	年 1 回	○	○	○	○	○

(出所) 理財局国有財産企画課・管理課国有財産情報室調

評価結果の反映	以下のとおり、実施していきます。
	国民共有の貴重な財産である国有財産については、有効活用を図っていくとともに適正な管理・処分を行います。具体的には、国有財産の有効活用の推進、行政財産（用語集参照）の適正な管理の実施と効率的な使用の推進、普通財産の適正な管理処分に引き続き取り組みます。
	また、未利用国有地の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化を図るとともに、公文書管理や電子決裁を徹底してきました。今後とも、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行っていきます。
	なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して収入が減少した事業者・個人の貸付料等について、無担保かつ利息なしで履行期限を延長する措置を設けるため、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令」を令和2年5月20日に公布・施行しました。
	国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実に引き続き取り組みます。 国有財産の適正な管理及び有効活用の推進並びに情報提供の充実に必要な経費、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費、庁舎の耐震化に必要な経費及び合同宿舍の長寿命化等を図るための改修等に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	○ 国有財産の管理について、売却から利用へ方向転換し着実に成果が出ているのは評価できる。
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	51,060,771	50,175,294	44,325,807	36,345,482
		補正予算	△365,552	△160,264	△228,558	
		繰越等	16,643,739	2,327,470	N. A.	
		合 計	67,338,958	52,342,500	N. A.	
	執行額（千円）		62,536,832	49,252,675	N. A.	

（概要）

国有財産一般事務費、普通財産管理処分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要な経費及び老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。

（注）令和元年度「繰越等」、「執行額」については、2年11月頃に確定するため、2年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ） ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定） 防災基本計画（令和元年5月31日中央防災会議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 新経済・財政再生計画 改革工程表 2019（令和元年12月19日経済財政諮問会議決定） 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年12月20日閣議決定）
-----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	平成30年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 国民共有の貴重な財産である国有財産については、有効活用を図っていくとともに適正な管理・処分を行いました。具体的には、国有財産の有効活用の推進、行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進、普通財産の適正な管理処分に引き続き取り組みました。 また、未利用国有地の適正な管理・処分に関し、学校法人森友学園への国有地の売却等事案を踏まえ、国有財産の管理処分手続きの明確化を図るとともに公文書管理や電子決裁を徹底するなど、法令等に基づいて国有財産の適正な管理・処分を行いました。 なお、コンプライアンスの確保などの取組についても財務省全体で進めました。 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実に引き続き取り組みました。 国有財産の適正な管理及び有効活用の推進並びに情報提供の充実のために必要な経費、庁舎の計画的かつ効率的な整備に必要な経費、庁舎の耐震化に必要な経費及び合同宿舍の長寿命化等を図るための改修等に必要な経費の確保に努めました。
------------------------	---

担当部局名	理財局（国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室）	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--	----------	--------

政策目標 3－4：国庫金の効率的かつ正確な管理

上記目標の概要	財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を一層効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。 （上記目標を達成するための施策） 政 3－4－1：国庫金の効率的な管理 政 3－4－2：国庫金の出納事務の正確性の確保 政 3－4－3：国庫収支に関する情報提供
----------------	---

政策目標 3－4 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	国庫金の効率的かつ正確な管理のため、国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、また、国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿の金額が一致することを確認しました。さらに、国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定通り公表しました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。 また、国庫金の効率的な管理を図るうえで、国庫内に生じた余裕資金を最大限活用する施策は、有効な取組であったと考えます。 さらに、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により、事務を効率的に行っています。 （令和元年度行政事業レビューとの関係） 国庫収支見込システム 国庫収支事務オンラインシステム（国庫収支見込システム）は行政事業レビューの外部有識者の所見において「国庫金の資金管理については、システムを活用することで合理的な事業となっている。次期システムの更改については、外部コンサルタント及びRFIの利用により適正な検討が行われているが、ユーザーの利便性も検討し、競争性・透明性の高い調達に努め、一層のコスト削減を図ること。」とされました。また、行政事業レビュー推進チームの所見において「外部有識者の所見を踏まえ、次期システムの更改については、ユーザーの利便性も検討し、競争性・透明性の高い調達に努め、一層のコスト削減を図る。」とされました。これらを踏まえ、令和2年度予算において、執行状況等を踏まえ、運用コストを見直したことによる削減を反映しました。（事業番号0021）

施策	政３－４－１：国庫金の効率的な管理						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-4-1-A-1：資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合 (単位：％)						
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	－	19.6	20.5	23.2	26.6	○
	実績値	21.6	27.0	31.3	35.3	37.3	
	(出所) 理財局国庫課調						
	(注1) 資金需要の平均額に対し、国庫余裕金の繰替使用及び政府短期証券（用語集参照）の国庫内引受の平均残高の合計額が占める割合。						
	(注2) 年度ごとの財政状況等による特別な変動の影響をなるべく排除するため、目標値には過去5年の平均を利用しています。						
	(注3) 資金需要の顕著な増加や、国庫の余裕資金の大幅な減少が数年にわたり継続する場合、今後、目標値の設定について見直しを行うことが考えられます。						
	(目標値の設定の根拠)						
	国庫金の効率的な管理のためには、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫内に生じた余裕資金を最大限有効活用することが重要です。						
市場への影響等も勘案しつつ、国庫内に生じた余裕資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸付け（国庫余裕金の繰替使用）や、特別会計等が発行する政府短期証券の引受け（政府短期証券の国庫内引受）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすとともに民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。							
したがって、資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合について、過去5年の平均より増加させることを目標値として設定しました。							
(目標の達成度の判定理由)							
国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、特別会計等への貸付けを行い、民間からの資金調達額を抑制しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。							
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手するとともに、受払実績のデータを蓄積することにより、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。						
	国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金を抑制するため、国庫金の受入日（租税・年金保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を行いました。						
	国庫収支の時期的な調整を行った上で、それでも国庫に余裕が生じている場合には、外国為替資金特別会計に国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、外国為替資金証券（用語集参照）の発行残高が抑制されました。						
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

政３－４－１に係る参考情報

参考指標１：国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額（平均残高）の推移

（単位：億円）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
4月	—	314,133	304,767	386,667	416,667
5月	1,742	326,516	328,516	395,065	429,194
6月	31,667	327,067	335,133	398,733	432,967
7月	45,903	323,484	340,935	401,613	433,871
8月	82,194	319,161	347,613	406,000	434,710
9月	136,367	310,233	353,700	411,200	434,333
10月	83,323	296,871	359,161	411,548	432,323
11月	80,467	292,667	361,533	407,867	429,900
12月	210,645	288,226	365,452	401,226	428,419
1月	139,000	290,065	370,774	398,323	430,419
2月	195,862	294,714	376,714	400,179	430,862
3月	300,097	293,032	381,258	403,839	413,065
平均抑制額	108,975	306,392	352,074	401,877	428,888

（出所）理財局国庫課調

（注）平成27年度9月以降は、政府短期証券の流通市場相場における利回りが恒常的にマイナスとなったことから、政府短期証券の国庫内引受に代えて国庫余裕金繰替使用を実施したため、国庫余裕金繰替使用による外国為替資金証券発行残高の抑制額が増加しました。

参考指標２：政府短期証券（財務省証券）の平均残高の推移

（単位：億円）

	平成27年度
4月	24,300
5月	21,194
6月～3月	—
年度平均	3,787
年度末残	—

（出所）理財局国庫課調

（注１）国庫金が不足する場合には、財務省証券（用語集参照）の発行による資金調達を行います。

（注２）平成28年度から令和元年度において、財務省証券の発行実績はありません。

施策	政 3－4－2：国庫金の出納事務の正確性の確保						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-4-2-A-1：一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果						
	(単位：円)						
	年 度	平成27年度 (26年度分)	28年度 (27年度分)	29年度 (28年度分)	30年度 (29年度分)	令和元年度 (30年度分)	達成度
	目標値	0	0	0	0	0	○
	実績値	0	0	0	△6, 243	0	
	(出所) 主計局司計課、理財局国庫課調 (注 1) 年度は、突合年度。 (注 2) 目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。30年度(29年度分)の実績値は、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異(△6, 243円)が生じている。 (目標値の設定の根拠) 国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿(用語集参照)」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果(歳入歳出主計簿)が一致することを確認しているため、国庫原簿と歳入歳出主計簿との金額の差異を指標として設定しました。 引き続き日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「0」として目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿とを突合し、両者が一致することを確認しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。 なお、特別会計についても、国庫原簿と歳入歳出主計簿の突合を行いました。						
	施策についての評定		s 目標達成				
評定の理由	国庫金の出納事務の正確性の確保のため、国庫原簿と一般会計歳入歳出主計簿とを突合し、金額の差異が「0」であることを確認しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

施策	政３－４－３：国庫収支に関する情報提供						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政3-4-3-A-1：国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況						(単位：％)
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	100	100	100	100	100	○
	実績値	100	100	100	100	100	
	(出所) 理財局国庫課調						
	(目標値の設定の根拠)						
国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な作成資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100％」と設定しました。							
①「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回)							
②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国							

	民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回) ③「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回) (目標の達成度の判定理由) 引き続き、上記の定期的な作成資料を予定通りに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。 (注)公表資料は、国庫金出納の事務を取り扱う日本銀行から提出された資料を基に作成しており、公表後に日本銀行から計数の訂正がなされた場合には、速やかに公表資料を修正するとともに、日本銀行に対し、原因究明を行い、再発防止策を講じるよう求め、日本銀行における再発防止に関する体制整備等が行われていることを確認しています。
施策についての評価	s 目標達成
評価理由	国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定通りに公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
評価結果の反映	資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。 国庫金の出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。 なお、各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、各府省庁等会計事務担当者に対して改めて留意点や事例についての説明会を行うとともに、連絡を適切に行うことにより、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。 国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。 なお、資料公表後に、日本銀行から計数の訂正がなされた場合には、速やかに公表資料を修正するとともに、日本銀行に対し、原因究明を行い、再発防止策を講じるよう求め、日本銀行における再発防止に関する体制整備等が行われていることを確認します。 また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における意見	該当なし

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	55,667	55,629	51,513	143,412
		補正予算	—	—	△559	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	55,667	55,629	N. A.	
	執行額(千円)		43,633	37,951	N. A.	

(概要)

国庫の資金繰りを効率的に行うため、日本銀行や各府省等から報告されるべき情報をオンラインで登録・確認するための国庫収支事務オンラインシステムに関する経費等です。

(注1) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和2年度のみ予算額が大きいのは、国庫収支事務オンラインシステムの更改に伴う一時的経費が含まれていることによるものです。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	該当なし
-----------------------------------	------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	30年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めました。 出納事務の正確性の確保については、国庫原簿と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行いました。 また、各府省庁等会計事務担当者に対して改めて留意点や事例についての説明会を行うとともに連絡体制を整備することで、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保しました。 国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行いました。 また、国庫収支の見込みの精度向上に必要なシステム関係経費等、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めました。
------------------------	---

担当部局名	理財局（国庫課）	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------	----------	--------

政策目標 4-1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

上記目標の概要	財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。 （上記目標を達成するための施策） 政4-1-1：通貨の円滑な供給 政4-1-2：偽造通貨対策の推進 政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 政4-1-5：通貨への関心の向上
----------------	--

政策目標 4-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	通貨の円滑な供給及び偽造・変造防止のため、所要の通貨を確実に供給できるよう通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。また、記念貨幣の着実な発行及び貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理を行ったほか、通貨への関心向上のため適切な情報提供に努めました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」（財務省設置法第3条）を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。 通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。 （令和元年度行政事業レビューとの関係） 貨幣の製造に必要な経費 「貨幣の信頼性の維持に十分配慮しつつ、製造現場での生産管理ノウハウの活用等により、引き続き、コスト削減に努める。また、設備投資等により貨幣製造体制の効率化を図り、コスト削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たっては、コストの削減に取り組みました。（事業番号0023）

施策	政４－１－１：通貨の円滑な供給		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-1-1-B-1：通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行		
	目 標	通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるよう、通貨の流通状況等を勘案の上、通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。 （目標の設定の根拠） 日本銀行券及び貨幣を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和元年度に製造する通貨については、日本銀行と連携しつつ市中の流通状況や磨損の状況を適切に把握すること等を通じて、製造に必要な数量を精査し、製造計画を的確に見直しました。このうち、貨幣の製造計画については、五百円貨幣、百円貨幣及び十円貨幣の製造枚数を引き下げる一方、五十円貨幣、五円貨幣及び一円貨幣の製造枚数を引き上げる等の変更を行いました。また、日本銀行券の製造計画については、一万円券の製造枚数を引き下げる一方、五千円券及び千円券の製造枚数を引き上げる変更を行いました。貨幣及び日本銀行券ともに、計画に則って独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に製造させ、所要の通貨を円滑かつ確実に供給しました。 令和２年度に製造する通貨については、市中における流通状況等を勘案のうえ、所要の通貨を確実に供給できるよう製造計画を策定しました。 （注）財務省ウェブサイト 「日本銀行券製造計画について」 https://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/2020ginnkoukennkeikaku.html 「貨幣製造計画について」 ○令和元年度貨幣製造計画（改定） https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2019kaheikeikaku-kaitei-3.html ○令和２年度貨幣製造計画 https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/2020kaheikeikaku.html 上記実績のとおり、通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。	○
	政4-1-1-B-2：製造貨幣大試験の適切な実施		
	目 標	製造貨幣大試験（用語集参照）を実施し、貨幣の量目（用語集参照）が適正であることを適切に確認します。 （目標の設定の根拠） 市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、令和元年10月21日に第148次製造貨幣大試験を行い、製造貨幣大試験要領に基づき、貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認しました。	○	

		(注)財務省ウェブサイト 「第148次製造貨幣大試験の実施結果について」 https://www.mof.go.jp/currency/coin/test/20191028.html 上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	通貨の製造計画の策定等については、令和元年度の貨幣製造計画の見直し等を通じて状況の変化に的確に対応したほか、市中における通貨の流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう令和2年度の製造計画を策定しました。 また、製造貨幣大試験の適切な実施についても、大試験を行い、貨幣の量目が適正であることを適切に確認しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政4-1-1に係る参考情報

参考指標1：発行・製造計画の達成割合

① 日本銀行券

(単位:億枚、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初計画	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
改定後計画(A)	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
実績(B)	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
達成割合(B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成

② 貨幣

(単位:億枚、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
当初計画	10.3	10.0	11.5	11.1	9.9
改定後計画(A)	10.2	10.3	11.5	11.2	10.2
実績(B)	10.2	10.3	11.5	11.2	10.2
達成割合(B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

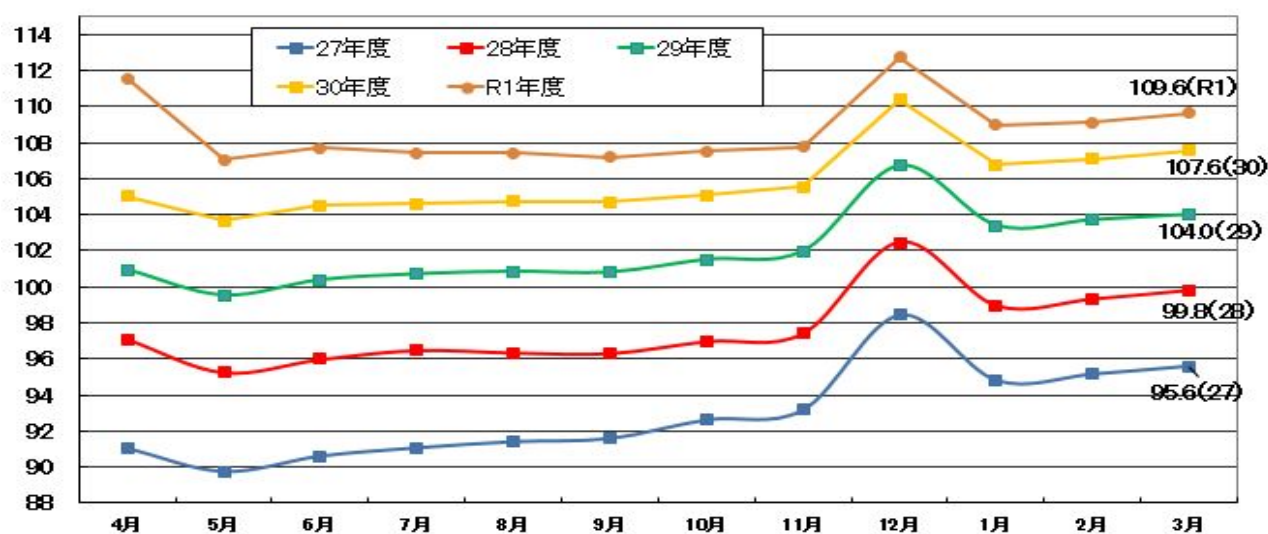
(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 記念貨幣を含む枚数。

参考指標 2：通貨の流通高

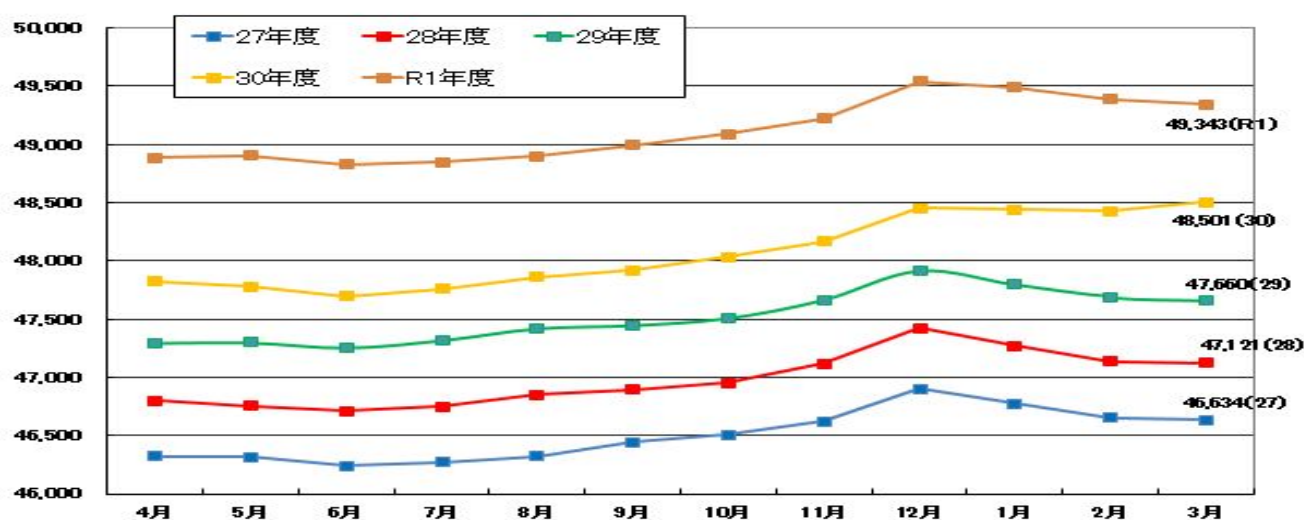
① 日本銀行券

(単位：兆円)



② 貨幣

(単位：億円)



(出所) 日本銀行調（日本銀行統計）を国庫課通貨企画調整室においてグラフ化したもの。

(注) () 内の数字は年度を示しています。

施策	政４－１－２：偽造通貨対策の推進		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-1-2-B-1：偽造通貨対策の適切な推進		
	目 標	国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、五百円貨幣のクリーン化（用語集参照）の継続、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスターの配布（約６万先）などを行いました。 「世界一安全な日本」創造戦略について」（平成25年12月10日閣議決定）も踏まえたこれらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 こうした取組の結果として、令和元年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券2,705枚、五百円貨幣290枚と低い水準でした（参考指標１参照）。 このほか、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、新しい日本銀行券（一万円、五千円及び千円）を2024年度上期を目途に、新しい五百円貨幣を2021年度上期を目途に発行することとし、このための準備を確実に進めました。 (注)財務省ウェブサイト 「新しい日本銀行券及び五百円貨幣を発行します」 https://www.mof.go.jp/currency/bill/20190409.html 上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s	目標達成
評価の理由	偽造通貨対策の推進については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政４－１－２に係る参考情報

参考指標１：偽造通貨の発見枚数

(１) 日本銀行券

(単位：枚)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
一万円札	904	2,495	1,012	1,361	2,646
五千円札	43	13	39	15	31
二千円札	18	0	0	0	3
千円札	364	68	185	46	25
合 計	1,329	2,576	1,236	1,422	2,705

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

(２) 貨幣

(単位：枚)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
五百円貨幣	592	656	608	445	290

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

施策 政４－１－３：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政4-1-3-B-1：記念貨幣の適切な発行		
	目 標	記念貨幣の発行について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。	達成度
		(目標の設定の根拠) 記念貨幣は、国家的な記念事業(用語集参照)として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。	
測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	天皇陛下御即位記念貨幣の発行が閣議決定されたことを踏まえ、政令改正により発行する貨幣の図柄や発行枚数を定める等、所要の手続きを経て、関係機関との連携の下、同記念貨幣を適切に発行しました。 また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣に関する会合」を踏まえ、一連のシリーズとして大会開催までに4回に分けて37種類を発行することとしており、関係機関と連携し、政令改正をはじめとする発行や販売に関する手続を確実にを行い、第二次及び第三次発行分を円滑に発行しました。第四次発行分については、大会のより一層の盛り上がりを期待するとともに、記念貨幣を身近に感じてもらうため、初めての試みとして、五百円貨幣の図柄を財務省公式SNSなどによる投票により決定することとしました。投票にあたっては、東京都などの関係機関に対して広報活動の協力を依頼するなど周知活動に努め、得票総数は66,318票となりました。 また、図柄等を定める政令改正や引換えの開始にあたっては、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSやポスターを活用した情報の提供を行い、記念貨幣に関する情報を周知するよう努めました。 (注) 財務省ウェブサイト 「天皇陛下御即位記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/emperors Enthronement	○

		nt/index.html 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣」 https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/2020_olymparagames/index.html 上記のとおり、令和元年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行したため、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、令和元年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に発行しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政４－１－３に係る参考情報

参考指標１：ウェブサイトへのアクセス数

	令和元年度
報道発表件数（①）	8
ウェブサイトへのアクセス数（②）（※１）	2,192,383
１件当たりの平均アクセス数（②／①）（※２）	274,048

（出所）大臣官房文書課広報室調

（※１）理財局国庫課通貨企画調整室の記念貨幣に関する報道発表へのアクセス件数

（※２）計数は四捨五入による。

参考指標２：記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数

		令和元年度
販売型 （※１）	発行貨種数 （種類）	12
	発行枚数 （枚）	950,000
引換型 （※２）	発行貨種数 （種類）	12
	発行枚数 （枚）	48,428,000

（出所）理財局国庫課通貨企画調整室調

（※１）販売型とは、（独）造幣局から通信販売を行う記念貨幣のことである。

（※２）引換型とは、全国の取扱金融機関の窓口において額面により引換えを行う記念貨幣のことである。

施策	政４－１－４：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理						
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政4-1-4-A-1：地金の売払い計画及び実績						(単位：t、%)
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	850.0	250.0	0.0	250.0	300.0	○
	実績値	851.5 (100.2)	251.4 (100.6)	0.0 (-)	249.1 (99.6)	300.8 (100.3)	
	(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調						
	(注) 平成28年度及び令和元年度の目標値については、年度途中に見直しを行っています。						
	(目標値の設定の根拠)						
	磨損等により市中の流通に不適當となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用することとされています。ただし、新たな貨幣の製造等に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ一般競争入札により市中へ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。目標値については、地金の種類ごとの標準的な総重量（入札参加者が取扱いやすいロットとして設定した売払い実施単位）に、売払い実施回数を乗じた概数値としており、令和元年度においては次のとおりです。						
	・アルミニウム地金：約 50 t （1 単位）× 3 回＝150 t						
	・青銅地金：約100 t （1 単位）× 1 回＝100 t						
・黄銅地金：約 50 t （1 単位）× 1 回＝ 50 t 合計 300 t							
※地金は重量の異なる複数の塊で保有しており、これらをまとめて1 単位としています。							
(目標の達成度の判定理由)							
磨損等により市中の流通に不適當となり政府が受け入れる貨幣の数量や、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量の動向を見極めながら、目標を達成するように売払計画を立て、当該計画を確実に実施しました。							
上記のとおり、貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。							
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保し、新たな貨幣の製造等に使用しない地金については地金の在庫量等を見極めつつ売払いを行うなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。						
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。						

施策 政４－１－５：通貨への関心の向上		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応	
	目 標	通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。
	(目標の設定の根拠)	通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨
		達成度

		に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	通貨に関する情報については、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSへの投稿及びポスター等を活用した提供を行いました。また、財務省ウェブサイトに掲載している「よくあるご質問」について、新しい日本銀行券及び五百円貨幣に関する項目を追加したほか、平易な表現となるように内容を見直すなど、国民にとって分かりやすく、正確な情報提供に努めました。 また、寄せられた質問等（参考指標1参照）については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているウェブサイトも参照していただきながら説明するなど丁寧な対応に努めました。 （注）財務省ウェブサイト 「通貨に関する報道発表の実施状況」 （平成31年・令和元年） https://www.mof.go.jp/whats_new/2019currency.htm （令和2年） https://www.mof.go.jp/whats_new/2020currency.htm 上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政4-1-5に係る参考情報

参考指標1：通貨に関する質問、照会等の受付件数

（単位：件）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
質問・照会等件数	2,595	3,535	881	3,316	3,977

（出所）理財局国庫課通貨企画調整室調

（注）理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数です。

評価結果の反映	令和元年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和2年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に一層努めます。 このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	○ 通貨の発行について、改刷・改鋳が決まっている中で着々と準備が行われていることは評価する。
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	14, 712, 923	14, 846, 120	16, 008, 628	16, 814, 543
		補正予算	—	—	—	
		繰 越 等	—	—	N. A.	
		合 計	14, 712, 923	14, 846, 120	N. A.	
	執行額（千円）		14, 707, 564	14, 814, 075	N. A.	
（概要） 貨幣の製造等に必要な経費。 （注）令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。						

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
----------------------------------	---------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	平成30年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 （通貨の円滑な供給） 通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨の円滑な供給を行いました。 （通貨の偽造・変造の防止） 関係機関との偽造通貨発見時の連絡体制を確認し、情報交換をより緊密に行ったほか、五百円貨幣のクリーン化の継続、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行、通貨偽造及び偽造通貨行使の防止を企図したポスターの配布など通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。 （国家的な記念事業としての記念貨幣の発行） 令和元年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行しました。 （貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理） 新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保するなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。 （通貨への関心の向上） 通貨に関する情報については、財務省ウェブサイト、財務省公式SNS及びポスターの活用等により、分かりやすく正確な提供に努めました。
------------------------	---

担当部局名	理財局（国庫課）	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------	----------	--------

政策目標 4－2：金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

上記目標の概要	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。 また、地域経済の活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。 (上記目標を達成するための施策) 政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備 政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
-----------------------	--

政策目標 4－2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備に向けた取組・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和2年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。

施策	政４－２－１：金融システムの安定のために必要な制度の整備			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備			
	目 標	金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、金融庁等と連携して、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために必要な水準となるようにします。		達成度
		（目標の設定の根拠） 金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するためです。		
	実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために必要な水準となっているかについて、その使用状況の検証を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備に向けた取組・運用を行ったことから、「○」としました。		○
施策についての評価		s 目標達成		
評価の理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために必要な水準となっているかについて、その使用状況の検証を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備に向けた取組・運用を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。			

政４－２－１に係る参考情報

参考指標１：預金保険機構等に対する政府保証枠

(単位：兆円)

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
預金保険機構		69	69	69	69	72
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	12	12	12	12	15
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	20
(株) 地域経済活性化支援機構		1	1	1	1	2
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.50	0.50	0.50	0.50	0.50

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標２：国内金融機関の自己資本比率【再掲（総４－１：参考指標１）】

参考指標３：国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総４－１：参考指標２）】

施策 政４－２－２：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督		
	目 標	預金保険機構、保険契約者保護機構及び投資者保護基金等について、予算・資金計画の策定や借入残高等の管理等を通じ、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるよう、金融庁等と連携しつつ、監督します。	達成度
		(目標の設定の根拠) 適切な監督を通じて国民負担を避けるとともに、預金者や保険契約者、投資者の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和２年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を行いました。また、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）に基づく国の資本参加（全国信用協同組合連合会）に同意しました。 上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○
	[主要] 政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督		
	目 標	株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、関係省庁と連携しつつ、監督します。	達成度
		(目標の設定の根拠) 公的資金を適正に活用し、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	株式会社地域経済活性化支援機構については、令和２年度予算の認可等に当たり、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府と連携して監督を行いました。なお、令和元年度においては、地域金融機関等と連携しながら、地域医療機関に対する事業再生支援や台風等被害広域復興支援ファンドの設立を行うなど、１件の事業再生支援決定、24件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、３件のファンド設立、22件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標６参照）。 上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○
	[主要] 政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督		
	目 標	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、債権買取等を通じ、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、関係省庁と連携しつつ、監督します。	達成度
		(目標の設定の根拠) 公的資金を適正に活用し、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の	

		維持等を図るためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、令和2年度予算や借入の認可等に当たり、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁と連携して監督を行いました。なお令和元年度においては、3件の再生支援決定が行われた（参考指標7参照）ほか、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など426件のソリューション提供が行われました。 上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	預金保険機構等について、令和2年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和2年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政4-2-2に係る参考情報

参考指標1：預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 (衡平資金援助)	—	—	—	—	—
資産買取	—	—	—	—	—

(出所)「資金援助実績表(年度別内訳)」(預金保険機構)

(https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html)

参考指標2：預金保険機構等の借入等残高

(単位：億円)

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
預金保険機構	21,196	20,897	20,610	19,910	19,632
(内訳)					
一般勘定	—	—	—	—	—
危機対応勘定	—	—	—	—	—
金融再生勘定	16,810	16,490	16,130	15,670	15,355
金融機能強化勘定	4,386	4,407	4,480	4,240	4,277
生命保険契約者保護機構	—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構	10,500	10,500	9,500	8,500	4,000
(株)地域経済活性化支援機構	—	—	—	—	—
(株)東日本大震災事業者再生支援機構	400	400	375	236	236

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標 3：預金保険機構の資本増強額の状況

(単位：億円)

根拠法	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
旧金融安定化法	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
早期健全化法	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
預金保険法 (102条1項1号措置)	—	—	—	—	—
金融機能強化法	4,781	4,843	4,943	4,743	4,835
返済額 (年度ごと)	2,958	—	—	200	—

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標 4：生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	—	—	—	—	—

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 5：銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位：億円)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
株式等買取額	1,667	1,129	551	907	597

(出所) 「銀行等保有株式取得機構による買取実績」(銀行等保有株式取得機構) (<https://www.bspc.jp/pdf/kaitoriR20331.pdf>)
を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 6：株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
事業再生支援決定件数	19 (75)	20 (95)	12 (107)	4 (111)	1 (112)
特定専門家派遣決定件数	52 (115)	37 (152)	8 (160)	20 (180)	24 (204)
ファンド設立件数	12 (31)	4 (35)	2 (37)	3 (40)	3 (43)
特定支援決定件数	21 (24)	21 (45)	28 (73)	25 (98)	22 (120)

() 書は累計件数(事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む)。

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 7：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
再生支援決定件数	93 (672)	54 (726)	10 (736)	4 (740)	3 (743)

() 書は累計件数。

(出所) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。
	また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	10,549	10,506	11,248	12,218
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	10,549	10,506	N. A.	
	執行額 (千円)		8,861	9,434	N. A.	

(概要)

金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費

(注) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）（平成30年12月21日閣議決定）
-----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	預金保険機構等に対する政府保証枠等 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移 預金保険機構等の借入等残高 預金保険機構の資本増強額の状況（残高、返済額） 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 (株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移 (株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数等の推移
-----------------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携をとりつつ、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。 また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。
------------------------	--

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------	----------	--------

政策目標 5-1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

上記目標の概要	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。 (上記目標を達成するための施策) 政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施 政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用
----------------	---

政策目標 5-1 についての評価結果

政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。 全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、政府の方針に沿うものであり、また、需要者・消費者への影響等を勘案しつつ、他の政策手段とともに、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につなげるためには、重要で必要な取り組みです。 令和2年度関税改正の検討に当たり、内外の市況や国内産業の実情等客観的なデータの収集を行い、国民のニーズの的確な把握に努め、改正作業に活用することや、WTO協定(用語集参照)及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税(用語集参照)の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うことも、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に寄与しています。 また、要望を受け付ける際に客観的情報の提示を求めるとともに、政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求め、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努める等、効率的な事務運営に努めています。 (令和元年度行政事業レビューとの関係) 輸出入・通関情報処理システム等経費 令和元年度事前分析表において輸出入・通関情報処理システム等経費は当該目標に関連する予算額として記載していますが、当該経費は政策目標5-3と共通するものであるため、そちらで記載します。 (事業番号0024)

施策	政５－１－１：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施		
	目 標	適切な関税率の設定・関税制度の改善等を行う。 （目標の設定の根拠） 関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税の改正を行うことを目標として設定しました。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような令和２年度関税改正を実施しました。 ・ 令和２年３月31日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限を延長 ・ 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置について措置しないこと ・ 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置を創設 上記のとおり適切な関税改正を実施したため、達成度を「○」としました。 令和２年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和元年12月12日) https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/kana20191212.htm	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	関税改正に当たっては、関係府省からの関税改正要望において、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、関係府省から提出された関税改正要望を精査するにあたり、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響の聴き取りをしました。 その後、関税・外国為替等審議会において、令和元年10月から、計４回にわたり検討が重ねられ、同年12月12日、「令和２年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」が取りまとめられ、本答申を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「令和２年度税制改正の大綱」に盛り込みました。 これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、令和２年２月４日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年３月27日に成立し、同月31日に公布され、一部の規定を除き同年４月１日から施行されています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。		

施策	政５－１－２：特殊関税制度の適正な運用		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用		
	目 標	特殊関税制度の適正な運用を行う。 (注) 特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。 (目標の設定の根拠) グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	WTO協定及び国内関係法令に基づき、 ・中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査 について調査を適正に行いました。 上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。 中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税に関する調査開始報道発表（令和元年 9 月26日） https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20190926.htm	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったのはもとより、課税の求めから2か月以内に調査を開始するか否かの決定を行った件数を参考に示せば、国内関係法令に定められた期間内に決定するなど、特殊関税制度を適正に運用しました。 以上のとおり測定指標が「○」であるため、当該施策の評価を、「s 目標達成」としました。		

政５－１－２に係る参考情報

参考指標１：課税の求めから2か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	2か月以内の調査開始可否決定件数
平成27年度	2	2
平成28年度	3	3
平成29年度	0	0
平成30年度	1	1
令和元年度	1	1

(注1) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は2か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から2か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標 2：調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18 か月以内の最終決定件数	うち 12 か月以内の最終決定件数
平成 27 年度	1	1	0
平成 28 年度	2	2	0
平成 29 年度	3	3	2
平成 30 年度	1	1	1
令和元年度	0	—	—

(注 2) 関税定率法第 8 条第 6 項には、調査は 1 年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を 6 月以内に限り延長することができるとされています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。
	関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。
	また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行っていきます。
	不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO 協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。
	令和 3 年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

	区 分	平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
政策目標に係る予算額	当初予算	582, 420	663, 131	589, 122	775, 847
	予算の状況(千円)				
	補正予算	—	—	△243	
	繰越等	△16	—	N. A.	
	合 計	582, 404	663, 131	N. A.	
	執行額(千円)	526, 269	503, 173	N. A.	

(概要)

関税制度等の企画及び立案の基礎データとなる貿易統計等を作成するための貿易統計業務機能の開発・運用等に係る経費です。

(注) 令和元年度「執行額」等については、令和 2 年 11 月頃に確定するため、令和 2 年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	令和 2 年度の税制改正大綱（令和元年 12 月 20 日閣議決定）
--------------------------	------------------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	（適切な関税改正の実施） 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。 また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行いました。 （特殊関税制度の適正な運用） 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。 令和2年度予算概算要求に当たっては、最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。
------------------------	--

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--------	----------	--------

政策目標5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

上記目標の概要	自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、第198回国会における内閣総理大臣施政方針演説は「今こそ、私たちは、自由貿易の旗を高く掲げなければならない。こうした時代だからこそ、自由で、公正な経済圏を世界へと広げていくことが、我が国の使命であります。」としています。さらに、「未来投資戦略2018」を踏まえ、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進することが求められています。 財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）（用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。 また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構）（用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）（用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進
----------------	--

政策目標5-2についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。 施策5-2-1の評価は「s 目標達成」、施策5-2-2の評価も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。 平成30年12月30日に発効したTPP11（用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものであり、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米

	デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のルールを示すものです。また、ASEAN諸国を中心として相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施し、貿易円滑化の推進に積極的に貢献しています。これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。 また、上記施策に効率的に取り組むため、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。
--	--

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進	
	目 標	達成度
	WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。 （目標の設定の根拠） 主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	○

A WTOにおける取組

平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各加盟国において協定が適切に実施されるよう、各加盟国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が149か国（令和2年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献し、令和元年6月のG20大阪サミットにおいては、各国首脳間において、WTOの機能を改善するため、必要なWTO改革への支持が再確認されました。

B 経済連携の推進に係る取組

TPP交渉については、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月30日にTPP11協定（CPTPP）として発効しました。令和2年6月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7か国（内閣官房TPP等政府対策本部ホームページ参照）で発効しています。令和元年10月に開催されたニュージーランドにおける第2回TPP委員会に財務省も関係省庁と共に参加し、当協定の円滑な実施に向けた議論に貢献しました。

日EU・EPAは、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、原産地規則の運用に関する日EU共通の事業者向けのガイドラインの公表等、本協定の円滑な実施に取り組みました。

日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は、令和元年10月に署名に至り、令和2

		年1月に発効しました。この協定により、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することに繋がりました。 また、TPP11協定（CPTPP）、日EU・EPA及び日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の発効に際し、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（税関主催：計41回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。 RCEP（用語集参照）は、令和元年11月の首脳会議において、参加15か国が、全20章に関する条文ベースの交渉及び基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組みを終了したことに留意し、2020年（令和2年）のRCEP協定の署名のために法的精査を開始することとなりました。また、インドの未解決の課題の解決に向けてすべての交渉参加国が共に作業していくことに合意しました。日本は同首脳会議において、RCEP協定の署名を2020年（令和2年）に実現させるべく引き続き主導的な役割を果たす決意を表明しました。 上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政5-2-1に係る参考情報

参考指標1：FTA/EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

令和元年度における各EPAの主な交渉実績は以下のとおり。（掲載する協定は外務省公表状況に基づく）

○ RCEP

計1回の首脳会議、計4回の閣僚会合、計3回の交渉会合（第26回～第28回）を開催。

○ 日中韓FTA

計2回の交渉会合（第15回、第16回）を開催。

○ 日トルコEPA

計4回の交渉会合（第14回～第17回）を開催。

※日コロンビアEPAは交渉継続中であるが、令和元年度における交渉実績は無し。

（出所）関税局参事官室（国際交渉担当）・経済連携室調

(参考) 各国との経済連携等の進捗状況 (令和2年3月現在)

経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況 (2020年3月時点)	
発効済	シンガポール(2002年11月(07年9月改定))、メキシコ(2005年(12年4月改定))、マレーシア(2006年7月)、チリ(2007年9月)、タイ(2007年11月)、インドネシア(2008年7月)、ブルネイ(2008年7月)、ASEAN(2008年12月)、フィリピン(2008年12月)、スイス(2009年9月)、ベトナム(2009年10月)、インド(2011年8月)、ペルー(2012年3月)、豪州(2015年1月)、モンゴル(2016年6月)、TPP11 ^(注1) (2018年12月)、EU(2019年2月)
署名済	TPP12 ^(注2) (2016年2月署名)
交渉中	コロンビア、日中韓、RCEP ^(注3) 、トルコ(GCC ^(注4) 、韓国、カナダは交渉延期中または中断中)
(注1) TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)(CPTPP):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計11か国)。 発効済国:カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月14日) (注2) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計12か国)。 (注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携):ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)。 (注4) GCC(湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。	

施策

政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進

測定指標
(定量的な指標)

[主要]政5-2-2-A-1：税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数（単位：国・地域）

年 度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	達成度
目標値	前年より増加	32	34	前年より増加	前年より増加	○
実績値	30	31	34	34	36	

(出所) 関税局参事官室（国際調査担当）調 [\[https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm\]](https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm)

(目標値の設定の根拠)

税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

令和元年5月にオーストリアとの間で税関当局間の協力覚書に、同年12月にウズベキスタンとの間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。

以上の状況に鑑み、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展したことから、達成度は「○」としました。

測定指標（定性的な指標）	政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進		
	目 標	税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。 （目標の設定の根拠） 税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の促進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	A 途上国の税関行政近代化への取組 関税技術協力については、令和元年度に58か国から229名の受入、19か国へ106名の派遣を実施し（参考指標2参照）、特に、ベトナム及びミャンマーについては、我が国の支援で両国に導入された日本型通関システム（NACCS：用語集参照）が適切に運用されており、両国の税関手続の近代化、効率化の促進に貢献しました。 B 地域協力の枠組みにおける取組 APECにおいては、貿易・渡航円滑化や水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国の能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献しました。 ASEM（用語集参照）においては、国際郵便物の国境取締りに関する取組のアジア側コーディネーターを務め、ASEM域内における貿易円滑化の促進に貢献しました。 ロシアとの間では、平成29年4月に開催された日露局長級税関協力会議において署名された日露貿易円滑化に関する協力覚書に基づき、引き続き、専門家対話等を通じて、貿易円滑化に向けた実務レベルの協力を推進しました。 中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国税関局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、3か国税関当局の協力強化の取組みを進め、密輸情報、知的財産、AEO、税関手続の分野における実務レベルの協力を推進しました。 C EPAにおける取組 日EU・EPA等のEPA交渉において、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定を盛り込みました。 D 税関当局間の情報交換等に関する取組 令和元年5月にオーストリアとの間で税関当局間の協力覚書に、同年12月にウズベキスタンとの間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。 E WCOにおける取組 WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京	○

		都規約見直し作業部会及び同規約管理委員会において規定の更新・追加の検討を行っており、財務省は令和元年度に開催された計7回の会合において、これまでに我が国から提出した合計8本の見直し提案のうち、既に交渉が行われた7本を今後の見直し作業の対象に残しているほか、検討プロセスの整理においても提案を提出する等、重要な役割を果たしました。また、WCOでは、SAFE基準の枠組み（用語集参照）についても3年毎の見直し作業を行っており、財務省は3本の見直し提案を提出するとともに、令和元年度に開催された3回の会合において積極的に発言を行う等により、更なる貿易円滑化等に向けた議論の重要な役割を果たしています。 税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	政5-2-2-A-1における測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」の達成度は「○」であり、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展しています。 政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
受入研修	コース数	35	30	24
	受入人数	401	289	229
専門家派遣	案件数	69	60	45
	派遣人数	144	132	106

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

参考指標2：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成18年2月発効）に係る締約国数

平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
102 か国及びEU	107 か国及びEU	112 か国及びEU	115 か国及びEU	120 か国及びEU

（出所）WCOウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 多角的自由貿易体制の維持・強化については、W T O貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なW T O上の取組にも貢献していきます。 経済連携の推進については、R C E P等の経済連携交渉に引き続き積極的に取り組んでいきます。 税関分野における貿易円滑化の推進に関し、引き続き税関相互支援協定等の締結数の増加に努めます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。 また、W C O、A P E C等の地域協力の枠組み、E P A及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。 更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	○ 自由貿易体制の維持に関し、地道ではあるが財務省が一定の成果を残しており、敬意を表したい。
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	49, 162	55, 293	50, 117	47, 492
		補正予算	—	—	—	
		繰 越 等	—	—	N. A.	
		合 計	49, 162	55, 293	N. A.	
	執行額（千円）		33, 032	42, 417	N. A.	

(概要) 多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。 (注) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。	
--	--

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第198回国会 総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日） 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 総合的なT P P等関連政策大綱（平成29年11月24日T P P等総合対策本部決定）
-----------------------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	なし
-----------------------------------	----

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	多角的自由貿易体制の維持・強化については、W T O貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、W T O改革に関する議論に積極的に参画する等、様々なW T O上の取組にも貢献しました。
------------------------	---

	経済連携の推進については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の円滑な発効に努め、TPP11協定（CPTPP）、日EU・EPA及び日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った他、RCEPは、令和元年11月の首脳会議において、2020年（令和2年）に妥結する決意を表明する等、その他の経済連携交渉についても引き続き積極的に取り組みました。 税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を積極的に進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。 また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。 更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。
--	---

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施時期	令和2年9月
--------------	--------------------------------------	-----------------	--------

政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

上記目標の概要	経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。 「未来投資戦略2018」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。 一方、「「世界一安全な日本」創造戦略」や「知的財産推進計画2018」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。 これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上 政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上 政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実
----------------	---

政策目標5-3についての評価結果	
政策目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	施策「政5-3-3 税関手続における利用者利便の向上」については、主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」の一部の達成度が「×」であったことから「b 進展が大きくない」としました。一方で、当該指標は、不正薬物の密輸取締りや公平かつ適正な課税の確保を目的として税関が利用者に対して厳正に対処する必要もあり、「利用者満足度」の観点からは常に良い評価を得られるとは限らない側面があるほか、各税関においては、利用者満足度の向上に資する取組みが進められております。 また、他の主要な測定指標はすべて達成度が「○」であり、他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることから、当該政策目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 政策目標5-3は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。 適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用していま

す。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。

加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。

（令和元度行政事業レビューとの関係）

- ・ 輸出入・通関情報処理システム等経費

「ユーザーニーズの的確な把握による利便性の向上を引き続き推し進めながら、平成33年度の運用コストの3割削減に向け、その間のアクションプランを明確にしつつ、確実な達成に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、維持管理経費の削減を図りました。（反映額：▲18百万円）（事業番号0024）

- ・ 取締機器等調査研究経費

「価格面における競争性の確保に努めるとともに、有効な技術や機器等の情報収集に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図りました。（反映額▲1百万円）（事業番号0025）

- ・ 税関監視艇整備運航経費

「関係諸機関との連携も考慮しつつ、引き続き、効果的・効率的な活用に向けた検討に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、監視艇の建造にあたり仕様の見直しを実施し、コストの削減を図りました。（反映額▲1百万円）（事業番号0026）

- ・ X線検査装置整備等経費

「引き続き、貨物の取扱量や使用実績などの稼働状況等を的確に把握し、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めるとともに、機器の更新に当たっては、最新の技術動向を踏まえるとともに、法定耐用年数等にとらわれることなく、使用状況等を勘案し使用期間を延長するなど、コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、固定式X線検査装置等の更新を見送ることによる削減を図りました。（反映額▲402百万円）（事業番号0027）

- ・ 大型X線検査装置整備等経費

「引き続き、コスト削減に努めつつ、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、既存機器の再リースを活用することで機器借料の削減を図りました。（反映額▲9百万円）（事業番号0028）

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費

「外部有識者の所見を踏まえ、今後もコスト削減に努めつつ、技術的進歩に応じて、取締レベルを維持しながら効率化の検討を進める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、既存機器の再リースを活用することで機器借料の削減を図りました。（反映額▲32百万円）（事業番号0029）

- ・ 麻薬探知犬整備等経費

「引き続き、麻薬探知犬の育成過程の効率化に向けた知見の集約に努めるとともに、育成コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行実績を踏まえた消耗品費等の削減を図りました。（反映額▲1百万円）（事業番号0030）

- ・ 国際観光旅客税財源を活用した税関業務経費

「外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、スピーディーな通関手続の円滑化等に努めるとともに、成果目標として旅客の利便性に関する効果測定の観点も検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、通関手続の円滑化等に努めました。（事業番号0031）

施策	政5－3－1：関税等の適正な賦課及び徴収							
測定指標（定量的な指標）	政5-3-1-A-1：事前教示制度の運用状況（一定期間内で回答した割合等（単位：％、日））							
	年 度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	文書による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	△
		実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.8	
	平均処理日数（日）	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	○
		実績値	13.1	13.0	13.0	12.4	13.9	
	口頭による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
		実績値	99.9	99.9	99.8	99.9	99.9	
	（出所） 関税局業務課調 （注） 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数（処理日数）が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。）以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。 （目標値の設定の根拠） 輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。 輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、文書による回答の平均処理日数、口頭による回答のうち即日回答した割合の各項目ともに目標を達成したことから、達成度は「○」としました。 文書による回答のうち30日以内に回答した割合については、回答に慎重な検討を要する照会があり、目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であったことから達成度は「△」としました。							
	測定指標（定性的な指標）	[主要]政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保						
目標		関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。						達成度

	税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう慫慂しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。 ①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を実施し、成分比率を確認したところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。 ②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。 ③輸入許可後に輸入者に対し臨場調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入貨物の組立費用を申告価格とは別に支払っていました。この組立に要した費用は税関に申告するべきものでしたが、この費用が適正に申告されていなかったため、申告価格が過少であったことが判明しました。そのため、申告価格が過少となっている申告に関し、修正申告を慫慂しました。 また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。 この他、国際観光旅客税法に関しては、日本へ新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。 申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	測定指標「事前教示制度の運用状況」について、「文書による回答」は僅差で目標を達成できませんでしたが、他の項目については目標を上回りました。また、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めました。 以上のとおり、定量的な指標の中の1つを除き測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。	

政 5－3－1 に係る参考情報

参考指標 1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）

（単位：億円、％）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
収納額	85,768	79,241	85,988	90,988	N. A.
国税全体に対する割合	14.3	13.4	13.8	14.2	N. A.

（出所）関税局業務課調

（注1）収納額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税（地方道路税）、石油ガス税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したもの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収納額／租税及び印紙収入。

（注3）令和元年度実績値は、令和2年8月以降にデータの集計が終了するため、令和2年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 2：審査・検査における非違発見件数

（単位：件数）

年 度	平成27年度 (平成23～27年度 平均)	28年度 (平均24～28年度 平均)	29年度 (平成25～29年度 平均)	30年度 (平成26～30年度 平均)	令和元年度 (平成27～令和元 年度平均)
実績値	105,267	102,215	102,739	102,213	101,326

（出所）関税局業務課調

（注）当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の1年間あたりの平均値。

参考指標 3：輸入事後調査実績

（単位：件、百万円、％）

事務年度（7～6月）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
実施件数	4,302	4,325	4,266	4,079	N. A.
不足申告価格	152,135	140,593	148,374	154,957	N. A.
非違の割合	69.2	76.5	78.9	79.2	N. A.

（出所）関税局調査課調

（注1）実施件数：輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

（注2）不足申告価格：非違に係る申告漏れ課税価格。

（注3）非違の割合：非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。

（注4）令和元年度（事務年度）実績値は、データの集計が未了のため、令和2年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 4：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）

（単位：件）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
許可件数	27	31	19	26	20
総数	1478	1490	933	955	956
処分件数	0	4	0	0	1

（出所）関税局業務課調

（注1）許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

（注2）法改正により平成29年度から財務大臣許可に変更。同一事業者の税関毎の許可を一本化。

（注3）処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標 5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

（単位：件）

事務年度（7～6月）	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
非違発見件数	116	83	65	66	N. A.
処分件数	9	11	1	4	N. A.

（出所）関税局監視課調

（注1）非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

（注2）処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

（注3）令和元年度（事務年度）実績値は、令和2年11月以降にデータの集計が終了するため、令和2年度実績評価書に掲載予定。

測定指標 (定量的な指標)	政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合							(単位：％)
	年 度		平成27年度 (23年～27 年平均)	28年度 (24年～28 年平均)	29年度 (25年～29 年平均)	30年度 (26年～30 年平均)	令和元年度 (27年～令 和元年平 均)	達成度
	不正薬物	目標値	増加	増加	増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	○
		実績値	78.1	82.5	87.7	87.6	88.4%	
	うち覚醒剤	目標値	増加	増加	増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	増加又は前 年並み	
		実績値	99.3	98.4	99.6	98.4	98.0%	
	(出所) 関税局調査課調 (注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。(注2, 3) (注2) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物(覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類(ヘロイン、コカイン))の国内全押収量(厚生労働省統計)中、税関押収量(税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量)の占める割合。 (注3) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。 (目標値の設定の根拠) 具体的な数値目標の設定は困難ですが、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があり、実績値は高水準で推移していることから、目標値を「増加又は前年並み」としました。 (目標の達成度の判定理由) 令和元年(平成27年～令和元年)の不正薬物全体の水際押収量の割合は、対前年比0.8%増であり、不正薬物全体のうち、覚醒剤の水際押収量の割合は、対前年比▲0.4%と前年並みであったことから、達成度は「○」としました。							
	政5-3-2-A-2：出港前報告情報による検査の割合							
	年 度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値		—	—	増加	増加	増加	×
	実績値		10.4	11.4	12.7	13.9	12.5	
	(出所) 関税局監視課調 (目標値の設定の根拠) 輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報(用語集参照)を活用した検査対象貨物の選定(事前選定：用語集参照)を行い、重点的な取締りを行っています。今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを、より充実していくこととしているため、目標値を「増加」としました。							

測定指標（定性的な指標）	（目標の達成度の判定理由） 出港前報告情報を活用して検査対象貨物を選定することにより、限られたマンパワーを有効に活用し、必要な取締りを実施しています。 ただし、令和元年度においては、G20大阪サミットや即位礼等の重要行事への対応として一時的に貨物検査を強化したことにより海上貨物全体の検査が増加したこと等のため、海上貨物の検査に占める出港前報告情報の検査の割合は、令和元年度においては目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としました。	
	[主要]政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施	
	国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、鉄砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳正な水際取締りを実施します。	達成度
	（目標の設定の根拠） 税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を行うことを目標として設定しました。	
実績及び目標の達成度の判定理由	入国者数の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（令和元年度において、X線検査装置23台、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）11台等を整備） 社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和元年度には、関係機関との合同訓練を646件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、ベラルーシ及びイランとの間で税関相互支援協定の政府間交渉を開始したほか、令和元年5月にオーストリアとの間で税関当局間の協力覚書に、同年12月にウズベキスタンとの間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行い、積極的な情報交換に資する環境整備に努めました。	○
	さらに、これまで貿易関係団体6団体と締結していた「密輸防止に関する覚書」について、新たに宿泊業界、クルーズ船業界、全国漁業協同組合連合会との間で覚書を締結し継続的な協力関係を構築しました。 このほか、出港前報告情報及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。 取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和元年における不正薬物全体の押収量は3,318kgと史上初めて3トンを超え、特に覚醒剤については2,570kgと史上初めて2.5トンを超えるとともに、4年連続で1トンを超えました（参考指標1参照）。このうち、1件の押収量としては過去最高となる約1トンの覚醒剤の洋上での摘発事案について、人事院総裁賞を受賞しました。	

		また、令和元年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は61件（前年比94%減）、押収量は319kg（前年比84%減）と、摘発件数・押収量共に大幅に減少しました（参考指標4参照）。 上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。	
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評 定 の 理 由		主要な測定指標「密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施」については、各種取締・検査機器やP NR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努めるとともに、合同取締りや犯則事件の 共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報 交換を積極的に推進しました。また、令和元年度の「不正薬物の水際押収量の割合」は88.4%であるこ とに加え、令和元年における不正薬物全体の押収量は史上初めて3トンを超え、特に覚醒剤については 史上初めて2.5トンを超えるとともに、4年連続で1トンを超えました。しかし、「出港前報告情報による 検査の割合」については、前年を下回りました。 以上のとおり、主要な測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」と しました。	

政5-3-2に係る参考情報

参考指標1：社会悪物品の摘発実績

		平成27年	28年	29年	30年	令和元年
覚醒剤	件	83	104	151	169	425
	kg	422	1,501	1,159	1,159	2,570
大 麻	件	122	118	171	218	241
	kg	34	9	131	156	78
大麻草	件	58	81	115	128	110
	kg	29	6	117	143	61
大麻樹脂等	件	64	37	56	90	131
	kg	6	3	13	13	17
あへん	件	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-
麻薬	件	213	182	170	225	209
	kg	26	121	82	161	656
	千錠	1	1	2	32	61
ヘロイン コカイン MDMA等 ケタミン その他麻薬	件	2	6	6	8	5
	kg	2	0	70	1	17
	件	8	12	24	58	52
	kg	18	119	10	153	638
	件	23	27	48	59	67
	kg	0	1	0	5	0
	千錠	0	1	2	32	61
	件	12	20	18	17	26
	kg	4	1	0	1	0
	件	168	117	74	83	59
	kg	2	1	1	0	0
	千錠	1	0	0	1	0
向精神薬	件	16	11	17	38	6
	kg	0	-	0	0	-

	千錠	7	2	4	26	0
指定薬物	件	1,462	477	275	221	165
	kg	40	19	8	17	15
合計	件	1,896	892	784	871	1,046
	kg	522	1,650	1,380	1,493	3,318
	千錠	8	3	6	58	61

		平成27年	28年	29年	30年	令和元年
銃砲	件	5	4	7	8	－
	丁	5	4	19	10	－
うち拳銃	件	5	4	6	7	－
	丁	5	4	18	9	－
拳銃部品	件	－	－	3	1	－
	点	－	－	4	1	－
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	728	723	803	674	351
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	34	23	33	26	21
	点	55	34	83	30	29

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

(注2) 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

(注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。

(注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。

(注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

(注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注7) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。

(注8) 令和元年の数値は速報値である。

参考指標2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
航空機旅客による密輸入	107	176	214	243	388
国際郵便物を利用した密輸入	1,734	640	526	557	520
商業貨物を利用した密輸入	45	60	36	58	127
	航空貨物	34	49	46	121
	海上貨物	11	11	4	6
船員等による密輸入	10	16	8	13	11
合 計	1,896	892	784	871	1,046

(出所) 関税局調査課調

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

参考指標3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
航空機旅客による密輸入	37	53	99	91	229
	84	79	190	160	418
国際郵便物を利用した密輸入	21	20	38	52	85
	3	53	96	50	187
商業貨物を利用した密輸入	18	21	11	23	109
	328	653	398	948	359

	航空貨物	13	15	10	13	107
		80	72	48	22	316
	海上貨物	5	6	1	10	2
		248	581	351	926	43
船員等による密輸入		7	10	3	3	2
		6	715	475	0	1, 605
合 計		83	104	151	169	425
		422	1, 501	1, 159	1, 159	2, 570

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

参考指標 4 : 金密輸の摘発実績・処分実績

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
摘発件数 (件)	465	811	1, 347	1, 086	61
押収量 (Kg)	2, 032	2, 802	6, 277	2, 036	319

(出所) 関税局調査課調

(注) 平成30年、令和元年の数値は速報値である。

参考指標 5 : 知的財産侵害物品の差止実績 (単位 : 件)

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
輸入差止件数	29, 274	26, 034	30, 627	26, 005	23, 934

(出所) 関税局業務課調

参考指標 6 : テロ関連物資の摘発実績 (単位 : 件)

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
実施件数	5	5	11	12	1

(出所) 関税局調査課調

参考指標 7 : 輸出事後調査実績 (実施件数) (単位 : 件)

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
実施件数	577	545	518	513	524

(出所) 関税局調査課調

参考指標 8 : 関係機関との連携・情報収集の実績 (単位 : 件)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
国内関係機関からの情報入手件数	277	238	239	264	265
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	202	167	184	295	296
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	4, 609	4, 817	4, 927	5, 448	5, 670

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、入国管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位：件)

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
外国関係機関との情報交換件数	13,389	14,518	20,290	22,872	47,736
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	3,337	2,870	3,252	3,328	4,143

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO（用語集参照）、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

施策	政 5－3－3：税関手続における利用者利便の向上							
測定指標（定量的な指標）	政5-3-3-A-1：A E O事業者新規承認数（単位：者）							
	年 度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値		30	30	45	35	35	×
	実績値		44	38	60	41	21	
	（出所） 関税局業務課調 （注） 令和元年度末現在のA E O事業者数は、708者（うち輸出者233者（貿易額シェアは50.9％）、輸入者99者（貿易額シェアは11.8％）、倉庫業者142者、通関業者225者（者数シェアは23.5％、輸出入申告件数シェアは50.8％）、運送者9者）。 （目標値の設定の根拠） A E O制度（用語集参照）とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、目標値は近年の実績値やA E O制度についての相談状況等を踏まえ、設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 平成29年10月からA E O事業者を対象に導入された「輸出入申告官署の自由化」の利用を目的として、この制度の実施前後にA E O承認を希望する相談者が増加したものの、制度導入から2年が経過し、これら相談者の多くが承認に到ったことに加え、新規の相談者の数が伸び悩んだ結果、令和元年度においては目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としました。							
	[主要]政5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度（上位3段階及び4段階）（単位：％）							
	年 度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	輸出入者 （上位3段階）	目標値	—	65.0	65.0	65.0	65.0	×
		実績値	56.2	56.5	52.3	58.6	60.1	
	輸出入者 （上位4段階）	目標値	維持	維持	95.0	95.0	維持	○
		実績値	94.0	97.1	95.4	97.7	98.6	
	通関業者 （上位3段階）	目標値	—	75.0	75.0	75.0	75.0	×
		実績値	68.4	70.3	71.9	73.3	72.7	

	通関業者 (上位4段階)	目標値	維持	維持	維持	維持	維持	△
		実績値	97.1	95.9	95.0	98.9	98.6	
(出所) 関税局業務課調 (注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (参考) 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスを考慮して、上位3段階及び4段階で評価することとしました。 (目標値の設定の根拠) 輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。上位4段階の指標については、輸出入者及び通関業者に関して近年95%以上で推移していることからこれを維持することとしました。上位3段階の指標については、輸出入者、通関業者とも近年の実績値を上回る目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 輸出入者(上位3段階)の実績値は目標値を下回ったため「×」としましたが、輸出入者(上位4段階)の実績値は目標値を上回ったため「○」としました。通関業者(上位3段階)の実績値は目標値を下回りましたので「×」としましたが、通関業者(上位4段階)の実績値は目標値との差が僅差であったことから、達成度は「△」としました。								
施策についての評価		b 進展が大きくない						
評価の理由	主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者(上位4段階)の実績値は目標値を上回り、通関業者(上位4段階)の実績値はほぼ前年の値を維持しました。輸出入者(上位3段階)及び通関業者(上位3段階)の実績値は目標値を下回りましたが、測定指標欄「(参考)」にも記載したとおり、水際における密輸取締りや公平かつ適正な課税の確保を目的として税関が利用者に対して厳正に対処する必要もあり、「利用者満足度」の観点からは常に良い評価を得られるとは限らない側面があります。 その上で、直近のアンケート調査において、職員の応接態度や対応の一貫性に関する意見があったことを踏まえ、各税関において接遇研修を実施するとともに、税関事務の統一をさらに進めるための施策を講じるなど、利用者満足度の向上に資する取組を進めてきました。このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクをはじめとした救援物資やライフラインを確保するための水・燃料など緊急に通関を行う必要のある輸出入貨物について、優先して通関するとともに簡易な通関手続等による対応を行いました。 AEO事業者については、引き続きAEO制度の普及に努めた結果、長期的にはその数を順調に伸ばし、承認数が累積で700者を超えたものの、ここ数年、承認を希望する相談者の増加度合いが以前に比べて鈍り始めたことから、令和元年度の新規承認数では目標を達成することができませんでした。 以上のとおり、目標値に届かず達成度を「×」とした指標があることから、「b 進展が大きくない」としました。							

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：旅具通関に対する利用者の評価

(単位：%)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
評価 (上位4段階)	96.5	97.3	97.7	94.4	96.7

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国者に対し、旅具通関（用語集参照）手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

施策	政5－3－4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政5-3-4-A-1：NACCSの利用状況（システム処理率） （単位：％）						
	年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	達成度
	目標値			維持	維持	維持	○
	実績値	98.5	98.8	98.8	99.6	99.7	
	（出所） 関税局総務課事務管理室調 （注1）（NACCSにより処理された輸出入申告件数） / （税関への全輸出入申告件数） （注2）「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等をいう。 （目標値の設定の根拠） 税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、近年の実績が98％以上であることを踏まえ、平成30年の実績値を維持することとしました。 （目標の達成度の判定理由） 前年の実績値を維持できていることから、達成度は「○」としました。						
	政5-3-4-B-1：NACCSセンターの監督						
	目標	NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。					達成度
		（目標の設定の根拠） 利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。					
	実績及び目標の達成度の判定理由	NACCSセンターの令和2年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題とし、リスクへの事前対応やシステム障害対応訓練を実施すること等が記載されており、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも審査を行い、認可しました。					○
	令和元年度は障害が発生せず安定稼働していることから、達成度は「○」としました。						
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	主要な測定指標「NACCSの利用状況」については、目標値を上回りました。						
	民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するなど利用者利便の向上に努めるとともに、NACCSセンターの適正かつ確実な運営の観点から事業計画の認可を行いました。						
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。						

政５－３－４に係る参考情報

参考指標１：NACCＳの運用状況（システム稼働率）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
システム稼働率	100.00	99.99%	100.00%	100.00%	100.00%

（出所）輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

（注１）システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

（注２）年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱（24時間（分換算）×365日×0.01%＝52.56分）となる。

施策	政５－３－５：税関行政に関する情報提供の充実					
測定指標 （定量的な指標）	政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況（単位：者）					
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	目標値	2,900,000	3,000,000	3,500,000	3,600,000	3,600,000
	実績値	2,937,334	3,559,752	3,813,486	4,271,569	4,751,275
	○					
	（出所）関税局総務課調 （注）税関ホームページ（http://www.customs.go.jp）の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者（IPアドレス）は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上しています。 （目標値の設定の根拠） 税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。					
	政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）（単位：％）					
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持
	実績値	92.2	95.4	94.3	95.1	計測不能
	—					
	（出所）関税局総務課調 （注1）講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 （注2）令和元年度におけるアンケート調査は令和2年2月～3月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により講演会および税関見学が中止されたため、アンケートの回収数は例年と比較して1.35%程度の回収率であり、サンプル数が非常に小さかったことから、実績値は計測不能としました。 （目標値の設定の根拠） 税関の取組については、講演会や税関見学の際に分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めていますが、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が90%以上であることを踏まえ、直近の実績値を維持することとしました。 （目標の達成度の判定理由） 令和元年度のアンケートの回収数が10件であり、実績値が計測不能であることから、達成度は「—」としました。					

測定指標
(定量的な指標)

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度								(単位：%)
年 度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度	
事前教示 制度	目標値	75.0	80.0	80.0	80.0	80.0	×	
	実績値	79.0	80.0	79.1	73.5	75.5		
納期限延 長制度	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	維持	○	
	実績値	78.0	82.8	80.3	65.2	70.8		
AEO制度	目標値	90.0	維持	90.0	90.0	90.0	×	
	実績値	86.4	89.4	89.5	89.0	88.2		
(出所) 関税局業務課調 (注1) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (注2) 平成30年度にアンケートを書面回答からWeb回答に切り替えたため、平成29年度以前と平成30年度以降では、標本の性質が異なる可能性があります。 (注3) 平成30年度の各項目の実績値は、精査の結果、平成30年度実績評価書と異なっています。 (目標値の設定の根拠) 各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 事前教示制度及びAEO制度については、実績値が目標値を下回ったことから達成度は「×」としましたが、納期限延長制度については目標を達成できたことから、達成度は「○」としました。								
[主要]政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度								(単位：%)
年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度		
目標値	80.0	81.0	85.0	85.0	80.0	○		
実績値	83.5	83.4	82.2	89.6	87.0			
(出所) 関税局総務課調 (注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (目標値の設定の根拠) 税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が80%以上であることを踏まえ、目標値を設定しました。								

(目標の達成度の判定理由) 目標値を達成できたことから、達成度は「○」としました。							
政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度） (単位：％)							
年 度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
上位 3 段階	目標値	—	80.0	80.0	80.0	80.0	×
	実績値	69.8	66.7	68.0	67.6	67.6	
上位 4 段階	目標値	維持	維持	95.0	96.0	維持	△
	実績値	95.7	95.9	96.1	97.6	97.2	
(出所) 関税局業務課調 (注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (参考) 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスも考慮して、上位3段階及び4段階で評価することとしました。 (目標値の設定の根拠) 税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標であり、上位4段階の指標については、近年の実績値が95%以上で推移していることを踏まえ、これを維持することを目標としました。上位3段階の指標については、近年の実績値を上回ることを目標としました。 (目標の達成度の判定理由) 上位3段階の指標については、目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としました。上位4段階の指標については、前年の実績値を下回ったものの、95%以上の高い水準を維持できており、目標値との差が僅差であったことから、達成度は「△」としました。							
政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数 (単位：件)							
年 度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
目標値		—	—	1,600,000	1,600,000	2,000,000	○
実績値		1,536,354	1,552,290	1,929,582	2,007,358	2,213,918	
(出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&Aを掲載しています（カスタムスアンサー）。カスタムスアンサーの利用状況（Q&Aの閲覧回数）を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 令和元年度は、EPA 等の原産地規則に関する案内を充実させるなど内容の充実に努めたところ、目標							

	値を大幅に上回る実績値となっており、税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に寄与したと思料されることから、達成度は「○」としました。
施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	主要な測定指標政5-3-5-A-4「密輸入取締り活動に関する認知度」、測定指標政5-3-5-A-1「税関ホームページへのアクセス状況」、及び5-3-5-A-6「カスタムスアンサーの利用件数」についてはいずれも目標値を上回ったものの、5-3-5-A-3「輸出入通関制度の認知度」のうち事前教示制度並びにAEO制度、及び5-3-5-A-5「税関相談官制度の運用状況（税関相談についての満足度）」のうち（上位3段階）については目標値を下回りました。 以上のことから「a 相当程度進展あり」としました。

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数）

（単位：件）

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
処理件数	180,340	175,690	178,620	178,482	186,695

（出所）関税局業務課調

（注）税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標2：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況

（単位：件）

	令和元年度
税関ツイッターのフォロワー数（単位：者）	3,168
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	213,043
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	380

（出所）関税局総務課調

（注1）税関ツイッターと税関フェイスブックの数値は、令和元年度中における増加数

（注2）税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が令和元年度中に再生された回数

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。 適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査（用語集参照）の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。 また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸入事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。 さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、AEO事業者の新規承認数の増加を含めた利用拡大に引き続き努めていきます。 税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施し
----------------	---

てまいります。さらに、引き続きNACC Sの安定稼働に努めます。

加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、ソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。

令和3年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

該当なし

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	31,408,413	33,005,263	33,867,054	35,656,934
		補正予算	826,202	1,834,684	1,149,204	
		繰越等	△162,335	△680,612	N. A.	
		合 計	32,072,280	34,159,335	N. A.	
	執行額(千円)		30,477,120	31,541,389	N. A.	

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

(注) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。

**政策目標に関係する
施政方針演説等内閣
の主な重要政策**

「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)
2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱(平成29年12月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)
明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)
観光ビジョン実現プログラム2018(平成30年6月12日観光立国推進閣僚会議決定)
知的財産推進計画2018(平成30年6月12日知的財産戦略本部決定)
未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)
経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)
平成31年度税制改正の大綱(平成30年12月21日閣議決定)

**政策評価を行う過程
において使用した資料
その他の情報**

関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数(財務省)、事前教示制度の運用状況(財務省)、輸入事後調査実績(財務省)等
社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量(厚生労働省)、不正薬物の水際押収量(財務省)等
税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度(財務省)、NACC Sの運用状況(輸出入・港湾関連情報処理センター(株))等

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。
	内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。
	AEO制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。 NACCSの安定稼働に努めました。
	税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。利用者満足度の把握については、利用者の評価をより詳細に把握する観点からアンケート調査項目の見直しを実施しました。具体的には、輸出入通関に係る個々の制度の利便性が低いと回答した者に対して、その理由についての質問項目を設ける等の改善を行いました。
	また、カスタムスアンサーについて、税関に問い合わせが多い質問事項について新規掲載を行うなど利用者の利便性向上に努めました。 令和2年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--	----------	--------

政策目標 6－1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。 このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-1-1：外国為替市場の安定 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進 政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
-----------------------	--

政策目標 6－1 についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由	外国為替市場の安定、G20議長国としての貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、資金洗浄・テロ資金供与対策等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果があり、施策政6-1-1の評価は「s 目標達成」、施策政6-1-2の評価は「a 相当程度進展あり」、施策政6-1-3の評価は「s 目標達成」、施策政6-1-4の評価は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） G20（用語集参照）、G7（用語集参照）等の国際的な枠組への参画は、世界経済の安定を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。とりわけ、令和元年度は、G20議長国として、グローバル・インバランスや高齢化といった世界経済が直面する課題に対して、G20の議論を主導するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」などの国際的な合意を取りまとめるなど、世界経済の持続的発展に大きく貢献しています。 また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づく資金洗浄・テロ資金供与対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大

	きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、制度や体制を強化し、適切な運用を行っています。 財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。
--	---

施策 政6－1－1：外国為替市場の安定								
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組 [新]							
	目標	G 7 及びG 20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行う。国内においては、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。					達成度	
		（目標の設定の根拠） 外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。						
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和元年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリングはもとより、外国為替市場の安定を確保する観点から、G 7 やG 20、国際機関といったマルチの場に加えて、各国当局との間でも緊密に意見交換を行いました。例えば、米国との間で財務大臣同士の会談を行ったほか、事務レベルにおいても、米国をはじめとする各国為替当局関係者と密に意見交換を行いました。また、IMF（国際通貨基金：用語集参照）とAMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）の間でも、令和元年11月にそれぞれ「対日4条協議」と「対日年次協議」において、為替市場についての意見交換を行いました。 国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、国際金融市場の動向把握に努めました。 上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。					○	
測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供 [新]							
	作成頻度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	達成度
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年4回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
	外貨準備等の状況	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
	外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	

[主要]政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供[新]							
作成頻度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	達成度
国際収支状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
本邦対外資産負債残高	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
オフショア勘定残高	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
対外及び対内証券売買契約等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○
(出所) 国際局為替市場課 (目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確にかつ適時公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 外国為替市場の安定に資するため、令和元年度においても適切な作成かつ遅滞なく適時の公表を行いましたので、達成度は「○」としました。							
施策についての評定		s 目標達成					
評定の理由	外国為替市場の安定に関しては、国際金融市場のモニタリングや各国当局との意見交換、国際協調等を実施してきました。国内においても、金融庁や日本銀行とも協力し、国際金融市場の動向把握に努めました。 イタリア・バーリでの、G 7 財務大臣・中央銀行総裁会議（平成29年 5 月12-13日）では、「為替レートは市場において決定されること」、「競争力のために為替レートを目標にはしないこと」、「為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得ること」等を再確認しましたが、こうした為替に関する認識をG 7 シャルルボワサミット（平成30年 6 月 8-9 日）においても首脳間で再確認し、サミットコミュニケとして発出しました。また、G 7 シャンティイ財務大臣・中央銀行総裁会議（令和元年 7 月17-18日）においても同様の認識を確認し、議長総括として発出しました。 また、G 20 ブエノスアイレス財務大臣・中央銀行総裁会議（平成30年 3 月19-20日）の共同声明においては、「強固なファンダメンタルズや健全な政策、強靱な国際通貨システムは、為替レートの安定に不可欠であり、強固で持続可能な成長や投資に貢献する」、「柔軟な為替レートは、場合によっては、ショックを吸収するものになりうる」、「為替レートの過度な変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得る」などの認識を改めて共有し、G 20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議（令和元年 6 月 8-9 日）やG 20大阪サミット（令和元年 6 月28-29日）においても同様の認識を確認し、コミュニケとして発出しました。 外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。						

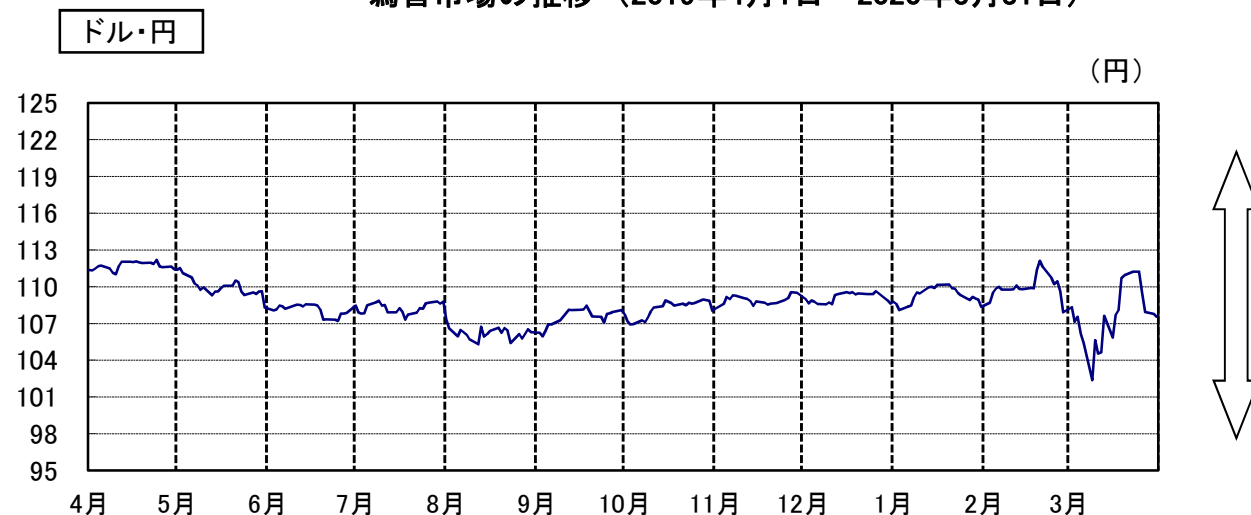
国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づく統計について、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「目標達成」としました。

政6-1-1に係る参考情報

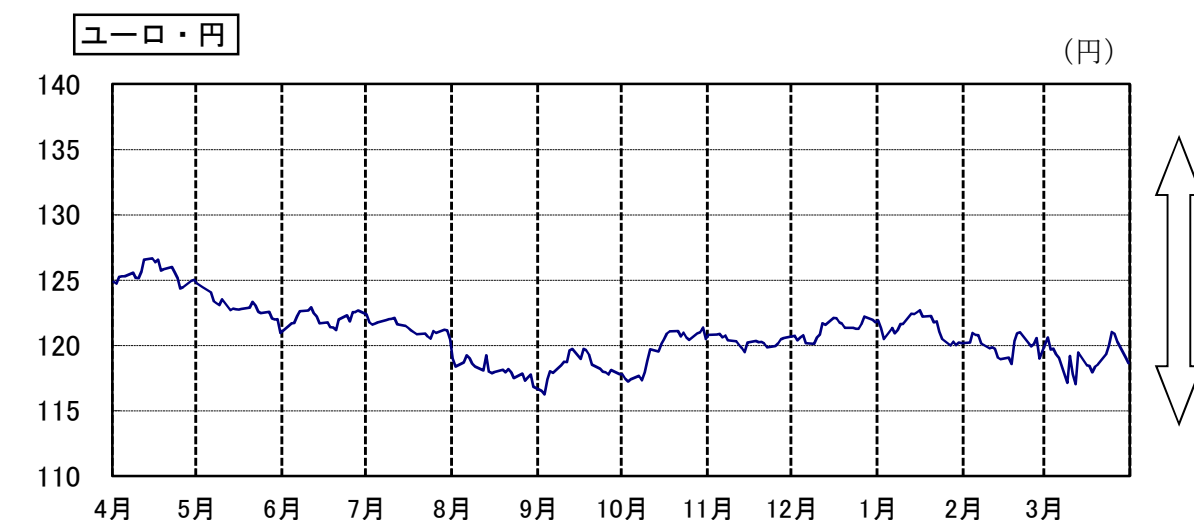
参考指標1：為替相場の動向

為替市場の推移（2019年4月1日～2020年3月31日）



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
令和元年度	112円40銭 (平成31年4月24日)	101円18銭 (令和2年3月9日)	11円22銭 (10.0%)
30年度	114円55銭 (平成30年10月4日)	104円10銭 (平成31年1月3日)	10円45銭 (9.1%)
29年度	114円75銭 (平成29年11月6日)	104円56銭 (平成30年3月26日)	10円19銭 (8.9%)



(出所) Bloomberg (日次、NY終値)より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2：国際収支動向

国際収支状況

(単位:億円)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
経常収支	182,957	216,771	223,998	194,848	197,615
貿易収支	2,999	57,863	45,338	6,341	6,478
輸出	731,761	708,026	782,801	803,183	749,123
輸入	728,762	650,163	737,463	796,842	742,645
サービス収支	-13,140	-13,779	-4,941	-9342	-4,142
第一次所得収支	213,195	193,732	205,333	215,262	209,968
金融収支	242,833	249,964	208,176	213,154	222,993
直接投資（資産）	177,935	213,931	167,228	245,737	213,915
"（負債）	15,881	36,317	20,019	39,284	27,627
証券投資（資産）	384,090	160,810	168,918	245,737	242,568
"（負債）	83,748	109,076	99,848	188,205	17,191
その他投資（ネット）	-220,147	7,363	-49,412	-97,411	-207,483

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和元年度実績値は速報値。令和2年7月にデータが更新されるため、令和2年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況（国際収支ベース）

(単位:億円)

		資産（本邦資本）		負債（外国資本）	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	平成30年度	245,737	257,565	39,284	188,205
	令和元年度	213,915	242,568	27,627	17,191
米国	30年度	28,863	38,134	9,475	-88,453
	令和元年度	49,029	209,104	13,940	-152,070
EU	30年度	25,860	122,084	13,179	454,373
	令和元年度	111,468	-12,257	1,592	314,098
アジア	30年度	66,336	5,387	6,416	20,911
	令和元年度	61,699	2,474	8,701	50,539

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 符号は「+」は資産又は負債の増加、「-」は資産又は負債の減少を示す。

(注2) 令和元年度実績値は速報値。令和2年7月にデータが更新されるため、令和2年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	364兆5,250億円（令和元年末）
アメリカ	▲1,199兆3,780億円（令和元年末）
イギリス	▲79兆8,984億円（令和元年末）
ドイツ	299兆8,332億円（令和元年末）
フランス	▲69兆1,367億円（令和元年末）
イタリア	▲3兆6,433億円（令和元年末）

カナダ	84兆 650億円（令和元年末）
中国	231兆7,704億円（令和元年末）

（出所）日本：財務省資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	平成27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
外貨準備高	1,262,099	1,230,330	1,268,287	1,291,813	1,366,177

（出所）財務省「外貨準備等の状況」(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
金 額	0円	0円	0円	0円	0円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm)

施策	政 6－1－2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画			
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-1-2-B-1：G20議長国として世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現のための基盤づくりに向けた議論を牽引する取組 [新]			
	目 標	G20議長国として、G20財務大臣・中央銀行総裁会議が世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現のための基盤づくりに向けた議論を牽引します。具体的には、適切な議題設定や作業工程の作成を行ったうえで、円滑な会議運営を行い、会議の成果物として、共同宣言の合意を目指します。 （目標の設定の根拠） 世界経済は成長を続けているものの、下方リスクが高まっています。こうした中で、平成30年12月にG20議長国を引き継いだ日本が、危機の芽を事前に摘み、世界経済の持続可能で包摂的な成長を実現するために、G20での議論を牽引することが重要であるためです。平成30年12月の議長国交代時には、麻生大臣より、こうした決意を大臣談話として世界に向けて表明しました。		達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	日本議長下のG20財務トラックでは、「世界経済の持続可能で包摂的な成長の実現のための基盤づくり」の観点から「Ⅰ. 世界経済ーリスクと課題」、「Ⅱ. 成長力強化のための具体的取組」、及び「Ⅲ. 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応」を3つの柱として設定し、二国間及び多国間の議論を重ねました。 【日本議長下のG20財務大臣・中央銀行総裁会議におけるプライオリティ】 Ⅰ. 世界経済ーリスクと課題 （A）世界経済リスクのサーベイランス （B）グローバル・インバランス問題への対処 （C）高齢化の課題・政策対応成長力強化のための具体的取組 Ⅱ. 成長力強化のための具体的取組 （D）質の高いインフラ投資		○

		(E) 自然災害に対する強靱性の強化 (F) 途上国における UHC(Universal health Coverage) ファイナンスの強化 (G) 低所得国における債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保 Ⅲ. 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応 (H) 国際租税 (I) 金融市場の分断を回避する国際的な連携・協力 (J) 金融セクターにおける技術革新—機会と課題 これらの議論を経て、日本議長下の G 20 の集大成として、令和元年 6 月に G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議を福岡で開催し、次の通り成果を取りまとめました。 世界経済については、グローバル・インバランス（グローバルな経常収支の不均衡）の是正のためには、多国間協調に基づき、各国が適切にマクロ経済政策・構造改革を行うことが必要であることを確認しました。更に、高齢化を含む人口動態の変化がもたらす諸課題について、G 20 で初めて取り上げ、特に金融包摂に関する「G 20 福岡ポリシー・プライオリティ」を承認しました。 成長力強化のための具体的取組については、「質の高いインフラ投資に関する G 20 原則」を承認するとともに、「途上国における UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：用語集参照）ファイナンス強化の重要性に関する G 20 共通理解」を文書として取りまとめました。また、債務の透明性の向上・持続可能性の確保を実現するため、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働の重要性を再確認しました。 技術革新・グローバル化がもたらす経済社会の構造変化への対応については、「デジタル課税に関する解決策に向けた作業計画」を承認するとともに、技術革新が金融セクターにもたらす機会とリスクについて議論しました。 また、これらの日本議長下での G 20 財務トラックのプライオリティに沿って進められた G 20 の運営は、各国から高い評価を得ました。上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。	
〔主要〕 政 6-1-2-B-2：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画			
	目標	G 20 議長国として、世界経済の安定のための議論を牽引するとともに、G 7 等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMF をはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 （目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	G 20 では、議長国として世界経済の議論等を主導し、開発パートナー間の協調を促す G 20 カントリー・プラットフォームのフレームワークの合意、多国間投資保証機関（MIGA）が提供するリスク保険の強化、OECD 資本移動自由化コードの改訂等を実施しました。また、債務の透明性・持続可能性を確保するため、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働の重要性を再確認しました。 G 7 では、平成 28 年に議長国を務めた経験を踏まえ、フランス議長下における令和元年 7 月の G 7 シャンティイ財務大臣・中央銀行総裁会議や、同年 8 月の	○

		G 7 ビアリッツ・サミットでの「不平等との闘い」に関する議論に積極的に参画し、世界経済や国際金融システムの安定に向けて大きく貢献しました。 IMF の関連では、IMF 融資制度改革の議論に参画し、建設的な検討を行うなど、IMF の機能強化に向けて主導的な役割を果たしました。また、IMF のガバナンス向上につながる議論に積極的に参画することで、平成 28 年 1 月に発効に至った IMF の第 14 次クォーター一般見直しに続き、第 15 次クォーター一般見直しを令和 2 年 2 月に完了させることに貢献しました。 IMF の組織の在り方に関しては、IMF の正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMF スタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMF における日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標 5 参照）。 上記実績の通り、取組を積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。						
測定指標 （定量的な指標）	政 6-1-2-A-1：IMF によるサーベイランスの実施状況（経済の健全性の調査の実施回数）[新]							
	年度		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	達成度
	目標値	二国間	—	—	—	—	124	
		多国間	—	—	—	—	19	
	実績値	二国間	131	117	135	136	119	×
		多国間	19	19	19	19	19	○
	(出所) IMF Annual Report、 https://www.imf.org/external/research/index.aspx							
	(目標値の設定の根拠) 国際金融システムの安定を実現するためには IMF を通じた取組が重要であるため、二国間については IMF による二国間サーベイランス（経済の健全性の調査）を実施した回数について、過去 10 年間の平均値を目標として設定しました。また、多国間については、IMF の各種の多国間サーベイランスレポートの公表回数を基に、今後も同数の公表を継続していくことを目標値としました。							
(目標の達成度の判定理由) IMF の二国間サーベイランスは、毎年行われている国が存在する一方、対象国等の国内情勢や負担等を考慮し、1 年以上期間が空く国等もあります。令和元年度においても、IMF は二国間サーベイランスを精力的に実施いたしましたが、結果として、実施回数は目標値の「124」を下回る「119」だったため、達成度は「×」としました。 また、多国間サーベイランスの実施回数は目標値を達成したため、達成度は「○」としました。								
施策についての評定		a 相当程度進展あり						

評 定 の 理 由	国際金融システムの安定に関しては、G 20やG 7における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。とりわけ、令和元年度は、G 20議長国として、グローバル・インバランスや高齢化といった、世界経済が直面する課題に対して、G 20の議論を主導するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG 20原則」などの国際的な合意を取りまとめるなど、世界経済の持続的発展に大きく貢献しました。
	G 7に関しては、平成28年に議長国を務めた経験を踏まえ、サミット等の議論に積極的に参画し、世界経済や国際金融システムの安定に向けて大きく貢献しました。
	I M Fに関しては、I M F のガバナンスや機能強化等の議論に積極的に参画し、第15次クォーター一般見直しに貢献しました。
	以上を踏まえ、3つの測定指標のうち、主要な測定指標の2つが「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

政 6－1－2に係る参考情報

参考指標 1：国際通貨基金（I M F）への主要国出資

国 名	出資額（億 S D R）	シェア（%）
米	829.9	17.40
日	308.2	6.46
中	304.8	6.39
独	266.3	5.58
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

（出所）I M F 公表統計等

（注）S D R（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 S D R＝約1.36米ドル（令和2年4月現在）

参考指標 2：I M F の融資状況（令和2年3月末現在）

（単位：億 S D R）

一般資金勘定融資残高（借入国：32か国）	656.5
譲許的融資残高（借入国：54か国）	69.8

（出所）I M F ウェブサイト（<http://www.imf.org>）

参考指標 3：I M F のキャパシティ・ビルディングの実施状況

（単位：百万ドル）

	2016財政年度	2017財政年度	2018財政年度	2019財政年度
自己資金	143	143	145	144
外部資金	142	153	174	178

（出所）I M F 公表統計等

参考指標 4：I M F の業績評価

（単位：%）

I M F 研修所での経験に総合的に満足	97
研修に参加した加盟国政府関係者の仕事遂行が向上	95
研修に参加した加盟国政府関係者の政策立案・実施能力が向上	95
I M F 研修所の研修は、他の機関による同種の研修より価値がある	92
I M F 研修所を高く評価しており、積極的に良い意見を発信する	39
I M F 研修所について意見を聞かれた場合、良い意見を発信する	50

（出所）I M F 公表統計等

（注）I M F 研修参加者のスポンサー機関への3年毎の調査（2015年）

参考指標5：IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等を含む）

	平成27年4月	28年4月	29年4月	30年4月	31年4月
日本人職員数	53(18)	55(19)	56(18)	61(19)	63(20)
日本人幹部職員数	6	6	5	6	6
日本人比率	2.45%	2.47%	2.48%	2.64%	2.70%

（出所）IMF公表統計等

（注1）（ ）内は女性職員数。

（注2）日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

（注3）マネジメントを含み、サポートスタッフを除く。

参考指標6：IMFのセーフティネットの規模

（単位：億SDR）

出資額	3,200
NAB	1,430
バイ融資	2,520

（出所）IMFウェブサイト（<http://www.imf.org>）

（注）令和2年3月末現在の融資能力を指す。

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進		
測定指標 （定性的な指標）	[主要]政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組		
	目標	ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進していきます。 （目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和元年5月2日にフィジー・ナンディで開催された同会議において、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化や、ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）の能力強化、アジア債券市場イニシアティブ（ABMI）の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。 CMIMについては、同会議において、CMIM契約書の定期的見直しの完了と、見直しにおける議論を踏まえたIMFとの連携強化を柱とする改訂CMIM契約書が承認されるなど、CMIMの強化の点で大きな進展が見られました。 AMROについては、時事的で分野横断的な課題に関するテーマ別研究の増加、包括的なサーベイランス・フレームワークの改良及び分析ツールの開発をはじめとするAMROのサーベイランス能力の強化や、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）をはじめとする域内国家の能力向上のための技術支援を推進しました。 更に、ABMIについては、同会議において、今後取り組む重点分野等を明	○

	確化した新中期ロードマップを策定しました。これを踏まえ、CGIF（信用保証・投資ファシリティ：用語集参照）において、インフラプロジェクトにおける現地通貨建ての資金調達の促進に向けた取組の検討を推進するとともに、現地通貨建て債券の情報を提供するウェブサイトを拡充するなど、新ロードマップに基づく取組を進めました。 その他、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とするSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）については、平成31年4月にSEADRIF保険会社が設立され、ラオス・ミャンマーを対象とした災害保険の開始に向けた取組を着実に進めました。 二国間財務・金融協力に関しては、中国との間では、平成30年5月の日中首脳会談で早期実現することが合意された、邦銀の人民元クリアリングバンクとしての指定や邦銀への債券引受（平幹事）ライセンスの付与が実現しました。インドとの間では、同国における資本市場の育成に向けた知見の共有や金融規制緩和に関する協議のほか、両国のマクロ経済についての意見交換を行いました。また、ASEAN諸国との関係においては、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和元年5月にフィリピン中央銀行との間で日本円＝フィリピン・ペソ直接交換に関する意向表明書に署名し、次いで同年12月には、インドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力覚書を締結するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 上記実績の通り積極的に推進することができたため、達成度を「○」としました。						
測定指標 （定量的な指標）	政6-1-3-A-1：サーベイランスの実施状況（ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む））[新]						
	年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	—	—	—	—	3	○
	実績値	3	3	3	3	3	
	（出所）財務省国際局地域協力課 （目標値の設定の根拠） アジアにおける地域金融協力の推進のために、ASEAN+3財務大臣・中央銀行プロセスを通じたサーベイランスの実施が重要であることから、過去の実績を踏まえ、上記目標値を設定しました。 （目標の達成度の判定理由） サーベイランスの実施状況について、令和元年度においては目標値である「3」を達成したため、本測定指標の達成度を「○」としました。						

政6-1-3-A-2：ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達の状況（現地通貨建て債券市場の債券残高）[新]（単位：10億米ドル）						
年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
目標値	—	—	—	—	30年度実績値と同額以上	○
実績値	9,661	11,046	13,437	14,405	16,036	
（注）ASEAN主要6ヵ国及び中韓の歴年年末時点の残高を記載。 （出所）Asian Bonds Online（令和2年4月2日時点の公表値） （目標値の設定の根拠） アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、30年度と同額以上を目標値として設定します。 （目標の達成度の判定理由） 現地通貨建て債券残高については、令和元年度において、目標値である「30年度実績値と同額以上」を達成したため、本測定指標の達成度を「○」としました。						
施策についての評価		s 目標達成				
評価理由	地域金融協力に関しては、令和元年5月にフィジー・ナンディで開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、CMIMの強化、AMROのサーベイランス能力の強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、SEADRIFに関する取組を着実に進めました。					
	二国間財務・金融協力に関しては、中国との間では、邦銀の人民元クリアリングバンクとしての指定や、邦銀への債券引受（平幹事）ライセンスの付与を実現しました。インドとの間では、資本市場の育成等に関する協議を行いました。これに加え、フィリピン中央銀行との間で日本円＝フィリピン・ペソ直接交換に関する意向表明書に署名し、また、インドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力覚書を締結するなど、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。					

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1,920.0		80.00			1,173.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50	2.5	63.0
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0

A S E A N	480.0	20.00		1262.0
インドネシア	91.04	3.793	2.5	227.6
タイ	91.04	3.793	2.5	227.6
マレーシア	91.04	3.793	2.5	227.6
シンガポール	91.04	3.793	2.5	227.6
フィリピン	91.04	3.793	2.5	227.6
ベトナム	20.0	0.833	5	100.0
カンボジア	2.4	0.100	5	12.0
ミャンマー	1.2	0.050	5	6.0
ブルネイ	0.6	0.025	5	3.0
ラオス	0.6	0.025	5	3.0
合計	2,400.0	100.00		2,435.0

(出所) 国際局地域協力課調 (令和2年3月時点)

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
—	1	6	5	10

(出所) 国際局地域協力課調 (令和2年3月時点)

参考指標3：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	インド
契約日	平成30年10月14日	平成30年10月6日	平成30年5月21日	平成30年7月23日	平成31年2月28日
スワップ額	日→尼：227.6億ドル相当	日→比：120億ドル相当	日→星：30億ドル相当	日→泰：30億ドル相当	日→印：750億ドル相当
	—	比→日：5億ドル	星→日：10億ドル	泰→日：30億ドル	印→日：750億ドル相当

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和2年3月時点)

施策	政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応		
測定指標(定性的な指標)	[主要]政6-1-4-B-1：テロ資金・マネーロンダリングへの国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等		
目 標	国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。 また、国際社会と協調し、資金洗浄・テロ資金供与対策に関するF A T F 勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。 更に、金融機関等における外為法等の遵守態勢の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施していきます。		達成度

	(目標の設定の根拠) 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。 テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和元年度においては、19個人・団体を措置の対象に追加し、7個人・団体に対する措置を解除しました。これにより、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計522個人・団体となりました（参考指標1参照）。 特に、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、F A T F 勧告を踏まえ、国連安保理決議による対象者の指定から外為法に基づく資産凍結等の措置の実施までの日数を短縮することにより、国際基準に基づく速やかな資産凍結を着実に進めました。また、北朝鮮及びイランに関しては、F A T F 全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。 また、関係省庁と緊密に連携して、F A T F 勧告の履行に係る有効性を高める取組を推進し、令和元年度から行われている第四次対日相互審査（注）に向けた対応を着実に進めたほか、国内のF A T F 勧告実施を推進するため、他国の審査に係る会合を含め、F A T F 関連会合にも出席し、他国の事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。 （注）平成24年に策定されたFATF勧告を用いた審査であり、法令整備状況に加え、有効性も審査対象となっています。 更に、財務局とも連携し、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を行いました。 （注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。 令和元年度は計109の金融機関等に対し外国為替検査を実施し、北朝鮮関係送金などのリスクが高い分野に重点を置いた検査を実施しました。また、計238の金融機関等に対しオフサイト・モニタリングを実施し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢の状況を事前に把握するとともに、個別の検査にて検証し、金融機関等の外為法等の遵守態勢の強化・整備を図りました。 上記のほか、令和元年度は、計15の各業界団体が主催する説明会等の機会を捉え、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施に係る講演を実施しました。 更に、対内直接投資審査制度に関して、令和元年5月には、国の安全の見地から安全保障上重要な技術の流出や生産・技術基盤の喪失等を防ぐため、集積回路製造業等を届出審査対象業種に追加する告示改正を行い、同年9月には、外国投資家による日本企業への投資手法や経営への関与手法が多様化していることを踏まえ、外為法に基づく事前届出及び事後報告が必要となる対内直接投資等に該	○

	当する行為を見直す政省令改正を行いました。また、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するとともに、我が国の安全等を損なうおそれのある投資に対応する観点から、同年11月に外為法の改正を行いました。改正においては、一定の基準の遵守を前提に株式取得時の事前届出を免除する制度（取得時事前届出免除制度）を導入するとともに、上場会社の取得時事前届出の閾値を10%から1%に引き下げたほか、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止についての行為時事前届出を導入するなどの事前届出対象の見直しを行いました。また、対内直接投資審査の能力強化を図るため、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。 以上のとおり、令和元年度においては、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、FATF勧告の履行に係る有効性を高める取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したこと、更には対内直接投資審査制度の見直しを行ったことから、達成度を「○」としました。							
測定指標（定量的な指標）	政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施【新】							
	年度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	割合 (%) (b)/(a)	—	—	—	—	100.00	○
	実績値	割合 (%) (b)/(a)	100.00	100.00	100.00	—	100.00	
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	3	1	2	0	1	
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	3	1	2	0	1	
	（目標値の設定の根拠） 制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。 （目標の達成度の判定理由及び判断基準） 令和元年度においては、制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示1件について、同日中に財務省告示を整備し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。							

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況〔新〕

年度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	－	－	－	－	249	○
	実績値	－	－	－	249	238	
外国為替検査の実施件数	目標値	－	－	－	－	110	○
	実績値	144	137	127	123	109	

（注）オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

（目標値の設定の根拠）

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、いずれも30年度の実績および検査予定を参考に目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

令和元年度のオフサイト・モニタリングは対象となる全金融機関に実施しましたが、実施件数の目標値を下回りました。これは、金融機関の統合（3機関）や外国送金業務の取り扱いの廃止（8機関）によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が年度途中で11機関減少したことに起因するものです。また外国為替検査の実施件数がわずかに目標値を下回りましたが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として、令和2年3月中の検査を見合わせたことに起因するものです。これらのことから、外国為替検査の実施状況の達成度は、「○」としました。

政6-1-4-A-3：外国為替検査等に関する説明会の実施状況（外為法令等遵守に係る説明会実施回数）〔新〕

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
目標値	－	－	－	－	12	○
実績値	－	8	18	34	15	

（目標値の設定の根拠）

外為業務の取扱を行っている金融機関等に対し、外為法令等遵守のための説明会を各財務局・業界団体が主催する機会を捉えて実施しており、30年度は外国為替検査ガイドラインを制定したため同ガイドラインに係る説明会を行いました。令和元年度は大幅な法令等の改正が予定されていないことから、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

令和元年度において、外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施しましたので、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	テロリスト等に対して、国連安保理決議に基づく資産凍結等の措置を適切に実施しました。
	また、F A T F 勧告実施のため、関係省庁と緊密に連携して取組を推進するとともに、F A T F 関連会合に出席して収集した情報を国内に還元するなど、令和元年度より行われている第四次対日相互審査に向けた対応を進め、F A T F 勧告の実施に向けた取組を進めました。資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等を図るため、北朝鮮関係送金などのリスクが高い分野に重点を置いた外国為替検査を実施するとともに、オフサイト・モニタリングを実施し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢の状況を事前に把握するとともに個別の検査にて検証し、金融機関等の外為法等の遵守態勢の強化・整備を図りました。
	上記のほか、各財務局や業界団体が主催する説明会等において、資産凍結等の措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施等に係る講演を実施しました。
	更に、外為法に基づく対内直接投資審査制度に関して、制度所管省庁として事業所管省庁と連携し、対内直接投資の一層の促進と国の安全等を損なうおそれへの対応との双方の見地から見直しを行いました。
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

政 6－1－4 に係る参考情報

参考指標 1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総 5－1：参考指標 3）】

参考指標 2：外国為替検査日程の短縮等を行った検査対象先の割合

	令和元年度
検査日程の短縮等を行った 検査対象先の割合	22/109

参考指標 3：F A T F 関連会合への出席回数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
出席回数	24	22	28	36	41

参考指標 4：F A T F 勧告に係る演習・研修への参加状況

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
参加回数	0	0	0	5	2
参加人数	0	0	0	15	2

参考指標 5：対内直接投資に係る届出件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
届出件数	493	665	612	594	1, 946
(参考) 事後報告件数	2, 734	2, 578	3, 414	3, 639	3, 523

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、G20声明やG 7 声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。 世界経済の持続的発展等を目的として、G20やG 7 等の国際的な枠組において積極的に貢献します。とりわけ、前年のG20議長国として、本年の議長国であるサウジアラビアの議長国運営をサポートしつつ、G20における議論を主導します。 国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な影響に留意しつつ、引き続きIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献するとともに、IMFによる二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に取り組めます。 ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進していきます。 また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行っていきます。 各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。）の実効性の確保や、令和元年度より行なわれている第四次対日相互審査への対応を含むFATF勧告の実施に向けた更なる取組の推進、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用していきます。 また、令和元年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	613, 964, 179	670, 436, 698	746, 261, 160	683, 925, 927
		補正予算	—	—	—	
		繰 越 等	—	—	N. A.	
		合 計	613, 964, 179	670, 436, 698	N. A.	
	執行額（千円）		69, 921, 708	84, 670, 611	N. A.	
(概要)						
外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。						
(注) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。						

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第198回国会 総理大臣施政方針演説（平成31年 1 月28日） 成長戦略実行計画（令和元年 6 月21日閣議決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	G20声明やG7声明で確認されている考え方を踏まえつつ、各国当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。 世界経済の持続的発展等を目的として、G20やG7等の国際的な枠組を通じ、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話を積極的に行うなど、一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めました。議長国として臨んだG20については、令和元年6月に福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議等において、日本の運営についてG20各国から高い評価を得ました。特にG20福岡においては、グローバル・インバランスや高齢化といった、世界経済が直面する課題に対して、G20の議論を主導するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」などの国際的な合意を取りまとめるなど、世界経済の持続的発展に大きく貢献しました。またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。 ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMIを推進しました。また、アジア各国との二国間金融協力の枠組等を通じて、率直かつ密接な意見交換を行いました。 各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保、令和元年度より行なわれている第四次対日相互審査への対応も見据えたFATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。 また、平成30年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。		
担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和2年9月

政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会・経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs（用語集参照））を通じた支援等 政6-2-3：債務問題への取組 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
----------------	---

政策目標6-2についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 円借款（用語集参照）やJBIC業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。 （令和元年度行政事業レビューとの関係） - アジア開発銀行貧困削減日本基金（JFPR）への拠出 他20事業 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルを強化し、効果的な拠出に努めるとともに、各政策目的に沿った成果目標（アウトカム）の設定についても引き続き検討に努めました。（事業番号0032～0050、0052、新32-0001） - 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資 JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事

	業の効率的な執行を図るため、国際機関との連携に一層努めました。また、円借款対象事業の実施において入札手続の透明性・公正性の確保に引き続き努めました。（事業番号0051）
--	--

施策 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用			
測定指標（定性的な指標）	[主要]政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用		
	目 標	円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。 （目標の設定の根拠） 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資（用語集参照）の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和元年度中に計4件、約2,193億円（交換公文（E／N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。 加えて、TICAD7（令和元年8月）の際に発表した「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」（EPSA4：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）に基づき、日本政府は、アフリカにおける民間セクター開発を包括的に支援し、経済成長・貧困削減を促進するため、円借款を活用した質の高いインフラ整備やビジネス環境整備等の取組をアフリカ開発銀行と共同で推進しました。 また、海外投融資の活用に向けて、着実に取組を進めています。具体的には、日ASEAN首脳会議（令和元年11月）に際して、ASEAN地域を中心に、質の高いインフラ、金融アクセス・女性等支援、グリーン投資の分野について、民間を含む更なる資金動員を目指し、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」を立ち上げました。 以上のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。	○
	[主要]政6-2-1-B-2：JBICを通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用		
	目 標	JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。 （目標の設定の根拠） 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力は、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。	達成度

実績及び目標の達成度の判定理由	J B I Cは、これまでGREEN (Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation) 等を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。令和2年1月には、これまでの「質高インフラ環境成長ファシリティ」(JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth:Q I－E S G) を強化した「質高インフラ環境成長ウィンドウ (Q I－E S G)」、及び日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等を支援する「海外展開支援ウィンドウ」の2つのウィンドウからなる「成長投資ファシリティ」を創設しました。 また、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用に向けて着実に検討を進めました。 以上のように、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	J I C Aについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するなど、円借款等の更なる効果的な活用に努めました。 J B I Cについては、J B I Cの更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用に努めたほか、「質高インフラ環境成長ファシリティ」の強化を含む「成長投資ファシリティ」を創設し、それに基づく支援を決定するなど、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政6-2-1に係る参考情報

参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	平成26年	27年	28年	29年	30年
ODA	9,266	9,203	10,417	11,463	10,064
ODA以外の政府資金(OOF)	-899	-1,055	-1,762	-2,412	1,380
民間資金(PF)	31,667	29,262	30,814	28,173	41,701
非営利団体による贈与	467	498	683	475	522
資金の流れ総計	40,501	37,908	40,152	37,699	53,667

(注1) 支出純額(ネット)ベース。

(注2) 暦年。令和元年の数字は令和3年3月に公表される予定。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標2：円借款実施状況【再掲（総5-1：参考指標4）】

参考指標 3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9か月間）の達成率

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
達成率	47.80%	56.90%	63.50%	54.30%	63.4%

(出所) 外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標 4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

平成30年度外部評価結果（注）

(総合評価)

レーティング	A（非常に高い）	B（高い）	C（一部課題がある）	D（低い）
総合評価	49%	29%	16%	6%

(項目別評価)

	③高い	②中程度	①低い
妥当性	97%	3%	0%
有効性・インパクト	71%	23%	6%
効率性	22%	65%	13%
持続性	53%	43%	4%

(出所) 国際協力機構調

(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2019/ku57pq00002m2tfc-att/part01_a3.pdf)

(注) 国際的基準に基づき、①妥当性、②有効性・インパクト、③効率性、④持続性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング（格付）。平成30年度は68件が総合評価のレーティング対象。

参考指標 5：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（総5－1：参考指標5）】

施策	政6－2－2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画		
	目 標	世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs）等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。また、世界銀行グループの増資（平成30年4月に実質合意）に当たって合意された改革を世界銀行が着実に実施していくよう、我が国としても働きかけていきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、質の高いインフラ投資、保健、債務持続可能性、防災など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 インフラ分野では、質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、平成28年に世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」を設置し、これまでに53件1,580万ドルの技術支援案件を承認したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っております。また政府向けの案件に加え、民間向けの融資においても質の高いインフラ案件が形成されるよ	○

う、平成30年に米州開発銀行（IDB）において、PPPファシリティを設置し、これまで約135万ドルのプロジェクト組成を支援したほか、他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。更に、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）との協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。加えて、日本が働きかけを行い、世銀やADBが質の要素を考慮した新たな調達制度を導入するなど、質の高いインフラ投資の国際的展開を図っています。その他、世銀東京ラーニングセンター（TDLC）と連携して、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の途上国との共有にも努めてきました。

防災分野では、平成26年2月に世銀東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。平成30年度には、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおける防災の主流化を支援するため、「日本－世銀防災共同プログラム・フェーズ2」を開始し、51件約2,255万ドルの技術支援案件を承認しました。また、IDBでも、これまで信託基金を活用し、中南米カリブ地域の災害対策を行ってきました。

また、平成30年4月に合意された世界銀行グループの増資に当たって合意された改革の内容（比較的所得が低い国に対する支援の拡大、世界銀行の業務モデルの継続的改善等）について、世界銀行グループが着実に実施していくよう働きかけを行ってきた結果、低所得国向け支援の拡充など、一定の成果を挙げてきており、引き続き働きかけを行っていきます。令和元年12月には、世界銀行グループの機関の一つで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）及びサブサハラの低所得国を支援するアフリカ開発基金（AfDF）について、それぞれ3年に1度の増資が合意されました。また、それに先立ち、10月には、9年振りとなるアフリカ開発銀行本体の増資が合意されました。IDA増資では、我が国が重視する質の高いインフラ投資や国際保健（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）及びパンデミック対応）、債務持続可能性、自然災害に対する強靱性等が重点政策に位置付けられ、AfDF増資においても、アフリカ開発銀行自身の実施能力向上を促すとともに、質の高いインフラ投資や債務持続可能性など、我が国のプライオリティが重点政策に反映されました。また、世界銀行グループの増資に関して、昨年度成立した国際復興開発銀行（IBRD）への増資に応じるための法改正に続き、令和元年度は、国際金融公社（IFC）増資及びIDAへの増資に応じるための法改正が国会で可決・成立しました。

更に、ADB総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官、地球環境ファシリティ（GEF：用語集参照）CEO、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項にはIDA増資を含む）等、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの来日を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。

上記を踏まえ、達成度は「○」としました。

政6-2-2-B-2：UHC実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画		
目 標	我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論に積極的に参画していきます。	達成度
	（目標の設定の根拠） 開発途上国等の持続的な経済発展のためには、UHCの実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現に向けた取組の推進が必要であるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。UHCの推進に当たっては、MDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めています。 その一環として、日本議長下のG20（用語集参照）において、UHCの推進に向けた保健財政の重要性、その構築に当たり財務当局が考慮すべき事項について、国際的な議論を主導しました。そうした議論を踏まえ、世界銀行からのインプットを得つつ、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」（G20共通理解文書）を取りまとめ、令和元年6月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、G20共通理解文書へのコミットメントを確認しました。また、同月開催されたG20大阪サミットの機会に合わせて、G20における初めての試みとして、「G20財務大臣・保健大臣合同セッション」を開催しました。本合同セッションにおいては、財務当局と保健当局の連携のあり方や、開発途上国におけるUHCの推進に向けた世界保健機関（WHO）と世界銀行の連携について、意見交換が行われました。本合同セッションにおいて、G20共通理解文書への財務大臣、保健大臣双方のコミットメントを確認することができ、こうした成果はG20大阪サミットにおいても取り上げられました。 加えて、世界銀行に設けた信託基金を通じ、UHC推進のための保健財政制度の構築や保健人材の育成等に係る支援を実施するなど、開発途上国の取組を後押ししました。 その他にも、感染症危機への対応に関して、平成29年6月に世界銀行等とともに立ち上げたパンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組みであるパンデミック緊急ファシリティ（PEF）を通じた支援を行っています。具体的には、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対して、令和元年5月に10百万ドル、同年8月に30百万ドルが同ファシリティから拠出され、危機対応に貢献しました。 上記を踏まえ、達成度は「○」としました。	○
政6-2-2-B-3：地球環境保全に向けた議論への積極的な参画		
目 標	我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）の運営に係る議論に積極的に参画していきます。	達成度

		(目標の設定の根拠) 気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和元年12月にスペイン・マドリードで行われたC O P 25 (気候変動枠組条約第25回締約国会議)での議論に加え、各基金の意思決定機関である評議会 (G E F)、運営委員会 (C I F)、理事会 (G C F) の会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。 上記を踏まえ、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	MDB s を通じた支援に関しては、MDB s の業務運営についての議論に積極的に参画することにより、日本とMDB s の間の連携を深めることができました。 UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組みを構築するためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、関係省庁や国際機関と連携し、積極的に国際的な議論を主導することができました。 国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、地球環境ファシリティ (G E F) や緑の気候基金 (G C F) 等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 6 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 国際開発金融機関 (M D B s) に対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (I B R D)	国際開発協会 (I D A)	国際金融公社 (I F C)	多数国間投資保証機関 (M I G A)
日 (順位)	8.3% (第2位)	17.5% (第2位)	6.3% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.6	19.9	22.2	18.4
独	4.2	10.2	5.0	5.0
英	3.9	12.0	4.7	4.8
仏	3.9	7.1	4.7	4.8
	アジア開発銀行			
	通常資本 (O C R)		アジア開発基金 (A D F)	
日 (順位)	15.6% (第1位)		38.1% (第1位)	
米	15.6		13.8	
独	4.3		5.7	
英	2.0		5.0	
仏	2.3		4.2	

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社 (I I C)
	米州開発銀行 (I D B)	多数国間投資資金 (M I F)	
日 (順位)	5.0% (第5位)	31.8% (第1位)	3.4% (第9位)
米	30.7	31.6	10.4
独	1.9	—	0.8
英	1.0	1.2	—
仏	1.9	0.7	1.8

	アフリカ開発銀行グループ			欧州復興開発銀行 (E B R D)
	アフリカ開発銀行 (A f D B)	アフリカ開発基金 (A f D F)		
日 (順位)	5.6% (4位)	10.2% (3位)	日 (順位)	8.6% (第2位)
米	6.7	11.2	米	10.1
独	4.2	10.3	独	8.6
英	1.8	10.2	英	8.6
仏	3.8	10.0	仏	8.6

(出所) 各機関年次報告書等 (令和2年5月末現在における最新版)。

(注) 多数国間投資資金 (M I F) の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

参考指標2：国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金 (単位：億円)

	平成27年 度	28年度	29年度	30年度	令和元 年度
M D B s	243.6	255.4	245.8	286.9	240.5
世界銀行グループ	146.1	143.9	142.0	187.6	150.1
アジア開発銀行	79.8	84.8	81.8	74.4	64.8
米州開発銀行	7.2	14.3	13.1	13.5	13.3
アフリカ開発銀行	7.5	10.6	6.2	5.0	5.5
欧州復興開発銀行	2.9	1.9	2.8	6.5	7.0
I M F 拠出金	35.1	42.0	39.0	34.7	37.3
合 計	278.7	297.4	284.9	321.7	277.8

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標3：国際開発金融機関 (M D B s) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位：億ドル)

	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
農業・漁業・林業	30.3	22.0	27.8	40.0	38.21
教 育	35.3	30.6	28.5	45.2	36.42
エネルギー・鉱業	45.1	72.0	63.3	71.1	63.15
金 融	40.5	30.9	31.1	13.1	31.69
保健・その他の社会サービス	66.5	57.0	51.3	84.7	34.1
産業・貿易	23.1	41.6	42.4	54.1	43.24
情報・通信	3.2	2.5	10.2	7.4	13.9
法務・司法・行政	81.8	86.1	67.1	72.0	127.14
運 輸	51.5	63.7	58.2	35.3	31.94
上下水・治水	47.6	52.5	41.0	47.2	31.43
合 計	425.0	459.0	420.9	470.1	451.23

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。
(注2) 国際復興開発銀行（IBRD）及び国際開発協会（IDA）の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等の額）

（単位：億ドル）

		平成27年	28年	29年	30年	令和元年
農業・天然資源		10.0	10.9	15.3	23.4	22.7
エネルギー		50.0	37.9	62.6	50.7	26.3
金融		22.9	17.8	27.6	19.9	21.6
産業・貿易		0.2	10.3	3.6	6.1	5.8
教育		6.7	9.0	7.1	16.3	11.3
保健・社会保障		3.2	1.7	2.1	5.2	6.4
給水・衛生・廃棄物処理		18.1	15.8	15.7	21.9	12.2
運輸・通信		27.9	37.9	54.6	49.7	80.8
公共政策		15.5	22.3	12.5	22.6	29.5
多目的		0	0	0	0	0
合計		154.5	163.5	201.0	215.8	216.4

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む。

（注3）28年までは理事会承認日ベース、29年以降は融資契約日ベース

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	（平成30年12月）	204	155	21	12	18
	（令和元年12月）	221	148	21	13	23
日本人幹部職員数（令和元年12月）		6	28	2	2	2
日本人比率（令和元年12月）		3.4%	11.6%	1.1%	0.9%	1.0%

（出所）各機関資料、理事室調べ

（注）世界銀行グループに関して、「日本人職員数（平成30年12月）」は平成30年6月末時点、「日本人職員数（令和元年12月）」、「日本人幹部職員数（令和元年12月）」及び「日本人比率（令和元年12月）」は、令和元年6月末時点の数値。

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標4）】

参考情報

（1）JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和元年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆4,416億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、未来投資戦略等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約1兆293億円で、円借款供与総額の約71%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、ミャンマー及びインドネシアでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① E P S Aイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セクター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたT I C A D 7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブE P S A 4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を表明しました。

この枠組みの下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長の促進を図っていきます。

② I D B協調融資スキーム（C O R E）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、省エネルギー・再生可能エネルギー関連分野を対象に、I D Bと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、C O R E（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

今後も、借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、省エネルギー・再生可能エネルギー関連分野における協力を進め、中南米地域における質の高いインフラ投資を支援していきます。

（2）J I C A海外投融資業務

J I C Aの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでの対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和元年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考情報

国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めており、令和元年度のJ B I C出融資および保証の承諾額合計は1兆6,787億円でした。

参考指標6：国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績（令和元年度）

令和元年度はJ B I Cによるサムライ債発行支援の実績はなし。

施策	政6-2-3：債務問題への取組		
測定指標 （定性的な指標）	[主要] 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画		
	目 標	債務の持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、I M F（国際通貨基金：用語集参照）、世界銀行、G 20やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。	

	実績及び目標の達成度の判定理由	IMF・世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおける議論に、積極的に参画しました。具体的には、パリクラブにおいて、累積債務問題に直面する開発途上国についての情報交換を積極的に行いました。また、日本議長下のG20では、低所得国における債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保をG20の優先課題に掲げるとともに、令和元年6月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20大阪サミットにおいて、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働の重要性を再確認し、それぞれの取組を継続することに合意する等、具体的な成果を実現しました。また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。 令和元年度は、パリクラブやG20の議論に積極的に参画し、特に、G20議長国として、具体的な成果を実現したことから、達成度は「○」としました。	○
--	-----------------	--	---

施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	我が国は引き続き、IMF・世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおける議論に積極的に参画しました。 パリクラブにおいては、累積債務問題に直面する開発途上国に関し、積極的に情報収集に努めました。 また、G20の議長国として、IMFや世界銀行、関係国と協議を行い、債務国と公的・民間の債権者双方による債務問題に関する協働の重要性を主張し、債務問題に対する取組について、具体的な成果を実現することができました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援					
測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） (単位：%)					
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
	実績値	99.1	99.1	95.8	96.9	99.0
	（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調 （注1）研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。 （注2）数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。 （目標値の設定の根拠） 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95以上」としています。 （目標の達成度の判定理由） 目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。					

施策についての評価	s 目標達成
評 定 の 理 由	税関では、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等と連携しつつ、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。
	財務総合政策研究所では、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供しました。（参考指標 1 参照）
	実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されている JICA 専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 6－2－4 に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

	令和元年度の実施状況
財政経済セミナー	・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、グループワーク指導等を行いました。
中央アジア・コーカサスセミナー	・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
ウズベキスタン財務省中堅幹部向けセミナー	・ウズベキスタン財務省職員の人材育成を目的として、同省の中堅幹部 3 名を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、財務省幹部等との意見交換を行いました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサスセミナー（上述）へ招へいしました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。
ラオス簿記普及支援	・ラオスにおける簿記・会計の普及を目的として、川崎商工会議所及びラオス商工会議所の協力の下、簿記セミナー等を実施しました。
ミャンマー計画・財務・工業省研修機関支援	・ミャンマー計画・財務・工業省職員向け研修機関の支援として、同省職員等を対象に、予算の策定・執行等に関するセミナーを実施しました。
ミャンマー中小企業金融支援	・ミャンマー経済銀行職員の融資審査能力向上を目的として、日本公庫の協力の下、セミナーを実施しました。セミナーではケーススタディー等により、中小企業向け融資審査の具体的な手法等について講義を実施しました。
海外の研究機関との交流	・中国の研究機関と、経済・財政等に関するワークショップの開催等を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

		令和元年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心とした開発途上国の税関職員を対象に、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即した受入研修を実施しました。
	JICAプログラム	・JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー等を実施しました。
	WCOプログラム	・WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・WCO事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心に、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即して専門家を派遣しました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、各国からの要請に基づき短期専門家を派遣しました。
	WCOプログラム	・WCO事務局及び同アジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。

参考指標１：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

〔受入研修・セミナーの実績〕

（単位：件、人）

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
コース数	財務総研	3	3	2	2	3
	関税局	29	34	35	30	24
	合計	32	37	37	32	27
受入人数	財務総研	59	52	40	38	38
	関税局	325	393	401	289	229
	合計	384	445	441	327	267

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

〔専門家派遣の実績〕

（単位：件、人）

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
案件数	財務総研	7	6	6	8	7
	関税局	69	81	69	60	45
	合計	69	81	69	68	52
派遣人数	財務総研	38	31	28	31	29
	関税局	184	223	144	132	106
	合計	184	223	144	163	135

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注） 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。 JICAに関しては、円借款の迅速化を進める等、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行っていきます。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。特に、令和2年4月にJBIC「成長投資ファシリティ」の下に創設した「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」等を通じて、日本企業の海外事業の維持・継続等を支援していきます。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。特に、日本は、MDBsに対し新型コロナウイルスを始めとするパンデミック対策の充実を求めてきたところであり、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大で影響を受けている開発途上国への支援に貢献していきます。 UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組み構築のためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、UHC実現に向けた国際的な議論を主導していきます。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。 開発途上国の債務問題に関しては、令和2年4月にG20財務大臣・中銀総裁会議及びパリクラブの間で合意した「債務支払猶予イニシアティブ」（新型コロナウイルス感染拡大の影響により流動性危機に直面する最貧国の有する公的債務の支払を一時的に猶予する仕組み）を含め、引き続き、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論や取組に積極的に参画していきます。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。 また、令和元年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和3年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る 予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	77,834,856	77,622,110	76,802,128	77,505,931
		補正予算	△15,852	3,925,150	22,033,734	
		繰 越 等	—	—	N. A.	
		合 計	77,819,004	81,547,260	N. A.	
	執行額（千円）		77,695,473	81,062,444	N. A.	

（概要）

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

（注）令和元年度「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定です。

	インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日、平成30年6月7日、令和元年6月3日改訂）		
政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：平成29～令和元年度一般会計補正予算書（財務省）、令和2年度一般会計予算書（財務省）、平成29・30年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を推進しました。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を推進しました。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組み構築のためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、UHC実現に向けた国際的な議論を主導しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEF、CIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務救済や債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参画するとともに、G20議長国として、債務問題にかかる国際的な議論を主導しました。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。 また、平成30年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和2年度予算において、必要な経費の確保に努めました。		
担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修 所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和2年9月

政策目標6-3：日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。 世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、政府は「インフラシステム輸出戦略」において、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かし、2020年に約30兆円（2010年時点で約10兆円）のインフラシステムの受注を達成するとの目標を掲げています。加えて、各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。 財務省としては、「未来投資戦略2018」や「インフラシステム輸出戦略」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-3-1：円借款、国際協力銀行（J B I C）業務を通じた支援の推進
-----------------------	--

政策目標6-3についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	円借款や国際協力銀行（J B I C）業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、施策6-3-1が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 日本企業の海外展開支援は、「未来投資戦略2018」において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、円借款（用語集参照）や国際協力銀行（J B I C）の活用を通じて推進しています。

施策	政6-3-1：円借款、国際協力銀行（J B I C）業務を通じた支援の推進		
測定指標（定性的な指標）	政6-3-1-B-1：円借款を通じた効率的・戦略的な支援の取組		
	目標	日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、円借款による支援を着実に実施していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、円借款は重要なツールの一つであるためです。	

	実績及び目標の達成度の判定理由	政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係省庁・機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化を支援しています。令和元年度中に計4件、約2,193億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与をはじめとした着実な支援を実施しました。 新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款の活用により、着実に支援するとともに、制度改善等を実施していることから、達成度は「○」としました。	○
	[主要]政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた効率的・戦略的な支援の取組		
	目標	国際協力銀行（JBIC）においては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」や「質高インフラ環境成長ファシリティ」等のツールを活用し、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。 （目標の設定の根拠） 日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきている国際協力銀行（JBIC）による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	JBICについては、「成長戦略フォローアップ」等を踏まえ、技術優位性等を持つ日本企業による海外展開を支援し、日本企業によるイノベーションと新規事業投資を促進するため、令和2年1月に株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の一部を改正し、JBICによる支援の対象となる先進国向け事業を追加しました。 加えて、令和2年1月には、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき、海外リスクの顕在化に備えて、日本企業による海外展開を強力に支援すべく、「成長投資ファシリティ」を創設しました。同ファシリティは、これまでの「質高インフラ環境成長ファシリティ」（JBIC Global Facility to Promote Quality Infrastructure Investment for Environmental Preservation and Sustainable Growth：QIESG）を強化した「質高インフラ環境成長ウィンドウ（QIESG）」、及び日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等を支援する「海外展開支援ウィンドウ」の2つのウィンドウからなり、主に後者のウィンドウを通じて、日本企業の海外展開支援を推進しています。 また、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」の活用に向けて着実に検討を進めました。 以上のように日本企業の海外展開をより一層後押しするためにJBICを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	

評価の理由	JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するなど、円借款等の更なる効果的な活用を努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。 JBICについては、政令の一部を改正し、JBICによる支援の対象となる先進国向け事業を追加したほか、海外リスクの顕在化に備えて、日本企業による海外展開を強力に支援すべく「成長投資ファシリティ」を創設し、それに基づく支援を決定するなど、日本企業の海外展開支援を推進しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
--------------	---

政 6-3-1 に係る参考情報

参考指標 1：円借款実施状況【再掲（総 5-1：参考指標 4）】

参考指標 2：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（政 5-1：参考指標 5）】

参考指標 3：海外インフラ案件の受注金額【再掲（総 5-1：参考指標 6）】

評価結果の反映	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、リスクマネー供給の拡大等を内容とする法改正等により機能強化された JBIC の活用等を通じて、引き続き日本企業の海外展開支援を推進していきます。特に、令和 2 年 4 月には JBIC 「成長投資ファシリティ」の下に「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」を設け、同年 7 月には日本企業が先進国で行う事業に対する JBIC の融資等を幅広く可能としたところです。これらを通じて、日本企業の海外事業の維持・継続等を支援していきます。
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	-------------

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	インフラシステム輸出戦略（平成 25 年 5 月 17 日第 4 回経協インフラ戦略会議決定、平成 27 年 6 月 2 日、平成 28 年 5 月 23 日、平成 29 年 5 月 29 日、平成 30 年 6 月 7 日、令和元年 6 月 3 日改訂） 開発協力大綱（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成 28 年 5 月 23 日公表） 未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） 成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定） 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年 12 月 5 日閣議決定）
---	---

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし
--	-------------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、リスクマネー供給の拡大等を内容とする平成 28 年の株式会社国際協力銀行法の改正等により機能強化された JBIC の活用等を通じて、日本企業の海外展開支援を引き続き推進しました。
--------------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和 2 年 9 月
--------------	-----------------------	-----------------	-------------------

政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

上記目標の概要	政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。 (上記目標を達成するための施策) 政7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保 政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
----------------	---

政策目標 7-1 についての評価結果

政策目標についての評価	A 相当程度進展あり
-------------	------------

評価の理由	東日本大震災及び熊本地震等からの復興に加え、令和元年度より、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応するため、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いましたが、適切な監督を引き続き行う必要があります。 施策7-1-1の評価は「s 目標達成」、施策7-1-2の評価は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、経済対策や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施する等の必要なニーズに対して適切に対応しています。また、経済対策や震災対応等において事業規模を拡大した貸付枠等に対して、十分な実績を上げています。 各機関の検査について、監督部局が検査対象機関から受けた報告等の情報を活用することや検査対象機関の業務の一部に焦点をあてた検査を実施する等、効率的な実施に努めています。 (令和元年度行政事業レビューとの関係) 新創業融資等実施事業（日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 貸付制度の政策目的や効果について厳格な検証を行うとともに、特別利率の水準についても妥当性を検討した上で必要な措置を講じる。また、今後も効果的・効率的な事業遂行となるよう関係各省庁と

	連携し、中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化に継続的に努める。「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 貸付制度について、政策誘導の必要性、民業補完性等の観点から対象範囲や利率について見直しを行った。（事業番号0053） - 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 持続可能な信用補完制度の構築に向け、中小企業信用保険法の改正（29年6月）の趣旨を踏まえた運営となるよう努めるとともに、制度改正の効果を十分に検証した上で、必要な措置については引き続き検討する。「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 中小企業信用保険法の改正（29年6月）の趣旨を踏まえ、要求内容の見直しを行った。（事業番号0054） - 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：現状通り 引き続き、補助金の対象業務について不断の見直しを行い、効果的・効率的な実施に努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：現状通り（事業番号0055）
--	--

施策 政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]政7-1-1-B-1：中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化	
	目標 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を円滑かつ適切に行えるよう、体制を確保します。 （目標の設定の根拠） 「成長戦略実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由 「未来投資戦略2018」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」を受けて、30年度中に行った中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進するため、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を引き続き実施しました。 また、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、日本政策金融公庫において、「令和元年台風第19号等特別貸付」の創設及び「セーフティネット保証4号（通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証）及び災害関係保証」に係る特例措置等のための財務基盤の強化といった措置を講じています。更に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援策として、日本政策金融公庫において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設及び「セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証」に係る特例措置等のための財務基盤の強化といった措置を講じるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督を行ってきました。 上記の施策を講じた結果、令和元年度における中小企業・小規模事業者への「新創業融資制度」による貸付の実績が1,243.9億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が1,236.7億円、「令和元年台風第19号等特別貸付」による	○

		貸付の実績が191.2億円、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による貸付の実績が1,685.2億円、「創業等関連特例保険」の保険引受額は71.5億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は1,311.0億円、「令和元年台風第19号関連の特例保険」の保険引受額が221.1億円、「新型コロナウイルス感染症関連の特例保険」の保険引受額が4,893.0億円になりました。 上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じたため、達成度を「○」としました。	
	[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化		
	目 標	成長資金の供給業務の実施を確保します。	達成度
		(目標の設定の根拠) 平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」及び「未来投資戦略2018」等を踏まえ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組を支援する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」により創設された特定投資業務(地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み)について、「成長戦略フォローアップ」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、日本政策投資銀行等の投資機能の活用を図るとされていることを踏まえ、成長資金の供給を促進してきたところであり、同業務の適正な運営のための監督を行ってきました。 特定投資業務を通じた、令和元年度における個別案件への投融資決定件数は13件、共同ファンドへの支援決定件数は6件、共同ファンドからの投融資決定件数は12件、投融資決定額は3,532億円、実投融資額は2,655億円になりました。 また、「㈱日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」を開催し、これまでの同業務の政策目的である「地域経済の自立的発展」、「企業の競争力強化」、「成長資金市場の発展」に貢献しているとのとりまとめを公表しました。 上記のとおり成長資金(資本性資金等)供給業務について令和元年度における特定投資業務の実績が出ていることから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	上記実績のほか、東日本大震災及び熊本地震等からの復興に加え、令和元年度より、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、指定金融機関(日本政策投資銀行・商工組合中央金庫)において、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。特に、東日本大震災については、日本政策金融公庫において、 ① 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続 ② 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施等の措置を講じています。 また、熊本地震については、日本政策金融公庫において、「平成28年熊本地震特別貸付」や被災地域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ及び「セーフティネット保証4号(通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証)及び災害関係保証」に係る特例措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。		

新型コロナウイルス感染症については、日本政策金融公庫において、売上高が減少した中小企業等の資金繰り支援策として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設等の措置及び「セーフティネット保証４号・５号及び危機関連保証」に係る特例措置等のための財務基盤の強化を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。

上記の施策を講じた結果、令和元年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が72.2億円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が1,036.3億円になるとともに、「平成28年熊本地震特別貸付」の実績が19.7億円、保険引受額が8.9億円になりました。

また、令和元年度においては、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績として、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に係る実績は25億円になりました。また、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の貸付実績は1,685.2億円、保険引受額が4,893.0億円になりました。

以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政 7－1－1 に係る参考情報

参考指標 1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移（単位：億円）

		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	29,793	29,283	26,803	26,400	28,700
	農林水産事業	4,000	4,600	5,525	6,150	6,760
	中小企業事業	23,401	22,391	19,426	18,000	15,950
	沖縄振興開発金融公庫	1,440	1,586	1,544	1,705	1,681
	株式会社国際協力銀行	18,200	32,600	26,100	22,569	27,216

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

参考指標 2：政府関係金融機関の融資実績・残高の推移（参考指標 5 を含む。）

①融資実績の推移（単位：億円）

		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	22,991	24,406	23,639	21,685	21,464
	農林水産事業	3,760	4,594	5,515	5,583	4,840
	中小企業事業	16,720	15,594	14,851	12,331	11,474
	沖縄振興開発金融公庫	1,339	1,527	1,512	1,113	1,093
	株式会社国際協力銀行	20,614	21,819	16,871	14,089	16,739

②融資残高の推移（単位：億円）

		27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	70,012	70,597	71,290	71,513	71,784
	農林水産事業	26,733	27,535	29,458	31,229	31,961
	中小企業事業	59,127	56,857	55,142	53,269	52,081
	沖縄振興開発金融公庫	8,057	8,199	8,491	8,587	8,641
	株式会社国際協力銀行	136,490	144,416	136,567	137,247	132,322

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

参考指標 3：政府関係金融機関の金利の推移 (単位：％)

			H28. 3. 31	H29. 3. 31	H30. 3. 31	H31. 3. 31	R2. 3. 31
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1. 85	1. 71	1. 76	1. 76	1. 91
		特利	0. 95	0. 81	0. 86	0. 86	1. 01
		①～③	～1. 45	～1. 31	～1. 36	～1. 36	～1. 51
	農林水産事業	農業基盤整備	0. 35	0. 45	0. 45	0. 35	0. 25
	中小企業事業	基準利率	1. 30	1. 21	1. 16	1. 11	1. 11
		特利	0. 40	0. 31	0. 30	0. 30	0. 30
①～③		～0. 90	～0. 81	～0. 76	～0. 71	～0. 71	
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	0. 50	0. 41	0. 41	0. 41	0. 41
			～1. 95	～2. 00	～1. 95	～1. 85	～1. 80
株式会社国際協力銀行		輸出	0. 85	0. 98	0. 96	0. 83	0. 83

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 各機関の金利水準は一例。

参考指標 4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
株式会社日本政策金融公庫	国民生活事業	6 年10か月	7 年2 か月	7 年1 か月	7 年2 か月	7 年2 か月
	(生活衛生分)	8 年9 か月	9 年5 か月	9 年6 か月	9 年8 か月	9 年10か月
	農林水産事業	12年10か月	12年11か月	13年4 か月	12年11か月	13年0 か月
	中小企業事業	7 年0 か月	7 年11か月	8 年1 か月	8 年11か月	9 年5 か月
沖縄振興開発金融公庫		11年1 か月	14年5 か月	14年1 か月	15年11か月	14年6 か月
株式会社国際協力銀行		11年7 か月	13年0 か月	12年5 か月	12年3 か月	12年3 か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 貸付金額による加重平均。

(注 2) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標 6：危機対応業務の実施状況 (単位：億円)

		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
貸付額 (計)		1, 012	5, 287	854	—	25
	商工組合中央金庫	—	0	—	—	—
	日本政策投資銀行	1, 012	5, 287	854	—	25
損害担保 (計)		—	0	—	—	—
	商工組合中央金庫	—	0	—	—	—
	日本政策投資銀行	—	—	—	—	—

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“0”、実績がない場合は“—”で表示。

(注 2) 財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。

(注 3) 損害担保は、貸付けに損害担保契約を付したものである。なお、損害担保の実績については、指定金融機関から株式会社日本政策金融公庫へ申込予定のものを含む。

(注 4) 株式会社商工組合中央金庫の実績については、危機対応業務の要件確認における不正行為を踏まえた調査の結果、危機対応業務の要件に該当しない口座を除いたもの。

施策	政 7－1－2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保		
測定指標 （定性的な指標）	[主要] 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施		
	目 標	「令和元検査事務年度・検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。	達成度
		（目標の設定の根拠） 株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。	

	実績及び目標の達成度の判定理由 検査基本方針に則り、政府関係金融機関等に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証しました（参考指標 1 参照）。 特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、各機関と議論を展開しました。 上記のとおり、基本方針等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関と深度ある議論を展開することができたことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評定 a 相当程度進展あり		
評定の理由	上記のほか、検査結果を踏まえて、被検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。 特に、株式会社商工組合中央金庫については、第三者委員会（「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」）での議論等を踏まえて策定された「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」（平成30年5月）や、中期経営計画である「商工中金経営改革プログラム」（同年10月）の提出を受け、中小企業庁や金融庁と連携し、同金庫との定期的な意見交換を行うことなど、業務の改善状況の把握に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、業務改善計画や中期経営計画が進行中であるほか、同金庫が規律を遵守するよう、適切な監督を引き続き行う必要があることから、当該施策の評定は、a 相当程度進展ありとしました。	

政 7－1－2 に係る参考情報

参考指標 1：政府関係金融機関等への検査実績件数（単位：件）

	27年度	28年度	29年度末	30年度末	令和元年度
件数	3	4	3	4	2

（注）令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で検査終了が翌年度となった先（3件）があり、件数が減少。

参考指標 2：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数（単位：億円）

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収益	1,508	1,475	1,427	1,387	1,372
経常費用	1,198	1,221	1,243	1,331	1,469
経常利益	310	255	184	56	△96
特別損益	484	2	△1	△2	△4
当期純利益	794	256	183	55	△100
農林水産事業					
経常収益	473	482	454	420	415
経常費用	571	482	453	420	415
経常利益	△98	0	0	0	1
特別損益	98	△0	△0	△0	△1
当期純利益	－	－	－	△0	△0

中小企業事業					
経常収益	2,706	3,806	3,985	4,039	3,763
経常費用	4,911	3,445	2,930	2,695	2,766
経常利益	△2,205	361	1,055	1,344	997
特別損益	211	△0	△0	△0	△0
当期純利益	△1,993	360	1,055	1,344	996
沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△163	△150	△132	△116	△107
業務費用②	168	139	129	114	113
業務費用合計（①＋②）＝③	5	△10	△3	△2	6
機会費用④	3	0	1	0	0
行政コスト（③＋④）＝⑤	8	△10	△2	△2	6
株式会社国際協力銀行					
経常収益	2,573	2,400	2,947	3,901	4,769
経常費用	1,368	1,973	2,531	3,280	4,240
経常利益	1,205	427	415	621	529
特別損益	57	0	1	0	0
当期純利益	1,262	428	416	621	529

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注１）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年６月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

（注２）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標３：政府関係金融機関の延滞率の推移

（単位：％）

		27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	1.95	1.74	1.62	1.62	1.66
	農林水産事業	0.64	0.55	0.33	0.30	0.30
	中小企業事業	1.64	1.42	1.33	1.31	1.26
沖縄振興開発金融公庫		0.53	0.51	0.43	0.33	0.41
株式会社国際協力銀行		0.25	0.29	0.00	0.76	1.40

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注）延滞率＝（弁済期限を６か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100）

評価結果の反映	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うこれまでの金融措置に加え、中小・小規模事業者のみならず中堅企業・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期すよう追加の金融措置を講じることとしました。 更に、主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 令和3年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		29年度	30年度	令和元年度	令和 2 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	68, 285, 028	65, 336, 796	61, 666, 635	60, 163, 430
		補正予算	5, 698, 452	70, 197, 059	27, 614, 260	
		繰 越 等	3, 500, 000	3, 200, 000	N. A.	
		合 計	77, 483, 480	138, 733, 855	N. A.	
	執行額（千円）	77, 363, 490	138, 699, 386	N. A.		

（概要）

株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費

（注）令和 2 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 2 年11月頃に確定するため、令和 2 年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）（平成30年12月21日閣議決定）
--------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等
---------------------------	--

前年度政策評価結果の政策への反映状況	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な
--------------------	---

	対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。 令和２年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。
--	--

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	令和２年９月
--------------	-----------	-----------------	--------

政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

上記目標の概要	地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号。以下、「地震保険法」といいます。）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。 このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営 政8-1-2：地震保険の普及 政8-1-3：地震保険検査の実施
---------	---

政策目標 8-1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価理由	施策8-1-1について、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、「南海トラフ地震臨時情報」の提供開始といった地震保険制度を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けて、地震保険制度等研究会を開催し、検討を行いました。近年の地震災害により民間危険準備金残高が減少し、民間の負担力が低下している状況に対しては、本研究会での議論のとりまとめを踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る方策について、令和2年度予算としてとりまとめ、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。 また、施策8-1-2については、財務省ウェブサイトの活用や、財務局を通じた地方における広報等といった地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 なお、施策8-1-3の地震保険検査実施先数については、実績値が目標値を下回りましたが、これは、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、接触機会の低減を図る必要があったこと、また新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内・海外旅行保険の保険金支払、保険解約の問い合わせ等が多く発生し、保険会社による検査対応が困難となったことから、やむを得ず検査を延期する措置をとったことによるものです。 以上のとおり、全ての施策について評価が「S 目標達成」であるため、政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
------	--

政策 の 分 析	(必要性・有効性・効率性等) 地震保険法第1条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。 また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。 なお、地震保険の普及促進のために、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換を通じて、国民の目に留まるような更なる広報活動を損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。
	(令和元年度行政事業レビューとの関係) 地震再保険事業 「今後も地震保険の目的にかなうサービスの提供に努めるとともに、平成23年東北地方太平洋沖地震、平成28年熊本地震及び平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震に係る再保険金の支払いをはじめ、特別会計の内容や資金の流れについても引き続き情報開示を実施する。また、「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ」(令和元年8月1日)に示された方向性を踏まえ、適切な対応を行う。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、迅速・確実な再保険金の支払いを実施するとともに、令和2年度予算において、民間危険準備金残高の回復を図る方策を実施することとしており、制度の安定的な運営が行われるよう努めました。(事業番号0056)

施策 政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の実現		
	目 標	民間の損害保険会社から契約者に迅速な保険金支払いが行われるよう、国が迅速・確実に再保険金支払いを行うことで、契約者の安心感を確保するよう努めるとともに、自然災害に対処する政府の取組を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討を行い、安定的な地震保険制度の実現に努めます。	達成度
		(目標の設定の根拠) 被災者の生活の安定に寄与するためには、契約者に保険金が迅速に支払われるよう、再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。また、中央防災会議防災対策実行会議において、現在の科学的知見では確度の高い地震予測は難しいとされる一方で、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方の検討が行われるなど、地震保険制度を取り巻く環境は変化しています。加えて、東日本大震災以降に発生した地震を起因とする保険金支払いにより民間の負担力が低下している現状も踏まえ、地震保険制度の更なる強靱性向上が求められていることから、安定的な地震保険制度の実現を目標とします。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、「南海トラフ地震臨時情報」の提供開始といった地震保険制度を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けて、地震保険制度等研究会を開催し、検討を行いました。近年の地震災害により民間危険準備金残高が減少し、民間の負担力が低下している状況に対しては、本研究会での議論の	○

	とりまとめを踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る方策について、令和2年度予算としてとりまとめ、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	被災者の生活の安定に寄与するために迅速・確実な再保険金の支払を行ったほか、地震保険制度等研究会を開催し、「南海トラフ地震臨時情報」の提供開始といった地震保険制度を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けて検討を行いました。近年の地震災害により民間危険準備金残高が減少し、民間の負担力が低下している状況に対しては、本研究会での議論のとりまとめを踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る方策について、令和2年度予算としてとりまとめ、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政 8－1－1 に係る参考情報

参考指標 1：地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高（単位：億円）

	平成26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
政府	11,934	13,250	13,457	15,202	16,970
民間	4,794	5,311	3,143	3,407	2,260

（出所）財務省ウェブサイト「令和2年度財務省所管特別会計予算概算の概要（参考資料）」
https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/budget/fy2020/sankoushiryoutokkai2020.pdf

参考指標 2：過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額）（平成30年度末）

	地震名	発生日	証券件数（件）	支払額（百万円）
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	817,223	1,283,313
2	平成28年熊本地震	平成28年4月14日	209,587	385,904
3	大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	130,542	107,151
4	平成7年兵庫県南部地震	平成7年1月17日	65,427	78,346
5	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	48,447	38,670
6	宮城県沖を震源とする地震	平成23年4月7日	31,015	32,402
7	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年3月20日	22,066	16,973
8	平成13年芸予地震	平成13年3月24日	24,453	16,942
9	平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	12,608	14,897
10	平成19年新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	7,873	8,251

（出所）日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

施策	政８－１－２：地震保険の普及			
測定指標（定性的な指標）	[主要]政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組			
	目 標	財務省ウェブサイトやSNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。		達成度
		（目標の設定の根拠） ①PT報告書、②PTフォローアップ会合、③平成28年11月28日の行政改革推進会議の特別会計に関する検討の結果の取りまとめ、において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。		
	実績及び目標の達成度の判定理由	財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、財務局を通じた地方における広報等や政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。また、損害保険業界の取組への支援や意見交換といった普及促進に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。		○
施策についての評価		s 目標達成		
評価の理由	財務省ウェブサイトの活用や、財務局を通じた地方における広報等といった地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。			

政８－１－２に係る参考情報

参考指標１：地震保険の普及率等の推移

（単位：％）

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
普及率（注１）	29.5	30.5	31.2	32.2	33.1
付帯率（注２）	60.2	62.1	63.0	65.2	66.4

（出所）日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料

（注１）世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したものの。なお、令和元年度については令和２年１月における暫定値であり、確定値については、令和２年９月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。

（注２）新規に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したものの。なお、令和元年度については、平成31年２月から令和２年１月までの直近１年間における暫定値であり、確定値については、令和２年８月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

施策	政 8－1－3：地震保険検査の実施						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政8-1-3-A-1：地震保険検査先数の推移						(単位:社)
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	5	5	5	5	5	○
	実績値	5	5	5	4	4	
	(出所) 大臣官房信用機構課 (目標値の設定の根拠) 地震保険の引き受けを行っている保険会社等（令和元年7月時点：27社）のうち、検査の必要性が認						

	められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しており、令和元年度は5社を目標値としています。 (目標の達成度の判定理由及び判断基準) 令和元年度は、大阪府北部を震源とする地震に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、契約申込に関する手続や地震保険に関する募集体制は適切か等の着眼点から検証しました。その結果、損害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載、損害認定の根拠書類の保存が不十分である事案等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。 なお、令和元年度は国内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、接触機会の低減を図る必要があったこと、また新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内・海外旅行保険の保険金支払、保険解約の問い合わせ等が多く発生し、保険会社による検査対応が困難となったことから、検査を延期する措置をとりました。その結果、令和元年度中に地震保険検査を実施できなかった検査先があり、実績値が目標値を下回りましたが、やむを得ない事情によるものであることから、達成度は「○」としました。
--	--

施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	令和元年度は実績値が目標値を下回りましたが、これは、国内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、接触機会の低減を図る必要があったこと、また新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内・海外旅行保険の保険金支払、保険解約の問い合わせ等が多く発生し、保険会社による検査対応が困難となったことから、やむを得ず検査を延期する措置をとったことによるものです。以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。	

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組みを進めるとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行います。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	○ 地震再保険事業について、その取組みは評価しているが、未だ地震保険の普及率が低いため、今後も力を入れてもらいたい。
-------------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	179, 459, 338	186, 845, 740	201, 090, 008	123, 811, 065
		補正予算	—	—	—	
		繰 越 等	—	—	N. A.	
		合 計	179, 459, 338	186, 845, 740	N. A.	
	執行額 (千円)		5, 861, 956	13, 045, 609	N. A.	

(概要) 民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費 (注1) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定。 (注2) 予算の主な増要因は、地震保険料率の引上げや地震保険契約件数の増加等により再保険料収入が増加すること等によるものです。なお、令和2年度予算の減要因は、民間危険準備金残高の回復を図る方策の実施により、一時的に官民の保険料配分を変更しているため、再保険料収入が減少することによるものです。

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	該当なし
---	------

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	地震保険普及率等の状況：「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」（損害保険料率算出機構）
--	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	地震保険制度の安定的な運営を確保するため、「南海トラフ地震臨時情報」の提供開始といった地震保険制度を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討を行いました。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施したほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。 また、損害保険会社に対し、政府の再保険事業の健全な運営の確保を図るため、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。
--------------------------------	--

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和2年9月
--------------	-----------	-----------------	--------

政策目標 9－1：安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

上記目標の概要	国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。 これを踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しており、その際、「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応するとともに、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。 （上記目標を達成するための施策） 政 9－1－1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応 政 9－1－2：諸外国との社会保障協定への対応 政 9－1－3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
---------	--

政策目標 9－1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評定の理由	（年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応） 国家公務員共済組合連合会の「平成30年度業務概況書（厚生年金保険給付積立金）」について、令和元年12月2日の財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会にて、外部の専門的な見地から意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守して運用を行っているものと評価しました。 （諸外国との社会保障協定への対応） 国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、引き続き、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、新たに中華人民共和国との社会保障協定の実施のための行政取決めが署名され、令和元年9月に社会保障協定が発効されました。 （国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保） 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。 以上のとおり、全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
-------	--

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 国家公務員共済組合制度は、国家公務員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営を確保するために必要な政策です。 上記「評定の理由」に記載しているとおり、環境の変化に対応しつつ、効率的かつ適正な運営の確保に努めています。
	(令和元年度行政事業レビューとの関係) 国家公務員共済組合連合会等助成費 「引き続き、執行の実態に基づいた見直しを行うとともに、特定健康診査等交付事業の受診率の向上による業務の効率化など、更なる改善に向けた検討を行う」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、特定健康診査等について、受診率向上に向けた取組を実施しました（事業番号0057）。

施策 政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政9-1-1-B-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応	
	目 標 国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行います。 (目標の設定の根拠) 財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由 国家公務員共済組合連合会が行う厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況（「平成30年度業務概況書(厚生年金保険給付積立金)」）について、令和元年12月2日に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部からの専門的な意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守した運用を行っているとの評価を行い、評価結果を財務省ウェブサイト公表しました。 (https://www.mof.go.jp/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2018/index.html) また、令和元年財政検証結果の公表に伴い、厚生年金保険制度における主務大臣として、積立金基本指針の見直しを行いました。 さらに、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）において、国等で勤務する短時間労働者に対する国家公務員共済組合制度の短期給付の適用拡大等の所要の改正を盛り込みました。 以上から、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		s 目標達成

評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
-------	--

政 9－1－1 に係る参考情報

参考指標 1：男女別組合員数の年次推移

参考指標 2：年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移

参考指標 3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移

参考指標 4：短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移

参考指標 5：短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

（出所）財務省ウェブサイト

参考指標 1、2、4、5 (https://www.mof.go.jp/budget/reference/kk_annual_report/fy2018/index.html)

国家公務員共済組合連合会ウェブサイト

参考指標 3 (<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf>)

施策	政 9－1－2：諸外国との社会保障協定への対応		
測定指標 （定性的な指標）	[主要] 政9-1-2-B-1：諸外国との社会保障協定への対応		
	目 標	社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。 （目標の設定の根拠） 国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	新たに中華人民共和国との社会保障協定の実施のための行政取決めが署名され、令和元年 9 月に社会保障協定が発効されました（参考指標 1 参照）。 したがって、関係省庁と連携を図り、社会保障協定への適切な対応を図ることができたことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、日本と諸外国との間の社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 9－1－2 に係る参考情報

参考指標 1：社会保障協定の締結状況

（出所）厚生労働省ウェブサイト

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

施策	政 9－1－3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保		
	目 標	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保します。	達成度
		(目標の設定の根拠) 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政 9－1－3に係る参考情報

参考指標 1：男女別組合員数の年次推移【再掲（9－1－1：参考指標 1）】

参考指標 2：年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移【再掲（9－1－1：参考指標 2）】

参考指標 3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移【再掲（9－1－1：参考指標 3）】

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めていきます。 各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成29年度	30年度	令和元年度	2 年度
	予算の 状況 (千 円)	当初予算	64,963,552	65,797,534	68,391,819	68,292,433
		補正予算	△ 135,567	△ 80,166	△ 52,201	
		繰越等	140,592	—	N. A.	
		合 計	64,968,577	65,717,368	N. A.	
	執行額（千円）		64,804,622	65,585,704	N. A.	
(概要)						
国家公務員共済組合連合会等助成費						
(注) 令和元年度「繰越等」、「執行額」等については、令和2年11月頃に確定するため、令和2年度実績評価書に掲載予定。						

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第198回国会 総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日） 第201回国会 総理大臣施政方針演説（令和2年1月20日） 第198回国会 財務大臣財政演説（平成31年1月28日） 第201回国会 財務大臣財政演説（令和2年1月20日） 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）
-----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	「国家公務員共済組合事業統計年報」（財務省）、「社会保障協定」（厚生労働省）
-----------------------------------	--

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。 また、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結については、引き続き推進しました。 さらに、国家公務員共済組合連合会等の業務運営については、引き続き適正の確保に努めました。
------------------------	--

担当部局名	主計局（給与共済課）	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------	----------	--------

政策目標 10-1 : 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

上記目標の概要	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事」が、財務省の所掌事務として規定されています。 一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。 （上記目標を達成するための施策） 政10-1-1：経費予算の認可 政10-1-2：財務諸表の承認
-----------------------	--

政策目標10-1についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	上記の目標を達成するため、適切に経費予算の認可、財務諸表の承認を行い、すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。 財務省では、日本銀行法の規定等に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。

施策 政10-1-1：経費予算の認可

測定指標（定性的な指標）		
[主要] 政10-1-1-B-1：経費予算の効率性の確保		
目標	日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算が効率的なものとなっていることを確認する等の審査を通じ、認可を行います。 （目標の設定の根拠） 財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条において、日本銀行の経費の予算について「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。	達成度

	実績及び目標の達成度の判定理由	令和2年度経費予算については、令和2年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和2年度経費予算の合計額は、全体で1,931.8億円（対元年度比+30.7億円）となっています。令和2年度経費予算は、消費税率引上げの影響のほか、日本銀行券の改刷に向けて要する費用の計上を主因に銀行券製造費が増加し、国庫事務に係る手数料の改訂等により国庫国債事務費が増加した一方、その他の多くの科目を減少させるものであり、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。 上記実績のとおり、令和2年度経費予算については、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度開始前に認可したことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		s	目標達成
評定の理由	令和2年度経費予算については、令和2年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和2年度経費予算の合計額は、全体で1,931.8億円（対元年度比+30.7億円）となっています。令和2年度経費予算は、消費税率引上げの影響のほか、日本銀行券の改刷に向けて要する費用の計上を主因に銀行券製造費が増加し、国庫事務に係る手数料の改訂等により国庫国債事務費が増加した一方、その他の多くの科目を減少させるものであり、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政10-1-1に係る参考情報

参考指標1：認可対象経費の予算

（単位：百万円、％）

科 目		平成28年度 予算	29年度予算	30年度予算	令和元年度 予算	2年度予算	前年度比
銀行券製造費	銀行券製造費	51,806	51,906	51,986	52,431	53,923	2.8
国庫国債事務費	国庫国債事務費	18,129	17,904	17,284	17,379	20,550	18.2
給与等	役員給与	427	428	431	433	433	▲0.0
	職員給与	42,197	42,223	41,918	42,085	42,156	0.2
	退職手当	9,831	10,201	10,302	10,546	10,546	▲0.0
	小 計	52,455	52,852	52,651	53,064	53,134	0.1
交通通信費	旅費交通費	2,027	2,090	2,135	2,218	2,187	▲1.4
	通信費	2,714	2,595	2,241	2,181	2,160	▲1.0
	小 計	4,742	4,685	4,377	4,400	4,347	▲1.2
修繕費	修繕費	2,440	2,928	2,848	2,686	2,338	▲13.0
一般事務費	消耗品費	1,422	1,393	1,282	1,298	1,136	▲12.5
	光熱水道費	2,350	2,300	1,976	1,925	1,893	▲1.6
	建物機械等賃借料	7,808	8,369	7,922	7,068	6,915	▲2.2
	建物機械等保守料	8,755	9,144	10,213	10,579	11,665	10.3
	事務費	30,842	30,601	31,626	33,288	31,827	▲4.4
	小 計	51,178	51,807	53,019	54,158	53,435	▲1.3
固定資産取得費	固定資産取得費	5,926	4,505	4,349	4,994	4,457	▲10.8
予備費	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.0
合 計		187,676	187,588	187,514	190,111	193,185	1.6

（参考 URL） <https://www.boj.or.jp/about/activities/strategy/yosan/index.htm/>

施策	政10－１－２：財務諸表の承認		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保		
	目 標	日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を通じ、承認を行います。 （目標の設定の根拠） 財務省設置法第４条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	平成30年度決算及び令和元年度上半期決算に係る財務諸表については、令和元年５月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。また、平成27年度から量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から債券取引損失引当金制度が拡充され、平成30年度決算承認及び令和元年度上半期決算承認に当たり、日本銀行から、債券取引損失引当金の積立てに係る承認申請がなされ、これを承認しました。 上記実績のとおり、平成30年度決算及び令和元年度上半期決算に係る財務諸表等については、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度又は上半期経過後二月以内に承認したことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評 定 の 理 由	平成30年度決算及び令和元年度上半期決算に係る財務諸表等については、令和元年５月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

政10－１－２に係る参考情報

「令和元年度政策評価書」の評価対象期間は、平成31年４月１日～令和２年３月31日であることから、令和元年度決算に係る財務諸表の承認は、今回の評価の対象ではありません。

参考指標１：財務諸表の主要な計数

【貸借対照表】

(単位：億円)

科目	平成 26 年度末	27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末
(資産の部)					
金地金	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
現金	2,442	2,099	2,031	2,743	2,500
国債	2,697,921	3,491,955	4,177,114	4,483,261	4,699,538
（うち長期国債）	2,201,337	3,018,986	3,771,441	4,265,674	4,595,862
コマーシャル・ペーパー等	19,789	19,699	20,357	20,574	20,420
社債	32,430	31,703	32,144	31,921	32,066
金銭の信託（信託財産株式）	13,757	13,692	11,884	10,488	8,970
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）	44,837	75,676	129,353	189,348	247,848
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）	2,063	2,936	3,822	4,761	5,178
貸出金	340,975	340,453	446,645	464,119	474,361
外国為替	71,125	66,971	66,081	63,695	67,321
代理店勘定	231	326	205	240	219
その他資産	3,937	4,585	4,828	5,211	5,315
有形固定資産	2,009	1,967	2,010	2,078	2,086
無形固定資産	1	1	1	1	1
資産の部合計	3,235,937	4,056,481	4,900,893	5,282,856	5,570,243
(負債の部)					
発行銀行券	896,732	955,947	998,001	1,040,004	1,075,592
預金	2,060,718	2,829,396	3,563,788	3,996,383	4,213,782
（うち当座預金）	2,015,564	2,754,394	3,427,555	3,782,379	3,938,836
政府預金	17,941	187,797	217,507	151,248	175,228
売現先勘定	176,082	1,899	34,252	3,112	1,908
その他負債	3,228	1,225	2,074	596	4,312
退職給付引当金	1,984	1,963	1,980	1,997	2,018
債券取引損失引当金	22,433	26,934	31,550	36,001	44,155
外国為替等取引損失引当金	17,861	15,819	15,078	14,019	15,147
負債の部合計	3,196,983	4,020,984	4,864,234	5,243,363	5,532,146
(純資産の部)					
資本金	1	1	1	1	1
法定準備金	28,862	31,385	31,590	31,844	32,226
特別準備金	0	0	0	0	0
当期剰余金	10,090	4,110	5,066	7,647	5,869
純資産の部合計	38,954	35,497	36,658	39,493	38,097
負債および純資産の部合計	3,235,937	4,056,481	4,900,893	5,282,856	5,570,243

【損益計算書】

(単位：億円)

科目	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
経常収益	20,782	15,971	16,443	18,383	23,933
貸出金利息	286	348	96	0	0
買現先利息	—	▲0	—	—	—
国債利息	10,440	12,875	11,869	12,211	12,839
コマーシャル・ペーパー等利息	19	10	▲3	▲1	▲0
社債利息	39	32	12	▲9	▲10
国債売却益	0	—	—	—	—
外国為替収益	8,570	783	194	447	3,722
その他	1,424	1,921	4,273	5,735	7,383
経常費用	3,645	8,345	5,490	6,095	3,924
売現先利息	53	6	▲4	▲5	▲6
外国為替費用	—	4,083	1,553	2,171	—
経費	1,975	1,935	1,913	1,949	1,980
その他	1,616	2,320	2,028	1,980	1,951
経常利益	17,137	7,626	10,952	12,287	20,009
経常収入	11,447	13,963	12,737	13,104	14,090
長期国債関係損益	0	—	—	—	—
外国為替関係損益	7,601	▲4,083	▲1,481	▲2,119	2,257
経費	▲1,975	▲1,935	▲1,913	▲1,949	▲1,980
その他	62	▲318	1,609	3,252	5,642
うち金銭の信託（信託財産株式）運用 損益	497	511	2,175	2,512	2,510
金銭の信託（信託財産指数連動型 上場投資信託）運用損益	591	1,048	1,722	2,789	4,416
金銭の信託（信託財産不動産投資 信託）運用損益	77	108	138	181	211
補完当座預金制度利息	▲1,513	▲2,216	▲1,873	▲1,836	▲1,865
特別利益	181	2,051	740	1,064	24
特別損失	3,803	4,506	4,618	4,453	9,285
特別損益	▲3,622	▲2,454	▲3,877	▲3,388	▲9,261
うち債券取引損失引当金	—	▲4,501	▲4,615	▲4,451	▲8,154
外国為替等取引損失引当金	▲3,800	2,041	740	1,059	▲1,128
税引前当期剰余金	13,514	5,171	7,074	8,899	10,748
法人税、住民税及び事業税	3,424	1,060	2,007	1,251	4,878
当期剰余金	10,090	4,110	5,066	7,647	5,869

(参考 URL) <https://www.boj.or.jp/about/account/index.htm/>

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。		
財務省政策評価懇談会における意見	該当なし		
政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	平成30年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。		
担当部局名	理財局（総務課調査室）	政策評価実施時期	令和2年9月

政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

上記目標の概要	たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法の適切な運用を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、受動喫煙防止等の喫煙と健康をめぐる国民の意識の高まり、未成年者喫煙防止等に対する社会的要請の高まり等を踏まえ、施策を進めます。 塩事業については、専売制から原則自由の市場構造に転換し国の関与も必要最小限度のものとなっていますが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資するという塩事業法（平成8年法律第39号）の目的を踏まえ、施策を進めます。 （上記目標を達成するための施策） 政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督 政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保
-----------------------	---

政策目標11-1についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	たばこ事業法、日本たばこ産業株式会社法及び塩事業法に基づき、たばこ・塩事業者に対して、法の趣旨・目的に沿って、許認可等及び管理・監督を行ったほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制である注意文言表示規制及び広告規制に関し、たばこ事業法施行規則の改正を行い、また未成年者喫煙防止に係る必要な取組を行いました。 その結果、すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記の通り、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） たばこ事業に関しては、たばこ事業法に定める目的を達成するために、同法の趣旨に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることが科学的に認められており、様々な科学的知見の蓄積や、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、喫煙と健康に関する規制等の見直しを図っていくことが、たばこ事業の適切な運営の確保等の観点からは重要です。なお、こうした喫煙と健康に関する規制や未成年者喫煙防止の取組等に当たっては、関係省庁と連携することで、効果的・効率的に対応しています。 塩事業に関しても、塩事業法に定める目的を達成するために、同法の趣旨に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、塩事業センターの監督や塩需給見通し及び塩需給実績の公表など、必要最小限度の国の関与により、良質な塩の安定的な供給の確保等を行っています。

施策	政11－1－1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政11-1-1-A-1：製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率（単位：％）						
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.5以上	99.5以上	○
	実績値	99.9	99.9	99.4	99.9	99.9	
	（出所）財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 （注1）各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。 （注2）標準処理期間：申請を受理した日の属する月末から2か月以内の期間をいいます。 （目標値の設定の根拠） 小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めるとしていることに加え、近年の実績値が継続して目標値を上回っていることを踏まえ、平成30年度においては、目標値を平成29年度から引き上げており、令和元年度においても前年度と同様の目標値を設定しています。 （目標の達成度の判定理由） 令和元年度の製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.9％となりました。そのため、達成度は、「○」としました。						
	測定指標（定性的な指標）	[主要]政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組					
目 標		注意文言表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。					達成度
		（目標の設定の根拠） たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。					
	実績及び目標の達成度の判定理由	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制である注意文言表示規制及び広告規制に関し、財政制度等審議会において、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、所要の見直しを行うよう報告がとりまとめられ（「注意文言表示規制・広告規制の見直し等について」、平成30年12月28日）、当該報告を受けて、たばこ事業法施行規則等の改正を行いました。 受動喫煙対策に関しては、関係省庁と連携し、日本たばこ産業株式会社等に対して「健康増進法の一部を改正する法律」のQ&Aを送付し、円滑な実施に資するよう対応しました。 また、昭和61年の日米たばこ協議において自由貿易体制の維持・強化の観					○

		点から、紙巻たばこの関税率を無税とすることで米国と合意したことを踏まえ、関税暫定措置法において、紙巻たばこの関税率が暫定税率により無税となるよう適切に措置しています。なお、たばこ事業法において、日本たばこ産業株式会社は、国産葉たばこの買入れを行おうとする場合には、すべて、予め、耕作者と原料用国産葉たばこの買入れに関する契約を締結することとされているとともに、製造たばこの製造独占が認められており、同社は、引き続き、国産葉たばこの全量買取りを行っている状況にあります。 このように、注意文言表示規制・広告規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応したため、達成度は「○」としました。	
	[主要]政11-1-1-B-2：未成年者喫煙防止に対する取組		
	目 標	未成年者喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。	達成度
		(目標の設定の根拠) 未成年者喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、成人識別装置を装備した自動販売機により当該装置を常時作動させた上で販売することをたばこ小売販売業の許可の条件としており、3,456の小売店に条件を付与しました(参考指標1参照)。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、3の小売店に条件を付与しました。 未成年者喫煙禁止法第5条に違反したたばこ小売販売業者には厳正に対処しており、1の小売店に対し、たばこ事業法に基づいて営業停止処分(1ヶ月以内)としました。 このほか、業界団体が各地で開催した未成年者喫煙防止に係る会議に参加し、小売店における未成年者喫煙防止の徹底等を要請しました。 このように、未成年者喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
測定指標(定性的な指標)	[主要]政11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理		
	目 標	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務(支)局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。	達成度
		(目標値の設定の根拠) たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、各財務(支)局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。	

実績及び目標の達成度の判定理由	製造たばこの小売定価の認可に関し、令和元年10月の消費税率の引上げ等に伴う小売定価の変更に際し、流通に支障が生じることのないよう、2,000品目を超える製造たばこについて、消費者の利益を不当に害さないかどうか等を迅速に審査のうえ認可を行うなど、前年度を上回る計2,702品目（新規認可品目を含む。）の認可を行いました。 また、令和元年10月の消費税率引上げに伴い実施されている「キャッシュレス・消費者還元事業」に関し、当事業においてたばこをポイント付与の対象とすることは、たばこ事業法上原則として禁止されている定価外販売には当たらず、たばこも当事業の対象であることを明確化するため、省令改正を行いました。 このほか、たばこ事業法に基づく許認可等の申請に対し、内容に応じ、各財務（支）局等及び各税関とも連携の上、たばこ事業法の規定に沿って処理を行ったほか、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）に基づく日本たばこ産業株式会社の事業計画等の認可申請に対しては、同法及びたばこ事業法に規定する同社の目的や役割等に照らし、その妥当性等を審査の上、認可を行いました。 小売販売業の不許可処分等に係る行政不服審査請求について、2件の処理を行いました。なお、東日本大震災によって被災された小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、9件の処理をしました。 このように、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行ったことに加え、受動喫煙対策の強化に応じた許可制度の見直し等にも適切に対応していることを踏まえ、達成度は「○」としました。	○
	施策についての評価	
評価の理由	s 目標達成 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制である注意文言表示規制及び広告規制の見直しについて、たばこ事業法施行規則等の改正を行うなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応しました。 未成年者喫煙防止について、許可条件の付与のほか、業界団体主催の未成年者喫煙防止に係る会議に参加し、小売店における未成年者喫煙防止の徹底等を要請するなど、未成年者喫煙防止に係る必要な取組等を行いました。 たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、小売販売業の許可に係る測定指標の目標値を達成しつつ、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行いました。 このように、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は「s 目標達成」としました。	

参考指標 1 : 小売販売業許可申請件数及び同許可件数

(単位: 件)

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
申請件数	8,932	8,370	7,691	7,094	6,700
許可件数	5,284	4,915	4,658	4,212	3,456

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

施策	政11-1-2: 塩事業の適切な運営の確保					
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政11-1-2-A-1: 塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位: %)					
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	○					
	(出所) 財務(支)局等からの報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 (注1) 各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。 (注2) 標準処理期間: 申請を受理した日の翌日から20日(平成28年6月までは1か月)以内の期間をいいます。 (目標値の設定の根拠) 塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日(平成28年6月までは1か月)以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 令和元年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。					
	[主要] 政11-1-2-A-2: 塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況					
	年 度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
	塩需給見通し (年1回)	○	○	○	○	○
	塩需給実績 (年1回)	○	○	○	○	○
(注) 「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。 (出所) 理財局総務課たばこ塩事業室調 (目標値の設定の根拠) 塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。 (目標の達成度の判定理由) 令和元年度は、「平成30年度塩需給実績(令和元年6月28日公表)」及び「令和2年度塩需給見通し(令和2年3月31日公表)」を所定の時期に公表しました。そのため、達成度は「○」としました。						

測定指標（定性的な指標）	[主要]政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理	
	目 標	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	○	
施策についての評価		
評価の理由	s 目標達成	

政 1 1 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：塩製造業者等登録件数

（単位：件）

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
登録件数	46	55	49	29	56

（出所）財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

評価結果の反映	(たばこ事業の適切な運営の確保) 引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえ、規制の見直し等の所要の対応を行うことや、未成年者喫煙防止の取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めます。
	(塩事業の適切な運営の確保) 引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
--------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	塩需給見通し、塩需給実績（財務省ウェブサイト）
---------------------------	-------------------------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	平成30年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 (たばこ事業の適切な運営の確保) たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行ったほか、注意文言表示規制及び広告規制の見直しや、未成年者喫煙防止の取組の徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めました。 (塩事業の適切な運営の確保) 塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めました。
--------------------	---

担当部局名	理財局（総務課たばこ塩事業室）	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------	----------	--------

Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見 (全体に通じるもの)

【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】

- 令和元年度の財務省の評価について、いつもながら自らに厳しめな評価だと思うが、妥当なものと思う。
- 財務省の評価全般については、妥当な評価がされていると思う。
- 今回の新型コロナウイルス感染症という、特別な状況を斟酌せずに評価をするという方法もあり得る一方、これでは職員の努力が反映されないということにもなりえる。そこで、次年度以降に繋がるものであれば評価をしていくといったことも考えられるのではないか。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、デジタル化を初めとする社会経済環境の変化が加速している。目標設定もこれを踏まえたものとし、明確な強い意志を持って取り組むことが必要である。
- デジタル化を個々の政策の手段ではなく、省全体の目標とすることは出来ないのか。
- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、社会の内部の、若者への教育機会が不足したり、多額の国債発行も将来世代の負担になる等、世代間での亀裂が非常に大変な問題になってきていると思う。政策目標に関しても、議論が必要ではないか。
- 新型コロナウイルス感染症のような外的なショックがあった際は、目標値を立てて実施できたのかという実効性ではなく、適応性の観点からの評価をまとめるということも考えられる。
- データが蓄積されるような体制を整え、経済の実態及び政策効果を把握し、迅速に政策を見直していけるようにすべきではないか。

○ 規制に係る事前評価書

規制に係る政策評価

1. 財務省における規制に係る政策評価の実施方針について

規制の新設・改廃を目的とする政策を決定しようとする際は、規制の質の向上や、国民への説明責任を果たすことに資することを目的として、政策評価を行うこととされています。

規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、事前評価を行っています。

また、事前評価を行った規制に係る政策については、法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては、その見直し時期、法令等に見直し条項がないものについては、見直し周期（最長5年）を設定した時期において事後評価を行っています。

なお、作成した評価書を含んだ「政策評価書」を、翌年度、作成しております。

2. 令和元年度における規制の政策評価の実施について

事前評価書

規制の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令案	令和元年7月	別添1の通り	評価結果及びパブリックコメントの結果を踏まえて、「対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令」が公布された（令和元年9月公布）
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案	令和元年10月	別添2の通り	評価結果を踏まえて、本政策を盛り込んだ「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和元年10月提出）
対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案	令和2年3月	別添3の通り	評価結果を踏まえて、「対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案等」に係るパブリックコメントを実施した（令和2年3月）

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（案）
規制の名称	対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し
規制の区分	新設、 <u>改正</u> （ <u>拡充</u> 、 <u>緩和</u> ）、廃止
担当部局	国際局調査課
評価実施時期	令和元年 7 月
規制の目的、内容及び必要性	<規制の目的> 本政令案は、①我が国に対する投資活動の増大及びその形態の多様化に鑑み、対内直接投資等への適切な対応を図るため、対内直接投資等に該当する行為の範囲等について所要の見直しを行うとともに、②技術導入契約に係る事後報告期限の緩和を行うもの。 <規制の内容> 対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しについては、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出や事後報告の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、株式取得に準じる行為として、議決権の取得を事前届出等の対象とする。また、10%未満の少数の株式しか所有していないにも関わらず、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼす議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これを外国投資家が行う場合についても同様に事前届出等の対象とする。 技術導入契約に係る事後報告期限の緩和については、居住者が非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む）との間で、技術導入契約等の締結等を行った場合には、当該導入する技術が、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の対価が 1 億円以下のもの等については、現在、契約締結日から起算して 15 日以内に報告を求めているが、当該期間を 45 日に緩和する。 <規制の必要性> 対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しについては、累次の商法（明治 32 年法律第 48 号）及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）におけるいわゆる種類株式に関する制度見直しにより、近年では、例えば、優先株式の発行等により、取得株式数が発行済株式総数の 10%に満たない株主が、議決権ベースでは総議決権の 10%以上を占める可能性も生じている。また、取得株式数が発行済株式総数の 10%に満たない株主が、他の株主から議決権行使の委任状を集める行為、他の株主と共同で議決権を行使する行為等により実質的に全体の 10%以上の議決権を取得した上で、会社の経営に影響を及ぼす事例が発生する可能性も生じている。 外為法は、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としているが、上記の状況に対応しない場合、法の潜脱行為が可能となり、実効性が低下する。 技術導入契約に係る事後報告義務については、取引相手方（外国企業）の事務手続の遅れにより報告期限に間に合わない場合があるため、報告期限を延長するよう要望がなされている（「規制改革ホットライン（平成 30 年度）」参照）。
直接的な費用の把握	費用の要素 ③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須） 対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しによって対象が広がる事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、当該見直しによる国民への新たな負担は発生しないが、一部の国内事業者（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）は、事前届出を行う遵守費用が発生しうる。ただし、事案の有無や件数、個々の事案の内容によって異なるため、定量化し、金銭価値化は困難である。 ④<u>規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</u> 対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しにより、新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用がある。ただし、審査に必要な費用は、事案の有無や件数、個々の事案の内容によって異なるため、定量化し、金銭価値化は困難である。 また、今回の政令案における規制緩和は技術導入契約に係る事後報告期限を延長するもの。緩和を行った後も、報告義務のものに変更はないことから、追加的な行政費用は発生しない。
直接的な効果（便益）の把握	便益の要素 ⑤<u>効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要</u> 我が国が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することができる。 ⑥<u>可能であれば便益（金銭価値化）を把握</u> 今回の政令案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。 ⑦<u>規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計</u> 規制緩和の内容は、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の確定対価が 1 億円相当額以下の技術導入契約に係る事後報告期限の延長であり、該当する技術導入契約を行う者にとっては負担の軽減がもたらされる。ただし、こうした期限の延長に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。

副次的な影響及び波及的な影響の把握	⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 新たに事前届出義務の対象となる外国投資家による対内直接投資等について、事前届出・審査の結果として変更・中止の勧告・命令が出された場合には、事業者は当該対内直接投資を当初の予定通りには受けられないこととなるが、これは国の安全、公の秩序、又は公衆の安全の観点から求められるものである。
費用と効果（便益）の関係	⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 新たに事前届出義務の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生しうる（ただし、実際の費用負担は事案の有無や内容によって異なる）が、対内直接投資等を適切に把握・審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することの効果（便益）は極めて大きいと考えられる。従って、今回の制度改革は適切かつ合理的なものであると考えられる。
代替案との比較	⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 今般の措置は、我が国が対内直接投資等を適切に把握・審査することにより、外為法の目的を達成するために、経営の支配性の観点に着目して、外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、単に発行済み株式総数に占める取得株式数だけではなく、議決権の取得や、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼす議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これについて事前届出等の対象とするものである。 （代替案①：外国投資家が株主総会決議に参加する行為を対象とする） 代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、特定の外国投資家が株主総会に出席し、株主総会決議に参加する行為を事前届出等の対象とすることが考えられる。 〔費用・効果〕 株主総会への出席は株主の権利であるところ、株主は株主総会に出席するかどうかを直前まで決定しない（又は直前に判断を変える）可能性もあり、それに係る事前届出義務を課すことは株主総会出席への制約ともなりかねない。また、株主総会への出席を事前届出等の対象としたとしても、当該投資家が議決権を委任した場合には、目的を達成することができない。 （代替案②：外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを対象とする） 代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを事前届出等の対象とすることが考えられる。 〔費用・効果〕 議決権は株主にとって重要な権利であり、そもそもこの取得をすべからず事前届出等の対象とすることとなれば、外国投資家による健全な対内直接投資をも阻害するおそれがある。また、外国投資家を誘引するために議決権のない株式である優先株等を大量に発行することとなれば、配当負担の増加等により、事業者の財務負担が増大するおそれがある。 〔本案と代替案の比較〕 対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、法律が期待する効果が得られる本案を採用することが適当と判断。
その他の関連事項	⑪評価の活用状況等の明記 特になし。
事後評価の実施時期等	⑫事後評価の実施時期の明記 本政令案の施行後 5 年を経過した時点において、本政令の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。 ⑬事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 本政令案の施行を受けた事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。
備考	

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（案）

規制の名称：対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：財務省 国際局 調査課

評価実施時期：令和元年7月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本政令案は、①我が国に対する投資活動の増大及びその形態の多様化に鑑み、対内直接投資等への適切な対応を図るため、対内直接投資等に該当する行為の範囲等について所要の見直しを行うとともに、②技術導入契約に係る事後報告期限の緩和を行うもの。

1. 対内直接投資等に含まれる行為の拡大

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」）は、外国投資家による対内直接投資等において、総発行済み株式数の10%以上の株式を取得しようとする場合、事前の届出義務を課しており、審査の結果必要と認められる場合には当該投資の変更・中止の勧告・命令を行うことができる。

しかし、累次の商法（明治32年法律第48号）及び会社法（平成17年法律第86号）におけるいわゆる種類株式に関する制度見直しにより、近年では、例えば、優先株式の発行等により、取得株式数が発行済株式総数の10%に満たない株主が、議決権ベースでは総議決権の10%以上を占める可能性も生じている。また、取得株式数が発行済株式総数の10%に満たない株主が、他の株主から議決権行使の委任状を集める行為、他の株主と共同で議決権を行使する行為等により実質的に全体の10%以上の議決権を取得した上で、会社の経営に影響を及ぼす事例が発生する可能性も生じている。

外為法は、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としているが、上記の状況に対応しない場合、法の潜脱行為が可能となり、実効性が低下する。

2. 技術導入契約に係る事後報告期限の緩和

現行法上、居住者が非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む）との間で、技術導入契約等の締結等を行った場合には、当該導入する技術が、対内直接投資等に関する命令で定める指定

技術であってその契約の対価が1億円相当額超のもの等については、財務大臣及び事業所管大臣へ事前届出を求めている。他方、指定技術の導入に係るもので、契約の確定対価が1億円相当額以下のもの等については、当該技術導入契約の締結等をした日から起算して15日以内に主務省令で定める手続により事後報告を求めている。

当該事後報告義務に関して、取引相手方（外国企業）の事務手続の遅れにより報告期限に間に合わない場合があるため、報告期限を延長するよう要望がなされている（「規制改革ホットライン（平成30年度）」参照）。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

外為法では、会社の経営に影響を及ぼすと想定される規模の株式取得に対応する観点から、上場会社等については発行済株式総数に占める10%以上の株式の取得を外国投資家が行うことを対内直接投資等として事前の届出や事後報告の対象としている。しかし、株式ベースの所有割合と議決権ベースの保有割合の乖離の結果、株式ベース以上の経営への影響度を持つ外国投資家が存在しうる。また、取得株式数を発行済み株式総数の10%未満にとどめて外為法の適用を逃れた上で、他の投資家からの議決権代理行使の委任状の取得や他者との議決権の共同行使の合意等を通じて議決権を実質的に10%以上取得し、10%以上の株式を取得した投資家と同等の影響力を経営に及ぼす事例が発生する可能性が生じている。

技術導入契約に係る事後報告期限の緩和については、取引相手方（外国企業）の事務手続の遅れにより報告期限に間に合わない場合があるとして、報告期限を延長するよう要望がなされている。

〔課題解決手段の検討〕

対内直接投資等に含まれる行為の拡大については、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、株式取得に準じる行為として、10%以上の議決権の取得を対内直接投資等の定義に含めることとする。また、10%未満の株式しか所有していないに関わらず、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼしうる議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これを外国投資家が行う場合についても同様に対内直接投資等の定義に含めることとする。

技術導入契約に係る事後報告期限の緩和については、現在、契約締結日から起算して15日以内に報告を求めているが、当該期間を45日に緩和する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用がある。対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しによって対象が広がる事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、当該見直しによる国民への新たな負担（遵守費用）は発生しないが、一部の国内事業者（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）は、事前届出を行う遵守費用が発生する。

行政費用及び遵守費用は、事案の有無や件数、個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

今回の政令案における規制緩和は、技術導入契約に係る事後報告期限を延長するもの。緩和を行った後も、報告義務そのものに変更はないことから、追加的な行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

我が国が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

今回の政令案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和の内容は、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の確定価が1億円相当額以下の技術導入契約に係る事後報告期限の延長であり、該当する技術導入契約を行う者にとっては負担の軽減がもたらされる。ただし、こうした期限の延長に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

新たに事前届出義務の対象となる外国投資家による対内直接投資等について、事前届出・審査の結果として変更・中止の勧告・命令が出された場合には、事業者は当該対内直接投資を当初の予定通りには受けられないこととなるが、これは国の安全、公の秩序、又は公衆の安全等の観点から求められるものである。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

新たに事前届出義務の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生しうる（ただし、実際の費用負担は事案の有無や内容によって異なる）が、対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することの効果（便益）は極めて大きいと考えられる。従って、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

今般の措置は、我が国が対内直接投資等を適切に把握・審査することにより、外為法の目的を達成するために、経営の支配性の観点に着目して、外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、単に発行済み株式総数に占める取得株式数だけではなく、議決権の取得や、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼす議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これについて事前届出等の対象とするものである。

（代替案①：外国投資家が株主総会決議に参加する行為を対象とする）

代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、特定の外国投資家が株主総会に出席し、株主総会決議に参加する行為を事前届出等の対象とすることが考えられる。

[費用・効果]

株主総会への出席は株主の権利であるところ、株主は株主総会に出席するかどうかを直前まで決定しない（又は直前に判断を変える）可能性もあり、それに係る事前届出義務を課すことは株主総会出席への制約ともなりかねない。また、株主総会への出席を事前届出等の対象にしたとしても、当該投資家が議決権を委任した場合には、目的を達成することができない。

（代替案②：外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを対象とする）

代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを事前届出等の対象とすることが考えられる。

[費用・効果]

議決権は株主にとって重要な権利であり、そもそもこの取得をすべからず事前届出等の対象とすることとなれば、外国投資家による健全な対内直接投資をも阻害するおそれがある。また、外国投資家を誘引するために議決権のない株式である優先株等を大量に発行することとなれば、配当負担の増加等により、事業者の財務負担が増大するおそれがある。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、法律が期待する効果が得られる本案を採用することが適当と判断。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特になし。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本政令案の施行後 5 年を経過した時点において、本政令の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本政令案の施行を受けた事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（仮称）
規制の名称	対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）、廃止
担当部局	国際局調査課
評価実施時期	令和元年 10 月
規制の目的、内容及び必要性	本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。 現行制度では、外国投資家による一定の業種に対する対内直接投資は国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資も含めて一律に事前届出の対象とされている。これは、我が国経済の健全な発展に寄与する投資家にとって必要の乏しい事務負担となっている可能性がある。 一方で、現行制度では上場会社の株式取得が 10% 以上の場合等によりのみ事前届出の義務がある。しかし、より少数の株式取得や株式取得後の行為により、外国投資家が会社の経営に大きな影響を及ぼし国の安全等を損なうおそれのあるケースが生じている。
直接的な費用の把握	費用の要素 ③「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須） 対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。本法律案によって拡充・追加される事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。 行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。 しかし、今回、事前届出の対象の見直しと合わせて、新たに事前届出の免除制度を導入することから、将来の届出件数の正確な予測は困難であるものの、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと考えられる。
	（遵守費用） （行政費用） ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。これにより、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなるが、一方で、免除の基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。但し、モニタリングに必要な事後報告は、その法目的に照らし、その頻度・内容等を極力簡素化する方針である。
直接的な効果（便益）の把握	便益の要素 ⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 財務省及び事業所管省庁が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することが可能となる。具体的には、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。 ⑥可能であれば便益（金銭価値化）を把握 本法律案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。但し、上記⑤記載の通り、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。 ⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。この緩和により、現行法で事前届出の対象となっていた案件はその大半で事前届出が免除されるため、届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした事前届出の免除に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 新たに事前届出の対象となる対内直接投資等について、行政庁（財務省及び事業所管省庁）による審査の結果、変更又は中止の勧告・命令がなされた場合には、当該対内直接投資等は当初の予定通り行われなければならないこととなる。また、事前届出の免除対象業種において、免除基準が守られず、事後に勧告・命令がなされた場合は、事後的に対内直接投資等の中止・変更等もあり得る。しかし、これらの効果は、国の安全の維持等、外為法の目的を達成するため、本法律案が企図するところである。
費用と効果（便益）の関係	⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 新たに事前届出の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生し得る。一方、新たに事前届出の免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた条件の大半は事前届出が免除され、届出に要する費用が軽減さ

	れる（但し、実際の費用負担は将来の事案の件数及び個々の事案の内容によって異なる）。今回の制度改正は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、今回の制度改正は適切かつ合理的なものと考えられる。
代替案との比較	<u>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</u> 本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。 （代替案：事後介入制度の導入） 代替案として、事前届出制度に加えて、或いは事前届出制度に代えて、新たに事後介入の制度（投資家が投資を実施した後に、国の安全等の観点から必要があると認めれば株式の売却命令等を行う等）を導入することが考えられる。 〔費用・効果〕 事後介入制度は、投資家の予見可能性を著しく低下させ、健全な対内直接投資までも抑止するおそれがある。 〔本案と代替案の比較〕 対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的や、現行制度との継続性の観点に照らし、本案を採用することが適当と判断。
その他の関連事項	<u>⑪評価の活用状況等の明記</u> 令和元年 10 月 8 日に関税・外国為替等審議会 第 43 回外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。
事後評価の実施時期等	<u>⑫事後評価の実施時期の明記</u> 本法律案の施行後 5 年を経過した時点において、本法律の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。 <u>⑬事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</u> 本法律案の施行後の事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。
備考	

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：財務省 国際局 調査課

評価実施時期：令和元年 10 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。

現行制度では、外国投資家による一定の業種に対する対内直接投資は国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資も含めて一律に事前届出の対象とされている。これは、我が国経済の健全な発展に寄与する投資家にとって必要の乏しい事務負担となっている可能性がある。

一方で、現行制度では上場会社の株式取得が10%以上の場合等にのみ事前届出の義務がある。しかし、より少数の株式取得や株式取得後の行為により、外国投資家が会社の経営に大きな影響を及ぼし国の安全等を損なうおそれのあるケースが生じている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

現行制度では、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資についても事前届出の対象とされており、我が国経済の健全な発展に寄与する投資家にとって必要の乏しい事務負担となっている可能性がある。一方で、株式取得が上場会社に係る現行の閾値である10%未満の場合であ

っても、外国投資家が会社の経営に大きな影響を及ぼし、国の安全等を損なうおそれのあるケースが生じている。

〔課題解決手段の検討〕

我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれのある投資には適切に対応していく観点から、以下の見直しを行う。

- ① 国の安全等を損なうおそれが大きいもの以外については、一定の基準を遵守することを条件に、事前届出を要しないこととする。
- ② 上場企業の株式取得について、事前届出が必要となる閾値（現行では 10%）を引き下げる等の見直しを行う。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。本法律案によって拡充・追加される事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。

行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

しかし、今回、事前届出の対象の見直しと合わせて、新たに事前届出の免除制度を導入することから、将来の届出件数の正確な予測は困難であるものの、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと考えられる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。これにより、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなるが、一方で、免除の基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。但し、モニタリングに必要な事後報告は、その法目的に照らし、その頻度・内容等を極力簡素化する方針である。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

財務省及び事業所管省庁が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することが可能となる。具体的には、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本法律案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。但し、上記⑤記載の通り、国の安全等を損なう恐れがある投資に適切に対応しつつ、「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日閣議決定）に定める「2020 年までには対内直接投資残高を 35 兆円に拡大する」目標に向けた後押しとなることが期待される（2018 年末の対内直接投資残高は 30.7 兆円）。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本法律案における規制緩和は、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる投資について、事前届出を要しないこととするもの。この緩和により、現行法で事前届出の対象となっていた案件はその大半で事前届出が免除されるため、届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした事前届出の免除に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

新たに事前届出の対象となる対内直接投資等について、行政庁（財務省及び事業所管省庁）による審査の結果、変更又は中止の勧告・命令がなされた場合には、当該対内直接投資等は当初の予定通り行われなかったこととなる。また、事前届出の免除対象業種において、免除基準が守られず、事後に勧告・命令がなされた場合は、事後的に対内直接投資等の中止・変更等もあり得る。しかし、これらの効果は、国の安全の維持等、外為法の目的を達成するため、本法律案が企図するところである。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

新たに事前届出の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生し得る。一方、新たに事前届出の免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた条件の大宗は事前届出が免除され、届出に要する費用が軽減される（但し、実際の費用負担は将来の事案の件数及び個々の事案の内容によって異なる）。今回の制度改正は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、今回の制度改正は適切かつ合理的なものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本法律案は、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進するため、事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象等を見直すもの。

（代替案：事後介入制度の導入）

代替案として、事前届出制度に加えて、或いは事前届出制度に代えて、新たに事後介入の制度（投資家が投資を実施した後に、国の安全等の観点から必要があると認めれば株式の売却命令等を行う等）を導入することが考えられる。

[費用・効果]

事後介入制度は、投資家の予見可能性を著しく低下させ、健全な対内直接投資までも抑止するおそれがある。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的や、現行制度との継続性の観点に照らし、本案を採用することが適当と判断。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和元年 10 月 8 日に関税・外国為替等審議会 第 43 回外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本法律案の施行後 5 年を経過した時点において、本法律の施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本法律案の施行後の事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案（仮称）
規制の名称	対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）、廃止
担当部局	財務省国際局調査課
評価実施時期	令和2年3月
規制の目的、内容及び必要性	本政令案は、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（以下「改正外為法」という。）の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令その他の関係政令を改正するもの。 昨年11月に成立した改正外為法は、経済の健全な発展につながる投資を一層促進するため、事前届出免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出対象の見直し等を行うもの。本政令案は、事前届出免除制度の詳細についての規定や、事前届出が必要な対内直接投資等に該当する行為の追加、事前届出が必要となる株式取得の閾値（1%）の設定を行う。 本政令の改正が行われない場合、事前届出免除制度の詳細が規定されないことから、外国投資家は免除を利用できず、改正外為法の目的である経済の健全な発展につながる投資を促進することの妨げとなる。同様に、事前届出が必要な対内直接投資等に該当する行為の追加や、事前届出が必要となる株式取得の閾値の1%への引下げが行われず、国の安全等への懸念に適切に対応することが困難となる。
直接的な費用の把握	費用の要素 ③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須） （遵守費用） 対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであり、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。 行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。 なお、今回、閾値引下げに伴い、事前届出の対象となりうる投資案件の数は増加するが、新たに事前届出の免除制度を導入する。これまで事前届出の対象となっていた届出案件の大宗は事前届出免除の対象となると想定されることから、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと見込まれる。 （行政費用） ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 本政令案で導入される事前届出免除制度により、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなる。一方で、免除基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。
直接的な効果（便益）の把握	便益の要素 ⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 本政令案で規定する制度の運用により、経済の健全な発展につながる投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資にも一層適切に対応することで、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することにつながるものである。 ⑥可能であれば便益（金銭価値化）を把握 改正外為法の目的は、経済の健全な発展につながる投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資にも一層適切に対応することであるが、この目的を達成することについては、金銭価値化することは困難である。 ⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 事前届出免除制度を導入することにより、これまで事前届出の対象となっていた案件はその大半が免除されることが見込まれるため、外国投資家の届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした軽減される遵守費用を金銭価値化することは困難である。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要 対内直接投資の事前届出審査制度が強化されることで、日本企業が他国に投資する際に、安全保障上の観点から懸念の対象となる可能性が抑制されうる。また、今回導入する事前届出免除制度について、外国投資家への理解の浸透のため、海外での説明会の開催等の対応が必要である。
費用と効果（便益）の関係	⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 事前届出の対象となる対内直接投資等については、行政庁による審査費用や外国投資家による遵守費用が発生し得る。一方で、事前届出免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた届出案件の大宗は届出が免除されることが見込まれ、外国投資家による遵守費用は軽減される（但し、実際の費用負担は個々の事案の内容によって異なることから、定量化や金銭価値化は困難）。今回の制度改正は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、適切かつ合理的なものと評価可能である。
代替案との比較	⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 （代替案：事前届出が必要となる株式取得の閾値を緩和的に設定する） 本案では、上場会社の株式取得について、事前届出が必要となる閾値を1%に引き下げる

	こととしているが、投資促進の観点から、より緩和的な値（例えば5%）に設定することが考えられる。 [費用・効果] 会社法上、株主は1%以上の株式取得から議題提案権を有する。1%を超える緩和的な閾値を設定する場合、株主による一定の影響力の行使を通じ、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応することが困難となる。他方、1%の閾値であっても、事前届出免除制度の導入により、十分な投資促進効果が見込まれる。 [本案と代替案の比較] 経済の健全な発展につながる投資を一層促進することと、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応することの2つの法目的にバランスよく対応していくためには、本政令案を採用することが適当と判断。
その他の関連事項	<u>⑪評価の活用状況等の明記</u> 本政令案を検討するに当たっては、令和元年12月26日に閣議・外国為替等審議会第44回外国為替等分科会を開催し、有識者から意見を聴取したほか、外国投資家をはじめとした市場関係者や投資先である発行体企業等から幅広く意見を聴取した。
事後評価の実施時期等	<u>⑫事後評価の実施時期の明記</u> 本政令案は、改正外為法の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令その他の関係政令を改正するもの。改正外為法では、法律の施行後5年を経過した時点において施行の状況を検証し、必要があると認めるときは改正法の規定に検討を加えることとしている。改正法の施行状況と併せて本政令の施行の状況も検証し、必要があると認めるときは政令の規定について検討を加えることとする。 <u>⑬事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</u> 本政令案の施行後の事前届出の提出状況等を検証することにより、費用対効果や間接的影響を確認することとする。
備考	

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案（仮称）

規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出対象等の見直し

規制の区分：新設、☒改正 ☐（拡充、☐緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：財務省 国際局 調査課

評価実施時期：令和2年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本政令案は、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（以下「改正外為法」という。）の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令その他の関係政令を改正するもの。

昨年11月に成立した改正外為法は、経済の健全な発展につながる投資を一層促進するため、事前届出免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出対象の見直し等を行うもの。本政令案は、事前届出免除制度の詳細についての規定や、事前届出が必要な対内直接投資等に該当する行為の追加、事前届出が必要となる株式取得の閾値（1%）の設定を行う。

本政令の改正が行われない場合、事前届出免除制度の詳細が規定されないことから、外国投資家は免除を利用できず、改正外為法の目的である経済の健全な発展につながる投資を促進することの妨げとなる。同様に、事前届出が必要な対内直接投資等に該当する行為の追加や、事前届出が必要となる株式取得の閾値の1%への引下げが行われず、国の安全等への懸念に適切に対応することが困難となる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

現行制度では、閾値を超える対内直接投資等で指定業種に係る投資については一律に事前届出の対象とされており、経済の健全な発展に寄与する投資を行う投資家にとって過重な事務負担となっている可能性がある。一方で、株式取得が上場会社に係る現行の閾値である 10%未満の場合であっても、投資先の会社の技術情報の窃取や重要事業の喪失により、国の安全等が損なわれるおそれがある。

〔課題解決手段の検討〕

経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある投資には適切に対応していく観点から、改正外為法において、事前届出免除制度を導入するとともに、事前届出対象の見直し等を行うこととされている。既に改正外為法が公布されており、法の委任に基づき、施行期限である令和 2 年 5 月 29 日までに政令の規定の整備を行う必要がある。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に係る事前届出の対象の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであり、遵守費用は国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含め、外国投資家において発生する。

行政費用及び遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

なお、今回、閾値引下げに伴い、事前届出の対象となりうる投資案件の数は増加するが、新たに事前届出の免除制度を導入する。これまで事前届出の対象となっていた届出案件の大宗は事前届出免除の対象となると想定されることから、届出件数が現状に比べて大きく増加することはないと見込まれる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本政令案で導入される事前届出免除制度により、免除対象となる投資についての審査費用は発生しなくなる。一方で、免除基準の遵守に係る行政上のモニタリング費用は発生する。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本政令案で規定する制度の運用により、経済の健全な発展につながる投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資にも一層適切に対応することで、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することにつながるものである。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

改正外為法の目的は、経済の健全な発展につながる投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資にも一層適切に対応することであるが、この目的を達成することについては、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

事前届出免除制度を導入することにより、これまで事前届出の対象となっていた案件はその大半が免除されることが見込まれるため、外国投資家の届出に要する遵守費用は軽減される。但し、こうした軽減される遵守費用を金銭価値化することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

対内直接投資の事前届出審査制度が強化されることで、日本企業が他国に投資する際に、安全保障上の観点から懸念の対象となる可能性が抑制されうる。また、今回導入する事前届出免除制度について、外国投資家への理解の浸透のため、海外での説明会の開催等の対応が必要である。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

事前届出の対象となる対内直接投資等については、行政庁による審査費用や外国投資家による遵守費用が発生し得る。一方で、事前届出免除制度を導入することから、現行法で事前届出の対象となっていた届出案件の大宗は届出が免除されることが見込まれ、外国投資家による遵守費用は軽減される（但し、実際の費用負担は個々の事案の内容によって異なることから、定量化や金銭価値化は困難。）。今回の制度改正は、対内直接投資等を適切に把握し、必要な案件に絞って審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与するものであり、その効果（便益）は極めて大きく、適切かつ合理的なものと評価可能である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

（代替案：事前届出が必要となる株式取得の閾値を緩和的に設定する）

本案では、上場会社の株式取得について、事前届出が必要となる閾値を1%に引き下げることとしているが、投資促進の観点から、より緩和的な値（例えば5%）に設定することが考えられる。

〔費用・効果〕

会社法上、株主は1%以上の株式取得から議題提案権を有する。1%を超える緩和的な閾値を設定する場合、株主による一定の影響力の行使を通じ、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応することが困難となる。他方、1%の閾値であっても、事前届出免除制度の導入により、十分な投資促進効果が見込まれる。

〔本案と代替案の比較〕

経済の健全な発展につながる投資を一層促進することと、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応することの2つの法目的にバランスよく対応していくためには、本政令案を採用することが適当と判断。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本政令案を検討するに当たっては、令和元年 12 月 26 日に関税・外国為替等審議会第 44 回外国為替等分科会を開催し、有識者から意見を聴取したほか、外国投資家をはじめとした市場関係者や投資先である発行体企業等から幅広く意見を聴取した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本政令案は、改正外為法の施行に伴い、対内直接投資等に関する政令その他の関係政令を改正するもの。改正外為法では、法律の施行後 5 年を経過した時点において施行の状況を検証し、必要があると認めるときは改正法の規定に検討を加えることとしている。改正法の施行状況と併せて本政令の施行の状況も検証し、必要があると認めるときは政令の規定について検討を加えることとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本政令案の施行後の事前届出の提出状況等を検証することにより、費用対効果や間接的影響を確認することとする。

○ 租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等に係る政策評価

1. 財務省における租税特別措置等に係る政策評価の実施方針について

租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等）のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの（注）について、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」及び「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、「政策評価に関する基本計画」（財務省）において、改正や延長等の要望が行われる際に事前評価を実施するほか、必要に応じて事後評価を行い、基本計画対象期間内に一回は政策評価が行われるようにしています。

事前評価及び事後評価を実施した場合は、評価書を作成・公表し、事前評価の政策評価書は税制改正要望に添付されて活用されています。

また、作成した評価書は総務省に送付し、同省が各府省分をとりまとめて公表しています。なお、財務省では、これらの評価書を含んだ「政策評価書」を、翌年、作成しております。

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条の規定により、法人税については「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律（平成22年法律第8号）第3条第1項に規定するもの、地方税については、法人の都道府県民税、市町村移民税及び事業税で税額又は所得の減額を内容とするものについて、延長等の要望の際の事前評価が義務づけられています。

2. 令和元年度における租税特別措置等に係る政策評価の実施について

事前評価書

租税特別措置等の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	令和元年8月	別添1の通り	評価結果を踏まえ、令和2年度税制改正要望を行い、税制改正大綱に盛り込まれた

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税3)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。 《要望の内容》 当該措置の適用期限を機構の存続期限までとする。 《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の12第1項第1号ロ 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第9条第3項
5	担当部局		財務省大臣官房信用機構課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成16年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯		平成16年度 創設 平成21年度 延長(5年間) 平成26年度 延長(3年間) 平成29年度 延長(3年間)
8	適用又は延長期間		機構の存続期限までの延長とする。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号) (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑化を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等による株式等の処分（市場売却）を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。
10	有効性等	① 適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
		② 適用額	適用総額は、各年度 274.8 億円（資本金等の額（284.8 億円）－ 特例適用後課税標準（10 億円））である。 ※ 適用総額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報（地方税法附則第9条第3項「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」）における課税標準（資本金等の額）27,478,679 千円を活用している。
		③ 減収額	○減収額 平成 16 年度から平成 26 年度まで各年度 57 百万円 平成 27 年度 86 百万円 平成 28 年度から令和元年度 144 百万円 ○減収見込み額 令和2年度以降、各年度 144 百万円 《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税（資本割）税率 = 27,478,679 千円※1 × 0.21%※2 = 57,705 千円（～平成 26 年度） = 27,478,679 千円 × 0.315%※2 = 86,557 千円（平成 27 年度） = 27,478,679 千円 × 0.525%※2 = 144,263 千円（平成 28 年度～） ※1 減収額の計算にあたっては、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実態調査に関する情報（地方税法附則第9条第3項「銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置」）における課税標準（資本金等の額）27,478,679 千円を活用している。 ※2 東京都適用税率

		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置により、平成 16 年度から平成 26 年度の各年度で 57 百万円、27 年度 86 百万円、28 年度から令和元年度で 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。 その結果、銀行等による株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合、解散時の債務超過(国民負担)を回避するべく、機構が株式等の買取りを抑制することが考えられ、その結果、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置を講ずることにより、令和2年度以降の各年度において法人事業税 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保することに繋がる。 その結果、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認する効果があるといえる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	機構の業務は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。 当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであり、また、機構の解散時の債務超過(国民負担)を回避するため、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するには、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、銀行等の業務の健全な運営の確保に貢献している。 その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、さらに金融システム全体の安定性確保及び地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年8月

○ 参考資料

令和元年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【測定指標政 2-1-2-A-2: 財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）】	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	平成31年4月～ 令和2年3月	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○5段階評価 ○主な質問項目 ・情報の見つけやすさ ・内容の分かりやすさ 等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政3-1-3に係る参考指標: 個人向け国債の認知状況の推移】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者（20歳以上） ・金融商品の購入未経験者（20歳以上）	令和元年9月	電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、名前だけは知っている、知らない 等） ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談/通関手続に関するアンケート 【測定指標政 5-3-3-A-2: 輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ○回収数 915 ・通関業者 490 ・輸出入者 425	令和2年2月～ 3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・輸出入通関手続の満足度
4	税関検査に関するアンケート 【政 5-3-3 に係る参考指標: 旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客 ○回収数 329	令和2年2月～ 3月	各空港の旅具検査場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット画面上で回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・検査官の対応、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
5	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-2: 講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ○回収数 10 ・税関見学者 9 ・講演会参加者 1	令和2年2月～ 3月	見学会場、講演会場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット上で回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、やや悪い、悪い、大変悪い、どちらともいえない） ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度
6	税関相談/通関手続に関するアンケート 【測定指標政 5-3-5-A-3: 輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・輸出入者 ○回収数 425	令和2年2月～ 3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、知らない） ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 （事前教示制度、認定事業者制度等）

7	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-4 : 密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ・全国の税関本関、支署、出張所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ・一般旅客 ○回収数 1,345 ・税関見学者 9 ・講演会参加者 1 ・通関業者 490 ・輸出入者 425 ・窓口来訪者 91 ・一般旅客 329	令和2年2月～3月	(税関見学者等) 会場で依頼文を配布 インターネット画面上で回収 (通関業者等) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (窓口来訪者) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (一般旅客) 各空港の旅具検査場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット画面上で回収	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各密輸取締り活動の認知度(空港・海上等パトロール、麻薬探知犬・X線検査装置による検査等)
8	税関相談に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-5 : 税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ○回収数 1,006 ・通関業者 490 ・輸出入者 425 ・窓口来訪者 91	令和2年2月～3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサーについての満足度
9	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【測定指標政6-2-4-A-1 : 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】	○実施場所 ・研修所、セミナー会場 ○実施対象者 ・研修生、セミナー受講者 ○回収数 ・財務総研 : 659	平成31年4月～令和2年3月の間 (各研修・セミナー一時)	研修・セミナー中に配付 研修・セミナー終了時に回収	○5段階評価 ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

用 語 集

あ アジア債券市場育成イニシアティブ

(ABMI : Asian Bond Market Initiative)

平成 15 年 8 月の ASEAN+3 (日中韓) 財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

い 一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構 (JICA) が担当。

か 海外 I R

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目について、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第 83 条第 1 項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)

各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。昭和 48 年の WCO 総会 (於：京都) で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』(通称：京都規約) を改正する形で作成された。

平成 11 年 6 月の WCO 総会で採択され、平成 18 年 2 月に発効。

貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと (貨幣回収準備資金に関する法律第 1 条及び第 8 条)。

貨幣のクリーン化

日本銀行に還流する貨幣の政府への回収割合を高めることにより、新規製造貨幣の市中流通を促進すること。

借換債

特別会計に関する法律に基づき、普通国債の償還額の一部を借り換える資金を調達するために発行される国債。

き 気候投資基金

(C I F : Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者は弱い途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

(P B : Primary Balance)

「借入を除く収支等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の収支等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

- ・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）
- ・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）
- ・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）
- ・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

緊急関税

輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税

金融再生法開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号・以下「金融再生法」という。）に基づく開示債権。金融再生法では、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返などを含む）を債務者の状況などに応じ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」に分類し、それぞれ開示することとされている。

く 国・地方の公債等残高

普通国債、年金特例公債、地方債及び交付税特会借入金合計。（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和2年7月31日経済財政諮問会議提出）

こ 公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国家的な記念事業

国が記念して行うにふさわしい事業。

国庫

国は、租税及び国債を主たる財源として現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第 128 条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ 財政投融资

政府が財投債（国債）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資（地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資）、②産業投資（投資（主として出資）により長期リスクマネーを供給）、③政府保証（政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う）の 3 つの方法がある。

財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財政融資資金証券

財政融資資金法第 9 条第 1 項の規定に基づき「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」に発行される、政府短期証券。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系（SNA）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

し 事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分（税番）、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答する。（関税法第7条第3項）

事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を行うこと。

資本性資金

金融機関が財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことであり、貸出条件において、長期間償還不要な状態や配当可能利益に応じた金利設定、法的破綻時の劣後性といった資本に準じた性質が確保されているもの。

社会保障・税一体改革（社会保障と税の一体改革）

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な積荷情報。

※当該制度は、WCOの「基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録

（PNR：Passenger Name Record）

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

信用保証・投資ファシリティ

（CGIF：Credit Guarantee Investment Facility）

ASEAN+3域内の企業が発行する社債に保証を供与することで、債券発行による資金調達が困難な企業の信用力を高め、現地通貨建て債券発行を円滑化することを目的とした枠組み。

せ 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目（重さ）が適正であることを公開の場で示すもので、明治5年以降実施。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則3ヶ月だが、国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が2か月程度・6か月程度・1年のものもある。

政府保証枠

預金保険機構等が日本銀行及び民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区分されている。

そ 相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税

その他収入

歳入総額から税収と公債金を除いたもの。日本銀行・独立行政法人等からの納付金や特別会計からの受入金、前年度剰余金受入等から構成される。

た たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備（ドル）から融通するもの。

地球環境ファシリティ

（GEF:Global Environment Facility）

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている：生物多様性保

全、化学物質対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、砂漠化防止。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が、地区計画等の都市計画決定をした上で行う入札方式。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。（関税法第69条の2及び第69条の11）

つ 通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

て デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する

計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条）。

特定支援

株式会社地域経済活性化支援機構が、金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者（主債務者）の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに従った整理手続きを行うもの。

特定専門家派遣

株式会社地域経済活性化支援機構が、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手となる金融機関やファンドの運営会社等に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材の派遣を行うもの。

に 二国間通貨スワップ取極

（B S A : Bilateral Swap Arrangement）

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

二段階一般競争入札

土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う入札方式。

日EU・EPA

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定。

平成25年3月に交渉が開始され、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効した。

日米貿易協定

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定。物品貿易に関する協定で、平成30年9月の日米首脳会談における日米共同声明を受けて、平成31年4月から両国間で交渉を行い、令和元年9月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和2

年1月に発効した。

日米デジタル貿易協定

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備したもの。日米貿易協定と同時に最終合意、署名に至り、発効した。

は パンデミック緊急ファシリティ

保険メカニズムを活用して民間資金を動員しつつ、パンデミック発生時に迅速かつ効率的な資金動員を行うための枠組み。

ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。

なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

ふ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（アンチダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

ほ 報復関税

WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税。

保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

本邦技術活用条件制度

（STEP：Special Terms for Economic Partnership）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月より導入された円借款の制度。

み 緑の気候基金

（GCF：Green Climate Fund）

平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において設立が決定した開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。同基金の支援業務を開始するための初期資金として各国から100億ドルを超える拠出表明が行われている（我が国からは15億ドルの拠出を表明）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ 輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸出貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸入貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

（UHC：Universal Health Coverage）

すべての人が基礎的な保健医療サービスに必要なときに負担可能な費用で受けられること。

り 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行するための入札。

リオープン

新たに発行する国債を既発債と同一銘柄の国債として追加発行すること。

量目（りょうめ）

はかりにかけてはかった物の重さ。量（目方）のこと。

留保財産

未利用国有地等のうち、地域にとって有用性が高く希少な土地であり、国が所有権を留保した財産。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A AEO（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。

ALM

資産・負債管理。Asset Liability Managementの略称。金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。

APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21エコノミーが参加するフォーラム。主要な活動は、域内の貿易投資の自由化・円滑化、経済・技術協力。

ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nationsの略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

ASEAN+3

ASEAN（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の3カ国。

ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）

2011年4月にシンガポールに設置された常設機関で、地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、危機時にはチェンマイ・イニシアティブの迅速な意思決定の支援等を行う。

平成25年5月には、AMROの国際機関化に合意し、平成26年10月には、その設立協定への署名が完了。平成27年5月に設立協定が国会承認され、同年6月に受諾書をASEAN事務局へ寄託し、平成28年2月にAMROは国際機関となった。

ASEM

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の対話と協力の強化を目的として平成8年より開始されたプロセス。アジア・欧州の相互の尊重と対等のパートナーシップを基礎とし、政治対話促進、経済・金融面での協力強化及び文化・社会面等での協力促進に取り組む。

E EPA

経済連携協定。Economic Partnership Agreementの略称。FTAの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F FATF

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。資金洗浄対策及びテロ資金対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、資金洗浄・テロ資金供与に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

F I L P

財政投融资計画。Fiscal Investment and Loan Program の略称。当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける（「財政投融资」参照）。

F T A

自由貿易協定。Free Trade Agreement の略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G 2 0

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、99年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

G 7

先進7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Seven の略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加がメンバー。

I M F

国際通貨基金。International Monetary Fund の略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

M D B s

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N A C C S

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

P B

基礎的財政収支。Primary Balance の略。

P F I

Private Finance Initiativeの略称。民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

（I D B の） P P P ファシリティ

I D B が、官民連携（P P P：Public Private Partnership）による質の高いインフラ案件の組成等の技術支援を実施するために設置したプログラム。

R C E P

東アジア地域包括的経済連携。Regional Comprehensive Economic Partnershipの略称。A S E A N の10カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの6カ国が交渉に参加する広域経済連携。

S A F E 基準の枠組み

平成13年9月の米国同時多発テロ以降、W C O におけるテロ対策に向けた検討結果を踏まえ、国際貿易の安全確保及び円滑化を両立するために国際的に実施すべき方策をW C O が基準としてとりまとめたもの。平成17年6月のW C O 総会で採択。更に平成19年6月の総会での採択により「A E O ガイドライン」を含む内容となっている。

SEADRIF

東南アジア災害リスク保険ファシリティ (Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility) の略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国に対して、自然災害リスク保険プールを含む、気候変動・自然災害に対するリスクファイナンス及び保険ソリューションを供給することを目的としたASEAN+3の枠組み。

T TPP

環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月に署名が行われた。その後、平成29年1月に米国がTPPからの離脱を宣言したが、平成30年3月に米国を除く11カ国で署名が行われ、同年12月30日にTPP11協定 (CPTPP) として発効。令和元年6月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7カ国で発効している。

W WCO

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会 (Customs Cooperation Council) で、平成6年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

WTO

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成7年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO貿易円滑化協定

WTOドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年7月に交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置 (事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等) を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。

財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

財務省ウェブサイトトップページ	https://www.mof.go.jp/
予算・決算 (国のお金の使い道)	https://www.mof.go.jp/budget/
税制 (国の税金の仕組み)	https://www.mof.go.jp/tax_policy/
関税制度 (輸出入手続きと水際での取締り)	https://www.mof.go.jp/customs_tariff/
国債 (国の発行する債券)	https://www.mof.go.jp/jgbs/
財政投融资 (国からの資金の貸付・投資)	https://www.mof.go.jp/filp/
国庫 (国のお金の動きとその調整)	https://www.mof.go.jp/exchequer/
通貨 (貨幣・紙幣)	https://www.mof.go.jp/currency/
国有財産 (国の保有する財産)	https://www.mof.go.jp/national_property/index.html
たばこ・塩 (たばこ事業・塩事業)	https://www.mof.go.jp/tab_salt/index.html
国際政策 (外国為替・国際通貨・経済協力)	https://www.mof.go.jp/international_policy/index.html
政策金融・金融危機管理等	https://www.mof.go.jp/financial_system/

財務省の政策評価に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室(メールアドレス:hyouka@mof.go.jp)にお送りください。

財務省

Ministry of Finance, JAPAN